第二篇　勞働組合

第一章　組織狀況及び組織率

第一節　概說

勞働省の發表によれば、昭和廿二年十二月末現在の登錄單位勞働組合數は二八、〇一三、組合員總數は六、二六八、四三二名である。* 本研究所による廿二年九月末の組織率は四八・六%であるが（*この數には全日本海員勞働組合が入つていないからこれを加えれば約六、四〇〇、〇〇〇人である。産業別組織狀況の註參照）まずこれらの數字を大正十年以降の年次別組合狀況と比率してみよう。

年次別	勞働組合數	勞働組合員數	推定組織率(%)
大正十年	三〇〇	一〇三、四一三	—
大正十一年	三八九	一三七、三八一	—
大正十二年	四三三	一二五、五五一	—
大正十三年	四六九	二二八、二七八	五・三%
大正十四年	四五七	二五四、二六二	五・六%
大正十五年	四八八	三八四、七三九	六・一%
昭和二年	五〇五	三〇九、四九三	六・五%
昭和三年	五〇一	三〇八、九〇〇	五・三%
昭和四年	六三〇	三三〇、九八五	六・八%
昭和五年	七一三	三五四、三一二	七・五%
昭和六年	八一八	三六八、九七五	七・九%
昭和七年	九三三	三七七、六二五	七・八%
昭和八年	九四二	三八四、六一三	七・五%
昭和九年	九六五	三八七、九六四	六・七%
昭和十年	九九三	四〇八、六六二	六・九%
昭和十一年	九七三	四二〇、五八九	六・九%
昭和十二年	八三七	三五九、二九〇	六・一%
昭和十三年	七三一	三七五、一九一	五・五%
昭和十四年	五一七	三六五、八〇四	五・三%
昭和十五年	四九	九、四五五	〇・一%
昭和十六年	一	八九五	〇
昭和十七年	三	一一一	〇
昭和十八年	三	一五五	〇
昭和十九年六月末	三	一五五	〇
昭和十九年十二月末	〇	〇	〇
昭和二〇年六月末	〇	〇	〇
昭和二〇年十二月末	七〇七	三七八、四八一	—
昭和二一年六月末	二、五七九	三、七四八、九五二	—
昭和二一年十二月末	一七、一六五	四、八四九、三二九	—

昭和二二年六月末	三、三三三	五、五九四、六九九
昭和二二年十二月末	六、二六八、四三三(十月初め)四八・六%	

我が國に於ける勞働組合は官憲の彈壓によつて、戰前最高七・九%の組織率しかもちえなかつたが、ポツダム宣言の受諾によつて團結權を保障されるや、前表にみる如き飛躍的增大をみたのである。

終戰後の勞働組合組織の質的發展は別項「組織運動」をみて頂きたいが、量的には廿一年上半期(廿一年三月一日勞働組合法施行)にめざましいことを次の數字が示している。

結成年別組合數及び組合員數

	組合數	組合員數
設立時		
二〇年終戰以降	八五五	六〇二、七〇六
二一年上半期	九、五〇六	二、八〇一、六四七
二一年下半期	四、九八二	八六四、〇三二
二二年上半期		六、七〇八
二二年下半期		五、九六二
(二二年末勞働省一齊調査の數)		七九〇、六五五

組織が大經營からはじまつて漸次小さい組合が設立されつた過程は時期別の一組合平均組合員數を前表の數から出すと次のように明かである。

二〇年	七〇四人
二一年上半期	二九五人
二一年下半期	一七三人
二二年上半期	一八〇人
二二年下半期	一三三人

尙產業別、府縣別の結成年別組合數及び組合員數を次表に示す。

府縣結成年別組合數及組合員數調

府縣別	二〇年 組合數	二〇年 組合員數	二一年上半期 組合數	二一年上半期 組合員數	二一年下半期 組合數	二一年下半期 組合員數	二二年上半期 組合數	二二年上半期 組合員數	二二年下半期 組合數	二二年下半期 組合員數	計 組合數	計 組合員數
北海道	九二	八四、三三〇	九五六	一七二、三九一	三二三	三三、七五六	四六四	六一、一一七	三六二	四〇、〇九二	二、一八六	三九一、六九五
青森	一〇	二、三六二	一八六	三〇、一〇七	七五	六、六三四	一四二	一〇、四〇五	一三九	一四、六三五	五五二	六四、一四三
岩手	七	九四六	一一五	三四、四五九	五〇	六、〇四四	一二四	一七、六三三	八〇	七、一八八	三七六	七六、三七〇
宮城	一三	四、一〇六	一八二	三六、四七七	八三	一六、四三一	一二五	一六、九四七	七〇	一三、一六六	四六三	八六、二三七
秋田	三	四、五九九	一二〇	一八、五六四	九八	九、八一一	一四九	一三、四九六	八五	八、三三八	五四五	五四、八〇八

山形	三	七三	一四五	四〇、三七九	一七三	一一、九一三	一七八	一四、七九〇	一三八	九、五三三	九三八	七七、三三七
福島	二六	二、〇〇〇	一八三	四四、二六〇	一一五	三三、七〇七	一三二	一八、二六〇	九五	八、七五一	五四一	一一六、九九八
茨城	二六	八、八一七	一三〇	三三、五四八	六七	一八、九九	五四	八、〇四四	七三	一四、六五一	三四〇	八六、〇五八
栃木	二一	八、五二二	一三五	三六、〇五八	九一	一四、一三〇	一五八	二二、〇一九	一〇八	七、一五八	五一三	七九、八七七
群馬	二〇	五、五九一	一七八	四七、四〇二	一七四	一五、三一五	一四〇	一五、一〇六	一二二	一七、四八七	七三四	一〇〇、九〇一
埼玉	一八	九、二二二	一四六	六五、一八六	一一九	二二、六五六	一二〇	二二、六〇四	一〇八	二二、七九八	六二一	二一〇、四六六
千葉	一四	三、九一四	一二二	三七、四九六	七六	二二、二九七	七四	二二、三二二	一〇〇	一七、三五九	三六六	八二、四〇八
東京	一九	二二三、六一三	九七九	六六一、一〇二	四七九	一〇九、九七	七〇八	三一〇、八二二	五八二	八九、二六一	二、九四六	八〇四、七六四
神奈川	六一	六四、二〇九	三四三	一〇三、一四五	二一八	二九、二三五	一六三	三七、八七九	一六七	三七、三六九	八六二	二七一、八三七
新潟	七	二、三〇六	二二九	六三、六五三	九九	三、六四七	一〇〇	四六、〇六一	一七三	一六、六六四	七〇八	一四二、三二一
富山	二七	七、一六四	二二四	四〇、二二四	五九	二二、六八二	二二〇	二五、九七六	九〇	二二、三九一	四二〇	八八、三五七
石川	七	七一八	一六五	四二、八二四	九〇	二二、八二四	一〇〇	二二、八九一	九一	五、二二二	四五三	七二、四七八
福井	二	一九二	六四	一五、二一九	一六	三、三二七	八三	一四、二三七	五七	八、六六二	一四二	三九、七七三
山梨	四	三九二	五〇	二二、八三二	四三	五、九〇五	一六	一四、二三七	七七	五、二二〇	二二二	三七、七七六
長野	六	一、九六四	一五五	六〇、〇九〇	一五四	二三、七九五	二九〇	一六、八六七	二三一	二二、四八九	九五六	二三七、二〇五
岐阜	五	八九一	二二三	四一、〇七六	七六	二二、七一八	二二七	二六、四一八	七九	一八、七七七	四二〇	九、八八〇
静岡	一七	九、〇八五	一七五	七三、三六七	二一七	一六、六六五	一四五	一六、四四八	一三五	二二、四六〇	八九四	二二七、〇二五
愛知	一八	一六、三六〇	三四二	一四二、二九二	二三三	八六、八五七	二〇六	五四、〇六八	二三一	二〇、八三八	九三〇	三二九、四二五
三重	七	四、四五〇	一四〇	四七、五六八	六二	二二、〇七二	七〇	一四、八七三	八七	九、五四四	三六六	八七、九三三
滋賀	二	三、〇六七	八九	三四、〇二四	五三	五、八三九	五一	六、四二〇	七五	九、〇〇五	二七〇	五八、三五五
京都	二四	六、二三六	二二〇	七三、六三七	二二二	一九、九六一	二五七	二四、八二七	二〇八	二〇、三三九	七二〇	一四四、八九〇
大阪	四五	三八、三三二	六六二	二三〇、九七九	一八五	三八、二二二	三〇四	二二、四八六	二四三	二四、八二九	一、五三九	四四五、六二八
兵庫	三七	五二、七二七	三六二	二三〇、四九九	二五九	三二、七六二	一八七	三二、二八八	二三二	四二、二三四	一、〇〇七	二八九、三九九
奈良	八	五、〇七六	七九	一六、六八七	五七	四、一九三	七七	九、〇七九	四七	二二、四三八	一六八	五七、四七三
和歌山	二二	四、五八八	九八	二七、〇二七	六二	一〇、三七〇	一六五	八、二四五	七五	四、九〇九	三二三	五五、二四九
鳥取	三	五四九	六二	二二、三〇一	二二	二、三八九	一一一	一九、二二五	五三	五、〇二四	二五一	三九、三六七
島根	一	二〇七	一〇一	二〇、六九一	七二	六、七七四	八六	九、九四七	一〇七	七、〇九五	五六七	四四、七二四

岡山	六	五、九一二	一一六	三四、六三六	七〇	二四、三四七	八五	二二、一九六	八七	二二、二八四	三六四	八八、三七四
廣島	一五	一一、九九一	一五五	四九、五八三	一一四	一六、四八九	一〇七	四三、三八七	一九五	二五、九九三	六八六	一四七、四四三
山口	五	三、三六四	一九八	八五、二五〇	九六	一四、六九五	一四七	三三、八六三	一二七	二一、六二四	五七三	一四七、七九六
德島	四	九二一	七〇	一八、七六〇	四五	八、一八六	八〇	八、四〇五	五七	七、三八八	二五六	四三、六六〇
香川	八	三、四九五	一〇七	二七、二九八	五七	八、〇七二	五六	九、七二九	一三三	六、七〇二	三五一	五五、二九六
愛媛	二	五六〇	一一四	四三、九七三	六四	一〇、〇六三	一三四	一八、九九一	九〇	一一、二二九	四〇四	八四、八八六
高知	一三	三、四八九	一三一	三三、〇七二	七五	一一、三三〇	七七	六、一八九	六三	一一、七四二	三六九	五五、八二三
福岡	六〇	五七、〇五二	三三八	一三九、〇一二	一七〇	四二、九九二	二二六	五一、四六一	二二五	七三、七六〇	一、〇〇九	四五三、二七七
佐賀	一六	一五、一四九	八一	三三、三四七	三六	九、二〇三	五三	五、三三五	七〇	一九、二四三	二五五	七一、二六七
長崎	六	一一、三六五	一六二	八四、九八六	八一	一六、九一二	九〇	一三、一〇〇	一〇三	一七、六七六	四四一	一四三、〇三八
熊本	一	六六〇	一一三	三九、〇七四	一〇〇	一五、九三〇	八九	一五、一一四	六一	七、九四七	三七四	八八、七二五
大分	—	—	八六	二一、九三五	七九	八、五三〇	一〇三	一四、〇四八	九六	三、九五八	三六四	五七、四七一
宮崎	一三	二、六九六	六九	一六、一三九	四七	九、五四一	一〇八	一五、四三〇	七五	五、九五七	三〇二	五九、七六三
鹿兒島	一	三〇〇	六九	一七、八六八	一〇九	一九、八八二	一一六	一六、〇〇四	一七三	一七、二四五	四六八	七一、二九九
合計	八五五	六〇二、七〇六	九、五〇六	二、八〇一、六四七	四、九八二	八六四、〇三三	六、七〇八	一、二〇九、三九二	五、九六二	七九〇、六五五	二八、〇一三	六、二六八、四三三
%	三・〇五	九・六二	三三・九三	四四・七〇	一七・七九	一三・七八	二三・九五	一九・二九	二一・二八	一二・六一	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇

（二二年十二月勞働組合一齊調査—勞働省）

産業結成年別組合數及組合員數調

産業別	二〇年 組合數	二〇年 組合員數	二一年上半期 組合數	二一年上半期 組合員數	二一年下半期 組合數	二一年下半期 組合員數	二二年上半期 組合數	二二年上半期 組合員數	二二年下半期 組合數	二二年下半期 組合員數	計 組合數	計 組合員數
農業	一	四三九	一七	一、六一七	三	一、〇九四	四六	二、三八二	三	一、四三三	一〇六	六、九五五
林業	六	二、〇八六	六六	一七、一七〇	六〇	九、五八一	一七三	一三、六九一	一三	一三、五九〇	四二七	五五、一一八
水産業	二	五六一	二七	八、〇六八	二七	九、六三二	二九	二、四三八	四二	四、八一〇	一二七	二五、四九八
鑛業												
石炭鑛業	一〇五	一三六、三五八	三三〇	二五六、九二七	一三一	五一、一〇四	一二一	一一、六八八	一三八	一七、七八三	八二五	四七三、八六〇

其の他	一八	三、五七六	三一	四一、七〇九	五〇	三、八六四	五〇	七、三一三	四二	五、三七六	二九一	七一、七三八
小計	三三	四九、九三四	四六一	二九、六三六	一七一	五四、九六八	一六一	一八、九〇一	一〇〇	三、一五九	一、一一六	五四、五六八
建設工業	一五	一八、九五九	三六六	一二九、三一一	二〇〇	五一、〇六三	四三七	一四七、五〇四	一九四	四八、七一四	一、三三一	三九、五一一
製造工業												
金屬工業	六八	四九、四九四	五五三	一四三、八〇〇	二二五	一四、九四九	一九〇	一六、六四六	一九二	三六、一六三	一、二二八	一七一、一五二
機械器具工業	一五六	二三、七六六	一、四八二	四〇四、七四二	六〇六	七九、四三四	五九五	六六、八三〇	六四一	四三、三三五	三、四八〇	七三二、一五七
化學工業	六七	二九、六九七	八二二	二二〇、一三八	三二四	三七、〇四四	三三三	一七、三六三	三二八	四三、六二二	一、八五三	三五、九六三
窯業及土石工業	九	八、九六一	一六八	四〇、三三六	八九	九、四二三	二二〇	一〇、三八三	八二	四、四〇四	四六八	七三、五〇七
紡織工業	二二	八、九三四	四七五	三三、四〇八	二二四	五一、〇六六	二二八	三二、八九六	二二二	二四、〇九〇	一、一四一	三五四、三九四
製材及木製品工業	三三	六、九二〇	五二九	五二、七三六	三〇一	一九、九九〇	三六七	三五、五九九	三六八	一四、四五五	一、六一八	一一九、六五〇
食料品工業	二三	五、一七九	一六六	四七、三九四	一六四	一五、六三七	一五六	一二、六五四	一六六	八、〇六一	七八五	八九、三二三
印刷及製本業	九	一〇、〇七一	一〇四	一六、三六四	六〇	四、一九〇	五九	四、七六〇	六七	三、一三二	二九九	三八、七三七
其の他の工業	二二	二、四二四	九一	一四、六六六	六七	五、九〇七	八二	六、九四九	七八	四、一六一	三四〇	二三、二二七
小計	一〇	四、六九二	九七	一九、二五一	三六	四、六四〇	六四	二、三六二	六七	五、四八九	一七四	四七、四五一
修理業	三九九	一六四、一四八	四、六〇六	一一五、九八五	二〇六	二五二、六八〇	二一九四	二二七、四二二	二一九一	一八七、三一一	一一、四六六	二一一七、六四六
ガス電氣及水道業	三二	七、二七三	一八一	三五、九八一	五六	六、三〇二	三一〇	七四、六五八	三三	四、六八八	六一一	一一八、九〇二
商												
卸賣業	四	二、六八〇	四三	七、四五八	二三	二、二五一	四一	五、三三二	四〇	四、八六三	一五一	二二、五八四
小賣業	二二	一、一五〇	七九	一三、二九五	五七	六、八五二	六八	一〇、九七〇	六七	四、二〇七	一七三	四六、五七四
其他の商業	一七	一七、一九二	一一六	三一、七四八	七五	二〇、三五二	八五	八、八〇九	八三	二二、〇六九	三七六	九〇、一七〇
小計	三三	二二、〇二二	二三八	六二、五〇一	一五五	二九、四五五	一九四	二五、二二一	一九〇	二二、一三九	八〇〇	一五九、三一八
金融業	三	四七一	一六四	八七、七六九	一四七	三〇、五〇八	一六三	四〇、七二〇	二三七	一九、九〇一	六一四	一七九、三六九
運輸通信業												
陸運業	二二四	九二、七六七	一、一五六	三七六、二二四	二二九	七〇、八一四	六四七	一六五、二二五	三八四	二〇七、四一四	二、五六〇	九三二、四四四
水運業	一〇	三、五〇七	八一	一七、八六五	三八	四、四九二	七四	七、九〇六	三二	二〇、六四三	二四〇	四四、一三三
信運業	六九	二四、一三五	八〇三	二二九、五九三	三二〇	六七、五二二	一三一	二四、六五〇	一〇三	一六、一六二	一、四一六	三六二、一五二
小計	一九三	二二九、二〇九	二、〇四〇	六一三、七〇二	六三七	一四二、八一八	八五二	二二七、七八一	五二四	一四四、三一九	四、二四六	一、三三七、八二九

サービス業	一	一、四〇〇	一七	四、一三八	一二	七四〇	三六	五、一九七	五〇	二、〇九九	一一六	一三、六六四
娯楽興業	一	—	一	三、二九五	三	三一七	二	七五九	三	七三	九	四、四四四
廣告宣傳業	—	六三二	二四	五、四九五	二	二、七四九	二七	三、二八二	五〇	五、四四九	一二四	一七、六〇七
其の他	二	二、〇三二	四二	一三、〇一八	三六	三、八〇六	六五	九、一三八	一〇三	七、六二一	二四九	三五、七一五
小計	三											
自由業												
教育	一六	二、九八四	四一二	一二三、四一四	二〇四	六六、七五〇	四一五	一三一、六九七	三五九	一三六、〇四一	一、四〇六	四五〇、八八六
其の他	五	二、七七七	一八二	三、八六四	二九三	二七、四五八	三二三	三〇、五九二	一六二	一七、七八〇	一、〇六五	一〇一、四七一
小計	二一	五、七六一	五九四	一四六、二七八	四九七	九四、二〇八	七三八	一五二、二八九	六二一	一五三、八二一	二、四七一	五五二、三五七
公務及び團體	一八	七、〇〇三	六一三	一五七、一七六	八四〇	一七、七五七	一、二三七	一二八、四五四	一、三七五	二一九、四四一	四、〇九三	五二九、九三一
其の他の産業												
進駐軍施設關係業	一三	二、四四〇	三四	二三、五〇七	三九	二三、八五二	七八	二九、〇七六	八三	三二、七二一	一三七	一一〇、五九六
其の他	四	一、一六八	三七	一一、八六八	二〇	三六、三一九	三一	二九、七二七	一六	八、八八七	一一八	八八、〇六九
小計	七	三、七〇八	七一	三四、三七五	五九	六〇、一七一	一〇九	五八、八〇三	一〇九	四一、六〇八	三五五	一九八、六六五
合計		八五五、六〇二	九、五〇六	二、八〇一、六四七	四、九八二	八六四、〇三二	六、七〇八	一、一〇九、三九二	五、九六二	七九〇、六五五	二、八〇二	六、一六八、四三二
%		三・〇五	九・六二	三三・九三	四四・七〇	一七・七九	一三・七八	一三・九五	一九・二九	二一・二八	二一・六一	一〇〇・〇〇

第二節　勞働組合數及び組織

勞働者數

◈産業別組織狀況

廿二年末における産業別、男女別組織狀況を示す。

産業	組合數	男	女	組合員總數
農業	一〇六	五、六〇三	一、三五二	六、九五五
林業	四二七	四九、七三〇	五、三八八	五五、一一八
水産業	一二七	一三、五九〇	一、九〇八	二五、四九八
鑛業	一、一〇	四七〇、七四一	七四、八五七	五四五、五九八
石炭業	八二五	四一〇、一〇九	六三、七五一	四七三、九一〇
その他	二九一	六〇、六五二	一一、一〇六	七一、七三八
建設	一、三三二	三七六、〇四七	一九、四七四	三九五、五二一
製造工業	二、四六六	一、五〇三、四一五	六一四、一三一	二、一六七、六四六
金屬	一、二八	一三二、〇〇五	三九、一四七	一七一、一五二

（二二年一二月末勞働組合一齊調査・勞働省）

機械器具	三、四八〇	一三三、三六一	七八二、一三七
化學	一、八五三	七五、四〇一	三五七、九六三
窯業及土石	四六八	一九、一五六	七三、五〇七
紡織	一、一四一	一五七、八七九	三五四、三九四
製材	一、六一八	一三、八三二	一一九、六五〇
食料	七八五	一八、一五三	八九、三二五
印刷	二九九	一二、一四〇	三八、七三七
その他	三三〇	一二、七四四	三三、三二七
修理	二七四	三、四一八	四七、四五四
ガス・電氣・水道	六一一	一二、六九一	一二八、九〇七
商業	八〇〇	三七、〇五七	一五九、三二八
卸賣	一五一	四、一四二	一三、五八四
小賣	一七三	一六、七二二	四六、五七四
その他	三七六	一五、三九三	九〇、一七〇
金融業	六一四	七五、九〇四	一七九、五六九
運輸通信業	四、一四八	一八八、一九〇	一、五三七、八二九
陸運	二、五八〇	七一、八六〇	九三一、四四四
水運	二四〇	四、七六六	四四、一三三
通信	一、四一六	一一一、四六四	三六二、一五二
サービス業	二四七	一二、九六八	三五、七一五
娯樂	一一六	六、〇五八	一五、六六四
廣告	九	九三九	四、四四四
その他	一三四	五、九二一	一七、六〇七
自由業	二、四七一	三三七、八九四	二一一、九四三
教育	一、四〇六	二七七、四四一	一七〇、九三五
その他	一、〇六五	六〇、四五三	四一、〇〇八
公務及び團體	四、〇九三	三三七、八九四	二一、九四三
その他の產業	三五五	一七〇、一五八	一八、五〇七
進駐軍	一三七	一三、一四五	一七、六五三
その他	一一八	七六、九一五	一一、七五四
合計	二八、〇一三	四、七四二、一八二	一、四〇七、〇九五

◈地方別府縣別組織狀況

廿二年末における地方別、府縣別、男女別組織狀況を示す。

府縣別	組合數	男	女	組合員總數
北海道	二、一八六	三〇八、一一〇六	六二、七五九	三九一、六九五
東北地方	三、一二三	三五三、六六三	一〇二、五七五	四七五、八八三
青森縣	五五二	四六、三五八	一〇、七〇〇	六四、一四三
岩手縣	三七六	六〇、八三四	一五、五三六	七六、三七〇
宮城縣	四六三	五六、五六〇	一七、五六九	八六、一三七
秋田縣	四五五	四二、七三八	一二、〇七〇	五四、八〇八
山形縣	七三六	五七、六三八	一九、一五七	七七、三三七
福島縣	五四一	八九、五三五	一七、四六三	一一六、九九八
關東地方	六、三九二	一、一九二、四〇六	三二〇、一六七	一、五三六、五一二
茨城縣	三四〇	六六、〇四七	一〇、〇一一	八六、〇五八
栃木縣	五一三	五九、一五四	一〇、七一三	七九、八七七
群馬縣	七三四	七二、六一七	一六、一七四	一〇〇、九〇一

埼玉縣	六一一	八三、五六一	一六、九〇五	一一〇、四六六
千葉縣	三八六	六二、九四〇	一九、四六八	八二、四〇八
東京都	二、九四六	六二三、七二五	一五七、三〇一	八〇四、七六四
神奈川縣	八六二	二二四、三五二	四七、四八五	一七一、八三七
中部地方	五、〇〇五	七八三、〇五七	一八六、八四〇	一、〇七三、四〇八
新潟縣	七〇八	一〇七、三九八	三四、九三八	一四二、三三一
富山縣	四一〇	五九、二四六	二九、二九一	八八、五三七
石川縣	四五三	五三、一四八	一九、三三〇	七二、四七八
福井縣	二四二	一七、一三七	一二、六一六	三九、七六三
山梨縣	二一二	一六、四三一	一一、三四五	三七、七七六
長野縣	九五六	九三、四九七	四三、一二四	一三七、一〇五
岐阜縣	四二〇	七一、五七六	一七、三〇四	九八、八八〇
靜岡縣	六九四	九一、一四四	三五、八七九	一二七、〇二三
愛知縣	九三〇	二五五、四八〇	七三、〇〇三	三二九、四一五
近畿地方	四、四七三	八一六、〇〇五	一七六、八一八	一、一三二、九一七
三重縣	三六六	五七、六一八	三〇、一三〇	八一、九一三
滋賀縣	二七〇	三九、九一一	一七、一九六	五八、三五五
京都府	七一〇	一〇六、二三五	三八、六六五	一四四、八九〇
大阪府	一、五三九	三二一、六六〇	九九、三九二	四四五、六一八
兵庫縣	一、〇〇七	二三四、八二四	六四、五七五	一八九、五九九
奈良縣	二六八	四四、八五四	一二、六一七	五七、四七三
和歌山縣	三一三	四〇、九〇三	一四、一五三	五五、二四九
中國地方	二、二四一	三六一、八五七	一〇〇、三三一	四六七、七一四
鳥取縣	二五一	三一、八七九	七、五〇八	三九、三八七
島根縣	三六七	二九、二七六	一三、六三一	四四、七一四
岡山縣	三六四	六七、五二四	二〇、八五〇	八八、三七四
廣島縣	六八六	一二六、二九四	三一、一四九	一四七、四四三
山口縣	五七三	一二六、八八四	二八、一九三	一四七、七九六
四國地方	一、三八〇	一六八、四一七	六八、八八九	二三九、一六四
德島縣	二五六	二九、九二九	一三、五二七	四三、一六〇
香川縣	三五一	四一、四一四	一三、七二九	五五、二九六
愛媛縣	四〇四	五九、七九六	二五、〇九〇	八四、八八六
高知縣	三六九	三七、二七八	一六、五四四	五五、八二三
九州地方	三、二二三	七四七、三七六	一八八、七〇三	九四四、八四〇
福岡縣	一、〇〇九	三六六、〇五七	八六、七八一	四五三、二七七
佐賀縣	二五五	五五、七二三	二五、五五四	七一、一六七
長崎縣	四四一	一一四、五〇〇	二三、五九七	一四三、〇三八
熊本縣	三七四	六五、九〇一	一九、五二七	八八、七二五
大分縣	三六四	四一、七三四	一五、七三七	五七、四七一
宮崎縣	三〇二	四六、五二八	一三、一五一	五九、七六三
鹿兒島縣	四六八	五六、九四三	一四、三五六	七一、二九九
全國	二六、〇二三	四、七四二、九八二	一、四〇七、〇九五	六、一六八、四三二

註(1) 產業別、府縣別組織狀況の數は勞働省勞働統計調査局の發表したものである。

(2) 前二表に於て男女の計が組合數合計と一致しないのは男女不明の組合があるためである。

（3）この數字には全日本海員勞働組合は含まれていない。運輸省海運總局勞政課では廿二年十二月の全日本海員勞働組合員數は約一三六、〇〇〇人だと云つている。

前掲二表に就てみるならば、

産業別には、製造工業が組合數（總組合數の四一％）に於ても組合員數　總組合員數の三四％）に於ても多いが、特にその中機械器具工業の占める位置が大きい　組合數は總組合數の一二・四％、組合員數は總組合員數の一二・五％）次に運輸通信業は組合數が總組合數の一五％、組合員か總組合員數の二一％を占めているが、産業分類が單位組合毎に行われているため、國鐵、全逓の組織がそつくり入つているわけではないし、前記の如く全日本海員組合も含まつていない。運輸通信業中の陸運業は組合數は總組合數の一五・一％、組合員は總組合員數の一四・五％に及んでいる。通信業も組合、組合員數の全體に對する割合は夫ゝ五・一％、五・八％である。公務及び團體の組合及び組合員數の全體に對する割合は、一四・六％、八・四％である。鑛業は組合數が總組合數に對する割合は三・九％にすぎぬが、組合員數では總組合員數の九％を占めている。この中特に石炭業の組合員數が總組合員數の七六％に及んでいる。この他注目すべきものとしては、自由業中教育の組合員數が總組合員數に對して七・二％を占めていること、製造工業中化學工業及び金屬工業の組合員の總組合員數に對する割合が夫ゝ五・七％、四・三％に達していることであるが、特に後者は機械器具と合して「金屬戰線」をつくれば、組合數にして總組合數の一六・七％、組合員數にして總組合員數の一六・八％に達する。

府縣別には次の各府縣が注目される。

府縣別	組合數の全組合數に對するわり合	組合員數の全組合員數に對するわり合
東京	一〇・五％	一二・八％
北海道	七・八％	六・二％
大阪	五・五％	七・一％
福岡	三・六％	七・二％
兵庫	三・六％	四・六％
愛知	三・三％	五・三％
神奈川	三・一％	四・三％

北海道はその分布上の特殊性を考慮して除外し、後の六府縣を合計すると、組合數にして全組合數の二九・六％、組合員數にして總組合員數の四一・三％に達することが分る。

男女別には總組合員中で男女の占めるわり合は略、男子七七％、女子二三％であるが、特に製造工業中紡績工業の割合が、男子二七・二％、女子七二・八％と逆になつている。

尙府縣別、産業別、男女別の詳細な表は別表としてくみいれたが、前にかゝげた三つの註（一一一頁）はこれらの表にも適用される。

第一表　府縣別、産業別登錄勞働組合組合數及組合員數（其の一）

府縣別		農業	林業	水産業	鑛業 石炭	鑛業 其の他	鑛業 小計	建設	製造工業 金屬	製造工業 機械	製造工業 化學	製造工業 窯業	製造工業 紡織
北海道	組合數	二七	一三	一四	一〇	四〇	一四	一〇八	四七	一九	八五	二六	三九
	組合員數	一、五二一	九、七九四	一、五三一	九七、八三九	四、一六四	一〇、〇〇三	一六、七〇三	九、六七四	一一、七三六	一四、五〇三	一、三一八	六、五八八
青森	組合數	四	二九	五	一	六	七	五三	六	二	八	二	三
	組合員數	二六九	一、五九三	九六三	七	一、四五一	一、四五八	八、〇〇五	二五二	二、五〇七	一、五三三	三四	一五六
岩手	組合數	一	二三	三	二	一三	一六	五三	一四	一八	二三	四	九
	組合員數	二五八	八三五	九五	九九三	五、九四五	六、九三八	三、五二一	五、五一二	二、〇七八	三、〇二〇	六三一	一、九四六
宮城	組合數	三	六	三	二三	四	一八	一八	一五	三五	二五	三	五
	組合員數	一八二	一六四	一、一九二	一、五六四	一、七九二	三、三五六	四、二九五	二、三五八	四、〇一五	二、四六九	二四〇	一、三八六
秋田	組合數	—	二四	一	一五	六	二一	二四	二五	一六	一三	—	一
	組合員數	—	二、〇四六	三九	一、八九二	三、六一四	五、五〇六	七八七	七、六六九	二、三三〇	一、七一一	四七二	五〇七
山形	組合數	二	八	—	二九	八	三七	三九	二三	二六	二四	五	二八
	組合員數	四三四	三七三	—	四、七三二	二、二五八	六、九九〇	六、八一六	三、一五三	四、一八一	三、五九四	四七二	五、一六二
福島	組合數	二	五	三	七〇	一四	八四	八	一〇	一〇	一一	七	一三
	組合員數	四一四	二三三	一、五一七	三〇、三四六	九七六	三、三三三	七〇四	二、〇三三	六、五三一	六、五三三	七七五	一〇、五一四
茨城	組合數	一	二	二	二四	一	二五	五	一〇	四二	一一	四	九
	組合員數	八九	七六	九九五	九、五二八	四四	九、五七二	四四四	一、三五八	一八、七七三	七六一	三六〇	一、七六六
栃木	組合數	二	六	一	三	六	九	一九	六	六九	二〇	三	一八
	組合員數	四一	四一七	二〇	一四六	五、四六一	五、六〇七	五、〇八七	二、七五四	六、七七八	二、三七二	一、六四三	五、六四五
群馬	組合數	五	九	—	三	七	一四	一九	六	一一六	三八	八	九七
	組合員數	八三八	四三三	—	七八〇	一、三六一	二、一四一	九、六二五	三、〇〇四	一一、九七六	二、一〇八	二九〇	一一、六三二
埼玉	組合數	一	二	—	一	三	四	二三	一九	一三三	三八	九	五〇
	組合員數	五〇	九一	—	一〇二	一三九	一四一	七、五二一	五、六三〇	二、七八	三、九二三	一、三四五	二、二七五
千葉	組合數	一	—	—	一	一	二	一四	一六	一三	一五	三	一六
	組合員數	一八	—	四、三七一	七五	五九	一三四	四、五八四	一、五〇一	八、五一八	一、四〇四	一〇九	一、二二五
東京	組合數	一九	七	九	一三	一八	二	一七〇	一七三	一四九	二八三	二八	五〇
	組合員數	一、九五五	一、六七〇	一、四二五	一、八〇八	三、一三三	三一	一三三、九一九	一六、四四一	一〇、四〇二	三七、三四四	三、三九六	一〇、一六三

	組合員数	組合員数	組合員数	組合員数	組合員数	組合員数	組合員数	組合員数	組合員数	組合員数	組合員数	組合員数	組合員数	組合員数	組合員数	組合員数	組合員数	組合員数	組合員数	組合員数	組合員数	組合員数	組合員数	組合員数
奈良	四六九	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
兵庫	一一九四三	一一天二	一一三三二	一一八二一	一一三四	一一天二	一一七三三	一一三四三	一一六九八	一一六七七	一一六四三	一一六四一	一一六四一	一一六四一	一一六四一	一一六四一	一一六四一	一一六四一	一一六四一	一一六四一	一一六四一	一一六四一	一一六四一	一一六四一
大阪	一一四〇三	一一七一一	一一六六三	一一八二一	一一四〇一	一一七一四	一一八二九	一一四七四	一一六六九	一一六六七	一一六六四	一一六六四	一一六六四	一一六六四	一一六六四	一一六六四	一一六六四	一一六六四	一一六六四	一一六六四	一一六六四	一一六六四	一一六六四	一一六六四
京都	一一八二一	一一九四三	一一九四三	一一九四三	一一九四三	一一九四三	一一九四三	一一九四三	一一九四三	一一九四三	一一九四三	一一九四三	一一九四三	一一九四三	一一九四三	一一九四三	一一九四三	一一九四三	一一九四三	一一九四三	一一九四三	一一九四三	一一九四三	一一九四三
滋賀	一一四〇三	一一八七一	一一九四三	一一六七八	一一六六九	一一六六四	一一六六四	一一六六四	一一六六四	一一六六四	一一六六四	一一六六四	一一六六四	一一六六四	一一六六四	一一六六四	一一六六四	一一六六四	一一六六四	一一六六四	一一六六四	一一六六四	一一六六四	一一六六四
三重	一一七二一	一一七四一	一一七四一	一一七四一	一一七四一	一一七四一	一一七四一	一一七四一	一一七四一	一一七四一	一一七四一	一一七四一	一一七四一	一一七四一	一一七四一	一一七四一	一一七四一	一一七四一	一一七四一	一一七四一	一一七四一	一一七四一	一一七四一	一一七四一
愛知	一一四〇五	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九
岡山	一一七二一	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九
広島	一一七四一	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九
山口	一一七四一	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九
福岡	一一七四一	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九
佐賀	一一七四一	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九
長崎	一一七四一	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九
熊本	一一七四一	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九
大分	一一七四一	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九
宮崎	一一七四一	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九
鹿児島	一一七四一	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九
沖縄	一一七四一	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九
日本	一一七四一	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九	一一七六九

和歌山	組合數	ー	二八	一	六	二	八	一〇	六	二三	三三	ー	二
	組合員數	ー	五、六四一	四一	一、四九二	二七	一、七〇九	二、〇八一	一、六〇七	一、九七二	三、五六五	ー	五、八二七
鳥取	組合數	二	二	一	ー	一	一	六	ー	一六	二	一	四
	組合員數	二七	一〇二	六八	ー	一〇四	一〇四	三七九	ー	一、九二四	一〇九	一三六	九四八
島根	組合數	一	五	ー	五	三	一八	九	五	二五	六	二	七
	組合員數	八	一八七	ー	三八七	九四二	一、三三九	一、四四〇	一、二九二	二、七〇五	九八八	八〇	五、二〇六
岡山	組合數	ー	二	ー	一〇	五	一五	一〇	一三	四五	三三	二七	三八
	組合員數	ー	一〇一	ー	五八二	三、〇八八	三、六七〇	八、四五〇	一、一一五	二、七三一	四、九〇三	二、一四一	三、〇六六
廣島	組合數	ー	七	一	二	ー	二	二七	二六	八八	三三	四	二四
	組合員數	ー	四七九	四五	八三	ー	八三	四、四五七	三、一一五	三三、八〇八	五、六七四	六八九	七、〇九九
山口	組合數	一	二	三	二九	五	七四	一三	八	三八	三七	二一	五
	組合員數	八四	一七七	六〇〇	三四、三九六	一、六五〇	三六、〇四六	二、五六六	四、三一三	二、一九九	一五、一二五	一、三三五	一、三〇一
德島	組合數	一	八	ー	三	五	八	一九	二	一八	二二	二	三
	組合員數	一三	一、三二七	ー	二九	四三七	六五六	三、五四四	一九	一、六三九	二、九三三	一九六	六、八二九
香川	組合數	二	一	六	ー	四	四	一三	一四	三四	二八	八	一〇
	組合員數	八五	一四	九四五	ー	四九四	四九四	三、四四八	一、四四九	三、三三三	四、五六二	一、〇六八	五、八六九
愛媛	組合數	ー	三	二	ー	六	六	一七	三	三〇	三七	一〇	三五
	組合員數	ー	一〇〇	三五	ー	六、八〇五	六、八〇五	一、八三六	一三三	五、八九四	一三、八七九	五九六	三、五八六
高知	組合數	一	三三	ー	ー	一	一	二七	一	四七	七三	四	五
	組合員數	七八	三、一八〇	ー	ー	七三〇	七三〇	二、八一八	六九五	三、二二七	五、〇五五	七九〇	二、三四七
福岡	組合數	二	二	三	二六	三	三八	二六	三一	八八	五六	三三	一五
	組合員數	八五	七一六	六二九	一七七、〇〇八	九、三四八	二〇六、三五六	四、六七四	三二、二二四	一六、一五二	三五、三九〇	八、八九〇	三、三四二
佐賀	組合數	ー	一	一	四〇	一	四一	一三	五	三九	二	一九	六
	組合員數	ー	三六	二〇六	二五、〇八六	二六	二五、三〇三	四、二三三	三四七	三、八九三	九五八	二、〇九二	三、六〇九
長崎	組合數	ー	二	一	一七	一	八〇	三三	八	四一	一二	一七	二
	組合員數	ー	六四	四、八一五	四七、一六五	一三四	四九、三九九	三、七三三	一、三三五	一〇、二二一	二、三三七	一、〇六一	三三二
熊本	組合數	三	六	ー	一九	二	二	一八	三	一五	一三	一三	一三
	組合員數	一二九	一、二五八	ー	六、七一八	三七	六、七五七	三、五九八	一六九	一、五九六	一〇、五七二	一、〇八一	三、七三四
大分	組合數	二	八	二	ー	六	六	一三	九	二七	一一	九	一三
	組合員數	四八	六七〇	二九九	ー	七〇四	七〇四	八三一	二、七三一	一、七二六	一、〇一九	一、三二六	五、六〇二
宮崎	組合數	四	三〇	ー	ー	三	三	一七	九	七	一〇	ー	四
	組合員數	一七六	三、一九三	ー	ー	二四四	二四四	一二、三七六	一、一四二	七四一	八、二七七	ー	四、八七一

第一表　府縣別産業別登錄勞働組合數及組合員數（其の二）

府縣別		製材	食料	印刷	其の他	修理	小計	ガス、電氣、水道業	卸賣	小賣	其の他	小計	商業	金融業
北海道	組合數	三五	一〇四	二〇	一八	二三	六五八	二七	四	一	三	一四	一六	四一
	組合員數	一三、七七八	八、九六〇	一、五四二	一、一七一	五、五五七	七四、八二七	七、三六三	四、二五一	一、〇八九	七、二五八	一三、五九八	八、〇二九	
青森	組合數	九〇	二〇	六	八	三	一七三	六	九	一四	九	一三	一〇	一三
	組合員數	三、四〇三	一、一三一	一六二	三七〇	三一四	一〇、一五二	一、〇二三	一二四	一八〇	一、〇七〇	一、四四〇	一、一三五	
岩手	組合數	三一	一五	二	一	七	一一七	一〇	一一	四	一七	一三	一九	一七
	組合員數	二、〇四五	一、六六四	一三七	一〇	一六	一七、一七九	一、六二三	三四八	一八〇	一、〇五〇	一、五七八	一、一九〇	
宮城	組合數	一三	一九	三	四	四	一二四	一九	一一	一四	一七	一三	一四	一三
	組合員數	七〇四	一、三六〇	一九三	二九八	三一〇	一三、三三三	一、三四二	二四	三一五	二、九四九	三、三八八	五、一二五	
秋田	組合數	八九	二	三	二	四	一七四	二	二		一九	二三	一〇	一七
	組合員數	六、〇九六	二九	一〇〇	一一〇	一三四	一八、二四六	二六二	六二		一九四	二五六	一、九四〇	
山形	組合數	五七	七	六	一五	五五	一三五	一四	一	九	八	一一	一〇	一三
	組合員數	二、一五七	一、〇二六	二三四	九五〇	二六九	二二、一八八	六一七	四八	九一五	一、四五四	一、三九八	一、〇五〇	
福島	組合數	二六	一四	一四	七二	一一	一二四	一七					一七	一三
	組合員數	二、〇二五	三、八二二	二三八	六七二	一八	三三、一四二	二、一六二					一、五七八	
茨城	組合數	二	一九	二	一二	二	一三	四	二	二	二	二	一	二
	組合員數	五〇八	一、八九三	一二九	二三〇		三〇、七六八	一三四	八二	二九二			一、〇九〇	
栃木	組合數	四〇	一一	六二九	四七五	八〇三	二五、五六一	二〇九	一四	一九〇五			二六	一一
	組合員數	三、三六五	一、〇九七				三九、一五三	二、〇五九	一三四				一、四三四	
群馬	組合數	七一	二五	九	二	六	一九	一三	二	一	三	一四	七	一二
	組合員數	四、三二七	三、一七七	四四四	七六六	三二一	一、四三七	二、四二七	八六	一〇	一、三二八	一、三二八	一、一六九	

埼玉	組合數	二四	一三	一	三〇	五	三六〇	九	—	三	四	七	三
埼玉	組合員數	一、四二九	一、三一六	三一	二、七七五	三一五	五六、八〇五	一、二三六	—	一三三	二、〇六〇	二、一九二	二、四〇三
千葉	組合數	一四	一六	一	六	二	一三九	一二	一	一	一	三	三
千葉	組合員數	七七八	四、七九九	三四	六四二	四〇	二〇、〇五四	一、七〇六	三二	五二	九八	一八一	一、一四五
東京	組合數	四六	六二	八三	四一	四五	一、三六〇	六七	四三	四一	六五	一四九	二五八
東京	組合員數	三、二九一	七、九一四	一六、九八四	八、〇〇五	八、〇一六	三三二、九五九	一五、一三三	一〇、七三三	八、二〇三	二八、七六九	四七、六九四	五六、一八七
神奈川	組合數	一六	一五	六	六	二	四〇三	三二	一	九	一三	二三	一六
神奈川	組合員數	九六八	三、八八八	三、三六一	九四〇	三、〇九一	一四六、六六四	六、一八三	一三六	一、三二一	一、八七八	三、三一五	三、二四六
新潟	組合數	二六	一四	七	二	四	二五九	一七	三	六	二〇	二九	一八
新潟	組合員數	一、八八四	七五六	五六五	九一四	二二四	五三、三六二	二、七一八	三四四	一七八	二、七一六	三、一三八	三、一七〇
富山	組合數	一九	七	三	五	五	一八八	一五	二	六	四	一二	六
富山	組合員數	一、六一七	三二一	一、三一九	三二四	九七〇	四八、〇四六	四、一三八	一〇四	四九六	四〇四	一、〇〇四	二、四三〇
石川	組合數	四七	八	五	八	八	一四五	四	四	二	八	一四	一五
石川	組合員數	一、五六七	一、三三〇	四〇一	三一五	二、三九二	三〇、一一三	一、六四四	一四一	二六七	一、六九七	二、一二五	二、〇七九
福井	組合數	一九	二	一	三	—	八五	九	一	二	五	八	四
福井	組合員數	一、三一九	三四	五三	一七五	—	一五、五七二	六三二	一〇三	一〇五	八八一	一、〇〇八	三五二
山梨	組合數	二	六	—	二	二	七三	四	—	三	四	七	七
山梨	組合員數	五七七	二二六	—	一五八	二五〇	七、三四五	八〇三	—	八七一	三三三	一、一〇四	一、四五五
長野	組合數	八四	一四	五	七	六	四〇一	一四	二	一	四	一七	一七
長野	組合員數	六、七〇三	六三八	一、〇二三	五八七	二六〇	五七、七二三	五、一〇七	三八	三二	一、二〇八	一、二七八	一、八七九
岐阜	組合數	三九	五	三	—	六	一八六	九	三	六	—	九	七
岐阜	組合員數	三、四四一	二六一	二四八	—	五九九	三九、八六五	二、六七六	二〇四	四三四	—	六三八	二、一三八
靜岡	組合數	四一	四〇	一〇	六	八	三二九	一七	—	八	一六	二四	一九
靜岡	組合員數	六、五五六	三、一五一	一、九三二	三〇〇	五一七	六三、八八七	二、九五九	—	五三三	一、一五四	一、六七六	三、八二一
愛知	組合數	七三	二八	一三	五	一三	五一五	一七	二	一	一五	二八	三一
愛知	組合員數	五、六九八	三、九一四	九三三	六七四	二、六二五	一三二、〇八八	六、六二六	二五〇	一、八五三	二、二四五	四、三四八	八、四〇六
三重	組合數	一三	六	一	九	二	一二三	六	—	六	二	八	一三
三重	組合員數	一、二二一	一八一	一五四	六七八	一〇五	三七、七三五	一、四八七	—	三八三	一、三六六	一、七四九	二、一一九
滋賀	組合數	一五	三	一	六	二	一〇五	八	—	二	—	二	一〇
滋賀	組合員數	七四七	一二四	五五一	四三〇	一七七	二四、六九七	一、三一三	—	七八九	—	七八九	一、四四二
京都	組合數	二九	二	一〇	一八	五	三三	九	二	一〇	一〇	二三	二三
京都	組合員數	一、九六〇	四、九三八	一、〇〇七	一、九六八	六三六	五八、六二二	一、八八六	二〇七	二、五五四	一、一一五	三、八七六	四、七〇〇

大阪	組合數	二五	二六	一九	二五	一一	一、〇一〇	四一	一三	二七	二三	六三	三三
	組合員數	二、四〇八	二、八四五	二、五三四	四、〇六九	一、二二六	一七八、七四四	九、四九五	二、八八六	九、三二三	九、八九七	二、九九五	一八、五五六
兵庫	組合數	三一	二七	五	五	三	五二一	二六	一	一三	一五	二六	二〇
	組合員數	一、六五〇	三、一三五	四五四	三〇三	二七一	一四七、〇一八	六、二五〇	一五八	一、六八五	八、七七一	一〇、六一四	五、七四〇
奈良	組合數	五〇	三	三	七	五	一一三	四	一	五	一〇	一六	三
	組合員數	四、八八八	二四一	一五四	五七二	三八九	一四、九三一	一、〇九四	二九	三〇一	五三〇	八四三	七七二
和歌山	組合數	二〇	八	二	四	一	一〇七	九	二	一	四	七	五
	組合員數	三、〇七五	五二五	一三	三二	二九	一七、〇三五	一、六三四	一二五	二五一	一、一二三	一、二六二	七三三
鳥取	組合數	二四	九	一	一	四	六二	五	—	二	—	二	三
	組合員數	二、二六七	六五七	三七	一五一	一、六〇三	七、八七二	六九四	—	五七一	—	二七一	一〇二
島根	組合數	三四	五	一	—	一	八六	九	三	四	三	一〇	九
	組合員數	一、七八七	二六四	一六	—	三一	一三、三七一	一、三四一	一八二	三九	二五一	六六二	六九一
岡山	組合數	一〇	一七	一	八	四	一九五	四	四	三	三	一〇	一〇
	組合員數	五〇九	二、六九五	六九	七七五	一三四	三六、〇八八	二、一六六	一六九	一六	五五五	七四〇	二、七六一
廣島	組合數	二六	二五	七	六	五	二四七	二〇	一	一四	四	一九	一七
	組合員數	二、〇二五	一、九五八	五六〇	三〇九	一、一七七	五六、四一四	四、九二六	四三	一、一〇六	九一六	二、〇六五	一、三二〇
山口	組合數	一五	二	三	一〇	九	一五七	二六	七	七	一〇	二四	一三
	組合員數	五九〇	三、七四一	七二四	一、五二三	二、九二一	四二、九六二	二、六七六	三三八	三七八	七八二	一、四九八	一、九一七
德島	組合數	三四	一	—	一	—	一一	七	—	三	一	四	四
	組合員數	一、八三二	一、〇七六	—	二九	—	一四、六五三	一、一五一	—	三三三	六九四	四一七	五〇八
香川	組合數	一八	三〇	二	一	二	一四七	五	二	五	一	八	一三
	組合員數	七四五	四、〇四三	四四	五二	二、一〇三	一三、一六八	九二	六八	一、一九四	二〇七	一、四六九	一、八七九
愛媛	組合數	一三	八	二	五	四	一六六	三	七	三	六	六	一〇
	組合員數	一、六二一	五八四	二八	二六一	七二	三七、一三三	二、九二五	二一三	一三三	一、二七二	一、六一八	一、八六七
高知	組合數	四七	一四	五	二	四	一三三	三	—	—	二	二	六
	組合員數	四、三二一	四三九	一三四	二八	一四二	一七、二七八	一、三五六	—	—	七八	七七八	一、一〇六
福岡	組合數	一七	三〇	一五	五	一三	二九三	二九	六	一八	七	三二	三二
	組合員數	一、六〇五	三、九二六	七六五	四六九	六、〇三〇	一〇七、七七三	七、三〇四	五九〇	七、九五六	一、五九一	一〇、一三七	七、一〇六
佐賀	組合數	二	六	—	一	—	八九	一〇	—	一	一四	一五	六
	組合員數	三一	四二九	—	三五	—	一一、三八五	一、一六四	—	七一	一、三九五	一、四七二	九七七
長崎	組合數	四	八	二	一	四	八八	九	三	一	七	二	二一
	組合員數	一六二	七一〇	二三	六二	一、二二二	二七、七二五	一、一八五	一三三	八	三八四	五二五	四八、九四五

第一表　府縣別産業別登錄勞働組合組合數及組合員數（其の三）

府縣別		運輸通信業				サービス業				自由業				公務
		陸運	水運	通信	小計	娯樂	廣告	其の他	小計	教育	其の他	小計		
北海道	組合數	二七〇	四、一九八	三、八〇八	一〇、一一四	一三	一	一、三四九	一、八六六	一七、六四八	三、一八二	二〇、七三〇	二九九	一九、一四〇	二九五
	組合員數	八三、一〇八				四四五	三三							
青森	組合數	五八	四、九〇九	一九、七四九	八三	一三		二七	一三〇	七、九〇七	一、六四七	九、五五四	五四	五、九四〇	一〇〇
	組合員數	一四、五八四												
岩手	組合數	三九	二、九〇四	四、九四七	二五					九、一二四	二九	一〇、二五七	五〇	七、八八七	五五
	組合員數	一九、八四三												
宮城	組合數	三三	一	八、一七八	三八	四六一			四六一	九、五九六	二二	一三、二四六	四四	七、二四九	八一
	組合員數	一七、五三七												
秋田	組合數	二三		四、七四九	二二					六、五九四	二二	九、九八八	四六	五、九四〇	一二六
	組合員數	七、一五四												
山形	組合數	六八	一	四、三一七	一八	八四	六		八四	七、九〇二	二二	一〇、七九四	八三	七、二九七	二二六
	組合員數	一三、二三〇												
福島	組合數	五三	一	七、四七八	三〇					九、八三七	二三	一一、一七二	四六	八、〇一二	八四
	組合員數	一九、二八三												
熊本	組合數	三	一、三三五	八	三二五	四	一	三	一	一、〇七八	二	一三〇	二	一四八	三
	組合員數	四、九八三												
大分	組合數	二	八一四	二	三七	二				一六、六二八	一二六	一、二九六	一三	一、一三一	五
	組合員數	二、九一五												
宮崎	組合數	一五	四二三	八	一四六	三				一七、一二四	六三	一〇七七	九	五五九	四
	組合員數	一、一六六												
鹿兒島	組合數	一三	一、六五六	一四						九、三三九	六六	六五〇	八	一、九五五	八
	組合員數	二、七〇五												
合計	組合數	一、六一八	二、一八〇	七八五	一一、四六六	一三	一	一、三四九	一、八五四	一五、三二八	八〇〇	一七九、三六九	六一四	二、一九
	組合員數	二九、六五〇	一、〇七	三九九	三三、三三〇	四七、四五四	二、一七	二、〇九二	二、〇六	二、八六四	二、五四			
%	組合數	五・七八	二・八〇	一・〇七	一・八	〇・九八	〇・七六	二・一八	〇・五四	〇・九八	〇・七四	一・三四	二・八六	
	組合員數	一・九一	一・四二	〇・六二	〇・五三	〇・七六			〇・三六					

茨城	組合數	三七	—	三九	七六	一	—	五	六	一二	一七	三八	五四
	組合員數	一〇、〇七三	—	五、三三七	一五、四一〇	五	—	一八〇	一八五	一〇、七三三	三、四四〇	一四、三六二	一一、〇八〇
栃木	組合數	五〇	—	二九	七九	二	—	一	三	一四	三〇	四四	一〇七
	組合員數	一〇、五二四	—	四、七三八	一五、二六二	二六	—	七六	一二三	六、九一三	三、〇五八	九、七七〇	一三、一六八
群馬	組合數	七〇	—	二七	一〇三	三	—	—	三	八	二六	三四	七七
	組合員數	一四、一四一	—	四、五八三	一八、七二四	一三	—	—	一二五	一〇、四二五	一、二八〇	一一、七〇五	一一、〇六五
埼玉	組合數	三二	—	三二	六四	—	—	一	一	九	三四	四三	七〇
	組合員數	一一、七二七	—	五、八〇三	一七、五三〇	—	—	八	八	五、九一九	一、七三五	七、六五四	六、一〇九
千葉	組合數	六五	—	三三	九八	一	—	—	一	二九	二〇	四九	五二
	組合員數	一七、二八六	—	五、一六七	三、四五三	六六	—	—	六六	二、六〇九	一、七六一	三、三七〇	一三、六八二
東京	組合數	二五五	三九	一〇一	三九五	三四	五	三九	七八	一〇六	九二	一九八	二四九
	組合員數	一〇一、〇三一	四、二六七	四〇、一二三	一四五、五三三	四、八〇九	四、一五一	六、三三二	一五、二八二	二七、〇三三	一七、六八三	四四、七一六	八九、五一六
神奈川	組合數	一〇七	一五	四五	一六七	三	—	三	六	二五	四四	六九	六五
	組合員數	二五、五六三	二、四四二	七、九八三	四四、九八八	三四三	—	三四七	六九〇	六、九〇二	四、七一四	一一、六一六	一五、六〇八
新潟	組合數	六一	七	三七	一〇五	一	—	三	四	二六	二八	五四	一五八
	組合員數	二六、〇〇三	九四二	八、三三八	三七、二五三	七六	—	五四	一三〇	三、〇九一	二、九六三	一六、〇五四	一三、三二一
富山	組合數	三一	三	二八	六二	—	—	一	一	二〇	一九	三九	五三
	組合員數	八、八七九	七六五	四、二六六	一三、九一〇	—	—	二七	二七	八、八六三	二、六一九	一一、四八二	五、四三三
石川	組合數	一六	—	二六	四二	—	—	—	—	二〇	二〇	四〇	四二
	組合員數	五、六五七	—	五、三七八	一二、〇三五	—	—	—	—	八、二九一	一、一六六	七、五七七	五、一一六
福井	組合數	二七	一	二〇	五八	—	—	二	二	一一	二	三	三八
	組合員數	八、二五一	四	三、二七七	一二、五三四	—	—	四〇	四〇	四、一〇三	六四六	四、七四八	三、八三三
山梨	組合數	一一	—	一七	二六	一	—	—	一	一三	二	一四	七一
	組合員數	二、二四九	—	二、六四三	一三、八九二	三五	—	—	三五	五、一五三	一七六	五、三三八	七、一五八
長野	組合數	九一	—	五二	一四三	一	—	四	五	二六	三三	五九	三二
	組合員數	三、一一五	—	九、一八一	三〇、二九六	一〇	—	三八二	三九二	一五、〇九一	三、五三九	一八、六三〇	一四、九六八
岐阜	組合數	三〇	—	二六	五六	二	—	二	四	二三	一四	四七	四六
	組合員數	三、六八二	—	六、五六〇	一九、二四二	一六〇	—	七五	一三五	九、三七三	八一三	一〇、三八六	六、四六九
静岡	組合數	六三	二	二九	九四	三	—	二	五	二二	三〇	五三	九五
	組合員數	一七、三二一	九七四	八、七五二	二六、七三七	二五八	—	三五四	六一二	二、〇七三	一、五九六	三、六六九	八、一四〇
愛知	組合數	一〇七	五	四二	一五四	六	—	五	一二	五一	二六	七七	五四
	組合員數	五九、四八二	一三六	一七、三〇四	七六、九二三	一、〇六三	—	七二七	一、七九〇	一九、〇〇二	三、一五五	三三、一五八	二〇、六八〇

府縣	組合數	組合員數	組合數	組合員數	組合數	組合員數	組合數	組合員數	組合數	組合員數	組合數	組合員數	組合數	組合員數	組合數	組合員數	組合數	組合員數	組合數	組合員數	組合數	組合員數	組合數	組合員數
三重	五〇	三、三三三	七	五四九	一五	六、四六三	七二	一九、三五五	—	—	—	—	一	一五	一	一五	三〇	九、一五〇	三五	三、四九五	六三	一三、六五二	五〇	六、八六一
滋賀	五六	九、二二一	一	一七四	八	三、二四九	四五	一三、六三四	—	—	—	—	—	—	—	—	一九	六、二四七	七	五一八	二六	六、七六五	二九	二、六一六
京都	五七	一六、八八九	三	六八〇	五一	八、四二三	九一	二五、九九二	七	一、三三六	—	—	七	一、三三六	一四	二、六七二	五一	一三、五〇四	一八	一、九三三	六九	一五、五一六	四三	一二、八四三
大阪	八九	一〇四、七三三	二	六、八二〇	七一	一八、一〇二	一八一	一三九、八五一	八	二、三五二	二	二五〇	七	七五〇	一七	三、三五二	三四	一三、三八〇	一九	三、七〇三	五三	一六、〇八三	七八	二四、七二七
兵庫	八八	三四、六四七	三	三、一一五	五九	一四、〇四九	一七五	五一、八二一	三	九八	—	—	六	六六五	九	七六三	四六	一七、五三三	三六	五、四五三	八二	三三、九七四	七八	一六、八八七
奈良	三三	九、九〇八	—	—	一〇	三、二〇五	四二	一三、一一三	一	三一	—	—	一	四五	二	五八	一〇	五、四九八	四	二一六	一四	五、七一四	二五	三、四〇二
和歌山	三三	七、六四二	一	四八	二〇	三、五八五	五三	一一、二七五	—	—	—	—	二	三七	二	三七	一三	六、七六二	一〇	六九四	二三	七、四五六	四八	五、二七一
鳥取	五〇	一四、一〇二	一	一五九	一六	二、八〇八	六七	一七、一六九	—	—	—	—	一	一〇五	一	一〇三	一九	四、九五五	三八	一、七四七	五七	六、七〇二	三九	三、八〇七
島根	四九	七、五一九	一	九七	三九	七、〇四〇	七九	一四、一五六	一	三一	—	—	—	—	一	三三	一四	五、一一〇	一八	一、五七一	三三	六、六八一	一〇八	五、三三六
岡山	三三	一八、五九六	一	一〇	一六	六、一七二	四九	二四、五七八	—	—	—	—	一	二五〇	一	二五〇	三	一七三	八	六二二	一二	八九四	三五	七、六五〇
廣島	五三	三三、九一五	五	四二七	二九	一〇、七七六	八六	三四、一一八	三	一一〇	—	—	—	—	三	一一〇	五六	一四、〇〇六	二五	二、七〇七	八一	一六、七一三	一五〇	一五、九八五
山口	四四	二五、一二五	五	五三四	二七	七、七六〇	七六	三三、四一九	一	二	—	—	—	—	一	二	三六	二、〇五六	二二	二、二七二	六七	一三、三一八	一二一	一〇、七〇二
徳島	二六	四、五七五	六	三九八	二	四、四一四	四五	九、五八七	一	五一	—	—	—	—	一	五一	一三	六、九六三	七	四〇四	二〇	六、四六七	二七	五、一七三
香川	二〇	九、五二五	三	九九四	一五	三、五二四	三八	一三、八四三	—	—	一	二	—	—	一	二	一	一、一〇三	八	六九三	九	一、七九六	一〇一	七、五七八
愛媛	一八	七、六九一	三	四四六	一八	六、六二七	四九	一四、八二四	—	—	—	—	—	—	—	—	二六	一〇、六三三	三	二四一	二九	一〇、八三三	九二	六、五七〇
高知	一四	三、九三五	三	六六	二	七、三三二	二八	一一、三三三	一	八	—	—	—	—	一	八	一五	七、三三一	三	二三八	一八	七、四四九	三五	八、九二九

府縣別	組合數	組合員數	進駐軍	其の他	小計	合計	府縣別	組合數	組合員數	進駐軍	其の他	小計	合計
北海道	組合數	組合員數	其の他の産業				福岡	組合數	組合員數	其の他の産業			
	組合數	組合員數	進駐軍	其の他	小計	合計	佐賀	組合數	組合員數	進駐軍	其の他	小計	合計
青森	組合數	組合員數	其の他の産業				長崎	組合數	組合員數	其の他の産業			
	組合數	組合員數	進駐軍	其の他	小計	合計	熊本	組合數	組合員數	進駐軍	其の他	小計	合計
岩手	組合數	組合員數	其の他の産業				大分	組合數	組合員數	其の他の産業			
	組合數	組合員數	進駐軍	其の他	小計	合計	宮崎	組合數	組合員數	進駐軍	其の他	小計	合計
宮城	組合數	組合員數	其の他の産業				鹿兒島	組合數	組合員數	其の他の産業			
	組合數	組合員數	進駐軍	其の他	小計	合計	合計	組合數	組合員數	進駐軍	其の他	小計	合計
滋賀	組合數	組合員數	其の他の産業				京都	組合數	組合員數	其の他の産業			
	組合數	組合員數	進駐軍	其の他	小計	合計	大阪	組合數	組合員數	進駐軍	其の他	小計	合計
兵庫	組合數	組合員數	其の他の産業										

第一表　府縣別産業別登錄勞働組合組合數及組合員數（其の四）

府縣別	組合數	組合員數	進駐軍	其の他	小計	合計	府縣別	組合數	組合員數	進駐軍	其の他	小計	合計
北海道	組合數	組合員數	其の他の産業				福岡	組合數	組合員數	其の他の産業			
	組合數	組合員數	進駐軍	其の他	小計	合計	佐賀	組合數	組合員數	進駐軍	其の他	小計	合計
青森	組合數	組合員數	其の他の産業				長崎	組合數	組合員數	其の他の産業			
	組合數	組合員數	進駐軍	其の他	小計	合計	熊本	組合數	組合員數	進駐軍	其の他	小計	合計
岩手	組合數	組合員數	其の他の産業				大分	組合數	組合員數	其の他の産業			
	組合數	組合員數	進駐軍	其の他	小計	合計	宮崎	組合數	組合員數	進駐軍	其の他	小計	合計
宮城	組合數	組合員數	其の他の産業				鹿兒島	組合數	組合員數	其の他の産業			
	組合數	組合員數	進駐軍	其の他	小計	合計	合計	組合數	組合員數	進駐軍	其の他	小計	合計
滋賀	組合數	組合員數	其の他の産業				京都	組合數	組合員數	其の他の産業			
	組合數	組合員數	進駐軍	其の他	小計	合計	大阪	組合數	組合員數	進駐軍	其の他	小計	合計
兵庫	組合數	組合員數	其の他の産業										

府縣	組合數	組合員數	組合數	組合員數	組合數	組合員數	組合數	組合員數
秋田	一	一九七	一	三四一	二	五三八	四五五	五四、八〇八
山形	五	一、六三六	—	—	五	一、六三六	七三六	七七、三三七
福島	—	—	二	四二	二	四二	五四一	一二六、九七八
茨城	一	三七	—	—	一	三七	三四〇	八六、〇五八
栃木	二	二一九	四	四二八	六	六五七	五一三	七九、八七七
群馬	四	一、九〇二	一	六一	五	一、七六三	七三四	一〇〇、九〇一
埼玉	六	五、七八三	三	二、八三八	九	八、六二一	六二一	一一〇、四六六
千葉	四	六四四	—	—	四	六四四	三八六	八三、四〇八
東京	六五	二八、六八五	九	九、二六四	七四	三七、九四九	二、九四六	八〇四、七六四
神奈川	三六	二六、六一六	一	二六四	三七	二六、八八〇	八六二	二七一、八三七
新潟	二	一〇七	—	—	二	一〇七	七〇八	一四二、三三一
富山	—	—	—	—	—	—	四一〇	八八、五三七
石川	—	—	—	—	—	—	四五三	七三、四七八
福井	二	二二六	二	一六四	四	三九〇	二四二	三九、七六三
山梨	—	—	二	一四四	二	一四四	二三三	三七、七七六
長野	一	八五	—	—	一	八五	九三六	一三七、二〇五
奈良	二	一六八	一	一五九	三	三二七	二六八	五七、四七三
和歌山	—	—	二	一、〇七六	二	一、〇七六	三一三	五五、二四七
鳥取	三	一、五八七	—	—	三	一、五八七	二五一	三九、三八七
島根	—	—	—	—	—	—	三六七	四四、七一四
岡山	二	一、〇一七	—	—	二	一、〇一七	三六四	八八、三七四
廣島	二	一〇、五一六	五	二五二	二六	一〇、七六八	六八六	一四七、四四三
山口	四	一、六五六	二	一五四	六	一、八一〇	五七三	一四七、七九六
德島	一	一三三	二	二八一	三	四〇四	二五六	四三、六六〇
香川	四	三七四	—	—	四	三七四	三五一	五五、二九六
愛媛	一	三〇〇	—	—	一	三〇〇	四〇四	八四、八八六
高知	一	四二	一	一七	二	五九	三六九	五五、八二三
福岡	五	一、七九七	一	二五	六	一、八二二	一、〇〇九	四五三、二七七
佐賀	—	—	—	—	—	—	二五五	七一、二六七
長崎	三	四、五五四	九	二、一九六	一二	六、七五〇	四四一	一四三、〇三八
熊本	二	一、八九八	—	—	二	一、八九八	三七四	八八、七二五
大分	八	一、九〇六	—	—	八	一、九〇六	三六四	五七、四七一

第二表　府縣別産業別登錄勞働組合男女別組合員數（其の一）

府縣別		農業	林業	水産業	鑛業 石炭	鑛業 其の他	鑛業 小計	建設	製造工業 金屬	製造工業 機械	製造工業 化學
北海道	男	一、三二七	八、六四二	一、二三八	八六、一二六	三、五五〇	八九、六七六	一四、八三七	八、五〇三	一〇、四五六	二、七一九
	女	一九四	一、一五二	二九三	二、七二三	六一四	三、三二七	一、八六六	一、一七一	一、二八〇	二、七八四
青森	男	二四六	一、四〇一	三三三	五	一、二三九	一、二三四	七、四三三	二〇六	二、二九〇	一、三一九
	女	三三	一九二	一四〇	二	二三二	二三四	五七二	四六七	二七	二四
岩手	男	一七二	七五一	六七	八三五	四、八四一	五、六七六	三、五〇九	一、七一二	一、三〇一	一、六六七
	女	八六	八四	二八	一五八	一、一〇四	一、一六二	一三	三六六	二六三	一、三五三
宮城	男	一二四	二、〇四六	一、〇七四	一、三〇一	一、五五四	二、八五五	三、八三八	一、九三三	三、四六五	一、五八七
	女	五六	一一三	一一三	二六三	二三八	五〇一	四五七	四四八	五五〇	八八二
秋田	男	—	一、九三四	三〇九	一、五五七	三、〇一四	四、五七一	五六四	一、九〇六	一、二九〇	九三三
	女	—	一一二	—	三三五	六〇〇	九三五	二三三	四二四	二七	二三八
山形	男	三八四	三三八	五、八四二	一、九一七	一、九二五	五、六七六	六、七一五	二、六〇五	三、三五七	二、七五九
	女	五〇	三五	一、一四八	八一五	三三三	二四一	一〇一	五四八	八二四	八三五
福島	男	三四八	二〇三	一、五一六	二五、八〇八	八〇五	二六、六一三	六三七	一、七二六	五、三九六	五、三五八
	女	六六	一九	一	四、五三八	一七一	四、七八〇	六七	三〇七	一、一一七	一、一六四
茨城	男	八六	七二	九七七	七、六二五	四二	七、六六七	四三七	五、二〇五	五、三九〇	四九九
	女	三	四	一六	一、九〇三	二	一、九〇五	七	一、一五三	三、三八三	二六二
栃木	男	三一	四一五	一三	一二六	四、五三七	四、六五三	四、七八四	一、五九三	五、六六三	一、五九三
	女	一〇	二	八	三〇	九二四	九二四	三〇三	五四九	一、一一五	七七九
岐阜	組合數	—	—	—	九、八八〇	二七、〇二三	三九、四一五	八七、九二三	一五〇	一五〇	一五〇
	組合員數	—	—	—	四二〇	六九四	九三〇	三六六	一	一	一
靜岡	組合數	—	—	—	—	六六一	三三七	—	—	—	五九、七六三
	組合員數	—	四三三	三三三	三三	八	三	—	—	—	三〇二
愛知	組合數	三、七七四	三、八八三	一	三九、四一五	二七、〇二三	三九、四一五	二〇、五七六	一九八、六六五	六、二六八、四三二	二八、〇一三
	組合員數	二	三	一〇九	九三〇	六九四	九三〇	二三七	一二八	一九	四六八
三重	組合數	—	—	—	八七、九二三	三六六	八七、九二三	〇・八五	〇・四二	一・二七	一〇〇・〇〇
	組合員數	—	二三三	三三三	三三	一	三三	一・七六	一・四一	三・一七	一〇〇・〇〇

群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	愛知	三重	滋賀
男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男
二〇三	二六一	二五	二七	七九	六三	二七	一	一	一	二五	一	一	二七	一	一
二六	七一	三	九二	四三	二七	三一	一九四	一	一	一	一	一	二七	二	一
二六	二四	三	一〇六	六	二四	二七	一	一	一	一	一	一	二七	一	一
二七	二四	三五	一〇六	六	二〇	三	一	一	一	一	七三	二六	七九	二四	六
一一六	九	一一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一一六	一〇	一一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一一六	一〇	一一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一一六	一〇	一一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一一六	一〇	一一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一一六	一〇	一一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一一六	一〇	一一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一一六	一〇	一一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

京都	男	一四〇	一三三	二〇六	二九三	一三四	四一六	一五、一五八	三、三八〇	一九、〇〇一	三二、〇四六
	女	六六	二五	五六	五二	二九	八一	七三〇	六九七	三、六五五	二、二三七
大阪	男	二五	一四一	二六五	五六一	九五	六五六	一八、七四八	二八、八九七	四八、八五二	二八、五五四
	女	二	四四	二七	一五一	三	一七三	二、二六四	四、七七五	九、八〇六	一四、四五〇
兵庫	男	二一	二五四	一七一	一〇五	二、三七六	二、四八一	九、六一七	二七、九七二	五四、五二一	一五、四三九
	女	二九	七	五二	二二	四三一	四五二	一四二	四、〇〇七	一〇、〇七八	六、二九二
奈良	男	四六九	一、五六六	—	—	一二七	一二七	四、六一五	四八二	一、一五九	二五一
	女	—	三七六	—	—	二五	三五	三一	六一	三八六	一九四
和歌山	男	—	三、二七九	四一	一、一七一	一八八	一、三五九	一、九九二	一、二九四	一、七四八	二、八八七
	女	—	六二	—	三二	二九	三五〇	八九	三一三	三三四	六九八
鳥取	男	二五	七九	三五	—	七九	七九	三四五	—	一、六七四	八三
	女	二	三二	一三	—	二五	二五	三四	—	二五〇	二七
島根	男	六	一一七	—	三一九	七三二	一、〇五一	一、三九三	一、一二八	二、三八〇	六七六
	女	二	一〇	—	六八	二一〇	二九八	四七	一六四	三三五	三一二
岡山	男	—	九六	—	四六八	二、七〇五	三、一七三	八、三〇〇	九六五	一〇、七三八	三、四四六
	女	—	五	—	一一四	三八三	四七七	一五〇	一五〇	九九三	一、四五七
廣島	男	—	四五一	四二	四九	—	四九	四、一八三	二、五五一	三二、〇〇二	三、九四九
	女	—	二八	三	四	—	四	三五四	五八四	二、八〇六	一、七二五
山口	男	二七	一四七	四九三	二八、五一七	一、二〇二	二七、七一七	二、一三二	三、八〇九	九、九一二	二二、七三三
	女	三七	三〇	一〇七	五、八七九	四四八	六、三三七	四三四	五〇四	一、二六八	三、三九二
徳島	男	一四	一、一七九	—	一八三	三九〇	五七三	二、九五五	一一三	一、五〇三	二、〇一七
	女	九	三八	—	三六	四七	八三	八九	六	一三六	九一五
香川	男	八一	一四	八一七	—	四三三	四三三	三、三六九	一、二九四	二、八六〇	二、八四四
	女	四	—	二八	—	六一	六一	七九	一五五	四七三	一、七一八
愛媛	男	—	一九	二一	—	五、七二〇	五、七二〇	一、五八二	五六二	五、二九七	一〇、三六三
	女	—	一	三	—	一、〇八五	一、〇八五	二五四	七〇	五九七	三、五一七
高知	男	六三	二、七四〇	—	—	五八〇	五八〇	二、四六七	六二三	二、七一八	二、七三六
	女	二五	七四〇	—	—	一五〇	一五〇	三五一	七三	四九九	二、三一九
福岡	男	三五	六九〇	四九六	一七一、四四一	八、一四四	一七九、五八五	四、一五一	二七、七五三	一三、二九九	二六、二六四
	女	五〇	一六	一三三	二五、五六七	一、二〇四	二六、七七一	五三三	三、四六一	二、八五三	九、一八六
佐賀	男	—	三二	二〇六	三三、二二三	二三四	三三、五三六	四、〇九五	二九八	三、三三四	六〇六
	女	—	四	—	二、八七四	九二	二、九六六	一一七	四九	二五〇	三五三

第二表　府縣別産業別登錄勞働組合男女別組合員數（其の二）

府縣別	合計 女	合計 男	鹿兒島 女	鹿兒島 男	宮崎 女	宮崎 男	大分 女	大分 男	熊本 女	熊本 男	長崎 女	長崎 男
製造工業												
窯業	一、三三五	五、六〇三	一〇七	一、三五三	三三	七一八	一三五	四三	三四八	六五	一	一
紡績	五、三六八	四、九七〇	一七一	八四七	九五	一、三三七	九五六	六四〇	三〇九	三九六	八	五一
製材	一、九〇八	三、五九〇	一三六	一、七九五	一五六	一、一三七	一三六	一三五	一	一	一三	四、七九二
食料	六、三五一	四一〇、一〇九	一	一	一	一	一	一	六四八	六、〇七〇	六六六	四一〇、七九九
印刷	一一、一〇六	六〇、六三二		一四	一三六	七一八	一三五	五六九	八	三一	一三	一三三
其の他	七四、八五七	四七〇、七四一	一	一四	一三六	二一六	一三五	五六九	六五六	六、一〇一	一九八	六、一一九
修理	一九、四七四	三七六、〇四七	九五三	九五三	一三六	一〇、七六六	一三	八〇八	三三七	三、五六一	一九五〇	一〇、八〇三
小計	三三、一四七	三三一、〇〇五	六七三	六七三	一六六	一〇、七九七	一三六	一四一	一三七	一四八	一〇一	一、一三四
水電ガス	三、三三一	六〇、九七六	七〇八	七〇八	一〇〇四	五六〇	一〇一	一四八	一七七	一、四〇〇	二、〇〇四	二、一〇七
卸業	九、四五一	一五六、一五三	三四六	三四六	二一八	六六二	一三六	一三六	九三〇	九五三	三一八	一一三九

府縣別	福島 女	福島 男	山形 女	山形 男	秋田 女	秋田 男	宮城 女	宮城 男	岩手 女	岩手 男	青森 女	青森 男	北海道 女	北海道 男
製造工業														
窯業	一四七	一六六	一三五	一五七	一	一	三三五	三五	一〇五	五五六	二九	二九五	三七四	九四四
紡績	七、二〇九	七、三〇五	四、一五六	一、〇〇六	一六三	二四	一、一三一	一六五	一三九	一、二九五	一三七	三九	三、四五六	三、〇一三
製材	四九〇	一、四五五	五五一	一、七〇六	一、五二五	四、五六一	一六六	五五八	六四〇	四〇五	六四〇	一、六七五	一、九二四	一〇、八五四
食料	一、九一九	三、二九九	一一一	四六四	二一	一八	一、〇〇五	二五六	三〇九	四〇五	三〇九	八三五	二、一三五	六、七二五
印刷	一九六	一六七	五五一	一五七	三六一	一六一	一一八	七五	一〇九	一一八	六七	九五	三七〇	一、七一二
其の他	三五六	四五六	四四三	四五三	五六五	五五四	六六	三三	七	三三	四一	三五六	四四六	四五四
修理	三	一五	三〇	一三五	一四	一三〇	一〇	三〇〇	一	六	九	三〇五	四六〇	五、〇九七
小計	三一、〇六〇	三一、〇六三	八、〇六六	一三、三三一	三、六六六	一四、八五七	三、六九七	九、六六六	四、九五三	一三、三三七	一、七〇〇	八、四五一	一五、六〇九	五、九二三
水電ガス	九六	二、〇六六	三五三	五六五	一三九	一三七	一、一六六	一、四六七	一五五	一、四六七	六六	九五四	七四六	六、六一七
卸業	一	一	一三五	三、七九一	四九一	一三五	一〇三	一六八	七〇	一三八	三一	一〇三	四六〇	三、七九一

茨城	男	三二四	三〇一	四一九	一、四五五	一〇八	一三〇	ー	三三、八二一	一三〇	六六五
	女	三六	一、四六五	八七	四三八	二一	一〇〇	ー	六、九四七	一四	一七
栃木	男	一、三五〇	一、四〇七	二、八二六	七三一	五〇三	三二二	七五三	一七、四〇六	一、九三四	ー
	女	二九三	四、二三八	五三九	三六六	一二七	一六三	五〇	八、一五五	一三五	ー
群馬	男	三三九	二、七八〇	三、七五五	一、八〇三	三三七	六八五	二九三	二四、〇八六	二、三六二	六九
	女	五六	八、八五二	五八二	一、三七四	一二七	八一	二八	一五、〇六九	一六五	一七
埼玉	男	一、二〇三	三、一八八	一、三〇三	一、〇〇四	一八	一、一四九	三〇二	三九、四三〇	一、一四一	ー
	女	一四〇	八、五八五	一二六	三一一	四	一、六二六	一三	一七、三七三	九五	ー
千葉	男	七三	五〇二	六五一	三、七一三	二九	四九三	四四	一四、七七六	一、五〇六	三
	女	三六	一、七一三	一二七	一、〇三七	五	一四九	ー	五、二七八	二〇〇	九
東京	男	二、九六四	四、二六八	二、六四二	四、五八二	二、六九八	六、三九七	七、五三四	一七一、四七三	一三、三四五	八、一三〇
	女	六三二	五、八九五	六四九	三、三三二	五、二八六	一、六二一	四八二	五一、四六六	一、七八七	二、五九二
神奈川	男	一、一五三	二九八	七六〇	二、六五五	三、一五〇	六四五	二、九一六	一三〇、七一五	五、五八九	一二三
	女	三〇八	二九八	二〇八	一、三三三	一、二二一	二九五	一七五	二五、九四九	五九四	二四
新潟	男	一二四	一、〇〇一	一、四四三	四二〇	三六〇	三八二	一九二	三七、五四三	二、五八三	二六三
	女	九五	四、一九三	四四一	三四六	二〇五	五三二	三二	一四、八一九	一三五	八一
富山	男	四〇一	三、一六九	一、二二二	一八九	八五八	八四	九〇四	二八、九三三	三、八二四	七三
	女	九四	三、一七五	四〇五	四二	四六一	二四〇	六六	一七、一一三	三一四	三一
石川	男	一、五〇七	二、六四六	一、三二四	八七〇	三三七	一八一	二、三六六	二二、二一七	一、五一七	一一六
	女	四〇八	五、〇〇九	三一三	四五〇	六四	一三四	一二六	八、八九六	一二七	二六
福井	男	三四〇	一、一九三	一、〇二六	二〇	三五	六〇	ー	八、一七五	五九〇	九二
	女	五一	四、七二八	三〇三	一四	一八	一二五	ー	七、三九七	四二	九
山梨	男	一四八	五四五	四三八	一七三	ー	六三	二一八	二、九六八	七九〇	ー
	女	七五	三、〇六六	一三九	四四	ー	九〇	三三	四、四一七	一三	ー
長野	男	六七	三、九二五	五、四九六	三八八	七〇六	三三六	二四二	三〇、六二〇	四、五五二	三四
	女	五三	一六、三五五	一、二〇七	三〇〇	三〇七	二六一	二〇	二七、一〇二	五五五	四六
岐阜	男	四、四二三	二、八四〇	二、六五八	一九二	一八九	ー	五六四	三三、四四五	二、四二三	一〇八
	女	二、三六六	九、八二三	七八三	六九	五九	ー	三五	一六、四二〇	二五四	九六
静岡	男	六四五	四、〇七六	四、八三〇	一、九七五	一、〇二一	一七二	四七七	四三、三九四	二、七一三	ー
	女	二三〇	九、〇二一	一、七二六	一、一五六	七三一	一八八	四〇	二〇、四九三	二四六	ー
愛知	男	一二、二七七	七、〇一四	四、七二五	三、七二一	七三五	四三八	二、三七六	九三、六五三	五、八二一	三〇二
	女	六、七三四	一三、九八三	九七三	一、一九三	一九八	二三六	二四九	三八、四三五	八〇五	四八

三重	男	一、四三八	三、五三六	一、〇八九	一三三	一一八	四二一	九六	一九、六五四	一、三三四	—
	女	一一六	一四、五七〇	一三三	四八	三六	二五二	九	一八、〇八一	一五三	—
滋賀	男	一、一一五	二、〇四八	六六三	七九	二七五	一七〇	一六七	一三、九五六	一、二〇三	—
	女	二四四	六、二七〇	八四	四五	二五六	二六〇	一〇	一〇、七四一	一一〇	—
京都	男	一、三三八	四、七四八	一、七〇六	三、一八九	八一六	九八五	六〇四	三八、七〇三	一、六六三	一三二
	女	四四七	九、六五四	二五四	一、七四九	一九一	九八三	三二	一九、九一七	三三三	八六
大阪	男	二、二七二	九、一五三	一、九五九	二、〇七五	一、八三六	二、一二五	一、〇四八	一三六、七七〇	八、〇四一	二、〇八八
	女	四四六	一八、四六八	四四九	七七〇	六九八	一、九四四	一六八	五一、九七四	一、四五四	一、七九八
兵庫	男	二、〇八四	五、五八一	一、一九八	三、一三九	三三〇	一四三	二五四	一〇九、六五一	五、六三六	一四四
	女	五七四	一四、六六九	四五二	九九六	一二四	一六〇	一七	三七、三六七	一一四	一四
奈良	男	三一六	一、一三五	四、一四五	二〇一	一一八	四二四	三五五	八、五八六	九七五	二九
	女	六	四、六七五	七四三	四〇	三六	一四八	三四	六、三四五	一一七	—
和歌山	男	—	一、三四一	二、六四一	三二三	八四	一〇〇	一一七	一〇、五三四	一、四六一	二一
	女	—	四、四八六	四三四	二〇三	六	一三一	二	六、四八九	一七三	一四
鳥取	男	一五六	一四七	一、九〇七	三三一	三三	八六	一、五三一	五、九四七	六三三	—
	女	—	八〇一	三八〇	三二六	四	六五	七二	一、七二五	六一	—
島根	男	六七	八〇二	一、三四七	一七五	九	—	六	六、五九〇	一、一三二	一四二
	女	一三	四、四〇四	四四〇	一〇九	七	—	七	五、七八一	一〇九	四〇
岡山	男	一、八二三	三、〇六二	四〇八	一、七五六	四二	一六〇	一三六	三三、五一七	二、〇五〇	一三七
	女	三二五	八、九五三	一〇一	九三九	二七	六二五	八	一三、五七一	一一六	三
廣島	男	五八四	三、〇三九	一、五八〇	一、〇八七	四二七	一七三	一、一〇八	四五、四八〇	四、四三三	四〇
	女	一〇五	四、〇六〇	四四五	八七一	一三三	一三六	六九	一〇、九三四	四九三	三
山口	男	一、一八四	六七一	四九四	二、八九五	四八七	一、一一六	二、七五四	三六、〇五四	二、四三五	一六八
	女	三五一	六三〇	九六	八四六	二四七	三九七	一五七	六、九〇八	二四一	七〇
德島	男	一一一	一、九五六	一、六七二	六一三	—	六	—	八、〇六三	一、〇八八	—
	女	三五	四、八七三	一六〇	四六三	—	一	—	六、五八九	六三	—
香川	男	九七八	一、二九〇	五八一	二、八二九	一三〇	二〇	一、九六三	一四、六八九	八二	六二
	女	九〇	四、五七九	一六四	一、二一四	四	三	一四〇	八、五七九	一〇	七
愛媛	男	四八九	三、八九二	一、三五二	四四一	二七	九一	六八	三三、五八一	二、六九九	一七六
	女	一〇七	九、六九四	二五九	一四三	二	一七〇	四	一四、五七二	三三六	三七
高知	男	五四四	二九六	三、〇二〇	三三三	七六	二八	二〇〇	一〇、五六四	一、四五〇	—
	女	二四六	二、六五一	一、三〇一	一一六	五八	一〇	四二	六、七一四	一三六	—

第二表　府縣別産業別登錄勞働組合男女別組合員數（其の三）

府縣別		商業 小賣	商業 其の他	商業 小計	金融	運輸通信業 陸運	運輸通信業 水運	運輸通信業 通信	運輸通信業 小計	サービス業 娯樂	サービス業 廣告
福岡	男	七、〇八一	九〇八	一、二七八	二、七三六	四八八	二六三	五、五九三	八五、六二三	六、〇八二	四一七
	女	一、八〇九	二、四三四	三二七	一、一九〇	二七七	一八六	四二七	二三、一五〇	七八三	一七五
佐賀	男	一、三三八	六〇三	一六	三七	—	八	—	六、五二二	一、〇六五	—
	女	七五四	三、〇〇六	六	二一	—	二七	—	四、八六三	七九	—
長崎	男	六二一	五七	二四一	四八五	一四一	五八	一、〇四二	二四、一九五	一、一七二	九五
	女	四四〇	二七五	二二	二三五	七二	四	一七〇	三、五三〇	一二五	二八
熊本	男	八三一	六〇七	四、三五一	九一〇	一三二	一三	三三	一七、七三三	二、〇六七	—
	女	二五〇	三、一二七	六三二	四〇五	八三	九	三三	五、九九〇	一八二	—
大分	男	一、〇七四	九九二	二、二〇七	五三二	—	四三四	—	一〇、〇四〇	一、七五三	一〇七
	女	二五二	四、六一〇	六〇八	二八二	—	三三	—	六、五八八	一七三	三三
宮崎	男	—	二、二〇七	八六〇	三七六	—	—	二三	一一、八〇一	一、六七一	三六
	女	—	二、六六四	三〇六	四六	—	—	三六	五、三二三	一六三	二八
鹿兒島	男	一九	一二六	一、九七八	一、三八六	—	—	一、六〇五	七、一〇二	一、七四〇	三四
	女	一九	七七六	七二七	二七〇	—	—	一三七	二、二三七	一一四	九
合計	男	五四、三五一	九六、五一五	九五、八一八	二一、一七二	二六、五九七	一〇、五八三	四四、〇三六	一、五〇三、四一五	一二五、七七二	一七、六四二
	女	一九、一五六	二五七、八七九	二三、八三二	二六、一五三	三、一四〇	三、七四四	三、四一八	六一四、一三一	一三、六九一	四、九四二
秋田	男	—	六五	二〇八	五一九	四八六	二六四	一、四二四	二、〇五五	一、六四二	—
	女	—	二九	四八	四二	六八八	一〇二	二、二二四	一〇、〇五五	一三、六九一	—
宮城	男	一九八	二、四二六	二、七二六	二、八九六	六、一二七	二、一二七	一一、五七六	二、〇五八	一一、一二五	—
	女	一一七	五三三	六六二	二、二三九	五四五	一〇	二〇五	一、五〇三	二五六	—
岩手	男	一四七	二七	一、三五一	七三九	一八、四九一	八八	三、三八八	五、四三七	一〇五	—
	女	三三	二七	二三七	四五一	一、三五二	二三	一、五五九	一、五〇三	二五六	—
青森	男	七	二	一、二四〇	七二一	七、四三九	一三六	一、二四七	三、二五九	六	—
	女	二五五	一七七	一〇〇	四一四	五六三	二三	一四七	一、〇九三	六七	—
北海道	男	五四	五、九七八	一〇、三三	四、三七一	五九、四四七	三、六二六	一三、二四三	四六、三一六	一八、四九一	—
	女	三三五	一、二八〇	二、二七五	三、六五八	五、三七〇	五七二	六、一〇六	一三、〇六八	一、三五二	—
府縣別	男	小賣	其の他	小計	金融	陸運	水運	通信	小計	娯樂	廣告
	女	小賣	其の他	小計	金融	陸運	水運	通信	小計	娯樂	廣告

山形	男	六四九	三八二	一、〇六三	六七六	二、五七〇	六	二、八九七	一四、四七三	三七	—
	女	二六六	一〇九	三九六	七〇二	一、一九八	三	一、四二〇	二、六二一	四七	—
福島	男	—	九二	八二	九五〇	一八、〇九五	—	五、〇四八	二三、一五三	—	—
	女	—	一八	一八	四五八	一、一八八	九	二、四三〇	三、六一九	—	—
茨城	男	一〇七	—	一七二	一、六九四	九、二三七	—	三、六六三	二三、八七〇	三	—
	女	三	—	二九	一、〇二三	八四六	—	一、六七四	二、五三〇	二	—
栃木	男	一六二	二〇	一八二	八二八	九、六八四	—	二、二〇七	二三、八九一	三一	—
	女	二八	六	三四	七七二	八四〇	—	一、五三一	二、三七一	五	—
群馬	男	一六	一、〇二六	一、一三二	七三〇	三、九八六	—	三、〇一三	二五、九九九	六四	—
	女	四	二九二	三一三	五三九	一、一五五	—	一、二七〇	二、七二五	五九	—
埼玉	男	一二九	一、七三九	一、八五八	一、三六八	一〇、九二三	—	三、八四三	一四、七六六	—	—
	女	一四	三二一	三三五	一、〇二七	八〇四	—	一、九六〇	二、七六四	—	—
千葉	男	三〇	八三	一三五	六三二	一五、一五〇	—	三、二〇六	一八、三五六	二五	—
	女	三	一五	四六	五一三	二、一三六	—	一、九六一	四、〇九七	一	—
東京	男	四、五三〇	二四、九二八	三七、五八八	三二、五〇六	七四、一六三	三、六七四	三〇、四四五	一〇八、七八二	二、七〇八	三、二五〇
	女	三、六七三	三、八四一	一〇、一〇六	二四、六八一	六、〇一五	六一五	八、八九三	一五、五三三	二、一〇一	九〇一
神奈川	男	一、〇三三	一、三七九	二、五三三	一、八七九	二三、六六四	二、二四〇	四、八三三	三九、七二六	一三四	—
	女	二九九	四七九	八〇二	一、三六七	一、八九九	二〇三	三、一六一	五、二六二	二九	—
新潟	男	八六	二、〇三八	二、三八七	一、八七四	二四、五二三	七三四	五、五一四	三〇、七七〇	三五	—
	女	九二	六七八	八五一	一、二九六	三、五五一	二〇八	二、七二四	六、四八二	四一	—
富山	男	二六二	三五二	六八七	一、二六〇	八、〇三九	六四〇	二、六六八	二一、三四七	—	—
	女	二三四	二七	三一七	一、一七〇	八四〇	一三五	一、五九六	二、五六三	—	—
石川	男	一三四	一、三〇七	一、五五七	一、一四八	四、九九六	—	三、〇八七	八、〇八三	—	—
	女	一三三	三九〇	五六八	九三二	六六一	—	二、二九一	二、九五三	—	—
福井	男	五〇	七二三	八六六	一六八	七、七二七	四	二、〇五五	九、七八六	—	—
	女	五五	一五八	二三三	一八四	五二四	—	一、二三四	一、七四八	—	—
山梨	男	六九八	一八八	八八六	七三五	一〇、三一八	—	一、六九二	三、一〇	三三	—
	女	一七三	四五	二一八	七二〇	九三一	—	九五一	一、八八二	三	—
長野	男	三〇	七七三	一、〇三七	九一五	八、八六八	—	六、〇七二	二四、九四〇	六	—
	女	二	二三五	二四一	九六四	二、一二八	—	二、六四四	四、七七二	四	—
岐阜	男	三八五	—	四九三	九七九	二、七〇九	—	四、一三七	一五、八四六	八一	—
	女	四九	—	一四五	一、一五九	九七三	—	二、四二三	三、三九六	七九	—

府縣	性別									
靜岡	男	三四〇	八八三	一、二三三	二、二七一	一五、八三八	一三三	五、二一〇	二、九八一	ー
	女	一八二	二七一	四五三	一、五四〇	一、三七三	四一	三、五四二	四、九五六	ー
愛知	男	一、二九七	一、九四〇	三、四三九	四、七五三	五三、五〇六	一二二	九、九七七	六二、五九五	六〇四
	女	五五六	三六五	九〇七	三、六五三	五、八八三	三四	四、四八八	一一、三九五	四五九
三重	男	三三三	一、〇二九	一、三五二	一、二五二	一三、一一三	四八三	三、三〇八	一五、九二四	ー
	女	六〇	三三一	三九七	八六七	一、一一五	六六	二、一八五	三、三四六	ー
滋賀	男	六六二	ー	六六二	七九二	七、四一六	一六二	一、九四一	九、五一九	ー
	女	一二七	ー	一二七	六五〇	五六七	三二	一、三〇八	一、八七七	ー
京都	男	一、二八七	九五九	二、三六七	二、六四四	一五、五二六	五八	四、八八四	二〇、九九八	八二六
	女	一、二六七	一五六	一、五〇九	二、〇五六	一、三六三	九二	三、五三九	四、九九四	五〇八
大阪	男	五、五九九	八、一六三	一五、八五〇	一〇、八五一	六八、四六一	六、四四九	一〇、七三四	八五、六四四	一、三〇〇	三一三
	女	三、六一三	一、七三四	六、一四五	七、七〇五	六、九九四	三七九	二、二五八	九、六三一	一、〇五二	三七
兵庫	男	七四四	七、四五二	八、五四〇	三、三八七	三一、五四八	二、四九七	八、五七三	四二、六一八	三三	ー
	女	七四一	一、三一九	二、〇七四	二、三五三	三、〇九九	六一八	五、四七六	九、一九三	六五	ー
奈良	男	二四六	四〇七	六八二	四八二	九、一四九	ー	一、八三七	一〇、九八六	三	ー
	女	五五	一〇六	一六一	二九〇	七五九	ー	一、三六八	二、一二七	一〇	ー
和歌山	男	一三	七七三	九〇六	四五八	七、〇五〇	四四	一、九四二	九、〇三六	ー	ー
	女	三	三三九	三五六	二六五	五五二	四	一、四九〇	二、〇四六	ー	ー
鳥取	男	二六四	ー	二六四	四七	三、三八四	二一四	一、九一一	一五、五〇九	ー	ー
	女	三〇九	ー	三〇七	五五	七一八	四五	八九七	一、六六〇	ー	ー
島根	男	一六七	二〇三	五一三	三九三	六、八七六	二七	二、九一八	九、八七一	一六	ー
	女	六〇	四九	一四九	二九八	六四三	二〇	一、三一五	一、九七八	七	ー
岡山	男	三	四四〇	五八九	一、六四五	一七、二八九	八	三、八四三	二二、一四〇	ー	ー
	女	四	一二五	一五一	一、一一六	一、一〇七	二	二、三二四	三、四三八	ー	ー
廣島	男	七四一	八〇二	一、五八三	八〇二	二〇、七九五	三四九	七、三六七	二八、五二一	六〇	ー
	女	三六五	一一四	四八二	五〇八	二、一二〇	七八	三、四〇九	五、六〇七	五〇	ー
山口	男	二四七	五六六	一、〇八一	一、一一五	二〇、八八八	四一三	四、七〇七	二六、〇〇八	七	ー
	女	三一	二二六	四一七	八〇二	一、六一六	一三一	二、九五五	四、六九二	四	ー
德島	男	一四一	五七二	七一三	三七八	四、〇九九	三六八	二、七三三	七、二〇〇	一三	ー
	女	八二	一三三	二一四	一三〇	三八一	三〇	一、五七二	一、九八三	一九	ー
香川	男	八三八	一七二	一、〇七一	一、二〇七	八、六六八	九一五	二、二九六	二二、八七九	ー	一〇
	女	三五六	三五	三九八	六七二	六五七	七九	一、〇七五	一、八二一	ー	一

府縣別	性別	其の他の業 小計	自由業 教育	自由業 其の他	自由業 小計	公務	其の他の産業 進駐軍	其の他の産業 其の他	其の他の産業 小計	合計
北海道	男	一、二二六	二、九一〇	一、六二六	三、五二六	一、五〇二	九七六	四、六〇八	五、五六四	三〇八、二〇六
	女	三三	五、七二八	一、六五四	七、三九二	四、二二〇	二五九	五六三	七四二	六二、七五九
青森	男	一九六	四、七二一	八〇三	五、五二四	四、八九三	八四四	一、五六九	二、四二三	四六、三五六
	女	二二	三、一六六	八四四	四、〇三〇	一、〇四七	六四四	二五六	三三〇	一〇、七〇〇
岩手	男	一一	三五、六六二	五五八	四六、二五〇	六、五六八	一一	九〇	九〇	六〇、八三四
	女	一一	三、四〇二	五四五	四、〇〇七	一、三二九	一一	三〇	三〇	一五、五三六

第二表　府縣別産業別登録勞働組合男女別組合員數（其の四）

宮城	男	—	二〇五	六、一六八	一、二八四	七、四五三	五、六一七	六、〇二一	一、一〇六	七、一二七	五六、五六〇
	女	—	二五六	三、四二八	一、三六六	四、七九四	一、六三二	八〇七	二八	九三五	一七、五六九
秋田	男	—	—	三、九四五	七〇二	四、六四七	四、八九七	一五六	三八	四八四	四二、七三八
	女	—	—	二、六四九	六七三	三、三四一	一、〇四三	四一	二三	五四	一二、〇七〇
山形	男	—	三七	四、七六三	二、〇三三	六、七八六	六、〇六五	一、四五二	—	一、四五二	五七、六三八
	女	—	四七	三、一三九	八六九	四、〇〇八	一、八三二	一八四	—	一八四	一九、二三七
福島	男	—	—	五、七〇六	六七五	六、三八一	六、四六二	—	二三	二三	八九、五三五
	女	—	—	四、一三一	六六〇	四、七九一	一、五五〇	—	九	九	二七、四六三
茨城	男	四二	四五	六、四八九	二、三六七	八、八五六	九、一九〇	二〇	—	二〇	六六、〇四七
	女	一三八	一四〇	四、四三三	一、〇七三	五、五〇六	一、八九〇	一七	—	一七	二〇、〇一一
栃木	男	三三	六三	三、一一七	一、六五四	五、三七一	一〇、〇二三	一五四	四〇八	五六二	五九、一五四
	女	四四	四九	三、一九五	一、四〇四	四、五九九	三、二四六	七五	二〇	九五	二〇、七一三
群馬	男	—	六四	四、九三二	七九六	五、七二八	八、五七八	一、六二九	三一	一、六六〇	七二、六二七
	女	—	五九	五、四九三	四八四	五、九七七	二、四八七	二七三	三〇	三六三	二八、二七四
埼玉	男	七	七	三、三〇七	一、一八九	四、四九六	四、七六八	五、二一五	三、八二〇	八、〇三五	八三、五六一
	女	一	一	二、六一二	五四六	三、一五八	一、三四一	五六八	一八	五八六	一六、九〇五
千葉	男	—	五五	六、五二六	九四九	七、四七五	一〇、七〇二	五〇六	—	五〇六	六二、九四〇
	女	—	二	五、〇八三	八一二	五、八九五	二、九八〇	一三八	—	一三八	一七、四六八
東京	男	四、一八五	一〇、一四三	一六、三三二	一二、四八三	二七、七一五	一五、二九五	三二、七七二	八、七一六	三二、四八八	六二三、七二五
	女	二、一三七	五、一三九	八、二九一	六、三〇〇	一四、四九一	二四、三三一	四、九一三	五四八	五、四六一	一五七、三〇一
神奈川	男	一三〇	三五四	三、九〇三	二、四九九	六、四〇二	一三、五〇四	二三、四三〇	二三	二三、六四三	二三四、三五二
	女	二一四	三三六	二、九九九	二、二一五	五、二一四	四、一〇四	三、一八六	五一	三、二三七	四七、四八五
新潟	男	四二	一七	七、九一四	一、六四九	九、五六三	九、九八三	八三	—	八三	一〇七、三九三
	女	三	二三	五、一七七	一、三一四	六、四九一	三、三二八	二四	—	二四	三四、九三八
富山	男	一九	一九	五、四三七	一、八一八	七、二二五	四、一四二	—	—	—	五九、二四六
	女	八	八	三、四二六	八〇一	四、二三七	一、二九一	—	—	—	二九、二九一
石川	男	—	—	四、八三五	五四三	五、三七八	三、九〇三	—	—	—	五三、一四八
	女	—	—	三、四五六	七四三	四、一九九	一、二一三	—	—	—	一九、三三〇
福井	男	二六	二六	二、四六一	二四四	二、七〇五	三、一〇三	一七一	一五九	三三〇	二七、一三七
	女	一四	一四	一、六四一	四〇二	二、〇四三	七二〇	三五	五	六〇	一三、六二六
山梨	男	—	一三	三、一八〇	五九	三、二三九	五、三九八	—	一〇六	一〇六	一六、四三一
	女	—	三	一、九七二	一一七	二、〇八九	一、八七〇	—	二八	二八	一一、五四五

長野	男	一八九	一九五	一〇、九四一	二、一七四	三、一一五	一一、六一六	二五五	—	三五	七三、四九七
	女	一九三	一九七	四、一五〇	一、三六五	五、五一五	三、三五二	三〇	—	三〇	四三、一二四
岐阜	男	三〇	一八一	六、一四四	四二七	六、五七一	五、一四八	—	—	—	七一、五七六
	女	四五	一二四	三、四七九	三八六	三、八一五	一、三二一	—	—	—	二七、三〇四
靜岡	男	一三七	三八三	六、五四七	七八四	七、三三二	六、二八一	一三七	三九	五三六	九一、一四四
	女	一一七	二三九	四、五三六	八一二	五、三三八	一、八五九	九二	三三	一三五	三五、八七九
愛知	男	四二〇	一、〇二四	二一、九九八	一、五四六	三、五四四	一五、四一三	九〇	三一、四七〇	三一、五六〇	二六三、四八〇
	女	三〇七	七六六	七、〇〇四	一、六一〇	八、六一四	五、二六八	一九	一、三〇四	一、三三三	七三、〇〇三
三重	男	五	五	五、〇六〇	二、二八一	七、三四一	五、五四一	—	一八一	一三一	五七、六二八
	女	一〇	一〇	四、〇九七	一、二二四	五、三二一	一、三三〇	—	四二	四二	三〇、二三〇
滋賀	男	—	—	三、七一八	二七六	三、九六四	二、一一二	四五〇	—	四五〇	三九、九一一
	女	—	—	二、五二九	三三二	二、七六一	五〇四	一八	—	一八	一七、一九六
京都	男	一、一一四	一、九四二	一一、〇二三	九二二	九、九四三	九、二三〇	二、五四一	一三一	二、六七二	一〇六、三三五
	女	三三三	九三〇	四、五七二	一、〇〇一	五、五七三	二、六三三	七六	一四	九〇	三八、六六五
大阪	男	四八四	一、九九七	八、三二六	二、四〇六	一〇、七三三	一八、八三六	四一七	一三、六八七	一三、一〇四	三二一、六六〇
	女	二六六	一、三五五	四、〇五四	一、二九七	五、三五一	五、八九一	一三二	七、二二四	七、三四六	九九、三九二
兵庫	男	五〇三	五三六	二一、〇四九	四、四四七	一五、四九六	一三、九九七	五、二〇九	八、一二〇	一三、三二七	三三四、八二四
	女	一六二	二三七	六、四七三	一、〇〇六	七、四七八	三、八九〇	三五九	二三八	五九七	六四、五七五
奈良	男	二	一四	三、二〇七	一三六	三、三四三	二、七〇六	一五八	一四五	三〇三	四四、八五四
	女	二四	四	二、二九一	八〇	二、三七一	六九六	一〇	一四	一四	一三、六一七
和歌山	男	三三	三三	四、三一一	三二〇	四、六三一	四、〇五六	—	八二七	八二七	四〇、九〇三
	女	三四	三四	二、四五一	三七四	二、八二五	一、二一五	—	二四九	二四九	一四、一三三
鳥取	男	一〇三	一〇三	三、三三五	一、一九九	四、五二四	三、一五二	一、一一八	—	一、一一八	三一、八七九
	女	一〇一	一〇一	一、六三〇	五四八	二、一七八	六五五	四六九	—	四六九	七、五〇八
島根	男	—	一六	三、〇〇一	八七二	三、八七三	四、一七一	—	—	—	二九、二七六
	女	—	七	二、一〇九	六九九	二、八〇八	一、一五四	—	—	—	一三、六三一
岡山	男	一三三	一三三	一八七	三一四	五〇一	六、三三四	七五六	—	九五六	六七、五二四
	女	一七	一七	八六	三〇七	三九三	一、三三五	六一	—	六一	二〇、八五〇
廣島	男	—	六〇	九、〇三四	一、二四四	一〇、二七八	一三、八八八	七、四四一	一七三	七、六一四	一二六、二九四
	女	—	五〇	四、九七二	一、四六三	六、四三五	三、〇九七	三、〇七五	七九	三、一五四	三一、一四九
山口	男	—	七	六、六三九	一、三五四	七、九九三	八、三〇四	一、二四六	一三三	一、三六九	一二六、八八四
	女	—	四	四、四一七	九一八	五、三三五	二、三九八	四一〇	三一	四四一	二八、一九三

徳島	男	—	三二	三、二〇九	一七七	三、五八六	三、九七八	九六	二六四	三六〇	二九、九二九
	女	—	一九	二、八五四	二二七	三、〇八一	一、一九五	二七	一七	四四	一三、五二七
香川	男	—	一〇	一、一〇三	三〇九	一、四二三	六、〇八七	二六三	—	二六三	四一、四一四
	女	—	一	—	三八四	三八四	一、四九一	一一一	—	一一一	一三、七二九
愛媛	男	—	—	六、九四三	七九	七、〇三三	五、一四五	二二〇	—	二二〇	五九、七九六
	女	—	—	三、六六九	一六二	三、八三一	一、四二五	八〇	—	八〇	二五、〇九〇
高知	男	—	七	四、一三七	一七五	四、三一二	七、二五九	四二	二	五三	三九、二七八
	女	—	一	三、〇八四	五三	三、一三七	一、六七〇	—	六	六	一六、五四四
福岡	男	二、二七四	二、八二二	一六、一七五	五四六	一六、七二一	三〇、〇二一	一、二九四	二〇	一、三一四	三六六、〇五七
	女	一、四七九	一、九三三	九、二五〇	六五四	九、九〇四	八、〇七〇	五〇三	五	五〇八	八六、七八一
佐賀	男	—	—	四、三一二	二六九	四、五八一	五、一六五	—	—	—	五五、七一三
	女	—	—	二、五〇四	三四六	二、八五〇	一、六一九	—	—	—	一五、五五四
長崎	男	一一九	一一九	五、〇八九	二、〇七〇	七、一五九	五、九一八	三、六八三	二、〇五一	五、七三四	一二四、五〇〇
	女	—	五〇	三、四七五	一、〇二四	四、四九九	一、五四二	八七一	一四五	一、六一六	二三、五九七
熊本	男	—	—	七、二八九	七八八	八、〇七七	七、〇三二	一、七五九	—	一、七五九	六五、九〇一
	女	—	—	五、〇二六	四七九	五、五〇五	一、五七八	一三九	—	一三九	一九、五二七
大分	男	八三	八三	五、一八六	六二三	五、六〇五	五、九一三	一、六三九	—	一、六三九	四一、七三四
	女	二五二	二五二	三、〇六〇	六一八	三、六七八	一、三一一	二六七	—	二六七	一五、七三七
宮崎	男	—	四四	四、〇七四	四三九	四、五一三	四、八八七	—	二六	二六	四六、五二八
	女	—	一六	二、三〇三	三三四	二、六三七	一、〇一〇	—	二四	二四	三、一五一
鹿児島	男	一四	二六四	五、六〇七	一、五二四	七、一三一	二、一二八	—	—	—	五六、九四三
	女	七	三三二	三、四〇九	六七五	四、〇八四	三、八〇二	—	—	—	一四、三五六
合計	男	二、六三六	一三、七四七	二七七、四四一	六〇、四五三	三三七、八九四	四〇七、四〇六	九三、二四三	七六、九二五	一七〇、一五八	四、七四三、九八二
	女	五、九七一	一二、九六八	一七〇、九三五	四一、〇〇八	二一一、九四三	一二二、五二五	一七、三五三	一一、一五四	二八、五〇七	一、四〇七、〇九五

◉規模別組織狀況

産業別規模別の表を次にかゝげる。この表は勞働者の廿二年十二月末一齊調査の表を調整したものである。尚規模別と云つても、單位勞働組合の規模別である點を注意する事が必要である。

産業別	五〇人未満 組合数	五〇人未満 組合員数	五〇人—五〇〇人 組合数	五〇人—五〇〇人 組合員数	五〇〇人以上 組合数	五〇〇人以上 組合員数	合計 組合数	合計 組合員数
農業	六一	一、五八八	四五	五、三六七	〇	〇	一〇六	六、九五五
林業	一七一	五、六八九	二三八	三二、六七八	一八	一六、七五一	四二七	五五、一一八

水産業	一四七	一、二〇二	六六	一〇、六三三	一四	一三、六七二	一二七	二五、四九八
鑛業	二二七	八、二七〇	六〇四	一〇六、四三一	二三五	四三〇、八九七	一、一一六	五四五、五九八
石炭	一七四	五、四三三	四四七	八二、〇三七	二〇四	三八六、三九〇	八二五	四七三、八六〇
その他	一〇三	二、八三七	一五七	二四、三九四	三一	四四、五〇七	二九一	七一、七三八
建設工業	三八四	一一、一一六	七五九	一三八、八七一	一八九	二五五、五三四	一、三三三	三九五、五三一
製造工業	四、七五九	一三〇、一八一	五、八四四	八八〇、四一九	八六三	一、一〇七、〇四六	一一、四六六	三、一一七、六四六
金屬	四八三	一三、六八一	六三三	九八、三三〇	一〇三	一五九、二四一	一、二一八	二七一、一五三
機械器具	一、三三六	三六、七七〇	一、八四〇	二七七、八八五	三〇四	四一七、四八二	三、四八〇	七三二、一三七
化學	六四五	一八、一二五	一、〇六二	一五七、一六三	一四六	一八二、六七五	一、八五三	三五七、九六三
窯業及土石	一八七	五、〇九一	二五四	三八、五三七	二七	二九、八七九	四六八	七三、五〇七
紡績	二七五	七、八九四	六九三	一三六、九九五	一七三	二〇九、五六五	一、一四一	三五四、三九四
製材・木製品	九八四	二五、二四八	六〇九	七二、〇三三	二六	三一、三七〇	一、六一八	二一九、六五〇
食料品	三九〇	一〇、三三三	三五九	四九、九八一	三六	二八、九九一	七八五	八九、三二五
印刷・製本	一五五	四、〇五四	一二七	一六、八六一	一七	一七、八三三	二九九	三八、七三七
その他	一六一	五、〇九三	一六〇	二〇、一七〇	九	八、〇六四	三三〇	三三、三二七
修理業	一四三	三、八七二	一〇七	一三、六二五	二四	三〇、九五七	二七四	四七、四五四
ガス・電氣・水道	一三三	四、二四三	四三一	八九、〇二一	四八	三八、五五八	六二一	一三八、九〇二
商業	三五三	九、六五六	三八〇	五一、九四五	七〇	九七、七二七	八〇〇	一五九、三二八
卸賣	七七	二、〇九三	六五	八、七八三	九	一一、七〇八	一五一	二二、五八四
小賣	一三一	三、三八〇	一一五	一五、八九七	二七	二七、二九七	二七三	四六、五七四
その他	一四五	四、一八三	二〇〇	二七、三一五	三一	五八、七二三	三七六	九〇、一七〇
金融業	二二七	七、〇〇六	三〇二	四二、三五八	八五	一三〇、一〇五	六一四	一七九、三六九
運輸通信	六一七	一八、三九三	三、〇六五	五九七、八三一	五六四	七三二、九六五	四、二四六	一、三三七、八二九
陸運	三九六	一三、〇六九	一、七七六	三五〇、一三九	四〇八	五六〇、二四六	二、五八〇	九二三、四四四
水運	一〇三	二、二八五	一一四	一七、九三三	一三	二四、〇三五	一四〇	四四、三三三
通信	一一八	四、〇三九	一、一七五	三三〇、七七九	一三三	一三七、三三四	一、四二六	三六二、一五二
サービス業	一一〇	二、四三四	一二五	一八、八七二	一四	一四、四〇九	二四九	三五、七一五
娯樂	六一	一、二九〇	四九	七、三六六	六	五、〇〇八	一一六	一三、六六四
廣告	四	九六	三	三一七	二	四、〇三一	九	四、四四四
その他	四五	一、〇四八	七三	二、一八九	六	五、三七〇	一二四	一七、六〇七
自由業	九二八	二五、一六〇	一、二二五	二三〇、八一九	三二八	二九六、三七八	二、四七一	五五二、三五七
敎育	三六七	一一、九六〇	七三六	一六五、七四三	三〇三	二七三、一八三	一、四〇六	四五〇、八八六

その他	五六一	三、二〇〇	四七九	六五、〇七六	二五	三、一九五	一、〇六五	一〇一、四七一
公務及團體	二、三〇五	三三、三四〇	一、五九五	三一〇、八四五	一九三	二六五、七四六	四、〇九三	五三九、九三一
その他の産業	六〇	一、八八〇	二一二	四一、九八三	八三	一五四、八七二	三五五	一九八、六六五
進駐軍	一七	八五六	一四八	二九、九〇四	六二	七九、八三四	二二七	一一〇、五九六
その他	三三	一、〇三三	六四	一三、〇三九	二一	七五、〇〇九	一一八	八八、〇六九
全産業	一〇、四三一	二八〇、一五九	一四、八八一	三、四四七、九一三	二、七〇一	三、五四〇、三六〇	二八、〇一三	六、三六八、四三二

前掲の數字から各々の産業における組合數、組合員數の總計を一〇〇とし、各規模別のそれに對するわり合を次のように算出した。

産業別	五〇人未満 組合	五〇人未満 組合員	五〇人—五〇〇人 組合	五〇人—五〇〇人 組合員	五〇〇人以上 組合	五〇〇人以上 組合員
農業	五七・五%	三三・八%	四二・五%	七七・二%	〇%	〇%
林業	四〇・〇%	一〇・三%	五五・七%	五九・三%	四・三%	三〇・四%
水産業	三七・〇%	四・七%	五三・〇%	四一・七%	一〇・〇%	五三・六%
鑛業	二四・八%	一・五%	五四・二%	一九・五%	二一・〇%	七九・〇%
石炭	二一・一%	一・一%	五四・二%	一七・四%	二四・七%	八一・五%
その他	三五・四%	四・〇%	五四・二%	三四・〇%	一〇・四%	六二・〇%
建設工業	二八・八%	二・八%	六七・〇%	三二・六%	四・二%	六四・六%
製造工業	四一・五%	六・一%	五一・〇%	四一・六%	七・五%	五二・三%
金屬	三九・七%	五・一%	五一・九%	三六・二%	八・四%	五八・七%
機械器具	三八・四%	五・〇%	五二・九%	三七・八%	八・七%	五七・二%
化學	三四・八%	五・一%	五七・三%	四三・九%	七・九%	五一・〇%
窯業及土石	四〇・〇%	六・九%	五四・二%	五三・四%	五・八%	四〇・七%
紡績	二四・〇%	二・三%	六〇・八%	三八・六%	一五・二%	五九・一%
製材木製品	六〇・八%	二一・一%	三七・六%	六〇・二%	一・六%	一八・七%
食料品	四九・六%	一一・五%	四五・七%	五六・〇%	四・七%	三二・五%
印刷・製本	五一・八%	三・五%	四二・五%	四三・五%	五・七%	四六・〇%
その他	四八・八%	一五・三%	四八・四%	六〇・五%	二・八%	二四・二%
修理業	五三・二%	八・二%	三九・〇%	二六・六%	八・八%	六五・二%
ガス・電氣・水道	二二・六%	三・三%	七〇・五%	六九・一%	七・九%	二九・七%
商業	四四・一%	六・一%	四七・三%	三二・六%	九・〇%	六一・三%
卸賣	五一・〇%	九・三%	四三・〇%	三八・九%	六・〇%	五一・八%
小賣	四八・〇%	七・三%	四二・一%	三四・一%	一〇・〇%	五八・六%

その他	三八・六%	四・六%	五三・二%	一〇・三%	八・二%	八五・一%
金融業	三七・〇%	三・九%	四九・二%	二三・六%	一三・八%	七二・五%
運輸通信	一四・五%	一・四%	七二・二%	四四・六%	一三・三%	五四・〇%
陸運	一五・三%	一・三%	六八・八%	三八・六%	一五・九%	六〇・一%
水運	四二・九%	五・二%	四七・五%	四〇・五%	九・六%	五四・三%
通信	八・三%	一・一%	八二・四%	六一・〇%	九・三%	三七・九%
サービス	四四・二%	六・八%	五〇・二%	五二・八%	五・六%	四〇・四%
娯樂	五二・六%	九・五%	四二・二%	五三・九%	五・二%	三六・六%
廣告	四四・四%	二・二%	二二・三%	七・一%	三三・三%	九〇・七%
その他	三六・三%	三七・三%	五九・九%	五七・九%	三・八%	四・八%
自由業	三七・五%	四・五%	四九・二%	四一・八%	一三・三%	五三・七%
教育	二六・一%	二・六%	五二・三%	三六・八%	二一・六%	六〇・六%
その他	五二・七%	三・〇%	四五・〇%	六四・一%	二・三%	三二・九%
公務及國體	五六・三%	一〇・〇%	三八・九%	三九・八%	四・八%	五〇・二%
その他の産業	一六・九%	〇・九%	五九・七%	二一・二%	二三・四%	七七・九%
進駐軍	一一・四%	〇・八%	六二・四%	二七・〇%	二六・二%	七二・二%
その他	二八・〇%	一・一%	五四・二%	一三・七%	一七・八%	八五・二%
全産業	三七・二%	四・四%	五三・一%	三九・一%	九・七%	五六・五%

全産業をつうじてみると總組合數の九・七%を占める五〇〇人以上の組合に、總組合員數の五六・五%が集中しているのに對して、總組合數の三七・二%を占める五〇人未満の組合の組合員は總組合員數の五%にみたぬことが分る。

注目すべき産業としては、鑛業中の石炭が、五〇〇人以上の組合（石炭組合總數の二四・七%）に組合員總數の八一・五%を集中している點などがある。

規模別産業別の勞働省の原表及び、規模別府縣別の表を挿入する。

産業規模別組合數及組合員數調

産業別		五〇人未満	五〇人以上一〇〇人未満	一〇〇人以上二〇〇人未満	二〇〇人以上五〇〇人未満	五〇〇人以上一〇〇〇人未満	一〇〇〇人以上	計
農業	組合數	六一	二九	一〇	六	―	―	一〇六
	組合員數	一、五六八	二、〇三八	一、四四二	一、八八七	―	―	六、九三五

業種	組合員數	組合員數	組合員數	組合員數	組合員數	組合員數	組合員數	組合員數	組合員數	組合員數	組合員數	組合員數	組合員數	組合員數	組合員數	組合員數
修理業	三八七四三	五〇九二六	四〇三五四	一〇三五〇	三九四八四	七八九四五	五〇八一七	八三三五	六四四〇	五九四三	三四六二	一八七四七	三四六四七	五〇三〇	四〇四一四	四〇四三
其の他の製品工業	四五七四四	六一二八九	四七六三	二八八四	三四六八	三四九二	七一九二	四六六四	四三〇〇	一九四七	一九四〇	一四三一	一四三一	一四三〇	一四三一	一四三一
印刷及製本業	四〇三五〇	六一六九	四四七三	二八八四	三四六八	三四一九	七八九四五	三四九二	四〇四七	六四六〇	六四六〇	六四六〇	六四六〇	六四六〇	六四六〇	六四六〇
食料品製造工業	一〇三五〇	三九四八四	三八四六	三四九八四	三四一九	三四〇九	三四一九	三四〇九	三四〇九	三四〇九	三四〇九	三四〇九	三四〇九	三四〇九	三四〇九	三四〇九
製材及木製品工業	七八九四五	三四一九二	三四一九二	三四一九二	三四一九二	三四一九二	三四一九二	三四一九二	三四一九二	三四一九二	三四一九二	三四一九二	三四一九二	三四一九二	三四一九二	三四一九二
紡織業	五〇八一七	七一〇九二	七一〇九二	七一〇九二	七一〇九二	七一〇九二	七一〇九二	七一〇九二	七一〇九二	七一〇九二	七一〇九二	七一〇九二	七一〇九二	七一〇九二	七一〇九二	七一〇九二
窯業及土石工業	八三三五	四六六四	四六六四	四六六四	四六六四	四六六四	四六六四	四六六四	四六六四	四六六四	四六六四	四六六四	四六六四	四六六四	四六六四	四六六四
化學工業	六六四五	四六六四	四六六四	四六六四	四六六四	四六六四	四六六四	四六六四	四六六四	四六六四	四六六四	四六六四	四六六四	四六六四	四六六四	四六六四
機械器具工業	六六一四六	五九八三	八六七四	八六七四	八六七四	八六七四	八六七四	八六七四	八六七四	八六七四	八六七四	八六七四	八六七四	八六七四	八六七四	八六七四
金屬工業	六六七〇	五九四三	八六七四	八六七四	八六七四	八六七四	八六七四	八六七四	八六七四	八六七四	八六七四	八六七四	八六七四	八六七四	八六七四	八六七四
建設業	三八六四	一八六九	一八六九	一八六九	一八六九	一八六九	一八六九	一八六九	一八六九	一八六九	一八六九	一八六九	一八六九	一八六九	一八六九	一八六九
小計	三八七四	八七七四	八七七四	八七七四	八七七四	八七七四	八七七四	八七七四	八七七四	八七七四	八七七四	八七七四	八七七四	八七七四	八七七四	八七七四
其他業	一〇三四	四六六四	四六六四	四六六四	四六六四	四六六四	四六六四	四六六四	四六六四	四六六四	四六六四	四六六四	四六六四	四六六四	四六六四	四六六四
水産業	一四四七	一〇四四	一〇四四	一〇四四	一〇四四	一〇四四	一〇四四	一〇四四	一〇四四	一〇四四	一〇四四	一〇四四	一〇四四	一〇四四	一〇四四	一〇四四
林業	五六九一	九〇一〇	七八二四	七八二四	七八二四	七八二四	七八二四	七八二四	七八二四	七八二四	七八二四	七八二四	七八二四	七八二四	七八二四	七八二四

業種	組合數	組合員數	組合員數	組合員數	組合員數	組合員數	組合員數	組合員數	組合員數	組合員數	組合員數	組合員數
業スピーサ	二、九六七	二、四三一〇	一、四〇四五	九六四	一、三九〇	八、三六七	四、〇一八	三、八五〇	三、〇九六九	七〇〇三六	九六三五	四、二四五
業信通輸運金融	二、九三五	二、三三五	二、三五八	六七一	一、八一六	四七六、六三四	三、五〇六九	三、四〇八五	三、九〇七五〇	一、四四六四	三、八六四	六、六二三四	四、三七九五	三、三三一	六、八三三	三、三三一	四、三七八一	四、三七八一	三、三三一	六、八三四	三、三三一	四、三七八一
業商	二、九三四〇	一、四四五	二、三五〇	三、四三一	一、三六五	二、三三三四	二、三三三	二、三三三	二、三三三	二、三三三	二、三三三	二、三三三
業商	二、九六七	一、〇〇一	四、三七五	二、四三一	一、四〇三	一、四三一	一、四三一	一、四三一	一、四三一	一、四三一	一、四三一	一、四三一
業信通輸運金融	二、九六五	一、〇四二	四、四五九	七、八五五	一〇、四二三	一〇、四二三	一〇、四二三	一〇、四二三	一〇、四二三	一〇、四二三	一〇、四二三	一〇、四二三
業信通輸運金融	二、九六七	一、〇〇一	四七七、三〇七	三、三五五	一、三五七	一、三五七	一、三五七	一、三五七	一、三五七	一、三五七	一、三五七	一、三五七
業商	二、九六四	一、四四五	三、三五一	三、三五一	三、三五一	三、三五一	三、三五一	三、三五一	三、三五一	三、三五一	三、三五一	三、三五一
業商	二、九六七	一、〇〇一	四七七、三〇七	三、三五五	一、三五七	一、三五七	一、三五七	一、三五七	一、三五七	一、三五七	一、三五七	一、三五七
業信通輸運金融	二、九六五	一、〇四二	四、四五九	七、八五五	一〇、四二三	一〇、四二三	一〇、四二三	一〇、四二三	一〇、四二三	一〇、四二三	一〇、四二三	一〇、四二三
業商	二、九六七	一、〇〇一	四七七、三〇七	三、三五五	一、三五七	一、三五七	一、三五七	一、三五七	一、三五七	一、三五七	一、三五七	一、三五七
業商	二、九六四	一、四四五	三、三五一	三、三五一	三、三五一	三、三五一	三、三五一	三、三五一	三、三五一	三、三五一	三、三五一	三、三五一
業商	二、九六七	一、〇〇一	四七七、三〇七	三、三五五	一、三五七	一、三五七	一、三五七	一、三五七	一、三五七	一、三五七	一、三五七	一、三五七
業信通輸運金融	二、九六五	一、〇四二	四、四五九	七、八五五	一〇、四二三	一〇、四二三	一〇、四二三	一〇、四二三	一〇、四二三	一〇、四二三	一〇、四二三	一〇、四二三
業商	二、九六七	一、〇〇一	四七七、三〇七	三、三五五	一、三五七	一、三五七	一、三五七	一、三五七	一、三五七	一、三五七	一、三五七	一、三五七
業商	二、九六四	一、四四五	三、三五一	三、三五一	三、三五一	三、三五一	三、三五一	三、三五一	三、三五一	三、三五一	三、三五一	三、三五一
業商	二、九六七	一、〇〇一	四七七、三〇七	三、三五五	一、三五七	一、三五七	一、三五七	一、三五七	一、三五七	一、三五七	一、三五七	一、三五七
業信通輸運金融	二、九六五	一、〇四二	四、四五九	七、八五五	一〇、四二三	一〇、四二三	一〇、四二三	一〇、四二三	一〇、四二三	一〇、四二三	一〇、四二三	一〇、四二三
業商	二、九六七	一、〇〇一	四七七、三〇七	三、三五五	一、三五七	一、三五七	一、三五七	一、三五七	一、三五七	一、三五七	一、三五七	一、三五七
業商	二、九六四	一、四四五	三、三五一	三、三五一	三、三五一	三、三五一	三、三五一	三、三五一	三、三五一	三、三五一	三、三五一	三、三五一
業商	二、九六七	一、〇〇一	四七七、三〇七	三、三五五	一、三五七	一、三五七	一、三五七	一、三五七	一、三五七	一、三五七	一、三五七	一、三五七
業信通輸運金融	二、九六五	一、〇四二	四、四五九	七、八五五	一〇、四二三	一〇、四二三	一〇、四二三	一〇、四二三	一〇、四二三	一〇、四二三	一〇、四二三	一〇、四二三
業商	二、九六七	一、〇〇一	四七七、三〇七	三、三五五	一、三五七	一、三五七	一、三五七	一、三五七	一、三五七	一、三五七	一、三五七	一、三五七
業商	二、九六四	一、四四五	三、三五一	三、三五一	三、三五一	三、三五一	三、三五一	三、三五一	三、三五一	三、三五一	三、三五一	三、三五一
業商	二、九六七	一、〇〇一	四七七、三〇七	三、三五五	一、三五七	一、三五七	一、三五七	一、三五七	一、三五七	一、三五七	一、三五七	一、三五七

	組合數	組合員數	組合數	組合員數	組合數	組合員數	組合數	組合員數	組合數	組合員數	組合數	組合員數	%
自由業 其の他	一、〇六五	一〇一、四七一	一三	一五、七四五	一八一	二五、三三三	一八九	一四、九六一	二〇九	一四、七九二	一三	一五、二〇〇	
自由業 小計	二、四七一	五五二、三五七	八四	二七、七七一	三七五	五四、七〇三	四三九	一四四、〇九四	四〇一	三二、〇二二	九二八	二五、一六〇	
公務及び團體	四、〇九三	五二九、九三一	九九	二〇六、一八一	四七七	六五、九一七	二七五	八六、四八二	八四三	五六、四四六	二〇五	五三、三四〇	
其の他の産業 進駐軍施設關係業	二五七	一一〇、五九六	二八	五五、五二八	五九	八、六九五	五三	一八、五六四	三六	二、六四五	二七	八五	
其の他の産業 其の他	一一八	八八、〇六九	一〇	六八、〇三〇	二七	三、七一六	二四	七、四四〇	一三	八八三	三三	一、〇二二	
其の他の産業 小計	三五八	一二三、五五八	三八	一三、四一一	八六	一三、四三三	七七	二六、〇〇四	四九	三、五二八	六〇	一、八八〇	
合計	一、〇九九、四七一	二、四四四、七二一	三九・〇〇	一〇〇・〇〇	一七・五七	二一・二一	一五・二八	二一・三二	五・七二	一七・四八	二七・二四	三九・四七	

府縣規模別組合數及組合員數調

府縣別	五〇人未滿 組合數	五〇人未滿 組合員數	五〇人以上一〇〇人未滿 組合數	五〇人以上一〇〇人未滿 組合員數	一〇〇人以上二〇〇人未滿 組合數	一〇〇人以上二〇〇人未滿 組合員數	二〇〇人以上五〇〇人未滿 組合數	二〇〇人以上五〇〇人未滿 組合員數	五〇〇人以上一、〇〇〇人未滿 組合數	五〇〇人以上一、〇〇〇人未滿 組合員數	一、〇〇〇人以上 組合數	一、〇〇〇人以上 組合員數	計 組合數	計 組合員數
北海道	一、〇〇七	二六、三三〇	四三二	三〇、五〇九	三三七	四七、九二四	二六三	八一、一六三	八三	五五、〇二九	六四	一四八、七五〇	二、一八六	三九一、六九五
青森	二九三	八、二六〇	九二	六、二一〇	七八	一〇、八八三	六三	二〇、八三八	二四	一五、八一〇	二	二、一四二	五五二	六四、一四三
岩手	一六九	四、六〇九	五七	三、九〇三	五八	八、一七七	六三	二〇、〇八六	一七	一一、五七五	三	二六、〇二〇	三七六	七六、三七〇
宮城	一六六	四、四五三	一〇九	七、四六二	八二	一一、七三二	七二	二三、六五九	一八	一一、八九八	一六	二六、〇二三	四六三	八六、二二七
秋田	二六三	六、三二二	七〇	五、四三五	五八	七、八九七	四五	一三、七一〇	九	六、一四九	一〇	一五、三〇五	四五五	五四、八〇八
山形	四四二	一一、二七六	一〇七	七、三二三	八一	一一、〇八六	七一	二〇、二八四	一六	一六、〇九一	九	一一、二七七	七三六	七七、三三七
福島	一九五	五、三六九	一〇九	七、六七一	八七	一三、六七六	九九	三〇、七六八	三四	一三、〇四七	一七	三七、四六七	五四一	一一六、九九八

茨城	三七	三、六四	六五	四、七九	六一	八、五四九	五三	一五、六四九	三〇	三一、七九一	一四	三一、一六六	三四〇	六六、〇六六	
栃木	三三四	三五、六四	二二五	八、二〇〇	八八	二一、三五六	六六	二一、六九九	一八	一三、二二	二二	一八、八一五	四二三	七九、八七七	
群馬	三九〇	九、六三三	二二六	七、九四六	一〇三	一四、一六〇	九六	二九、七七一	一九	二一、七三四	二一	一六、五六七	七三四	一〇〇、九〇一	
埼玉	三三四	五、五三五	一四四	九、八五七	一〇九	一五、四七五	七七	二五、二四四	二九	二〇、二〇四	一八	三四、一五一	六二一	一一〇、四六六	
千葉	一〇八	二、六六六	七七	五、八三二	九四	一三、二九一	六四	二一、三四七	三〇	一五、九一〇	一三	一三、三六二	三八六	八二、四〇八	
東京	九四八	一六、二〇八	六二二	四七、六四三	五二七	七四、一六〇	四八〇	一五〇、五三二	二二一	一六六、五〇〇	一六八	三四九、七〇一	二、九四六	八〇四、七六四	
神奈川	二三三	六、一二八	一七五	二二、七八七	一八四	一八、一八八	一六二	五〇、四八六	六一	四一、三六五	五七	一三二、七八三	八六二	二七一、八三七	
新潟	二九一	六、五七七	一二三	八、九一五	二二	一五、六二〇	二二三	三四、七二六	四二	二七、九七五	一八	四八、五一八	七〇八	一四二、二四一	
山川	一五三	四、三五五	八二	五、九〇九	八二	二二、六三三	五六	一八、四七七	一四	八、九〇〇	二三	三九、六三三	四一〇	八八、五二七	
石富	二〇一	五、六三六	九九	七、〇二二	七六	一〇、八七六	四八	一五、五〇一	一五	一〇、一七六	一四	一三、二六八	四五三	七二、四七八	
福井	八〇	二、〇二二	五九	四、一四六	五二	七、四三四	二九	九、〇八六	一九	二二、三六二	三	四、七一三	二四二	三九、七六三	
山梨	八五	二、〇六五	四三	三、二三七	四五	六、四九九	二八	九、五六〇	九	五、八九五	二	一〇、六二〇	二二二	三七、七七六	
長野	四〇一	一〇、五四六	一八七	二二、八九三	一六九	一四、一一〇	二二	三六、七〇四	四〇	一六、七一一	一八	一六、一四一	九三六	一三五、二〇五	
岐阜	一三八	三、七〇六	七七	五、三九六	七六	一一、〇六五	七八	一三、二二九	三一	一九、一九二	二〇	三六、二二九	四二〇	九、八八〇	
静岡	一三七	六、五四〇	一七七	二二、七二四	二二	一五、六七七	九六	三〇、三四八	四一	一九、〇七二	一八	三一、六七二	六九四	二二七、〇二三	
愛知	二三九	六、九二六	一九一	二三、五七九	二〇二	二九、〇六二	一八二	五五、四一五	六六	四五、七〇五	六〇	一七八、七二五	九三〇	三二九、四一五	
三重	九四	二、六二〇	八〇	五、七三七	六八	九、五八七	八二	二五、六九一	二九	二〇、七二二	一三	一三、五六七	三六六	八七、九二三	
滋賀	一〇三	二、六一九	三七	二、六一〇	四六	六、七一五	五八	一八、二〇五	二〇	一三、九七一	六	一四、二三五	二七〇	五八、三三五	
京都	二三二	六、九五七	一四三	九、七六二	一五五	二二、七七六	二二七	三八、八六三	三一	一九、三五〇	二三	四八、一六二	七一〇	一四四、八九〇	
大阪	四〇八	二二、七六四	三七六	二七、六九三	二四八	五二、一一九	二四七	八〇、〇〇〇	八二	五三、二二二	七八	二二〇、八一〇	一、五三九	四四五、六一六	
兵庫	二四八	七、〇一二	二〇一	二四、七八〇	二二八	三〇、九三三	二二三	六四、八九四	七八	五五、五九一	四九	二二六、一八九	〇〇七	二六九、三九九	
奈良	一〇八	二、七〇四	六一	四、一六五	二四	四、六三三	三八	二二、四七九	一五	九、六六〇	二二	二四、七二二	二三六	五七、四七三	
和歌山	一〇七	三、二一八	七〇	五、二四一	五六	七、八八七	五二	一八、七三二	二三	一五、九八二	五	六、〇八八	三一三	五五、二四九	
鳥取	八八	二、二〇四	五〇	三、五六三	五一	七、一七二	四七	一四、七三八	二二	六、四八一	四	五、二二九	二五一	三九、三八七	
島根	一八三	四、一八九	七八	五、四四九	五〇	六、九九二	三七	二二、〇三一	二二	七、四九一	七	九、五六二	三六七	四四、七一四	
岡山	二二八	三、二〇〇	七七	六、〇三三	七四	一〇、五〇五	四七	一四、九三六	一八	二二、六六七	二〇	四二、〇四三	三六四	八八、三七四	
広島	二六五	六、八三三	二五四	一〇、九三六	八四	二二、〇七六	二二三	三四、三六七	三七	三四、八五二	三三	五六、三五九	六八六	一四七、四三	

山口	一九六	五、一三五	一二〇	八、五七〇	九五	一三、三〇九	八二	二五、六八〇	四三	二九、九〇二	三七	六五、二〇〇	五七三	一四七、七九六			
徳島	九八	二、四八五	五〇	三、五六四	四八	六、八〇九	四四	一四、八一一	二	八、二八二	四	七、七〇九	二五六	四三、六六〇			
香川	一七四	三、七六六	六二	四、四六〇	四七	六、八二一	三九	一一、六二六	二〇	一三、九一九	九	一四、七〇四	三五一	五五、二九六			
愛媛	一八六	四、六〇〇	六四	四、三八三	五三	七、三六二	六一	一七、七五八	二五	一七、三〇四	一五	三三、四七九	四〇四	八四、八八六			
高知	一八二	四、五三二	七八	五、二六七	四八	六、〇二八	三三	一六、五三二	二〇	一三、九二一	一〇	一六、五三二	三六九	五五、八二三			
福岡	二四六	六、八六二	一九二	一四、三七六	二〇二	二九、六二七	一九五	二七四、四八六	八七	六四、一六三	八七	二七四、四八六	一、〇〇九	四五三、二七七			
佐賀	八〇	二、〇七〇	四八	三、五七一	五三	七、七〇三	三五	三三、四〇六	一六	一四、二八〇	一六	三三、四〇六	二五五	七一、二六七			
長崎	一三四	三、六一五	八〇	五、八二五	八三	一一、五五一	八一	七五、四四一	三〇	二〇、八五〇	三三	七五、四四一	四四一	一四三、〇三八			
熊本	一一七	三、〇三八	六五	四、八八一	七二	一〇、四五七	七八	二五、三四四	三〇	二〇、四三三	二二	二五、三四四	三七四	八八、七二五			
大分	一六〇	三、九八三	六六	四、七〇三	六一	八、八四三	五一	一〇、二七〇	二〇	一三、六三八	六	一〇、二七〇	三六四	五七、四七一			
宮崎	一一六	三、四一六	六五	四、四五五	四九	六、八一四	四五	一七、五三一	一八	一三、二一一	九	一七、五三一	三〇二	五九、七六三			
鹿児島	一八五	五、五一四	一三三	九、三八二	六七	九、三九五	四九	一五、四八三	二二	一九、五二六	二	一五、四八三	四六八	七一、二九九			
合計	一〇、四三一	二八〇、一五九	五、六七八	四〇八、八〇一	四、九二三	七〇二、四七六	四、二八一	一、〇九九、六三九	一、〇〇二	一、〇九五、六三九	一、〇九九	二、四四四、七二一	二八、〇一三	六、二六八、四三二			
%	三七・二四	四・四七	二〇・二七	六・五二	一七・五七	一一・二二	一五・二八	三二・三二	五・七二	一七・四八	三・九二	三九・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇			

◎加盟上級團體別組織狀況

以上でみた單位組合が上級團體に加盟すると、勞働組合の共同闘爭の押し進められる基礎となるが、業別、府縣別の加盟狀況を示した。

産業加盟上級團體別組合數及組合員數調

産業別	總同盟 組合數	總同盟 組合員數	産別 組合數	産別 組合員數	全國的組織(總同盟産別を除く) 組合數	全國的組織(總同盟産別を除く) 組合員數	其の他 組合數	其の他 組合員數	計 組合數	計 組合員數
農業	三	九六三	一	三	三	一、一九七	七一	四、七八三	一〇六	六、九五五
林業	一四	一、三七四	七	一、四一〇	一八七	一五、八〇三	二一九	三六、五三二	四二九	五五、一一八
水産業	五	一、三四〇	四	二七一	三	六、二五一	一〇六	一七、六三六	一二七	一五、四九八
鑛業 石炭鑛業	二一〇	七九、三五六	四六	二三、三三九	三三	三一四、五九五	二三八	五七、六八〇	八二五	四七三、八六〇
鑛業 其の他	三一	一九、六七四	一一	七、二一〇	一〇九	三三、六二三	一四〇	一二、二三一	二九一	七一、七三八
鑛業 小計	二四一	九九、〇三〇	五七	二九、四三九	四四〇	三四七、二二八	三五七八	六九、九一四	一、一二六	五四五、五九八

次の二表は夫々産

建設工業	三五、三二一	一、三三一	二、四三六	三、一三四	二、四六〇	三、〇一一	二、〇三四	一、一四一	一、四三一	一、二六一	一、一二六	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一
製造業 金属工業	二、一三四	一、二二六	一、四六〇	三、〇四一	一、八三四	一、〇三四	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一
機械器具工業	三、一四四	二、一一四	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一
化学工業	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一
窯業及土石工業	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一
紡織工業	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一
製材及木製品工業	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一
食料品工業	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一
印刷及製本業	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一
其他の工業	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一
小計	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一
修理業	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一
其他の工業	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一
印刷及製本業	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一
食料品工業	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一
製材及木製品工業	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一
紡織工業	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一
窯業及土石工業	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一
化学工業	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一
機械器具工業	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一
金属工業	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一
建設工業	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一
電氣及水道業	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一
商業 卸売業	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一
小売業	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一
其他の商業	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一
小計	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一
金融業	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一
運輸業 陸運業	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一
水運業	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一
通信業	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一
小計	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一
興業 娯楽業	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一
広告業	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一
小計	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一

		総同盟 組合數	総同盟 組合員數	産別 組合數	産別 組合員數	全國的組織 組合數	全國的組織 組合員數	其の他 組合數	其の他 組合員數	計 組合數	計 組合員數
自由業	敎育	一	七八三	一九	二、八〇四	一、一一九	四〇六、九九三	二六七	四〇、三〇六	一、四〇六	四五〇、八八六
	其の他	二八	六、三〇五	八一	一二、六五三	四四九	四八、七九九	五〇七	三三、七一四	一、〇六五	一〇一、四七一
	小計	二九	七、〇八八	一〇〇	一五、四五七	一、五六八	四五五、七九二	七七四	七四、〇二〇	二、四七一	五五二、三五七
公務及び團體		二九	五、二九三	二五	二、九八八	一、九一八	三五六、三三二	二、一三一	一四六、三一八	四、〇九三	五三九、九三一
其の他産業	進駐軍施設關係業	一一〇	五九、八九一	五四	二九、五三〇	四	二四四	六九	二〇、九三一	二三七	一一〇、五九六
	其の他	一九	一二、一二八	三	一、四八一	一五	七、四〇三	八一	六七、〇五七	一一八	八八、〇六九
	小計	一二九	七二、〇一九	五七	三一、〇一一	一九	七、六四七	一五〇	八七、九八八	三五五	一九八、六六五
合計		二、八四八	七五九、二七九	四、〇六六	一、一四六、五三九	七、九四七	二、七一〇、八五五	一三、一五二	一、六五一、九五九	二八、〇一三	六、二六八、四三三
%		一〇・一七	一二・一一	一四・五一	一八・二九	二八・三七	四三・二五	四六・九五	二六・三五	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇

府縣加盟上級團體別組合數及組合員數調

府縣別	総同盟 組合數	総同盟 組合員數	産別 組合數	産別 組合員數	全國的組織（総同盟、産別を除く） 組合數	全國的組織（総同盟、産別を除く） 組合員數	其の他 組合數	其の他 組合員數	計 組合數	計 組合員數
北海道	四七	一〇、三八四	一九七	五三、八四四	八八〇	二四六、七三七	一、〇六二	八〇、七三〇	二、一八六	三九一、六九五
青森	四	一、一七一	三七	九、四二七	一八二	三一、九七三	三〇九	二一、五七二	五三二	六四、一四三
岩手	二	四六二	六七	一二、二九二	一二一	四六、四九九	一八六	一七、一一七	三七六	七六、三七〇
宮城	七一	一六、五三六	七三	一六、九三七	一四七	三八、九四六	一七三	一三、八〇八	四六三	八六、二二七
秋田	一一	二、三八〇	四九	九、九四〇	一一〇	二五、八八六	二七五	一六、六〇三	四四五	五四、八〇八
山形	一八	二、五六六	六七	一三、二七九	一二八	二九、四一四	五二三	三二、〇七八	七三六	七七、三三七
福島	四九	一五、一二八	七六	二二、七〇〇	一七八	五八、一一三	二三八	二〇、九一七	五四一	一一六、九九八
茨城	六	二、一一三	七八	三〇、四〇九	一〇八	三九、三二〇	一四八	一四、二二六	三四〇	八六、〇五八
栃木	六三	三、七二〇	七三	一五、四九一	一三〇	三一、四〇六	二四八	一九、二六〇	五一三	七九、八七七
群馬	九八	五、九三五	八八	一三、七九四	一三一	四八、二六〇	四一七	三三、九二三	七三四	一〇〇、九〇一
埼玉	一二〇	三、八八三	七八	一八、三三一	一三四	三八、八五五	二七九	三〇、三九七	六一一	一一〇、四六六
千葉	三九	七、六八五	七一	一〇、一〇一	一一六	三七、八三六	一六〇	二六、七八六	三八六	八二、四〇八
東京	二九三	六〇、五三四	五五六	一八七、九〇四	七四四	三三四、四〇五	一、三五三	三二一、九二二	二、九四六	八〇四、七六四

神奈川	新潟	富山	石川	福井	長野	岐阜	静岡	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡
四	四三	三七	六〇	一六	一	一五	四四	一五六	二一	二四	一四五	三〇〇	二四七	二七	一〇	三	三	六三	五〇	一三	六四	三五	六六	一四五	一〇一
三九〇六	一〇七九一	一四一四三	二一四六一	六〇三七〇	七三五一	一四七四五	一五一二〇	四一三三五	七九四九	一〇一二〇	七七〇六	七七六三五	七七四三	七七三一一	四六三四	一七五六七	二一九九六	二一九九一	二一一六六	一〇七〇七	六六〇六五	七七一四	二二一五一	三四六七六	三四六三五
一九〇	二四四	九一	二六	三九	三一	一〇六	五三	一四〇	一六六	二四	七〇	二二五	一六六	一九	六〇	二四	五六	四七	七九	七二	一六	三三	五五	三三	四二
六〇六五五	三九一六九	三一一四一	二〇一四一	五六三七	二一九三	一四五六	三一七五四	六〇七七七	一六九二四	九六一六	三一九〇	六四一四五	六四〇三五	四〇六七五	二一九四一	四六七五	一四六六	一一九九	一一一六六	三一〇七七	五四〇九	五一七一	一六六七五	九四〇一一	四九〇四六
三七九	三三	一四四	九一	一六	九七	一四七	一四七	一四七	一四三	一五	一四〇	一六九	一六六	四九	七六	九六	一七〇	七六	一三四	一七六	一四五	九七	九六	五五	三五四
六一七六	六一八五六	一三〇一四	一九〇六九	一七一五七	一四〇〇四	五一一五七	一六六一三	一六六一三	四〇九〇一	一六四六	四七一三一	一六四一三	九〇六七五	一三七四七	一四〇七七	三一六六七	一九六三七	三八四三一	七九六九六	八四一四五	一七七一八	三九六一一	三九六三九	一六六一一	三四一六一
三九	三一九	一四八	一六六	一〇六	一一七	五九四	二一七	二六五	三五九	一四五	一五四	三六七	一七三	一六五	一六五	一七四	三六	一五八	三三九	三三	一三四	一六八	一九八	一四五	四〇〇
六五一四五	三九四一五	一四一五五	一六七五五	九一三四一	九一四五	五〇六六八	三四一〇〇四	五一一五七	一一六三六	四〇九〇一	一六六一一	四六七四四	四七一四六	四四六三九	三一〇一一	九一六七三	九九四五五	一四四六三	三五九六九五	九五〇六八	一四四四八	九六七三五	一六六一一	四一三一一	三五一一四一
六六	一四一三一	四〇六	一〇〇七	一六七九九	一六七	一四〇四	一六七	一六七	一六七	一四〇	一六七	一六七	一六七	一六七	一六七	一六七	一六七	一六七	一六七	一六七	一六七	一六七	一六七	一六七	一六七
六六六六六	三四三一一	五四四九九	五四四九九	五四四九九	五四四九九	五四四九九	五四四九九	五四四九九	五四四九九	五四四九九	五四四九九	五四四九九	五四四九九	五四四九九	五四四九九	五四四九九	五四四九九	五四四九九	五四四九九	五四四九九	五四四九九	五四四九九	五四四九九	五四四九九	五四四九九

佐賀	三二	三、六四四	一二	四、六七七	六九	三〇、三三三	一四二	三二、六二四	二五五	七一、二六七
長崎	一〇三	四九、〇九四	七五	一八、八一七	一三〇	五〇、五五七	一四四	二四、五七〇	四四一	一四三、〇三八
熊本	九	三、四七一	五八	一四、七三〇	一七二	四四、八五五	一三五	二五、六六九	三七四	八八、七二五
大分	一八	四、四二〇	六八	一一、九九九	九三	二七、九七三	一八五	一三、〇八九	三六四	五七、四七一
宮崎	—	—	四二	一八、一八〇	一三九	二七、三一八	一三一	一四、二六五	三〇二	五九、七六三
鹿兒島	—	—	四七	一〇、四五六	一五二	三二、五三九	二六九	二八、三〇四	四六八	七一、二九九
合計	二、八四八	七五九、二七九	四、〇六六	一、一四六、三三九	七、九四七	二、七一〇、八五五	一三、一五二	一、六五二、九六九	二八、〇一三	六、二六八、四三三
%	一〇・一七	一二・一一	一四・五一	一八・二九	二八・三七	四三・二五	四六・九五	二六・三五	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇

産別、總同盟の産業別、府縣別勢力分布がこれで大略つかめるが、産別の場合は地方産別との關係の混同があるようだし、總同盟は總同盟の發表したものより大分少い。

◈連合團體調査

勞働省では廿二年十二月末一齊調査のとき單位組合調査と共に連合團體の調査を行つたが、次にその總計表のみを收錄する。

地域上級加盟團體別團體數、構成組合數及び構成團體員數調

上級加盟團體別	地域別	團體數	構成組合數	構成組合員數
總同盟	總同盟本部	一	三、〇一五	九一五、六七二
	全國的組織	一一	一、三九七	五〇二、九六〇
	地方的組織	三四	四九一	二〇八、八六五
	府縣的組織	七八	二、五一六	七二七、八九九
	地區的組織	六七	八一四	一四六、三二七
産別	産別本部	一	四、四七〇	一、一八五、四五七
	直結全國的組織	一七	四、四二〇	一、一八〇、四九二
	下級全國的組織	八	五四五	四八、三三〇
	地方的組織	六七	二、二六七	六三七、〇四三
	府縣的組織	一四七	二、五〇一	六六三、〇〇〇
	地區的組織	四九	三〇五	七九、〇八九
全國的組織（同盟産別を除く）	上級全國的組織	六八	四、四七五	三、三一五、九三〇
	下級全國的組織	五五	八六九	九七三、七五三
	地方的組織	二六六	三、二八五	一、三五三、三五七
	府縣的組織	三六六	四、二四四	一、六三七、〇七五
	地區的組織	一八五	一、六三四	四〇一、九八六
全國的組織合計	總同盟産別本部	二	七、四八五	二、一〇一、一二九
	上級全國的組織	九六	一〇、二九二	四、九九九、三八二
	下級全國的組續	六三	一、四一四	一、〇三三、〇七三
	地方的組織	三六七	六、〇四三	二、一九九、二六五
	府縣的組織	五九一	九、二八一	三、〇二七、九七四
	地區的組織	三〇一	二、七五三	六二七、四〇二

重複	地方的組織	一〇六	九四三
	府縣的組織	六五	八四六
	地區的組織	一三	一、一三四
その他的組織	地方的組織	一〇一	五七一
	府縣的組織	一三三	一、五九八
	地區的組織	四七八	三、四八二
全國	地方的組織	二〇七	一、五一四
	府縣的組織	一八八	二、四四四
	地區的組織	五九九	四、六一六
その他計	總同盟産別本部	二	七、四八五
合計	上級全國的組織	九六	一〇、二九二
	下級全國的組織	六三	一、四一四
	地方的組織	五七四	七、五五七
	府縣的組織	七七九	一一、七〇五
	地區的組織	九〇〇	七、三六九

勞働組合連合團體統計表備考

一、本統計表は登錄勞働組合連合團體、未登錄勞働組合連合團體及び恒常的勞働組合協議會（連合團體と共に同樣の活動をなすもの）全體を對稱とした調査である。

二、本統計表には全日本海員組合は含まれていない。

三、一組合で數個の連合團體に加盟してゐるものは本表の構成組合數及構成團體數より省いて重複することを避け總同盟、産別に加盟してゐる構成組合は夫々の上級團體に、その他の全國的組織に加盟している場合は他の加盟團體より省いた　構成組合が全く全國的組織と重複している場合は別集計した。

四、地域別の分類方法は下の如くした。

（a）全國的組織（構成組合の分布が全國に亘る場合）上級全國的組織とは全國的組織のうち、總同盟、産別にあつては本部に直結の團體、總同盟、産別に屬しない全國的組織にあつては最上級の團體である。下級全國的組織とは上級全國的組織に加盟してゐる全國的組織である。

（b）地方的組織（構成組合の分布が數都道府縣に亘る場合、但し北海道全地域に亘る場合も含む）

（c）府縣的組織（構成組合の分布が一府縣全般に亘る場合）

（d）地區的組織（構成組合の分布が郡市等の府縣内一地區を單位とする場合）

五、調査票未着の團體については系統圖によつて確認計上した。

第三節　組織率

勞働組合の量的組織狀況をみる際に、たゞ組合員が幾人いるかの絶對量だけでなく、その組合員數が總勞働者の幾パーセントに及んでいるかを知ろうとするのが組織率である。

次に本研究所で算出した、昭和廿二年十月一日、國勢調査實施期前後における産業別組織率をかゝげる。

産業別	勞働者數	組織勞働者數	組織率
農業	三六六、三八二	六、五四七	一・八%
林業	二七〇、三三三	五一、九四九	一九・二%

水産業	三五、三三	三、〇〇三	三・四%
鑛業	六四、二六五	五三、六二	八〇・一%
石炭業	四八〇、二三五	四四八、〇五四	九二・八%
その他	一三〇、〇〇三	六七、五三六	五二・九%
建設工業	一、〇四〇、七六五	三七二、三二一	三五・八%
製造工業	四、五五六、九三七	一、九二三、三六三	四三・七%
金屬業	五〇三、九七八	二五五、二四一	五〇・六%
機械器具業	一、〇六二、八六二	六八九、一七五	六四・八%
化學業	五四二、三二六	三三六、九五七	六二・一%
窯業及土石業	一九二、四二六	六九、一九四	三六・〇%
紡績業	七三八、四一六	三三、三五九	四五・三%
製材及木製品業	五七四、〇九四	一二、六二九	二・六%
食料品工業	三〇三、一〇三	八四、〇八三	二七・六%
印刷出版業	八四、九三五	三六、四六四	四二・九%
その他	二三七、九二二	二一、二七一	二二・七%
修理業（合資業）	二三二、六六八	四二、六六九	一七・七%
ガス電氣水道業	一四七、九三七	二一、二三六	八二・〇%
商業	六八四、一九一	一四九、九七九	二一・九%
卸賣業	二六、三二四	二一、二五九	九・八%
小賣業	二六五、〇六八	四三、八四一	一五・三%
その他	一三二、二九三	八四、八七九	六四・二%
金融業	二四五、六一四	一六八、八四三	六八・七%
運輸通信業	一、四五五、一七四	一、三五四、〇八一	九三・一%
陸運業	七三七、二二	八七六、九七	九三・六%
水運業	一五五、〇一六	一三六、三九三	八六・〇%
通信業	三二四、三九七	三四〇、九〇一	一〇〇・〇%（一〇六・四%）
サービス業	一六四、〇六八	三二、六一九	一一・八%
娯樂興行	六一、八七三	一二、八六二	一〇・八%
廣告宣傳	六、八四三	四、一六三	六一・一%
その他	二三四、七〇七	一六、五七四	五・〇%
自由業	七六三、七六二	五一九、九四五	六六・三%
教育	五〇八、五六六	四二四、四一六	八三・五%
その他	一九一、六九五	九五、五一七	四・七%
公務及團體	一、二四五、三五六	四九八、八三五	四〇・〇%
その他の産業	三六二、一二三	一六七、〇〇七	五一・六%
全産業	二二、三四二、五九	六、〇〇三、四二一	四八・六%

（註1）この數字算定のため主に使つた資料は次のものである

（A）勞働者數算定のため

（イ）昭和二二年臨時國勢調査結果報告その三　勞働力人口に關する概要＝總理廳統計局

（ロ）昭昭二二年度事業所調査結果　産業分類別從業者內譯別數＝總理廳統計局

（B）組織勞働者數算定のため

（イ）昭和二十二年十二月末一切調査勞働組合調査報告＝勞働省勞働統計調査局

（註2）算定の詳細については本研究所發行「資料彙報」第三號を參照されたい。

第二章　主要なる勞働組合

1、全國勞働組合會議協議會
2、全日本產業別勞働組合會議
3、日本新聞通信放送勞働組合
4、全日通勞働組合
5、日本映畫演劇勞働組合
6、全日本印刷出版勞働組合
7、日本電氣產業勞働組合
8、全日本機器勞働組合
9、全日本醫療從業員組合協議會
10、全日本食糧勞働組合
11、全國生命保險從業員組合
12、全日本化學勞働組合
13、全日本電氣工業勞働組合
14、全日本鐵鋼產業勞働組合
15、全日本進駐軍要員勞働組合
16、全日本港灣勞働組合同盟
17、全國車輛產業勞働組合
18、全日本木材產業勞働組合
19、勞働組合總同盟
20、全國纖維產業勞働組合同盟
21、全國金屬產業勞働組合同盟
22、全國化學產業勞働組合同盟
23、全國木材產業勞働組合同盟
24、全國專賣局勞働組合
25、全國食品產業勞働組合同盟
26、全國進駐軍勞働組合同盟
27、全國土建一般勞働組合同盟準備會
28、日本醫療團職員組合總連合會
29、日本鑛山勞働組合
30、日本都市交通勞働組合連合會
31、全國印刷產業勞働組合同盟
32、全日本石炭勞働組合
33、日本炭礦勞働組合同盟
34、全官公廳勞働組合連絡協議會
35、國鐵勞働組合
36、全遞信從業員組合
37、全國財務勞働組合
38、日本教職員組合

39、日本自治團體勞働組合總連合
40、全國官廳職員勞働組合協議會
41、大藏三現廳勞働組合協議會
42、全日本造船勞働組合
43、日本私鐵勞働組合總連合
44、全日本海員組合
45、全國ガス勞働組合協議會
46、全日本土建一般勞働組合
47、全國銀行從業員組合連合會
48、日本勞働組合會議
49、全國土建勞働組合同盟
50、化學勞働組合全國協議會
51、全日本交通運輸勞働組合協議會
52、夫金屬共同鬪爭委員會

1、**全國勞働組合連絡協議會**（略稱全勞連）

◇結成　昭和廿二年三月十日

◇組織（二十三年四月一日現在）

全日本産業別勞働組合會議
勞働組合總同盟
日本勞働組合會議
國鐵勞働組合
全國官廳職員勞働組合協議會
日本自治團體勞働組合總連合
全國財務勞働組合
日本教職員組合
全日本海員組合
全日本造船勞働組合
全國ガス勞働組合協議會
全國セメント勞働組合協議會
全關東製藥勞働組合協議會
全國硫安工業勞働組合連盟
全日本自動車産業勞働組合
全日本電線工業勞働組合
水産從業員組合協議會
全日本土建一般勞働組合
農地委員會職員勞働組合連合會
全國石油産業勞働組合協議會
日本私鐵勞働組合總連合
全石炭産業勞働組合
日本炭礦勞働組合同盟
全國金屬鑛山勞働組合連合會
全國銀行從業員組合連合會
全國貨物勞働組合
全日本農業會從業員組合

四〇、〇〇〇

船舶運營會從業員組合　五、〇〇〇
經濟團體從業員組合協議會　一三、〇〇〇
石油配給公團從業員組合　二、六〇〇
全印刷局勞働組合
東京都勞働組合連合會
全國氣象職員組合
計

◇役員　常任幹事　高野　實（總同盟）
川畑　靜二（産別）
中郷　貫一（國鐵）

全國勞働組合連絡協議會規約

一、本會の名稱を全國勞働組合連絡協議會（略稱全勞連）とする。
二、本會の目的は共通問題に對する共同行動と勞働組合戰線の統一促進にある。
三、本會は參加組合の自主性を尊重する連絡協議機關である。
四、本會は勞働組合の全國的聯合體及び全國的産別組合を以て構成する。
五、本會加盟の各組合は相協力して地方及び地區に於て地方産別組合並に單獨組合をも糾合して當該地方の實情に即した自主的連絡協議機關を作る。これは本會の下部機關ではないが互いに連絡を密にする。
六、本會の機關は左の如くとする。
1、委員會（必要に應じ擴大委員會を開くことができる）
委員會は重要事項を決定する。
委員の選出比率は次の如くにする。
組合員五萬未滿二名　五萬以上三名
擴大委員會の選出方法はその都度幹事會において定める。
委員會及び擴大委員會は幹事會が召集する。委員會は毎月一回以上開く。
2、幹事會は日常事項を處理する。
幹事會は産別三名、總同盟二名、日勞、國鐵、造船、全公連私鐵、教員等の組合から各々一名、その他十萬以下の組合が連合して三名を選出する。
幹事會の召集その他必要なる措置は總同盟、産別、國鐵、日勞の四團體選出の幹事が三ヶ月交替でその世話役をつとめる。
3、幹事會は日常事務處理のため、幹事會の下に事務局をおく事務局は産別一名、總同盟一名、國鐵一名、日勞を含む中立から一名、計四名を以て構成する。
4、幹事會の下に必要に應じ特別委員會をおくことが出來る。特別委員會には幹事一名以上必ず參加し、委員は必ずしも參加勞働組合員のみに限らない。必要に應じ專門家、經驗家の參加を求めることが出來る。
七、本會の運營に就ては
1、決議は滿場一致を原則とし、拒否權を認める。
2、滿場一致をみない場合は賛成者のみで本會の了解を得て共同行動をとることができる。
3、自主權を犯すが如き命令系統を作らない。
4、決定事項の具體化は各參加組合の機關を通じて行う。但し參加組合の自主性を犯すことなき事項及び參加組合の同意を

得たものは適宜の處置ができる。

5、友愛・信義に反する一切の行爲をしない。

（イ）決定事項を誠實に遂行すること。

（ロ）集團的威力による一方的意志の强行を圖るが如き行爲をせぬ。

（ハ）友誼的團體及びその所屬員に對し、誹謗侮辱の行爲をせぬこと。之を犯した場合はその組合に於て責任を明かにすること。

（ニ）指彈すべき行爲があつたら、各々の組織に於て調査處理すること。

（ホ）團體道德に就て所屬組合員を敎育すること。

八、本會の經費は當分月額二萬圓を定め、參加組合の負擔とし、その分擔は次の如くする。

五萬以下	三〇〇圓	十萬以下	五〇〇圓
廿萬以下	六〇〇圓	五十萬以下	八〇〇圓
百萬以下	一、五〇〇圓	百五十萬以下	二、〇〇〇圓
百五十萬以上	二、五〇〇圓		

九、會計事務は事務局員をして擔任せしめ、その責任は幹事會が負う。

◇規約にもみられるとおり强力な統一體としてはまだ問題が多く、廿二年中に組織强化が全船、私鐵總連などからつよく叫ばれ、産別系各組合も大産別整理にもとづき場合によつては産別の線をはずし、全勞連に結集することが叫ばれてきた。

◇機關紙　全勞連ニュース

2、全日本産業別勞働組合會議（略稱産別又は産別會議）

（Congress of Industrial Unions of Japan: C. I. U）

◇結成　昭和廿一年八月廿一日

◇組織　本部　東京都港區芝新橋七の一二産別會館內　電話芝三三〇五

參加組合（廿二年十月卅一日現在）	加盟月日
全日本新聞通信放送勞働組合	四六、二、二〇
全日本炭礦勞働組合（十二月十五日全石炭結成で脫退）	四六、二、二〇
全日通勞働組合	四六、二、二〇
日本映畫演劇勞働組合	四六、二、二〇
全日本印刷出版勞働組合	四六、二、二〇
全遞信從業員組合	四六、二、二〇
日本電氣産業勞働組合	四六、五、三一
全日本機器勞働組合	四六、六、一二
全日本醫療從業員組合協議會	四六、六、二七
全日本食糧勞働組合	四六、三、三一
全國生命保險從業員組合協議會	四六、六、四
全日本化學産業勞働組合	四六、六、四
全日本電氣工業勞働組合	四六、五、二七
全日本鐵鋼産業勞働組合	四六、四、一二
全日本進駐軍要員勞働組合	四六、六、一五
全日本港灣勞働組合同盟	四六、七、二五
	四六、七、二七

産別會議組織系統図

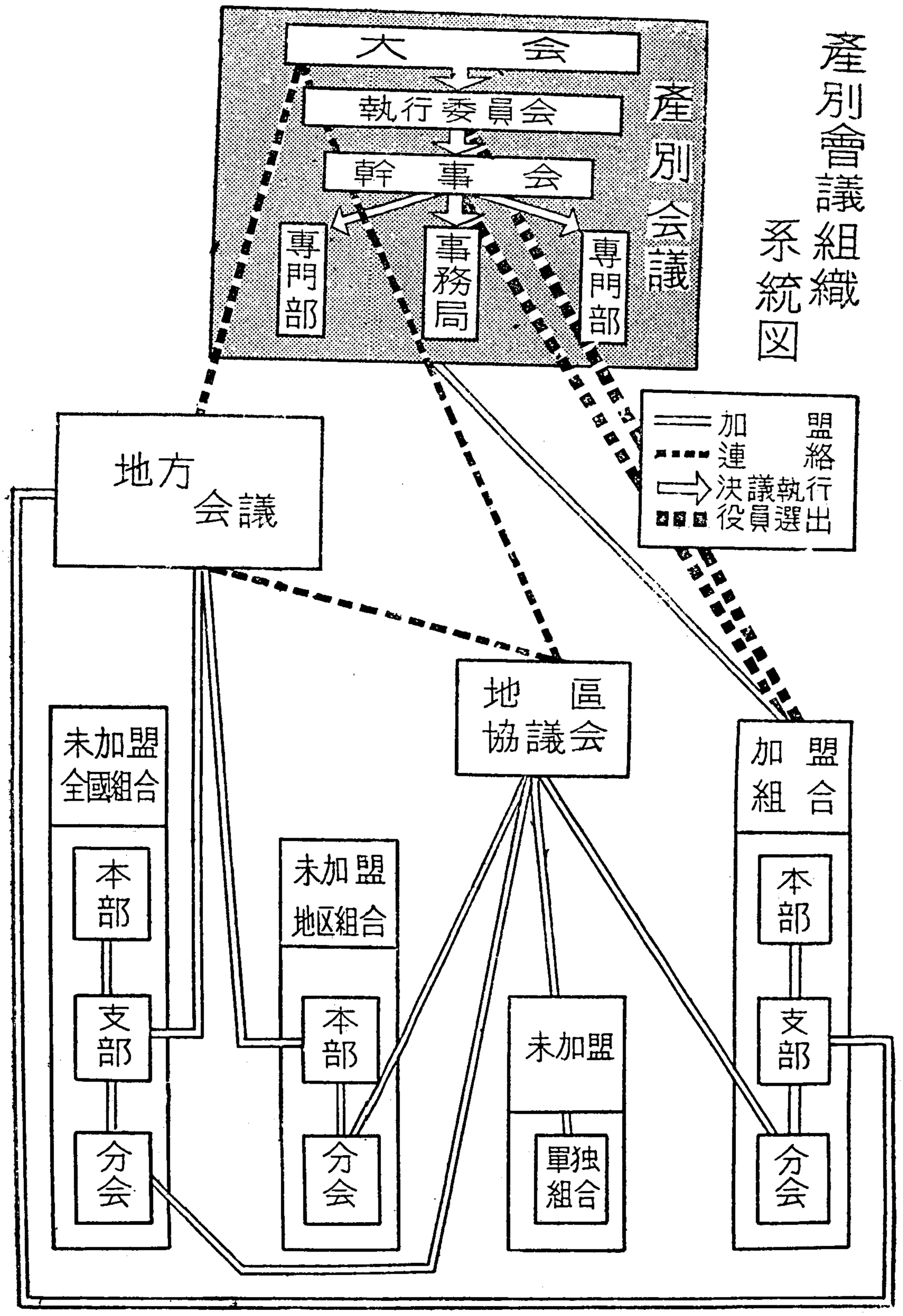
産別会議
大会
執行委員会
幹事会
専門部
事務局
専門部
加盟
連絡
決議執行
役員選出
地方会議
地区協議会
未加盟全國組合
本部
支部
分会
未加盟地区組合
本部
分会
未加盟
単独組合
加盟組合
本部
支部
分会

全國車輛産業勞働組合　四六、九、三
全日本木材産業勞働組合　四六、一〇、一〇
＊加盟月日が結成日以前のものは準備會として加盟したものである。

計　一、三〇三、〇三七名　全日本炭礦を除くと　一一七五、九九五人

◇役員（廿二年十一月定期大會で決定）

議　長　管　道（機器）
副議長　龜田東吾（化學）光村甚助（全遞）
事務局長　吉田賢治（機器）
幹　事　喜多康二（印刷出版）松村弘（全鐵勞）高山慶太郎（全炭）中原淳吉（電工）川畑靜二（電産）大野健三（日通）菊池隆吾（食糧）田井增五郎（港灣）古川致福（木材）柳澤恭雄（新聞）荒賀文吉（車輛）嵯峨善兵（日映演）金山敏（全生保）清澤宗司（全遞）湯澤喜一（全遞）

◇執行委員會（規約參照、各單産執行委員から）

◇綱　領（一九四六年八月二十一日採擇）

一、われわれは勞働者と勞働組合の基本的權利をまもるために闘ふ

――勞働組合を結成して自由に活動すること、團體契約を結ぶこと、罷業を行ふこと、言論・出版・集會・結社・示威運動を自由に行ふこと、働きたいものは誰でも就職できること、働くものが正當な休養をとること、誰でも平等に教育をうけられること、これらはすべて勞働者の基本的權利である。そしてこの權利を確認することこそ眞の民主主義であり、勞働階級の解放を保障する唯一の基礎である。もし、それをおさへつけ、それに制限を加へるものがあれば、それは勞働者の解放を遠ざけおくらせる、階級の敵である。われわれは、われわれの解放のために、このやうな一切の敵に對し、全力をつくして闘ふことを本領とする。しかるに支配階級は、ほしいまゝに法律をつくりあげ、規則をおしつけ、われわれの權利を最小限度におさへつけてゐる。われわれはこれら不當なる抑壓諸法令の完全なる撤廢を要求し、さらに勞働者の權利をまもるための積極的勞働立法の制定を要求する。

二、われわれは封建的・植民地的勞働條件を一掃するために闘ふ

――いままで日本の勞働者は、極めて劣惡な、封建的、植民地的勞働條件の下で苦しめられてきた。われわれはそれを一掃することを目標とする。われわれは、まづ、封建的雇傭制度の撤廢と賃質賃銀の大巾引上げを要求し、文明國民としての生活を保障する最低賃銀制を要求する。またわれわれは、諸手當を基本給に繰りいれること、同一勞働について同一賃銀を與へられること、昇給査定に勞働組合代表を參加させることを要求し、工場職場の安全施設、衞生施設、休養施設、醫療施設、文化施設などを設けること、それらの施設が勞働組合代表による監督委員會によつて監督されることを要求する。

三、われわれは一週四十時間勞働制獲得のために闘ふ

――われわれは勞働時間の短縮を要求する。いままでの長時間勞働は、われわれを疲勞におとしいれ、健康を害し、文化的生

活の餘裕を奪ひ、文明人としての生活を妨げ、そのためにわれわれ勞働者は教養さへもひくめられてゐた。また長時間勞働は勞働者の就業人數をおさへつけ、失業者の數を大きくし、そして勞働者の賃銀を低下させてきた。われわれはこのような勞働者の生活を根本的に改善するために、勞働時間の徹底的短縮を要求する。われわれは一般的に一日七時間・一週四十時間勞働制を要求し、坑内作業、高熱作業、健康上有害な勞働についてはさらに短縮すべきことを要求する。

四、われわれは婦人・少年勞働者の完全なる保護のために闘ふ

――次の時代の勞働階級を擔ふべき少年勞働者と、次の時代の勞働者を生み育てるべき婦人勞働者とは、われわれの手によつて安全にまもられなければならない。われわれは、婦人・少年勞働者の有害作業・坑内勞働・深夜業等の禁止を要求し、十六歳未滿の少年・少女の雇傭勞働禁止を要求し、さらに婦人・少年勞働者を雇傭契約外の雜役・私役に使ふことの禁止を要求する。われわれは十八歳未滿の少年・少女勞働者について、その勞働時間を一日六時間以内に短縮することを要求する。そして婦人勞働者については産前産後各五十六日の有給休暇と、毎月三日の有給生理休暇を要求し、また工場職場に完備した托兒所と授乳所を設け、一定の授乳時間を設定することを要求する。

五、われわれは資本家全額負擔の失業保險をふくむ社會保險獲得のために闘ふ

――日本の勞働者の極めて多くが失業に惱んでゐる。そのために生産は縮小し、賃銀はひくめられ、勞働階級のすべてが苦しめられてゐる　しかも支配階級は自己の利益をまもるために、いつでも、ほしいまゝに、われわれ勞働者を馘首しようとする。もとよりわれわれは、これらの馘首と闘ひ、失業反對のために闘ふものであるが、それとともに、働らく意思と肉體をもちながら仕事とパンを得られぬすべての失業者のために、資本家全額負擔の失業保險の即時實施を要求する。またわれわれは、失業だけでなく、疾病、傷害、老齢などの危險に對する全般的な社會保險の獲得にむかつて努力する。

六、われわれは經濟の再建のために闘ふ

――經濟復興の基礎は勞働力にある。それゆえわれわれはすべての勞働者に仕事と十分な賃銀とを保證されることを主張する。資本家の利益をまもるための賃銀引下げ、馘首、工場閉鎖などは、經濟復興に逆行し、生産を押しつぶし、民族を破滅に導く行爲である。われわれは産業を轉換し、戰爭中の損耗と荒廢を恢復し、すべては失業者をなくし、完全雇傭と完全操業によつて日本經濟を再建することを要求する。そのためにわれわれは、われわれ自身の手で、あらゆる産業の轉換計畫と復興計畫と立案に努力し、その實行を政府に要求する。

七、われわれはファシズム・軍國主義の殘存勢力を撲滅するために闘ふ

――犯罪的侵略戰爭は世界の勞働者をこの上ない不幸におとしいれた。その計畫者であり、遂行者であつたファシズム・軍國主義こそは全世界勞働階級の最大の仇敵である。われわれは永遠の平和を確立し、勞働者の利益をまもるために、彼らが變裝し假面をかぶつて生き殘り、再び戰爭をたくらむ殘存勢力を撲滅しなければならない　われわれは、あらゆる經營面から反民

主主義的幹部を追放し、さらに政治・經濟・文化の各分野の指導的地位から追放することを強く要求する。

八、われわれは勞働戰線の完全なる統一のために闘ふ

――いかなる場合にも、われわれは全勞働階級の戰線の統一を忘れてはならない。敵階級の陣營は整備されつゝあるにもかゝわらず、われわれ勞働階級の戰線が分裂してゐることは絶對に許されないことである。それは敵に利益を與へ、われわれに致命的弱點を負はせることである。完全に戰線を統一し、すべての勞働者を組織し、かくしてのみわれわれは、敵に對して妥協することなく果敢な闘ひを進めることができる。われわれは、このような勞働戰線の完全なる統一のために、不撓不屈の忍耐と努力を集中する。

九、われわれは働らく農民との同盟結成のために闘ふ

――日本の農民は貧困の中で苦しんでゐる。それは收穫の半分ちかくまでも地主が收奪するといふ封建制度によつて、慘酷に搾取されてゐるからである。そして農村の貧困のために、われわれ勞働者もまた、低賃銀に釘づけされ、馘首の危險にさらされ、ひいては全人民の生活が壓迫されてゐるのである。農村の封建性こそ、農民と勞働者と、働く人民すべての共同の敵である。それゆえ、われわれは農民とともに、封建制を清掃するために努力しなければならない。民主主義革命の中心勢力である組織勞働者われわれは、彼ら農民と固く同盟し、同盟軍の先頭にたつて闘ひ、そして農業革命の達成へ誠實な協力者としての任務を遂行する。

十、われわれは世界勞働階級と提携し、永久の平和のために闘ふ

――世界平和を保障する最大の力は、全世界の勞働者のゆるぎなき團結である。それゆえわれわれは階級的良心をもつて、世界の勞働者との提携に努力する。われわれはポツダム宣言を尊重し、かつ諸國の民族的獨立運動を支持し、勞働階級の國際的組織である世界勞働組合聯盟に參加し、そして永久にかわることなき平和のために、全日本勞働者の名譽にかけて努力する。

◇第一回大會宣言

米英ソ中をふくむ民主々義聯合諸國によつて野蠻な侵略戰爭から解放された日本の勞働階級は、自由と民主々義的權利の獲得のため偉大な前進を開始した。

戰爭による犧牲と負擔を人民に轉嫁し、低い植民地的勞働條件を維持、强化しようとする官僚や資本家地主の政策に對する闘爭に展開され、この闘爭を通じて勞働組合は眞に大衆的組織運動に發展してきた。工場勞働者ら、一般勤勞者もこれに參加し、全勞働者を網羅する運動として進む大勢にある。

これは我國勞働運動史の上で劃期的な事實である。全日本產業別勞働組合會議は、この戰後日本の勞働運動に正しい方向を與へ日本の勞働階級を全國的な單一組織に結集して、勞働階級の最も强力な團結と組織を實現しようとするものである。その標語は產業別單一組合の組織による勞働戰線の統一にある。それは勞働組合運動におけるあらゆる分裂主義を清算し、政治的信條やイデオロギーを超越した勞働者の大同團結を齎し、完全なる勞働戰線統一の理想に邁進するものである。なさに勞働階級の力を一躍偉大

ならしめる歴史的事業といはねばならない。

全日本勞働者の統一的組織を目標とする我々は、また日本勞働階級の前途に横はる英雄的な任務の遂行を期してゐる。我々は、官僚や資本家の妨碍とサボタージュを排し、日本の經濟復興、文化建設のため闘ひ、また日本民主々義革命の推進力としての役割を果さねばならない。我々はそのため、戰爭によつて破壞された民族經濟の復興、軍需産業の平和産業への轉換、全勞働者に對する食と職場の保證のため闘爭し、民主戰線に參加して封建主義、軍國主義、フアシズムと徹底的に抗爭し、人民の支持する民主政府の樹立に努力することを宣言する。

我々は更に進んで世界人類の强い要望である永續的平和の實現を目標とする。我々は『東亞の盟主』といふ獨善的な考へを覆滅し、民族同權の原則に基き善隣民族と提携し、民族革命運動を支持し、勞働者の國際的團結である世界勞働組合聯盟に參加することによつて日本勞働階級の世界平和に對する共同の努力をつくさんことを宣言する。

一九四六年八月二十一日

全日本産業別勞働組合會議結成大會

◇規　約

全日本産業別勞働組合會議規約

第一章　名　前　と　性　格

第一條　この組織は全國的・地方的産業別勞働組合またはその準備會とで構成され、全日本産業別勞働組合會議（英譯CONGRESS OF INDUSTRIAL UNIONS OF JAPAN）と呼び本部を東京都におく

第二條　この組織は加盟組合の全國的・地方的全産業的に共通した利益に基いて一致の行動をとるための組織である、しかし加盟組合の自主性は保證される

第三條　この組織は法人とする

第二章　目　的　と　事　業

第四條　この組織は次の各項の實現を計ることを目的とする

一、すべての産業の勞働組合と勞働者とを組織し單一産業別勞働組合の結成をはかること

二、人種、國籍、信仰、政治的信條にかゝわりなく、あらゆる働く者の階級をモウラした戰線の統一をはかること

三、勞働者と勞働組合の基本的權利と自由を擁護し擴大すること

四、勞働者の勞働條件を徹底的に改善すること、また勞働者の利益をまもる社會立法を獲得すること

五、生産に對する勞働者の發言權を强化し、經營の民主化をはかり、勞働者及びすべての働く者のために産業の興隆をはかること

六、わが國の封建主義、專制主義、軍國主義等民主々義を妨害するあらゆる勢力を撲滅すること

七、全世界勞働者の國際的團結に參加し、一切の戰爭の根源と闘うことによつて世界平和を永久に確保すること

第五條　この組織は前條の目的を達成するため次のような活動をする。

一、加盟各組合とすべての勞働者に共通した利益を統一ある行動で守ること

二、加盟各組合間の産業別整理を助勢したり、未加入の單獨組合を産業別勞働組合に結成させるために援助をすること
三、地域的に共通した勞働者の利益を統一ある行動で守るため都道府縣に地方會議を結成させるための指導をすること、加盟各組合の地方支部が同地方に産別地方會議の組織をはかり、これを通じて勞働戰線の統一を計るべくこれに對して强力な援助と指導をする
四、勞働者に關係ある各種の機關に代表を派遣すること
五、加盟組合と友誼團體との情報の交換としう集をすること
六、産業別組合を强化擴大するために援助を與えること
七、地方産別會議と連絡すること
八、勞働調査と産業調査及び勞働者に關係ある諸法規改正のための調査を行うこと
九、勞働學校その他教育文化活動を行うとともに、加盟組合のこの活動に對して積極的に援助をすること
十、出版物、機關紙を編集發行すること
十一、國際的情報の交換と連絡を行うこと
十二、生活協同組合の民主化と强化のため援助を與えること

第三章　加盟と脫退

第六條　この組織に加盟しようとする全國的、地方的産業別組合またはその準備會は規定の申込書に各種役員名簿、組合員數、規約と當月分の會費を添えて幹事會に申込めばよい、この申込があつた時は幹事會は執行委員會の審議にかけて採否を決定し直ちにその組合に通知しなければならない、全國的、地方的組合に加入していない單獨組合は全國的・地方的組合に結合してその組合を通じて加盟すればよい
第七條　加盟組合が脫退しようとする時はその組合の大會の決議をそえて執行委員會に屆出ればよい

第四章　權利と義務

第八條　加盟組合はこの規約に從つて役員を選出し機關の決定と役員の行動について報告を求め、大會その他の會議に代表を派遣し役員の行動を批判し、それが誤つていたときは改選を要求することができる、また加盟組合は役員の召還權をもつている
第九條　加盟組合は綱領規約に從いまた運動方針の線に沿つて活動し、その狀況を執行委員會に報告しなければならない
第十條　加盟組合が規約に違反したり統制をみだしたときはその情狀によつて權利の停止除名をすることがあるが、これらの決定は大會で出席者の三分の二以上の同意がなければならない
第十一條　加盟組合間に紛爭のおきたときは、その事件の解決を執行委員會に提訴することができる、この提訴に對して執行委員會は直ちに事件に關係のない組合から若干名の審査委員を任命し實情を審査しその報告に基いて裁定をする、この裁定に不服の組合は次期大會に提訴することができる、但し大會が最後の決定をするまでは執行委員會の決定に從わなければならない

第五章　機關

第十二條　この組織に次の機關をおく
一、大會　二、執行委員會　三、幹事會

第一節　大會

第十三條　大會はこの組織の最高決議機關で加盟組合から選出された代議員と役員とで構成される、役員には決議權はない

この外密接な連絡をとるために各地方産別會議、勞働組合協議會、勞働組合會議等から一名の代表者の出席を求めることができる、この代表者は發言權はあるが決議權はない

第十四條　大會に出席する代議員は次の割合で加盟組合から選出される

組合員五萬人まで……千人につき一人、五百人以上の端數につき一人を

組合員五萬人以上十萬人までの分……二千人につき一人、千人以上の端數につき一人

組合員十萬人以上の分……四千人につき一人、二千人以上の端數につき一人

この外小さい組合の意見を尊重するために五萬人までの組合は五千人につき一人と二千五百人以上の端數につき一人の補缺代議員を出すことができる、但し補缺代議員と代議員をまぜて五十人以上を出すことはできない、補缺代議員は發言權はあるが決議權はない

第十五條　會費を三ヵ月以上納めない組合は代議員を出すことは出來るが決議權はない、また六ヵ月以上納めない組合は代議員を出すことは出來ない、代議員を出す加盟組合の組合員數は大會開催二ヵ月前の會費納入組合員數と執行委員會が承認した會費未納組合員數によつてきめる

第十六條　加盟組合は執行委員會の發行する正副二通の代議員・補缺代議員信任狀に必要事項を記入なつ印し、大會當日までに正本を執行委員會に提出し副本は本人が持參する、この通告した代議員に變更のあつた時はすみやかに加盟組合は執行委員會に報告しなければならない、加盟組合は出席代議員の一部をへらし、出席しないものの決議權を委任狀で出席者に代行させることが出來る、但し本人をふくめて三名を超えることは出來ない

第十七條　大會は毎年十月から十一月の間に執行委員會が招集して次のようなことを行う

（一）執行委員會の報告の審議

（二）規約の改正、變更の審議決定

（三）運動方針その他重要な議案と加盟組合からの提出議案の審議決定

（四）執行委員の確認、會計監査選擧

（五）豫算、決算の審議決定

第十八條　執行委員會は大會の日時と場所と議案等を決定しこれを開催の一ヵ月前までに各加盟組合に通告しなければならない

第十九條　執行委員會が必要と認めたときと加盟組合の三分の一以上の要求があつたときは十五日前までに各加盟組合に通告して臨時大會を開く、臨時大會はその目的となつている議案についてのみ審議を行い、それ以外の議案については一切審議權をもたない、但し緊急に動議が提出され大會がこれを採決したときはこの限りでない

第二十條　大會は代議員三分の二以上出席しなければ成立しない

第二十一條　大會の議事のやり方は別に定める細則による

第二節　執行委員會

第二十二條　執行委員會は大會の決議に基きこの組織の目的達成のため活動する執行機關であり全體として本組織を代表する

第二十三條　執行委員會は加盟組合の責任ある役員の中から次の割合で推せんされ、大會で確認された執行委員會で構成される

組合員五萬人まで一人
同　十萬人まで二人
同　十萬人以上三人

（附帶事項）　右の責任ある役員中に最高責任者を加えること

第二十四條　執行委員會毎月一回定期的に議長が召集する、必要をみとめた時、または加盟組合から要求のあつたときは臨時に議長が召集する

第二十五條　執行委員會の定足數及び採決の方法はすべて大會に準ずる

第二十六條　執行委員會は任務遂行上必要ある時は加盟組合に指示し、またはその活動狀況を調査することが出來る

第二十七條　執行委員會の活動は大會に報告し承認を得なければならない

第二十八條　加盟組合から報告を求められたときは速にこれに應じなければならない

第二十九條　執行委員會は缺員となつた執行委員の後任者をその選出組合の推せんに基いて確認する

第三十條　執行委員會は執行委員會だけで決定するのは妥當でないような問題については擴大執行委員會を開く

擴大執行委員會は執行委員と次の割合で加盟各組合から選出された代表者とで構成する

組合員五萬人まで　五人
同　十萬人まで　八人
同　十萬人以上は十人

第三十一條　擴大執行委員會は執行委員を除いて代表者の三分の二以上出席しなければ成立しない

第三十二條　擴大執行委員會の決定は執行委員會が責任を負うものとする

第三節　幹事會

第三十三條　幹事會は議長、副議長、事務局長及び幹事を以て構成する

第三十四條　幹事會は執行委員會の決議に從い常時會務を執行する、幹事會は議長が統括し執行委員會に對し責任を負う

第三十五條　幹事會の下に左の部局を設ける

事務局、組織部、教育部、調査部、情報宣傳部、文化部、青年婦人對策部、機關紙部、財政部、保健部

幹事會は執行委員會の承認を得て、部を改廢しまたは新設することができる、各部の細則は別に定める

第三十六條　各部局に部局長を置く、部長は原則として幹事の中より執行委員會が選ぶ、ただし執行委員會が必要とみとめたときは組合員中より選ぶことができる、役員でない部長は執行委員會、幹事會の要請によつて會議に出席し發言することができる、ただし決議に加わることはできない

第三十七條　幹事會の活動は執行委員會に報告し承認を得なければならない

第六章　役員

第三十八條　この組織は次の役員をおく

（一）議長、（二）副議長二名、（三）事務局長一名、（四）幹事若干

名、(五)執行委員若干、(六)會計監査三名

第三十九條　議長、副議長、事務局長、幹事は執行委員會で互選す

第四十條　議長はこの組織の代表者として會務を統轄し執行委員會幹事會を召集してその議長となる

第四十一條　副議長は議長を補佐し議長に事故のあつた時はこれに代る

第四十二條　事務局長は事務局を統轄し、部間の連絡調整の任に當る

第四十三條　會計監査は大會において選出され財政事務を監査し大會に報告する

第四十四條　役員の任期は定期大會より次の定期大會までとするただし再任を妨げない

第七章　會計

第四十五條　加盟組合は毎月十五日までに組合員數に應じて會費を納入しなければならない、會費の完納が不能なる場合はその理由書を提出し執行委員會の承認を經なければならない、執行委員會は大會に報告し承認をうける

第四十六條　加盟組合は次の基準に從つて會費を負擔する

組合員五萬人以下の組合	一人につき	四〇錢
五萬人を超え十萬人までの分	一人につき	二十錢
十萬人以上の分	一人につき	十錢

第四十七條　この組織の經費は組合費、事業收入、寄附金によつてまかなう、寄附金は執行委員會の承認がなければうけとることができない

第四十八條　收入支出の豫算、決算は定期大會に報告しその承認を求めなければならない

第四十九條　この組織の會計年度は定期大會より次の定期大會までとする

第五十條　役員、書記その他有給事務員の給與及び出張手當等は執行委員會の承認を得て設ける給與規定によつて支給する

第五十一條　毎月の收支は執行委員會の責任においてその部度各加盟組合に報告する

臨時のふ課金についても同樣に報告にしなければならない

第五十二條　この組合の財産は執行委員會の責任において事務局長が管理する

加盟組合から帳簿の閲覽の要求があつた場合は直ちにこれに應じなければならない

附則

第五十三條　この規約に疑義のおきたときは大會の決議によつて決定する

第五十四條　この規約は大會で出席者の三分の二以上の同意がなければ變更できない

第五十五條　この組織の解散は勞働組合法第十四條第三項の規定により大會で出席者の四分の三以上の同意を得て決定する

第五十六條　この規約は一九四七年七月十三日から效力を發生する

議事細則

第一條　規約第二十一條の規定に從いこの細則を定める

第二條　規約第十七條の規定に從つて大會が開かれる時は執行委

員會は大會準備委員を任命し大會準備委員會を組織する、この委員長は互選する、この委員會は大會に必要な總ての準備をする

大會準備委員會は大會に提出される議案を大會開催一ヵ月前に加盟組合に屆けなければならない、緊急に臨時大會を開くときは十五日前に屆ければよい、加盟組合から大會に提出する議案は大會開催四十五日前に大會準備委員會に提出しなければならない

第三條　大會準備委員長は大會議長が選任されるまで大會を司會する

第四條　加盟各組合は大會に出席する代議員の中から各一名の資格審査委員を選任して資格審査委員會を組織し委員長を互選する

第五條　資格審査委員會は大會出席代議員が規約に定めてある資格があるか、また出席者が規定の數になつたかどうかを審査する

大會は資格審査委員會の大會成立の報告があるまでは議事に入ることはできない

第六條　大會の議長、副議長は出席した代議員と役員の中から選出するが副議長の數は必要に應じて大會で決定する

第七條　議長、副議長は大會の運營と進行に責任をもち代議員、傍聽者の中に議事の進行を妨げる者がある時は大會に計り退席を命ずることが出來る

第八條　大會議長は議事錄を採錄するために大會の承認を得て書記若干名を任命する

第九條　議長不信任の動議が提出された時は當該議長が議長である時は副議長が、副議長である時は議長または他の副議長が代つてその動議を採擇をするかどうかを大會に問わなければならない

第十條　大會は議事を圓滑に運營するために出席代議員の中から次の各種委員を若干名ずつ選出し各委員會を組織する

(一)議事委員會、(二)規約委員會、(三)會計審査委員會

第十一條　議事委員會は提出議案として採擇するかどうか、または同じような議案を一かつして審議するか等を審議したり議事日程を定めたり變更したりする

議事委員會が議事進行上質問討論の打切り委員會付託等の動議を提出した時はその動議は必ず採擇され大會の意見を問わなければならない

第十二條　規約委員會は大會で規約に疑義がおきた時それを明らかにしたり修正意見が出てそれが決議された時その決審に從つて條文の整理をしたりする

第十三條　會計審査委員會は大會に提出された決算報告と豫算を審査する

第十四條　その他大會提出議案の中の提案理由の說明と質疑が濟んでから議事の進行上大會の承認を得て委員付託として審議することが出來る

第十五條　以上の各委員會の決定は大會に報告して承認を得なければならない

第十六條　大會は提出議案の採決は規約に特別の規定のない限りまたは大會が特別の採決方法を決定した時以外は過半數の多數

決で決定するが可否同數の時は議長がこれを決定する
役員の選擧と議案採決の票決は原則として無記名投票によつてするが大會が承認した時は擧手または起立その他の方法ですることが出來る
第十七條　擴大執行委員會、執行委員會幹事會の議長は役員としての議長と副議長がなる
第十八條　執行委員會を開く時は幹事會は各執行委員と加盟各組合に開催五日前までに、擴大執行委員會を開く時は廿日前に期日と審議される議案を通知しなければならないが緊急の場合はこの限りでない
第十九條　擴大執行委員會、執行委員會、幹事會の採擇と投票の方法その他は大會に準ずる
第二十條　その他すべての會議はこの細則に準じてする
第二十一條　この細則は一九四七年七月十三日大會の承認を得て效力を發する、また變更する時は大會の承認を得なければならない

◇全勞連に加入
◇機關紙　「勞働戰線」

3、日本新聞通信放送勞働組合（略稱新聞勞働）
(All Japan News and Radio Worker's Union)

◇結成　昭和廿一年二月九日
◇組織　一、本部　千代田區有樂町毎日新館內
二、支部（一企業一支部）六八（廿三年三月末）
組合員數　一九、三五六名
千名以上の支部
朝日（五、六八四）共同通信（一、三二七）北海道新聞（一、二九九）中部日本（一、一一七）西日本新聞（一、〇三四）
三、地方協議會
四、青年婦人協議會
五、工場協議會（工場及び現場技術）
◇役員　執行委員長　川添　隆行
◇新聞勞働の發足はまことに意味深いものだつた。即ち廿一年二月九日のその結成大會は戰後日本勞働組合の組織化の方向＝産別整理に先鞭をつけ、その後もこの組合は終始産別會議準備會のイニシアをとつた。一方、廿年秋には讀賣、朝日等相次いで社內民主化に起ち上り、その産業の啓蒙的意義から、單に勞働戰線に止らず、直接社會一般にも與える所が少くなかつた。併しこのはつらつたる組合も大きな試練に合わねばならなかつた。その第一回は廿一年夏の第二次讀賣爭議であり、この時に從來、新聞勞働の中核を成していた讀賣支部は脫退してしまつた。
第二回は同年秋の産別十月攻勢の一環としてのいわゆる「新聞ゼネスト」の失敗であつた。次いで廿二年春には、大

支部たる毎日の脱退をみ、廿一年十月攻勢にあれた放送労組も分裂した。言論報道機關にありがちなオポチュニズム＝職業的敏感性からくる情勢の判斷、こういう一般的批判だけでは片ずけられないものが間々あるにせよ、組合のかゝる様相が與えるところは決して明るいものではなかつた。新聞労働にのこつた組合でも戰線の分裂の急速な恢復が望まれ、廿二年末にはその動きが相當具體化してきている。

4、全日通労働組合（略稱全日通）

◇結成　昭和廿一年四月廿日

◇組織（廿三年三月末現在）

本部　東京都港區芝新橋汐留日通支社内

地區本部

	分會數	組合員		分會數	組合員
關東	六三	一四、〇〇〇	中部	七五	一五、〇〇〇
關西	三三	二〇、三〇〇	中國	三七	六、五〇〇
四國	三	二、一〇〇	九州	三三	九、二〇〇
新潟	三七	一〇、一〇〇	東北	三五	八、三八三
北海道	三〇	一〇、六〇〇	九地區		九六、一〇三名

◇委員長　大野　健三

◇全交運、産別に加入→全労連

◇機關紙　「日通労働」

5、日本映畫演劇労働組合（略稱日映演）

（Japan Motion Picture and Theatrical Worker's Union, JMTW）

―全國映畫演劇労働組合（全映演）

◇結成　廿一年四月廿八日（廿三年七月）

◇組織　本部　東京都港區芝新橋七の一二〇産別會館内

支部

名稱	分會數	組合員數	名稱	分會數	組合員數
北海道	三	三七九	東北	七	四六一
東京	四一	六、五五〇	東海	八	一、〇五〇
中部	七	八二一	京都	四	一、一八四
大阪	八	一、六三一	九州	八	六〇六
			九五分會		三、六六二名

◇委員長　伊藤　武郎

◇産別に加盟→全労連

東寶労組を中核とするこの組合は廿一年の十月攻勢に「最低賃金制確立」「團體協約の締結」にたち上り、殆んどの組合が要求を貫徹した。併しこの際東寶に分裂が起り、第二組合が生れた。この第二組合は新東寶に全員入社したが、これを中心に廿二年五月一日「全國映畫演劇労働組合」（全映演）―中立―が結成された。全映演の組合員數は結成當時約一、五〇〇名である。

6、全日本印刷出版勞働組合（略稱印刷出版）

◇結成　昭和廿一年四月十日

◇組織（廿三年三月末現在）　支部數廿二

名稱	分會數	組合員數	名稱	分會數	組合員數
東京都			千代田	三	二、八四六
中央	四六	一、四七一	新宿	七	二、六三六
城南	九	一、六〇六	板橋	七	一、九一三
北	五	一、四六九	城東三多摩	二	三六一
文京	一〇	二、八三一			
その他	三	五〇			
地方支部					
長野	一〇	四八〇	靜岡	七	六五
岐阜	二	一〇〇	熊本	五	九〇
京都	二	一九四	石川	一	一二〇
兵庫	一	四〇	埼玉	一	四〇
神奈川	一	五〇	群馬	三	一九九
茨城	四	一七七	栃木	一	六五
福島縣郡山		四〇	計	百八十一分會	一七、〇五九名

◇本部（廿三年秋左記に移轉）　港區　産別會議内

◇綱領

一、われらは全日本印刷出版産業の堅い團結によつて勞働條件を維持改善し、あわせてその政治的、經濟的、社會的な地位の向上と全勞働者階級の解放のために闘う。

一、われらは全日本印刷出版産業の民主化を徹底して印刷技術の向上と進歩的出版物の普及をはかりそれによつて民主々義文化をたかめ文化革命を推しすゝめ平和な民主的日本をつくりあげるために闘う。

◇印刷出版は結成當時から産別會議に加入し、廿一年メーデー闘爭　つゞいて廿一年秋には全國で最初の統一團體協約を九月十五、十六日ゼネストを敢行することによつて獲得した。二　一ゼネスト以後は教育活動をも弘く行つて、組合活動の幅を廣げつゝある。

7、日本電氣産業勞働組合（略稱電産）

(All Japan Electric Workers Union: AJEWU)

◇結成　廿一年四月七日
單一體として五月六日再發足

◇組織　中央本部　東京都中央區築地五丁目一番地
地方本部　各行政地方にあり。
支部　各都道府縣にあり。（北海道は別に定める）
分會　本店、支店、支社、電力所、特定火力發電所、營業所、配電局、或はこれらに準ずる單位におく。
總計　五三支部　一一九、二三二名

◇役員（廿二年六月大會で決定）
中央執行委員長　川口　孝治（大阪）

副執行委員長　竹内　七郎（東北）
小野　憲司（福岡）　植松　信秀（關東）

◇綱領

一、國籍、人種、信仰、政見等にかゝわらないで電氣事業に從事している全勞働者の團結をはかる。
一、團體交渉權を確立し、賃金、勞働時間、その他の勞働條件を改善し、組合員とその家族との文化的生活の向上をはかる。
一、電氣事業の社會化につとめ、全勤勞者と共に民主々義日本を建設し、全民衆の完全な解放をはかる。
一、世界の全勞働者と協力して世界平和の確立につとめる。

◇廿一年結成以來、單一として再發足するまでに電産は廿一年秋、産別十月攻勢の實質的中核として、當時としては畫期的な賃金體系を獲得し、電産の名を轟かしたが、廿二年秋再び闘爭に起ち上つた。その内容を次のビラにみよう。

一九四七年一〇月
電産は何を要求するか

日本電氣産業勞働組合

電産は何を要求するかこれを一言でゆうなら
「電氣を國民の手へ」である
今日市民諸君の生活は、連日の停電、電氣の不公平な配分によつて如何にも暗いものとなつている
中小企業の工場主も勞働者も週數回にわたる停電日のため全く破滅に瀕している狀態である
重要産業の生産は石炭・鐵鋼・肥料なども電力制限のために著しく低下している
農民諸君もその家庭の電燈ばかりでなく、灌漑用・脱穀用電力も思うように得られない

×　×　×

こうして電力危機が單なる渇水時だけでなく、恒常化し、國民生活が、電氣の面からしても脅威にさらされている
電産はこうした事態の來ることを既に豫想し、昨秋爭議でも特にこの點を強調し、電力復興のために

1　電氣事業の民主化
2　最低賃銀制の確立
3　退職手當制の確立

の三つの要求をかゝげて闘つた
(1)の要求は、長年電氣事業を支配し、今日のような危機の狀態に導いた金融資本の支配と官僚統制を廢止することで、これによつて電氣事業を國民の手に取り返し其の復興を計らうとゆうのである
(2)及び(3)の要求は電産の勞働者が、電氣事業の民主化と復興との爲に續いて働いてゆける條件を確立したい爲であつた

×　×　×

こうして一年近く經つた、しかしその間に電力危機の狀態はいよ〳〵惡化し、發電所や變電所、又工場、家庭に至る迄すべての電氣設備は老朽の儘放置され、故障が續出し、しかもこれが修理保守の材料も政府會社に委しておいては何時入いるか見込も立たない狀況である
また電氣勞働者もインフレとヤミに追われ、折角昨秋獲得した

生活費を基準とする最低賃銀制も會社側は全く履行せず、吾々は辛じてスキッチを守つて電氣を送つている現狀である

× × ×

電氣事業がこのようにその根柢から動搖し、崩れようとしている事態に直面し、電氣勞働者はこの四月以來先づ會社に對し、昨秋の組合と會社との協定・實行を要求し、交渉を重ねて來た　爾來六ケ月に亘る交渉も現在政府の電氣事業に對する依然たる官僚的獨善政策、又勞働者に對する賃銀ストップ政策にわざわいされ電力危機は一電産の問題だけでなく、全國民の死活の問題となつて來た

× × ×

こゝに於てわれわれ電氣勞働者は、國民諸君の「電氣をよこせ」とゆう要求をそのまゝ我々の要求とし、電力復興のための基本的な要求を政府・會社側に提出し交渉を續けたのであるが容れられる所とならず遂にこれが調停を中央勞働委員會に提訴したワケである

× × ×

今次闘爭に於ける電産の主な要求は

一、電氣事業の民主化の具體化

二、賃銀スライド制の協定履行

三、勞働協約の締結

の三つとなつているが、これらすべてが電力復興のための要求である　先づ第一に

イ、官僚の獨善による不合理な電氣の割當の是正と進駐軍の專用線を別にひくこと

ロ、資材の獲得闘爭を活潑に展開し、これを礎立して既設電氣設備を應急修理し發電力を增加する

ハ、燃える石炭の配給を確保して遊休の火力發電所を運轉し

ニ、同時に他の燃料も確保すると共に

ホ、電源の開發を積極的に行ひ

ヘ、國民の聲が電氣事業の隅々までとゞくように組織替をする

ことを要求している

だが働くものが、毎日働いてゆけないような賃銀や配給生活ではいくら資材をつんでも、いくら組織を替えても電氣は出來ない

そこで第二に働けるだけの賃銀、くつてゆける賃銀、則ち生活費を基準とする最低賃銀を要求する、物價が昂つて今日のようにヤリ切レなくなつた時物價昂騰に應じて賃銀も昂つてゆくようにと要求するのである、この要求は結局吾々が生きてゆくための基本的要求である、國民諸君すべて「ヤミ生活」から解放されたいとゆう要求をもつていると同樣に、電氣勞働者も勿論「ヤミ生活」よりの解放を根本的要求としているのである、しかし今日政府の政策が惡いために日毎に激しく成るインフレとヤミとに迫われている吾々は働く爲にまた生きる爲に食える賃銀を要求せざるを得ないのである

更に第三の要求として電氣勞働者はこうした吾々の働ける爲の色々の條件をはつきりと會社側と結んでおかねばならない、これが勞働協約の締結である

× × ×

これらはすべて電氣勞働者がその職場で後顧の憂いなく、ひた

すら電氣事業の復興とその民主化の爲に邁進できる樣にしたいとゆう要求に外ならない

× × ×

電力復興のために資材・資金を、電力復興のために働ける賃銀を、電力復興のため電氣事業の民主的組織を

これが電産の要求である

國民諸君の暗憺たる生活を電氣の面から明るくする、それが電氣勞働者の闘いつゞけて來たそしてこれからも闘いつゞける要求である

◇産別會議に加盟→全勞連

◇機關紙 「電産闘爭ニュース」 週刊 三萬部

8、全日本機器勞働組合（略稱機器）

(All Japan Machine and Tool Worker's Union)

◇結成 昭和廿一年六月廿九日準備會設立

昭和廿一年十月廿五日結成大會

◇組織 本部（廿三年夏現在）東京都杉並區馬橋四ノ四九五

都道府縣支部・分會

支部、主な分會名（廿三年三月末）

名稱	組合員數	名稱	組合員數
東京（分會數 二五・組合員數 二〇、〇五四名）	二、三〇八	日立龜戸	八〇〇
日立龜有	一、一〇〇	富士産業三鷹	八〇〇
小西六寫眞			
三菱重工東機	一、六〇〇	日本精工多摩	七〇〇
東京光學	七〇〇		
千葉（分會數 二・組合員數 二、五九五名）			
日立機器我孫子	七七二		
神奈川（分會數 三四・組合員數 三、一三五名）			
日本造船富士見	五〇〇	日本コロンビア	八〇〇
日本精工藤澤	一、六九二	東洋汽罐	五〇〇
ヂーゼル自動車菅	五〇〇	三菱化工機川崎	七〇〇
日立製作川崎	五〇四	日本内燃機寒川	五〇〇
埼玉（分會數 三一・組合員數 五、一四三名）			
新潟鐵工所	七〇〇	富士産業	八七三
群馬（分會數 二九・組合員數 四、三九名）			
小島機械	五〇六	理研工業	七五〇
栃木（分會數 九・組合員數 一、一九二名）			
關東工業	八七五	日本製鋼宇都宮	五七七
古河針業足尾	六〇〇		
茨城（分會數 三・組合員數 一三、六八五名）			
日立製作日立	六、六〇〇	日立多賀	一、四〇〇
日立製器水戸	一、〇〇〇	羽田精器	一、一〇〇
山形（分會數 一〇・組合員數 一、〇二三名）			
青森（分會數 三・組合員數 七一六名）			
靜岡（分會數 三四・組合員數 八、〇〇〇名）			
國産電氣	六九四	芝浦工機	九二七
日立清水	八五五	鈴木式織機	八九五
遠州織機	六八一		

愛知（分會數 二九	組合員數 一三、〇七一名）				
豐和	一、七五〇	特輕	五五〇		
三菱名古屋	一、四〇〇	大隅	一、三五七		
岡本工業	二、二四二	愛知時計	一、三三九		
名古屋造船	一、三五〇	ワシノ精機	六七〇		
新潟（分會數 一五・組合員數 五、五九七名）					
大阪機械長岡	九八〇	津上製作所	一、二八八		
新潟鐵工所長岡	六四〇				
岩手（準備會）（分會數 一・組合員數 五〇〇）					
大阪（分會數 三一・組合員數 三、二四八名）					
日本冶金住吉	五〇〇				
石川（分會數 三六・組合員數 七、一四八名）					
津田駒工場	六七三	日本電氣冶金	五九〇		
兵庫（分會數 一三・組合員數 一、四八三名）					
富山（準備會）（分會數 二・組合員數 四、八九五名）					
不二越鋼材	四、六〇〇				
佐賀（準備會）（不明）					
大分（分會數 四・組合員數 六五八名）					
總計 一八支部・一〇八、一八二名					

◇綱領

一、われわれは全日本の金屬機械器具産業勞働者の結集のために闘う

一、われわれは勞働者と勞働組合の基本的權利たる團結權、罷業權の完全なる確立と、言論、出版、集會、示威運動の完全なる自由獲得のため闘う

一、われわれは生活費を基準とする最低賃銀確立のために闘う

一、われわれは實質賃金の大幅引上げによる文明國民としての生活向上のために闘う

一、われわれは奴隷的徒弟制並びに封建的賃金制を一掃するために闘う

一、われわれは同等勞働同等賃金のために闘う

一、われわれは首切を前提とする資本家的産業合理化に反對し完全雇傭實現のために闘う

一、われわれは統一的勞働協約締結のために闘う

一、われわれは休憩時間を含む八時間勞働制獲得のために闘う

一、われわれは一切の惡法、惡稅を撤廢し完全なる勞働立法獲得のために闘う

一、われわれは資本家全額負擔による失業保險を含む全般的社會保險制度確立のために闘う

一、われわれは經營の民主化と技術の公開を計り勞働者的産業復興のために闘う

一、われわれは働く農民一般勤勞市民との密接なる提携による民主戰線確立のため闘う

一、われわれは勞働戰線の統一と全日本産業別勞働組合會議の强化を計り全世界の勞働者と提携して自由と平和と搾取なき社會建設のために闘う

◇比較的中小工業の多いこの組合は、廿一年末から賃上げなどの要求と相まつて、企業整備闘爭を闘わねばならなかつたが、その經驗を通じて大産別組織の必要性を痛感し、全電工

全船、總同盟金屬などによびかけて、大金屬合同戰線の結成に進んでいる。

◇産別に加盟→全勞連

9、全日本醫療從業員組合協議會

◇結成　廿一年十一月十七日

◇組織　本部

（廿三年三月末現在）　一九組合、一七、三九二名

主な組合	組合員數
全日本國立療養所職員組合	二、〇〇〇
全日本醫療從業員組合	二、〇〇〇
全日本赤十字病院從業員組合	一、六五〇

◇役員　委員長　後藤　勵三

◇産別に加盟→全勞連

10、全日本食糧勞働組合

◇結成　廿一年

◇組織　本部　東京都中央區湊町三丁目日本冷藏内（電）築地二一〇六—九

支部（廿三年三月末）

	分會	組合員		分會	組合員
北海道（函館市）	一八	六六六	大阪	五	七四七
東北（仙臺市）	一五	六五三	中國（下關市）	三	三六〇
東京	八	一、二八〇	九州（福岡市）	四	四五七
名古屋	一九	二八一	計		七二四、四〇三

◇役員　執行委員長　泉　重敏

◇産別に加盟→全勞連

11、全國生命保險從業員組合（略稱全生保）

◇結成　廿一年六月四日

◇組織　本部　東京都千代田區有樂町生命保險協會内

參加經營名・組合員數（廿三年三月現在）

大同（五〇〇）住友（四〇）日本（四〇〇）日産（八一三）生保協會（五九）太陽（九〇）第一（二四〇）板谷（三五〇）大和（三六六）第百（二〇〇）千代田（五〇〇）富國（一、五〇〇）帝國（四〇一）大正生命内勤（三〇）三井（二、五〇〇）安田（五〇〇）新日本（五二）

總數　一〇、八八一名

◇役員　委員長　三輪　義明（帝國）（廿二年八月一日）

副執行委員長　金山　敏（太陽）

◇産別會議に加盟→全勞連加盟

12、全日本化學勞働組合（略稱全日化）

◇結成　廿一年八月十七日

廿二年十一月十七日全日本化學産業勞働組合と九州化學勞

働組合協議會の合同が行われた。

◇組織　本部　東京都

支部及び五〇〇以上の分會

名稱	組合員數	名稱	組合員數
東京東部（分會數九・組合員數二、三六一名）		わかもと	五九九
東京南西（分會數一六・組合員數三、三三七名）			
小西六寫眞工業	七九五		
日野工場			
東京北部・（分會數三五・組合員數四、八〇一名）			
日產化學王子工場	一、〇二三		
神奈川（分會數一七・組合員數三、三四四名）			
三菱化成鶴見	六九〇	保土ケ谷化學保土谷	六四〇
富山（分會數一五・組合員數五、九四五名）			
廣貫堂	五七一	日本カーバイト會議	一、七〇〇
日產化學富山	一、二二		
新潟（分會數八・組合員數七、九三三名）			
日本ソーダ二本木	三、一四八	大日本セルロイド新井	八〇六
電氣化學青梅	二、七八〇		
福島（分會數二一・組合員數四、八〇八名）			
保土ケ谷化學郡山	六一三	吳羽化學錦	八四八
日本水素	九〇五	昭和電工廣田	八四〇
岩手（分會數一〇・組合員數一、五六七名）			
東北電氣製鐵和賀川	六一〇		
山形（分會數九・組合員數二、四一四名）			
日新電化	五四一	鐵興社酒田大濱	一、〇九〇
靜岡（分會數三・組合員數五、五五一名）			
日本輕金屬清水	九七〇	同蒲原	九一八
關西（分會數二五・組合員數三、八五四名）			
武田藥工本社	五〇五	武田藥品大阪	二、八五〇
日新化學	一、二五〇	塩野製藥浦江	八二三
中國（分會數四・組合員數二、〇八五名）			
德山ソーダー	一、三〇〇		
香川（分會數一・組合員數二六四名）			
愛知（分會數二・組合員數九七五名）			
日產化學武豐	八七〇		
岐阜（分會數二・組合員數三八三名）			
靑森（分會數一・組合員數八六名）			
秋田（分會數一・組合員數九五〇名）			
東北肥料	九五〇		
茨城（分會數一・組合員數一〇名）			
群馬（分會數二・組合員數三三名）			
埼玉（分會數二・組合員數二五〇名）			
長野（分會數七・組合員數五七七名）			
北海道（分會數一〇・組合員數二、二五七名）			
瀧川化學	七二八		
宮城（分會數一・組合員數一二七）			

九州地方支部　全日化九州地方協議會

南福岡支部　五　南九州支部　八

北福岡支部　八

◇役員　執行委員長　龜田　東伍

13、全日本電氣工業勞働組合（略稱全電工）

（United Electric & Radio & Machine Worker's）

◇結成　廿一年四月十二日設立

◇組織　本部　東京都港區芝三田四國町日本電氣內

支部、分會（廿三年二月末）

支部名	主な分會名（一、〇〇〇人以上）	組合員	主な分會名（一、〇〇〇人以上）	組合員
山形・秋田	（七分會・九三一名）			
宮城	（三分會・八一六名）			
福島	（四分會・九二四名）			
群馬	（五分會・一、三五二名）			
茨城	（一分會・七六五名）			
埼玉	（四分會・一、八八〇名）			
沖電氣蕨分會		一、一九一		
東京	（三七分會・一七、八六〇名）			
日本無線		二、八〇〇	沖電氣品川	二、六五〇
沖電氣芝浦		一、七〇〇	明電社	二、〇四九
北辰		二、七〇〇		
神奈川	（二〇分會・二五、二九四名）			
東芝堀川町		五、一〇〇	東芝柳町	二、四〇〇
東芝小向		二、二〇〇	日電玉川	三、〇〇〇
安足吉田		一、三五〇	日立戸塚	一、九五〇
日本ビクター		一、四〇〇	富士通信	一、七六〇
東芝本社		一、一〇〇		
信越	（一五分會・四、八〇三名）			
山梨	（準備會）（一分會・一九八名）			
愛岐	（一二分會・九、八四三名）			
日電大垣		一、八〇〇	三菱名古屋	三、五〇〇
三重	（五分會・五、五九六名）			
東芝三重		二、三四五	神戸製鋼鳥羽	一、三五三
京滋	（五分會・三、三八四名）			
日電大津		二、六〇〇		
大阪	（八分會・一、九五五名）			
兵庫	（四分會・四、五四四名）			
東芝綱干		二、六〇七	東芝餘部	一、八五〇
九州	（八分會・四、八一〇名）			
安川本社		二、二一〇		
總數	（一七支部・八四、三六四名）			

◇役員　委員長　落合　英一

◇綱領

一、われわれは働く權利を守り、勞働を明るく生活を樂しくすることの妨げになる、すべての力と不合理を排除するために力を合せて進む

一、われわれはあくまでも民主々義に徹底しこの團結を強くし、且つ大きくして、われわれの力で電氣工業を發展させるために力をあわせて進む

一、われわれは他の勞働者と共に働くすべての人たちの先頭にた

つて平和な國家の建設、民族の自由と獨立のために力を合せてすゝむ

一、われわれは世界の勞働者とも手をにぎり、かわりなき世界の平和を打ちたてるために力を合せて進む

◇産別に加盟→全勞連

14、全日本鐵鋼産業勞働組合（略稱全鐵勞）

◇結成　昭和廿一年四月四日

◇組織　本部　東京都杉並區馬橋四の四九五

支部・主な分會（組合數一、〇〇〇名以上）　廿三年三月末現在

		組合員			組合員
關東	三菱製鋼東京	一、一四〇	日本鋼管鶴見	一、六九六	
關西	川崎重工業製鐵所	二、七〇〇	日本鑿鐵廣畑	二、五〇〇	
	大同製鋼尼ヶ崎	一、一八七			
北信	日本鋼管富山電氣製鐵所	一、三三〇	日本ステンレス直江津	一、五八八	
東海	大同製鋼星崎	三、〇〇〇	大同製鋼築地	一、〇九二	
	大同製鋼熱田	一、三六五	大同製鋼安城	一、五〇〇	
東北	三菱製鐵釜石	四、〇六九			
奥羽	日本製鋼室蘭	三、〇六一	日本製鐵輪西	六、二五	
北海道	日本製鐵八幡職組	三、四〇一			
九州	日立製作所安來	一、二〇〇	日本製鋼廣島	一、四四二	
中國					

計（九支部・八九、五五〇名）

◇委員長　德原　弘

◇綱領

一、われらは全日本鐵鋼産業勞働組合の鞏固なる團結の下、全勞働者生活の恒久的安定を期す

一、われらは全産業の根幹たる鐵鋼生産の飛躍的增强をはかり以て新日本建設の原動力たらんことを期す

一、われらは經營民主化の徹底をはかり、勞働者の意志を具現せる新經濟體制の確立を期す

◇産別に加入→全勞連

15、全日本進駐軍要員勞働組合（全進勞）

◇結成　昭和廿一年十一月廿四日

◇組織　（廿三年三月末）　三二組合　一九、八一九名

本部　東京都千代田區代官町二

◇役員　中央執行委員長　兒玉　茂（北海道）
副中央執行委員長　石川　豐吉（東　京）
書　記　長　松本日出彦（神奈川）
土方　晧（神奈川）

◇綱　領

一、われらは進駐軍要員とその勞働組合の基本的權利のために闘う

一、われらは進駐軍要員の勞働條件の維持改善と生活の安定向上のために闘う

一、われらは全國單一組合の確立と賠償事務の徹底的民主化のために闘う

一、われらは連合軍部隊の移動撤收に依る進駐軍要員の失業に對し、その完全なる對策確立のために闘う

一、われらは全國産業別組織統合の先驅として勞働組合の健全なる發達のために闘う

◇進駐軍勞務者の組織であるため、微妙な活動をしているが直接使用者側になつているのはもちろん日本政府（終戰連絡事務局→廢止後特別調達廳である。廿二年末からはP・W（Prevailing Wages）をめぐる闘爭が激化してきている。

◇産別加盟→全勞連

16、全日本港灣勞働組合同盟

◇結成　廿一年七月廿七日

◇組織　本部　東京都大森山王町二ノ一八二五（電）大森二三〇〇

地方評議會所在地

北海道（小樽市）	十三組合	
東北（秋田縣船川港町）	七組合	
北陸（富山縣伏木港町）	十組合	
東海	五組合	
關西（大阪市）	十七組合	
關東（横濱市）	二組合	
九州（門司市）	十九組合	
四國（新居濱市）	八組合	
	八地方協議會	三〇、二四〇名

◇役員　委員長　間瀬場由藏

◇機關紙　港灣勞働

◇産別に加入→全勞連

17、全國車輛産業勞働組合

◇結成　廿一年五月

◇組織　本部　東京都目黒區上目黒五の二、五五四

支部（廿三年三月末）

名稱	組合員數	名稱	組合員數
富士産業宇都宮	五七八	日立水戸	三、〇〇〇
日本車輛蕨	一、一〇〇	汽車會社東京	九〇〇

東芝車輛	一、五七四	新潟鐵工所	一、〇一〇		
立山重工	一、六二〇	日本車輛名古屋	三、八〇〇		
大窪精機	一一〇	近畿車輛	一、二三二		
帝國車輛	一、四二〇	木南車輛	三八四		
汽車會社大阪	二、四八一	川崎車輛	三、一〇〇		
汽車會社岡山	五八〇	三原車輛	三、四一五		
日立笠戸	三、一五七	若松車輛	四五八		
		一八支部	三〇、〇〇八名		

◇産別に加盟→全勞連

18、全日本木材産業勞働組合

◇結成　昭和廿二年六月廿八日

◇組織　本部　東京都北多摩郡府中町府中製作所内

名稱	分會	組合員	名稱	分會	組合員
東京	四四	七一六	長野	八五	六、〇〇〇
石川	三四	一、一八八	北海道	四四	三、五四二
青森	一八	一、二〇〇	山形	二〇	一、〇〇〇
高知	一	五〇〇	愛媛	一	二五〇
三重	一	二五〇	大分	一	二七五
宮城	一	六八			
		一一支部　一四、九八九名			

◇役員　委員長　古川　致福（長野）

◇産別に加盟→全勞連

總同盟の木材産業勞働組合同盟と併立している。

19、勞働組合總同盟（略稱總同盟）

◇結成　昭和廿一年一月十七日

第一回全國大會

◇組織　本部　東京都中央區京橋二ノ四明治屋ビル内　電話京橋〇四三一、一二一三

○産別組織（廿三年二月一日現在）

全國繊維産業勞働組合同盟
全國化學産業勞働組合同盟
全國食品産業勞働組合同盟
關東運輸勞働組合同盟
全國專賣局勞働組合
日本都市交通勞働組合連合會
全國土建勞働組合同盟
全國金屬産業勞働組合同盟
全國木材産業勞働組合同盟
全國進駐軍勞働組合同盟
日本鑛山勞働組合
日本醫療團職員組合總連合
全國印刷産業勞働組合同盟

組合數小計　二、四六八名　組合員數　九四三、七五六名

○地方別組織

名稱	代表者	組合數	組合員數
北海道連合會	鈴木　源重	札幌市	二〇五	二〇、〇〇〇
宮城縣連合會	佐々木更三	仙臺市	七八	二〇、八九四
秋田縣連合會	宮腰庄太郎	能代市	一八	六、八〇〇
山形縣連合會	岡村　芳春	山形市	二六	三、一三一

福島縣準備會	雨谷　義俊	三六	宇都宮市	一九、九四七
茨城縣準備會	湧井　寅松	六	桐生市	一、九七三
栃木縣連合會	江部　賢一	六七	川口市	一六、八二四
群馬縣連合會	横山　富治	六〇	市川市	九、八〇〇
埼玉縣連合會	重盛　壽治	二八	東京都	三八、〇九三
千葉縣連合會	土井　直作	三五	川崎市	一一、〇〇〇
東京都連合會	德本　正報		新潟市	七二、九七二
神奈川縣連合會	大松　一郎		富山市	四五、九七二
新潟縣連合會	宮西　隆		金澤市	一九、九八四
富山縣連合會	堂守　芳夫		武生町	二五、〇〇〇
石川縣連合會	澤本　茂		松本市	一三、五五七
福井縣連合會	小川　一		岐阜市	五、九八七
長野縣連合會	內田　武		靜岡市	一〇、〇〇〇
岐阜縣連合會	小酒井義男	六六	名古屋市	三三、九〇一
靜岡縣連合會	香川　千草	二九	宇治山田市	二八、九一八
愛知縣連合會	間宮　一郎	一三七	大津市	五九、五三四
三重縣連合會	辻井民之助	二八	京都市	一三、五五六
滋賀縣連合會	金正　米吉	二四	大阪市	一一、九七三
京都府連合會	中島　勇	七四	大和高田市	二六、五一四
大阪府連合會	佐野　芳雄	二六八	神戸市	一三八、一一四
奈良縣連合會	中原　健二	八	岡山市	三、五二七
兵庫縣連合會	長谷川新一	二三九	宇部市	九、九七二
岡山縣連合會	本迫　義	七六	祇園町	二七、四一七
山口縣連合會		一四		一〇、八一〇
廣島縣連合會		二九		一六、三八六

德島縣連合會	中川　德三	德島市	六五	五、二六六
高知縣連合會	氏原　一郎	高知市	九二	一五、八八一
香川縣連合會	安藤　末廣	丸龜市	四五	一五、〇三二
愛媛縣連合會	安井　鹿一	新居濱市	七五	三六、九二三
福岡縣連合會	瀨戸崎　清	小倉市	二三	七八、四六〇
長崎縣連合會		長崎市	七九	四二、九九〇
熊本縣準備會	佐々木信市	八代市	六	二、一二三
大分縣連合會	麻生　間一	大分市	二〇	九、九八七
佐賀縣準備會		佐賀市	一四	三、五一三
鹿兒島縣連絡所（鹿兒島市）↓				
西部同盟（八幡市）↓				
宮崎縣連絡所（綾町）↓				

組合數小計　二、八二七　組合員數　一、一〇二、六一〇人

（日本醫療團職員組合總連合、帝國纖維從業員組合連合會は地方別織組數にくみいれられていない）

○產別未整理組合員及び組合員數

總計	二、九二一組合	一、二九、九〇三人	四四三　一七六、二四七人

◇役員

會長	松岡　駒吉	
副會長	金正　米吉、重盛　壽治、上條　愛一	
總主事	原　虎一	
主事	高野　實、河野　平次	
會計	三木　治朗	
會計監査	大矢　省三、鈴木　源重、山田　太郎	

中央委員（規約參照）

◇綱領

一、我等ハ健全强固ナル自主的組織ヲ確立シ以テ勞働生活諸條件ノ向上ト共同福利ノ增進ヲ期ス

一、我等ハ技術ノ練磨品性ノ陶冶識見ノ啓發ニ努メ以テ人格ノ向上ト完成ヲ期ス

一、我等ハ勞働ノ社會的意義ヲ顯揚シ産業民主化ノ徹底ヲ圖リ以テ新日本ヲ建設シ進ンデ世界平和ニ貢献センコトヲ期ス

◇結成大會宣言

日本勞働組合總同盟の創立大會は實に歷史的な出來事である。これには二つの意義がある。一つは一年前の今日、わが國には自由にして民主主義的な勞働者の組織が存しなかつたにもかゝはらず今や組織勞働者の數は三百萬に達して勞働人口の四〇%を算し而して我が總同盟傘下の組合員はまさに組織勞働者の三〇%を包括してゐることである。

他は我が勞働階級が當面せる現下の社會狀勢であつて、三十億ドルに達する尨大な生産設備撤收の對日賠償案、全面的な企業整備による大量失業の不可避、金融緊急措置令を無視せるが如きインフレーションの加速度進行は勞働階級を前古未曾有の苦境に陷しいるゝことである。この二つの事情は當然、勞働階級をして勢力を結集し、組織を强化して崩雪め如く壓倒し來る生活否定の脅威に對し、決死の鬪爭を捲き起さざるを得ざらしめてゐる　本大會の歷史的意義は即ち實にかゝる社會的疾風怒濤の客觀的情勢の下に大會が開かれたことにある。

終戰直後に展開された勞働攻勢は、今や資本攻勢の逆襲に當面するに至つた。その組織の劈頭に於いて資本家の生産サボターヂュに對抗する勞働者の生産管理否定の聲明を發した吉田内閣は財閥の著名な代辯者を厚生大臣に任命して、爭議權の剝奪に外ならざる勞働關係調整法案を作製し以て勞働組合法の精神を抹殺せんとしてゐる。かつて勞働組合法案を毒殺した元兇は新たに閣僚として經濟安定本部の長官に就任した。

かゝる政府が、公債一千四百億圓の利拂ひ、インフレーションの意識的促進等、勞働者農民及び小ブルヂョアの犧牲によつて財閥の利益を保證し、組織勞働者の奴隷化と失業救濟事業の美名に隱るゝ飢餓賃銀と生活難の重壓をもつて脅かす强制勞働との上に資本主義的産業復興を企てゝゐるのは敢て怪しむに當らないとしても、かくの如き客觀的情勢が勞働者の組織に對してその階級的利害を擁護する上に戰線を鞏固にし、陣容を整備して斷乎たる決戰に備ふる任務を課してゐることも當然と云はなければならぬ。

本大會の歷史的意義は又實にかゝる勞働階級の危急存亡の秋に對處すべき適切有效な運動方針を確立することにある。

本大會は宣言する。我が日本勞働組合總同盟は百萬の傘下組合員がたゞ一人の如く結束して日本を現在の如き亡國狀態に陷れた帝國主義戰爭の責任者であつて敗戰の損害と犧牲とを全勞働大衆に轉嫁し、勞働階級の隷屬と搾取との上に資本主義の繁榮を再現せんとする財閥、官僚の陰謀を徹底的に粉碎するがために斷乎たる鬪爭を展開するであらう。

◇昭和廿二年十月第二回全國大會スローガン

一、片山内閣えの積極的協力態勢

一、實質賃金の確保、高能率高賃金
一、ヤミ撲滅、物量を生産え
一、資本家的企業整備反對
一、重要産業の國管、民主的經營の斷行
一、健全なる民主的勞働組合の大同團結

◇規約

日本勞働組合總同盟規約（改正）

第一章　總　則

第一條　本同盟は日本勞働組合總同盟と稱し本部を東京都内に置く

第二條　本同盟は綱領、宣言、主張及び決議の實現を期するを目的とす

第三條　本同盟は本同盟の綱領規約に贊同する産業別、業種別及び地域別の勞働組合を以て組織す

第四條　本同盟はその目的達成の爲め左の事業を行う

一、加盟組合の連絡統制に關する事項
一、組合員の教育訓練に關する事項
一、勞働運動指導者の養成に關する事項
一、勞働協約の普及徹底に關する事項
一、技術の向上、生産の高度能率化に關する事項
一、福利、厚生及び生活指導に關する事項
一、勞働文化の向上に關する事項
一、罷業基金の充實並に生活援護に關する事項、
一、産業勞働事情の調査研究に關する事項

第二篇　勞　働　組　合

一、勞働運動の國際的提携に關する事項
一、その他目的達成のため必要なる事項

第二章　組　織

第五條　本同盟加盟組合は中央委員會の議を經て全國的産業別同盟または産業別組合を以て組織するものとす

産業別同盟または産業別組合は中央委員會の統制下に加盟組合の連絡統制及相互協力を目的とす

産業別同盟または産業別組合の規約は別に定むる産業別同盟規約準則または産業別組合規約準則によるものとす

第六條　本同盟加盟組合が同一都道府縣内に二組合以上存在するときは連合會を組織するものとす

連合會は中央委員會の統制下に加盟組合の連絡統制及び相互協力を目的とす

連合會の規約は別に定むる連合會規約準則によるものとす

第七條　中央委員會において必要と認めたるとき數個の連合會を以て地方同盟を組織することを得

地方同盟は中央委員會の統制下に加盟連合會の連絡統制及相互協力を目的とす

地方同盟の規約は別に定むる地方同盟規約準則によるものとす

第三章　機　關

第八條　本同盟の決議機關は全國大會並に中央委員會の二種とす

第九條　全國大會は本同盟の最高決議機關として代議員及本部役員を以て構成し毎年一回會長之を召集す

全國大會代議員は加盟組合より組合員數に應じ選出するものとす

全國大會代議員の選出比率は別にこれを定む

大會の議事規則は別に之を定む

第十條　中央委員會において必要と認めたるとき又は組合員總數の三分の一以上の要求ありたるときは臨時大會を開催することを得

第十一條　中央委員會は大會に次ぐ決議機關にして中央委員及本部役員を以て構成し大會に對し責任を負うものとす

第十二條　中央委員會は必要に應じ臨時會長之を召集す

會長は年三回以上中央委員會を召集し重要業務を報告する義務を有す

會長は中央委員三分の一以上が協議事項を提示して中央委員會の開催を要求したるときは一ヶ月以内に之を召集するの義務を有す

第十三條　中央委員會はその構成員三分の二以上出席するに非ざれば議決をなすことを得ず、中央委員止むを得ざる事故の爲會議に出席不能なるときは役員又は他の中央委員に議決權を代理せしむることを得

第十四條　中央委員會の決議は出席構成員の過半數を以て之を爲し可否同數なるときは議長の決する處による

中央委員會の議長は會長之に當る

第四章　役員

第十五條　常任中央委員會は會長、副會長、總主事、主事、會計並に常任中央委員を以て構成し、大會より次期大會迄の會務執行に當る

第十六條　本同盟に左の役員を置く

會長	一名
副會長	若干名
總主事	一名
主事	若干名
常任中央委員	若干名
中央委員	若干名
會計	一名
會計監査	三名

第十七條　會長は本同盟を代表し業務を統轄す

副會長は會長を輔佐し會長事故あるときはこれを代理す

常任中央委員は常時重要業務に參畫し會長、副會長、總主事と共に中央委員會の議決の執行に當るものとす

總主事は會長の命を受け業務を掌理す

主事は總主事を輔佐す

會計は會長の命を受け會計事務を掌理す

會計監査は會計事務を監督す

中央委員は中央委員會を構成し重要業務を議決す

第十八條　會長、副會長、中央委員、總主事、主事、會計、會計監査は大會において選擧し任期は一ヵ年とす但し再選を妨げず

常任中央委員は中央委員會の互選とす

役員は任期滿了後と雖も後任者の決定までは業務を執行するものとす

役員缺員ありたるとき又は新加盟により必要と認めたるときは中央委員會において補充又は增員することを得缺員補充又は增員にあたりて就任したる役員の任期はその殘餘期間とす

常任中央委員會は中央委員會に對し責任を負うものとす

第十九條　本同盟に顧問若干名を置くことを得顧問は大會の推薦により會長之を委囑し重要業務につき中央委員會の諮問に應ず

第五章　書　記　局

第二十條　常任中央委員會の下に書記局を置き會務を處理す

第二十一條　書記局に組織宣傳部、教育文化部、爭議部、法律部、政治部、調査部、渉外部、國際部、産業復興對策部、技術部、事業部、出版部、青年對策部、婦人對策部、總務部等の部門を設くることを得

第二十二條　各部には部長、副部長、部員、書記及び事務員を配置し業務を分掌せしむることを得

部長及び副部長は中央委員會これを任免し部員、書記、事務員は會長これを任免す

部長は大會、中央委員會及び常任中央委員會に出席しその所管事項に關し發言することを得

第六章　加盟及脱退

第二十三條　規約第三條の組合にして本同盟に加盟せんとする組合は正規の機關の議決を經てその旨會長に申込むを要す

第二十四條　本同盟加盟組合たるの資格は中央委員會の承認を經て同盟費を納入したるときより始まる

第二十五條　本同盟を脱退せんとする組合は正規の機關の議を經て會長に通告するを要す

第二十六條　本同盟を脱退したる組合は既納の同盟費及財産上の權利を放棄したるものと認む

第七章　統　制

第二十七條　本同盟加盟組合員にして規約に違反し又は統制をみだしたる行動ありたるときは中央委員會の決議により除名又は脱退を勸告することを得

第二十八條　地方連合會、地方同盟及産業別同盟又は産業別組合はその加盟組合の統制違反の事實ありたるときと雖も本同盟中央委員會の議決によらずして前條の規程を適用し得ざるものとす

第二十九條　本同盟加盟組合の組合員にしてその所屬組合の除名處分に對し不服あるときは當該組合の所屬する地方連合會の正規機關及び本同盟中央委員會に上申再審議を要求することを得

中央委員會は加盟組合に對しその組合員の統制違反に對し適當なる處置を勸告することを得

第三十條　本同盟加盟組合にして同盟罷業を敢行せんとするときは速かに本同盟本部に通告する義務を有す地方連合會産業別同盟又は産業別組合にして總同盟罷業を敢行せんとするときは速かに本同盟本部に通告する義務を有す

第三十一條　本同盟は前條の通告を受けたるときは當該組合同連合會同々盟は又は同組合の利益擁護のために最善の努力をなすものとす

第八章　會　計

第三十二條　本同盟の經費は加盟組合の加盟金同盟費及有志の寄付金を以てこれに充つ

加盟金及同盟費の金額は別に之を定む

寄付金の受領は中央委員會に報告することを要す

第三十三條　本同盟の收支豫算並に決算は全國大會の議決を要す

全國大會召集不能なるときは中央委員會の議決を要し事後全國大會に報告承認を求むることを要す

第三十四條　本同盟の事業經營に要する資金又は經費は出資金又は借入金及手數料等を以てこれに充て特別會計と爲すことを得

第三十五條　本同盟の資産の管理及處分に關し必要なる事項は中央委員會の議決に基き會長これを定む

第三十六條　本同盟の會計年度は年次全國大會より次期全國大會までとす

第九章　付則

第三十七條　本規約は全國大會構成員三分の二以上の同意を得るに非ざれば變更することを得ず

第三十八條　本規約は昭和二十二年十月九日より施行す

〔註〕本規約は近く常任中央委員會で全文を口語體に書きかえることになつている、總務部の新設は大會の決定に基き第一同中央委員會で設置することに決定をみた

◇全勞連に加入（廿三年八月脱退）

◇機關紙　勞働（週刊）

20、全國纖維産業勞働組合同盟（全纖同盟）

◇結成　廿一年七月廿一日設立

廿三年一月十五日日本纖維産業勞働組合連合會と合同

◇組織　纖維産業勞働者の産業別勞働組合である。

○本部　東京都中央區京橋三ノ四明治屋ビル總同盟本部内

○地方連分會（加盟組合ならびに支部が同一都道府縣に二個以上ある場合）

所在地　埼玉、東京、靜岡、愛知、新潟、富山、奈良、京都、大阪、兵庫、岡山、石川、愛媛、岐阜、和歌山香川

○企業別單一組合

大日本紡績	大建紡績	日清紡績	
日東紡績	大和紡績	鐘紡	
倉敷紡績	富士紡績	東洋レーヨン	
帝國纖維	東洋纖維	敷島纖維	

組織の發展

	結成當時
廿一年十二月	六六、六八四名
廿二年六月	七四、五九〇名
廿二年十一月	一一六、三七七名
廿三年一月	一五〇、五〇六名
	二〇一、〇〇六名

○業種別部會

1、紡績部會　2、羊毛部會　3、化學纖維部會

4、縫製部會　5、織布染色加工部會　6、麻部會

◇綱領

一、われらは健全强固なる自主的組織を確立し、以て勞働生活諸條件の向上と共同福利の增進を期す

一、われらは技術の練磨、品性の陶冶、識見の啓發に努め以て人

格の向上と完成を期す

一、われらは勞働の社會的意義を顯揚し、産業民主化の徹底をはかり以て新日本を建設し、進んで世界平和に貢献せんことを期す

◇役員　會　長　高山恒雄
　　副會長　高畠泰藏、間宮重一郎、金正米吉
　　總主事　上條愛一

◇機關紙　全織情報

21、全國金屬産業勞働組合同盟

◇結成　廿一年九月廿四日

◇組織　本部　東京都中央區京橋二ノ四明治屋ビル内　勞働組合總同盟

地方組織

	組合數	組合員數		組合數	組合員數
關東	一四六	二三、一四七	大阪府	二四一	三三、〇〇〇
兵庫	八六	二七、五〇一	廣島	三	二三、一二一
埼玉		七、〇〇〇	中部	五八	二三、五〇〇
京都	二三	七、六四五	愛媛	二五	五、〇〇〇
宮城	二三	三、六九九	長崎	二	二、五三八
千葉		三、〇〇〇	岐阜	一八	二、五三〇
神奈川	二〇	八、一〇〇	石川	二〇	二、三七二
滋賀		二、一〇〇	靜岡		一、六〇〇
靜岡縣遠州	一六	一四七	福岡	五	一、五八九
新潟		一、五〇〇	山口	一	一、一二三
北海道	九	一、一二九	高知		七五〇
三重		一、六〇〇	西部		一、一二三
群馬			栃木		
			計	一、三三組合	三四〇、九九三名

業種別組織

全國金屬勞働組合同盟　鐵鋼勞働組合連合會
〃　造船勞働組合連合會
〃　電機勞働組合連合會準備會

◇役員　會　長　前田種男（大阪）
　　副會長　佐野芳雄（兵庫）金　光平（廣島）
　　近藤信一（愛知）
　　主　事　高野　實（東京）
　　顧　問　荒畑寒村

◇總同盟に加入

22、全國化學産業勞働組合同盟

◇結成

◇組織　本部　東京都中央區京橋二ノ四明治屋ビル　總同盟
　　本部内
　　地方組織

關東（東京都）　石川縣（金澤市）
愛知縣（名古屋市）　岡山縣（岡山市）
大阪府（大阪市）　山口縣（宇部市）
京都（京都市）　愛媛（丸龜市）
兵庫縣（神戸市）

計　二四〇組合　九九、五四六名

◇役員　會長　山花　秀雄
◇總同盟に加入

23、全國木材産業勞働組合同盟

◇結成　昭和廿二年十月六日
◇組織　本部　東京都中央區京橋明治屋ビル　總同盟本部内
地方連合會所在地（廿三年三月末）

秋田（能代市）　高知（高知市）
東京　徳島（徳島市）
栃木（宇都宮市）　愛媛（松山市）
愛知（名古屋市）

七連合會　二五五組合　三五、九二四名

◇役員　會長　安平　鹿一（愛媛）
副會長　宮腰庄太郎（秋田）　小堀　靜一（栃木）
島澤　忠義（愛知）
主事　小沼義太郎（本部）

24、全國專賣局勞働組合

◇結成　昭和廿一年四月十三日
◇組織　本部　東京都品川區東品川五の七二一
支部（廿三年三月末）

函館　仙臺　山形
須賀川　郡山　盛岡
品川　足立　板橋
中研（東京）　秦野（神奈川）　水戸
高崎　三田尻　池田（大分）
臼杵（徳島）　高松　茂木（栃木）
宇都宮　關ヶ原（新潟）　名古屋
濱松　盤田（靜岡）　金澤
大阪　京都　府中（廣島）
廣島　岡山　米子
稻尾　高梁（岡山）
福岡　鹿兒島　熊本

◇役員　委員長　葛生　磯八
◇總同盟に加入
大藏三現廳職員組合協議會に加盟

25、全國食品産業勞働組合同盟

三五組合　一五、二〇〇名

◇結成　昭和廿二年十月六日
◇組織　本部　東京都中央區京橋二ノ四明治屋ビル　總同盟
本部内
○地方組織所在地（廿三年三月末）

千葉（市川市）	神奈川（川崎市）		
兵庫（神戸市）	埼玉（川口市）		
愛知（名古屋市）	群馬（藤岡村）		
靜岡（靜岡市）			

組合數（結成當時）二四四　三六、七六五名

○業種別組織（結成當時）

味噌醬油部會	一六組合	六、三七五名
製パン部會	七組合	三、一九〇名
製菓部會	九組合	二、六三〇名
酒精部會	六組合	一、三六〇名

◇役員　會長　熊本　虎藏（本部）
副會長　岡田三郎（野田醬油）澤田春吉（愛知食品）
中川光太郎（兵庫）
主事　荻原　正（本部）
◇總同盟に加入

26、全國進駐軍勞働組合同盟（全進同盟）

◇結成　昭和廿一年九月一日
◇組織　本部　東京都中央區京橋二ノ四明治屋ビル　總同盟
本部内
地方連合會所在地（廿三年三月末）

	組合數		組合數
宮城	三	東京	三七
埼玉	四	靜岡	三
廣島	一〇	岡山	三
山形	二	愛知	三
佐賀	七	神奈川	六
		兵庫	二
		鳥取	三
		香川	二

他に群馬、千葉、京都、高知、徳島、大分、長崎、熊本に加入組合あり
計　八七組合　一〇二、二四三名
◇役員　會長　山田　節男
◇綱領
一、われらは進駐軍勞務者の大同團結をはかり以て勞働生活諸條件の向上と共同福利の增進を期す
一、われらは進駐軍勞務の國家的意義を自覺し、品性の陶冶、技術の練磨、識見の啓發に努め以て人格の向上と完成を期す
一、われらは進駐軍勞務の國際的意義を自覺し、民主々義新日本を建設し進んで國際文化に貢献せんことを期す
◇總同盟に加入

27、全國土建一般勞働組合同盟準備會

◇組織　本部　東京都中央區京橋二ノ四明治屋ビル　總同盟

本部内
地方組織諸在地
高知縣　石川縣　兵庫縣
一三三組合　四〇、三六名

◇總同盟に加入

28、日本醫療團職員組合總連合會

◇結成　昭和廿一年八月廿一日
◇組織　本部　横濱市南區下永谷町一、〇五四浩風園内
聯合會（同一都道府縣内の二個以上の組合による）
（廿三年三月末現在）五二五單位組合　三、一五七名
◇役員　會長　長井　盛至
◇綱領
一、われらは健全鞏固なる自主的組織に基き勞働條件の維特改善經濟的地位の向上を期す
一、われらは技術の練磨、品性の陶冶、識見の開發に努め以て人格の向上と完成を期す
一、われらは日本醫療團の國家的使命に徹し醫療民主化を圖り以て健全にして明朗なる新日本の建設を期す
◇總同盟に加入

29、日本鑛山勞働組合（日鑛）

◇結成　廿一年七月卅一日
◇組織　本部　東京都港區琴平町不二屋ビル四階（電）芝一四一四

廿二年七月における地方分布

地區	組合	組合員	地區	組合	組合員
北海道	三七	一六、四五八	形	四	一、三八七
宮城	二	一、七〇六	手	三	二、九八五
福島	二九	七、七三三	城	四	一、五九六
栃木	一	二八五	玉	一	六〇〇
新潟	一	八五〇	山	一	八二
滋賀	一	七〇	山	二	一、七五四
愛媛	二	三、六〇〇	知	一	八〇一
山口	三	二、五〇四	福	七	三七、四四七
長崎	三六	二六、二六二	佐	二	二、二二九
計				一九七	二〇、二四九

（炭勞の項掲載組織表とのズレは1、日鑛は金屬鑛山も含んでいること。2、時期的違いがあることによる。）
◇役員　會長　菊川　忠雄
◇炭勞に加入↓全勞連
總同盟に加入

30、日本都市交通勞働組合連合會

◇結成　廿二年一月廿五日
◇組織　本部　東京都中央區銀座四ノ三　東京交通本部内

参加組合（廿三年三月末）

仙臺市電勞働組合	四〇〇	名古屋市電勞働組合	四、〇〇〇
東京都電勞働組合	八、〇〇〇	川崎市電勞働組合	一〇〇
大阪市電勞働組合	六、〇〇〇	吳市電勞働組合	四〇〇
横濱市電勞働組合	二、一〇〇	京都市電勞働組合	三、三〇〇
神戸市電勞働組合	二、〇〇〇	熊本市電勞働組合	三五〇

八組合　二六、六五〇名

◇役員　代表者　岡本丑太郎

◇吳、川崎、京都以外の各組合は各組合毎に總同盟に加入

31、全國印刷産業勞働組合同盟

◇結成　廿三年一月十二日

◇組織　本部　大阪市西成區津守町五九六　大阪書籍株式會社内

地方組織

大阪・京都・兵庫・神奈川

計　一四一組合　二一、二五〇名

◇役員　會　長　中田清繁

副會長　清野清、廣山重光、森口新一

◇總同盟に加入

32、全日本石炭勞働組合（全石炭）

◇結成　昭和廿二年十二月十五日

炭礦勞働組合全國協議會（炭協）は廿二年十月の大會で「日本鑛山勞働組合」と「炭礦勞働組合總連合」の脱退をみたが（炭勞の項參照）炭協にのこつた産別系の「全日本炭礦勞働組合」（全炭）と中立組合は、十一月の炭協全國大會で從來の協議體を解散して速かに單一組合を結成することになり、全炭はそのため十一月十日解散した。

◇綱　領

一、われわれは國籍、人種、信仰、政策等にかゝわることなく階級的信義と友愛に基き石炭産業に從事する全ての勞働者の强固な團結のために闘う

一、われわれは勞働者と勞働組合の基本的權利をまもり封建的植民地的勞働條件を一掃し、組合員とその家族の社會的生活の向上のために闘う

一、われわれは日本の民主化のため炭鑛の社會化による復興を實現し、資本主義的搾取と抑壓から勞働者を完全に解放するために闘う

一、われわれは即時勞働戰線の統一をはかると共に全ての國の勞働者と力をあわせてこの地球の上から戰爭と窮乏を絶滅し、眞の世界平和を確立するために斷乎として闘う

結成大會宣言

日本に於ける炭礦勞働者の過半數を結集し最も强力にして民主的な全國的單一組織たる我が全日本石炭産業勞働組合の發足にあたり、結成大會の歴史的意義が如何に重大であるかを痛感し、新

なる情勢の變化に對應して鞏固なる新運動方針を確立して、炭礦勞働戰線の劃期的強化發展を期するものである。

全日本石炭産業勞働組合は苛烈なる資本攻勢に對應した日本に於ける炭礦勞働者の最も民主的にして且つ最も强力なる團結と組織とを有する唯一の全國的單一組合であると共に、他産業勞働組合と緊密なる提携のもとに日本勞働階級の前途に横たはる英雄的任務の遂行を期してゐるものである。

かゝるが故に吾々は炭礦勞働戰線に於ける凡ゆる分裂主義を斷乎として排斥し、政治的信條やイデオロギーを超越して、四十有餘萬炭礦勞働者の大同團結を速かに實現するために全力を擧げて闘ふであろう。これこそ完全なる勞働戰線統一に邁進する第一歩であり、まさに勞働階級の持つ力を飛躍的に偉大ならしめる歴史的大事業と言はねばならない。

我が全日本石炭産業勞働組合は封建的支配關係に呻吟しあまつさへ暗黑の地下にあつて奴隷的勞働を强要されて來た全日本の炭礦勞働者解放戰の前衛として闘ふことを誓ふものである。

我々は官僚資本家政府の反動的陰謀を破碎しつゝ日本經濟の復興と勞働者の手による文化建設のため闘ふであろう。

全日本石炭産業勞働組合の結成が日本民主主義革命の偉大なる推進力として其の果す役割が如何に大いなるものであるかを確認し更に我々の要望する民主政府の樹立に最大の努力を傾けて闘はたなければならない。

更に我々はすゝんで斯る民族革命運動を强力に支持しつゝ、我等勞働階級の國際的團結たる世界勞働組合連盟に參加し日本に於ける勞働階級の世界平和に對する献身的努力を盡くさんことを誓ふ。

右宣言す。

一九四七年十二月十七日

全日本石炭産業勞働組合結成大會

33、日本炭鑛勞働組合同盟（炭勞）

◇結成　昭和廿二年十月卅日

廿二年十月の大會に於て從來炭礦勞働者を一本にまとめていた炭鑛勞働組合全國協議會（炭協）は分裂したが、その際從來の議事を一切白紙に還元すべきこと、炭協の運營を多數決でない合議制にすることを主張してやぶれ炭協を脱退した「炭礦勞働組合總連合」―炭連―（三井鑛山系中心）と日本鑛山勞働組合同盟―日鑛―（總同盟系）を中心として設立された組合である。

◇組織　本部　東京都千代田區神田神保町二ノ十一

道府縣別		組合	組合員
北海道	炭連	四	二、六三〇
	日鑛	一	
	中立	一	
	計	四	二、六三〇

秋田	八	一、一五八	一	一	一
山形	一	一	三	一	一
福島	一	三、七〇〇	二七	六、三〇〇	九〇〇
茨城	一	一	三	一	一
新潟	一	一	一	九〇二	二七〇
富山	一	一	一	二六〇	一
三重	一	一	一	四一五	一
徳島	一	一	一	一	一
山口	九	一〇、五三四	一	九五〇	一〇
福岡	三九	七六、一三五	九三	三五、五四五	一三三
熊本	一	一	一	一、一六二	二
長崎	二	二、〇〇一	一	二四、一九六	六〇
佐賀	六三	二四、一四八	一七八	五五〇	三
合計				七〇、四五〇	二六九

二、〇〇〇人以上の組合

北海道	三井芦別(炭連)	三、二四〇	三井砂川(〃) 六、五九〇
福島	常盤炭礦(〃)	二、七〇〇	
山口	東見初(〃)	四、〇三六	沖の山(〃) 四、四二九
福岡	三井三池(勞組)(〃)	七、〇〇〇	三井田川(〃) 一四、一〇〇
	三井山野(〃)	六、九三七	三井三池(職組)(〃) 二、二五七
	國鐵二瀬(炭連)	六、〇〇〇	井華忠限(〃) 二、五〇〇
	吉隈(日礦)	二、〇四八	筑豐地區介先(〃) 二、八四〇
長崎	日鐵北松(〃)	三、二〇〇	大島(〃) 二、三六七

(廿二年十一月廿日現在)

◇役員 (廿二年末)

會長 武藤武雄(福島常盤)

副會長 高原淺市(日礦本部)・小山勇(北海道砂川)

事務局長 柴田圭介(福岡麻生)

事務局次長 小椿春三(福岡三井三池職組)

總務部長　山室昌二（〃）
資金部長　塚本　稔（日鐵二瀬）
情宣部長　猪狩政雄（福島常盤）
編輯部長　川島利史（福岡三井三池職組）
連絡部長　浦川　守（〃　勞組）
渉外部長　南野八郎（福岡三井田川）

◇宣　言

吾々は危機に直面する全國民を養ふに足る日本經濟の再建こそが民主日本建設の基礎條件であり、かゝる日本經濟の再建は吾々炭礦勞働者の意志と能力とにかゝること最も大なることを確信する。從つて吾々は自己の利潤の外に考うるこゝろのない炭礦資本家の私的營利主義に斷乎反對すると共に、炭礦國管の即時斷行と政府國管案の一層の民主化徹底を生産力增强の見地から要求する。全國民を養ふに足る日本經濟の再建を目標とする吾々は、經濟的攪亂行爲を以つてあたかも革命的行動なりと考へる小兒病的極左分子の組合指導者とも鋭く對立する。彼等は日本の民主革命における勞働者階級の歷史的な指導的地位を自覺し得ず公式主義者の狹隘な意識のために現在の民主革命における指導權を事實上資本家階級及び小ブルジョア層に引き渡してそれによつて日本の民主化を不徹底に終らしめんとしつゝある反動の徒にすぎない

以上の認識に立つてこゝに吾々は日本炭礦勞働組合同盟を創立する、我々の共同の追求目標は次の如くである

一、炭礦勞働者の經濟的社會的地位の向上及文化的地位の向上
一、炭礦企業における封建的制度の一掃
一、炭礦企業の社會化の徹底
一、炭礦勞働組合の全國的單一組織の確立
日本炭礦勞働組合同盟は參加組合の自主制を尊重し會議の民主々義的な運營によつて實質的な統一的意志と行動とを實現せんとする共同闘爭體である。ここには獨裁的陰謀的分子の介入する余地はないが一切の强壓と策謀とに屈しようとしないあらゆる民主々義的な炭礦勞働組合に對しては廣く門戸が開放されている
吾々は全炭傘下組合員大衆諸君に對しても深い友愛の手をさしのべるものである

◇機關紙　炭勞
◇全勞連に加入

34、全官公廳勞働組合連絡協議會（略稱全官公廳）

◇結成　廿二年七月廿四日
◇組織　參加組合（廿三年三月末）

全國遞信從業員組合　大藏三現廳勞働組合協議會
東京都勞働組合協議會　全國官公廳職員勞働組合協議會
日本教職員組合　國鐵勞働組合
全國財務勞働組合　日本自治團體勞働組合總連合
八組合　一、八三七、三〇〇名

◇役員　幹事　佐藤安政（全官勞）
◇官公廳勞働組合の統一體をなしている。

35、國鐵勞働組合（略稱國鐵）

◇結成　昭和廿一年二月廿七日連合會として發足
　　昭和廿一年六月五日、單一組合として再發足

◇組織　本部　東京都千代田區丸の内運輸省内（電）丸の内
　　一、五五〇

地方評議會・支部

東京地方評議會　一六支部　一三、六三名
新　橋（一六、六三八）　横　濱（一一、〇七三）　國府津（七、六四八）
上　野（一七、三六八）　千　葉（一一、七四一）　八王子（八、八二八）
高　崎（一〇、六九三）　大　宮（五、二四〇）　大　井（四、九九〇）
東鐵本局（六、三四六）　本　省（五、五〇〇）　宇都宮（八、四二七）
東京施設部（二、九八八）　電氣部（二、五二九）　教習所（二、五一〇）
中部地方評議會　八支部　七〇、三六六名
名古屋（一九、〇九二）　靜　岡（一三、一八八）　甲　府（九、二一〇）
金　澤（一一、三〇七）　敦　賀（五、九七三）　愛　知（四、五〇一）
濱　工（四、三五〇）　名工岐施（三、七四五）
大阪地方評議會　九支部　八四、八七七名
大　阪（二五、一八二）　天王子（八、六四三）　米　子（四、七八四）
松　阪（一六、九三一）　姫　路（七、〇七一）　福　知　山（七、一一八）
鷹　取（四、八〇〇）　吹田工機部（二、八二一）　本　局（七、五三七）
新潟地方評議會　七支部　五三、二六七名
新　潟（三、四八八）　新　津（一三、五〇二）　長　野（一〇、六九五）
秋　田（八、七三一）　山　形（九、三一三）　土崎工機部（三、七三八）
長野工機部（二、八〇〇）
仙臺地方評議會　七支部　五一、六二八名
郡山工機部（二、九八六）　福　島（八、八九一）　仙　臺（一三、五四二）
本　局（三、七一五）　盛　岡（八、八七六）　盛工施（二、八五九）
青　森（一〇、七五九）
北海道地方評議會　一〇支部　六二、四一四名
函　館（七、九五五）　函館船舶（三、五九一）　札　幌（一一、一四八）
札幌中央（五、二九一）　苗穗工機部（三、五一三）　室　蘭（八、二六九）
釧　路（六、〇六〇）　旭　川（九、九〇三）　北　見（四、五五八）
名　寄（三、九八六）
九州地方評議會　一〇支部　七七、三五八名
門　司（四、一〇〇）　小　倉（一七、四二七）　鳥　栖（一一、一四八）
長　崎（六、六八八）　熊　本（七、一五五）　鹿兒島（八、一三三）
宮　崎（五、六九七）　大　分（五、九八九）　志　免（五、九〇〇）
小倉工機（四、九三二）
廣島地方評議會　四支部　五五、一五一名
岡　山（一三、九三五）　廣　島（一七、一三三）　廣　鐵（五、五一九）
下　關（一八、五六四）
四國地方協議會　四支部　一八、一三九名
高　知（二、五〇〇）　德　島（三、一九八）　愛　媛（四、〇一一）
香　川（八、四二〇）

總數　六〇四、八二三

地方評議會は各鐵道局毎に設けられている。

◇役員（十二月改選）

委員長　加藤閲男
副委員長　菊川秀夫
書記長　星加要

◇綱領

一、われらは勞働者の基本的權利を守り劣惡なる封建的勞働條件の一掃を期す
一、われらは勞働者教育と文化向上の强力なる實踐を期す
一、われらは勞働協約の完全實施と國鐵經營の民主化を期す
一、われらは輸送復興による日本産業の發展を期す
一、われらは勞働戰線の統一と世界勞働組合連盟えの加盟によつて永久平和の確立を期す

◇五〇萬をこえる大組合であるが鬪爭の歷史も豐富で、廿一年一月の「省電安全運轉」廿一年九月のいわゆる「國鐵ゼネスト」廿二年二月一日ゼネストまでの鬪爭では全鬪（全國勞働組合共同鬪爭委員會）のイニシアをとるなど我國全體の勞働運動に大きな力を常にもつていた。これらの鬪爭を通じて組織の弱點も知り廿一年六月の單一組合結成となるが、廿二年秋から、最低賃金制確立、勞働協約改訂、生活補給金などの問題で交渉が行きづまつたが、その間、十月中旬東京で行われた大會が左右の對立で大會流會中央執行委員總辭職のさわぎがあり、十二月一日―三日兵庫縣城の崎で開かれた中央委員會で一應事態の收拾をみ、中央委員の改選をみた。

◇全勞連加入
全交連に加入

36、全遞信從業員組合（略稱全遞）

(All Japan Communication Workers' Union)

◇結成　廿一年六月卅日
◇組織　本部（廿三年六月現在）　東京都港區芝公園四號地
電話芝二五八一、二五九四

（一九二四年一一月）

支部數					組合員數				
地方連合會又は地區協議會	普通郵便局支部	普通局支部扱ヒ特定郵便局支部	小計		特定郵便局構成數 集配郵便局	無集配郵便局	小計	男	女	小計
北海道	三一	二七	二五	八三	五〇六	五〇五	一、〇二一	一五、七八三	七、七七三	二三、五五六
東北	四〇	二六	七一	一三七	七四三	八一五	一、五五八	二四、〇七四	一二、三九一	三五、四六五
青森	五	四	四	一三	九二	一二五	二一七	三、〇〇五	一、一六七	四、一七二
秋田	七	二	三	二二	一三三	二四五	三七八	三、一六八	一、五七一	四、七三九

△岩手	六	一三	一四	一三	一三一	一五七	一五八	三、二三三	一、五七六	四、八〇九
△宮城	七	一二	一六	二五	一三	一一〇	一四一	六、四九三	三、〇四五	九、五三八
△山形	六	二	一〇	一八	一一〇	一一六	一二六	三、二七四	一、七四〇	五、〇一四
△福島	九	三	一五	二七	一七七	一八四	三六一	四、九〇一	二、二九二	七、一九三
○關東	一二五	五九	一一八	三〇二	—	—	—	五六、二八五	一三、八三九	八〇、一二四
△栃木	八	三	一六	二七	九一	二〇六	二九七	二、九八〇	一、六一九	四、五九九
△茨城	七	四	二九	四〇	二九	一九九	三三八	三、六五四	一、七六四	五、四一八
△群馬	九	二	一	二一	一七	一二〇	一九七	二、八三三	一、六七九	四、五一三
△千葉	一一	二	二〇	一三	一三	一六六	一六八	三、五五三	一、九六九	五、五一三
△埼玉	九	三	一五	二七	一七	一二五	二三三	三、三五九	一、七七九	五、一三八
△東京多摩	八	四	六	一八	二〇	五七	七七	一、八八八	一、〇一五	二、九〇三
△東京城北	一四	八	一	一三	〇	五六	五六	七、二三八	一、三四一	八、五六九
△東京城南	一〇	七	—	一七	—	—	—	六、一八九	二、四二九	八、六一八
△東京城西	一〇	六	—	一六	〇	九六	九六	五、五四六	一、一一八	六、六六四
△東京城東	一九	四	二	一六	〇	一〇九	一〇九	二、五一六	一、〇四四	三、五六〇
△東京中央	四	五	二	一一	〇	七五	七五	九、〇四五	三、〇四一	一三、〇八六
△神奈川	一三	七	一五	四五	四七	二〇〇	二四七	五、四七八	三、七二一	九、一九九
△山梨	二	四	二	一七	六六	九五	一六一	二、〇一六	一、三三〇	三、三三六
○信越	一二	一八	四四	八四	三六二	四八三	八五四	二、八八三	六、二五八	一八、一四一
△新潟	一二	九	一八	三九	一九〇	二四三	四三三	五、八一三	三、八二五	八、六三八
△長野	一〇	九	二六	四五	一七二	二四〇	四一二	六、〇七〇	三、四三三	九、五〇三
○東海	五八	二八	二四	一一〇	五三一	八〇七	一、三三八	二四、一一一	一四、〇七八	三八、一八九
△靜岡	一六	九	三	二八	一三五	二〇四	三三九	五、三五三	三、四七一	八、八二四
△愛知	一二	一四	五	四一	一三八	二九二	四二〇	二、〇三四	六、〇七〇	一七、一〇四
△岐阜	一〇	三	一三	二六	一五〇	一四〇	二九〇	四、〇七四	二、三九八	六、四七二
△三重	一〇	二	三	二五	一一八	一七一	二八九	三、六五〇	二、一三九	五、七八九
○北陸	一一	一〇	一三	六四	二一七	三〇〇	五一七	七、七九七	四、九〇七	一三、七〇四

△富山	八	一	三	二一	五〇	一〇九	一五九	二、〇九九	一、四二七	三、五二六
△石川	七	六	三	二五	六七	一二五	一九二	三、四二五	二、一六三	五、五八七
△福井	六	三	九	一八	一〇〇	六六	一六六	二、二七三	一、三一八	三、五九一
○近畿	九三	四五	六四	一〇三	五〇八	一、一三一	一、六三九	三四、二一二	二〇、二六一	五四、四七三
△滋賀	四	一	二	七	六七	一一〇	一七七	二、一一一	一、二二四	三、三三五
△京都	三	九	二	二二	一七	一二三	一七〇	五、二二〇	三、七九二	九、〇一二
△兩丹後	五	一	七	一三	六四	六九	一三三	一、五九五	九〇九	二、五〇四
△奈良	六	二	二	一〇	七一	七八	一四九	一、七六三	一、三七一	三、一三四
△大阪	二七	一八	一七	七二	三五	三三二	三四七	一三、六六〇	六、一八九	一九、八四九
△和歌山	六	三	一四	二三	九三	一一五	二〇八	二、二三三	一、五九五	三、八四八
△兵庫	二三	一一	二〇	五四	一六一	二九四	四五五	七、六一〇	五、一六一	一二、七七一
○中國	四八	三一	四三	一三一	六六六	六五六	一、三一二	二一、三六八	一〇、七四八	三二、一一六
△岡山	七	四	九	二〇	一八一	一四四	三二五	四、一八一	二、三一四	六、四九五
△鳥取	四	三	七	一四	五七	五六	一一三	一、八〇一	八六三	二、六六四
△廣島	一六	一四	五	三五	一六七	一八四	三五一	七、八〇一	三、三三五	一一、一三六
△島根	二五	二	二〇	二七	一二五	一〇九	二四四	三、〇四九	一、四九一	四、五四〇
△山口	一六	八	二	一六	一三六	一六三	二八九	四、五三六	二、七四五	七、二八一
○四國	三三	三三	三三	四七	三七〇	三八四	七五四	一一、四一五	六、二六七	一七、六八二
△香川	六	五	四	一五	四四	八五	一二九	二、六九〇	一、五〇〇	四、一九〇
△德島	三	二	二	七	八八	八四	一七二	二、三五六	一、四四五	三、八〇一
△愛媛	八	五	三	一六	一二七	一二七	二五四	四、二四五	二、〇三四	六、二七九
△高知	五	一	三	九	一一	八八	一九九	三、一一四	一、二二八	三、四四二
○九州	七〇	三九	九五	二〇四	七七四	九三五	一、七〇九	三三、三〇六	一八、〇五一	五一、三五七
△福岡	二六	一六	一三	五五	一三一	三〇七	四四〇	九、九九六	六、三九七	一六、三九三
△佐賀	五	二	一	八	五六	八九	一四五	二、〇二九	一、二七一	三、三〇〇
△長崎	二	七	一九	二七	一〇六	一三三	二三九	四、二五三	二、五八一	六、八三四
△大分	八	二	一九	二九	一三六	一二一	二五七	三、五七八	一、六七三	五、二五一

								B	C	A
△熊本	八	八	一七	三三	一三一	一七二	三〇三	六、八二二	三、二六三	一〇、〇八五
△宮崎	五	一	九	一五	八七	七〇	一五七	二、三五三	一、一一八	三、四七一
△鹿兒島	七	三	一七	二七	一三五	一五五	二八〇	四、二七五	一、七四八	六、〇二三
計	五三〇	二九六	五二九	一、三五五	—	—	—	二四〇、二三四	一二三、五七三	三六三、八〇七

（註）本表中普通郵便局支部として取扱うものとあるは次に掲げるものを云う。
一、鐵道郵便局 二、本省 三 遞信局 四、貯金支局 五、簡易保險支局 六、電話局 七、無線電信局 八、電信局 九、電氣通信工事局 一〇、搬送電氣通信工事局 一一、無線電氣通信工事局 一二、普通遞信講習所 一三、高等遞信講習所 一四、無線電信講習所 一五、遞信省電氣試驗所 一六、遞信省資材局工作課各工場 一七、海底線工事事務所 一八、海底線工事遞信省所屬汽船 一九、遞信病院 二〇、遞信局出張所 二一、遞信局電波觀測所 二二、國際電氣通信株式會社 二三、遞信省電氣通信施設事務所

$\frac{C}{A}=33.96\%$　$\frac{B}{A}=66.04\%$

◇役員（廿二年十一月二日―五日全國大會にて決定）
委員長　土橋一吉
副委員長　高原晋一、海老原哲、星野作
書記長　永岡光治
◇全遞は國鐵と共に我國官業勞働組合の双壁として知られているが、大世帶だけに地方的爭議行爲も含めた場合は組合の歷史はそのまゝ多樣な鬪爭の連續である。特に廿二年秋のサボ戰術は、山猫爭議として一般にしられている。
◇機關紙　全遞新聞　週刊
◇產別に加入→全勞連
全國官公廳職員組合協議會に加入

37、全國財務勞働組合（略稱全財）

◇結成　昭和廿一年
◇組織　（廿三年四月末）
本部　東京都千代田區代官町二　東京財務局內

地方會議名	組合員數	地方會議名	組合員數
關東	一五、〇四〇	中部	七、四〇〇
東北	四、一七一	北海道	三、一三一
中國	五、六六一	四國	二、七一三
九州	八、二四九		

各地方の財務局、同地方部、同出張所、稅務署、管財支所

稅務講習所に支部をおく。

◇役員　委員長　松村　鐵雄

◇全官公廳に加入

全勞連に加入

38、日本教職員組合（略稱日教組）

◇設立　昭和廿二年六月八日

教員組合は從來、全日本教員組合協議會（全教協）、教員組合全國連盟（教全連）、大學高專職員組合協議會の三者鼎立の形だつたが廿二年春から合同の機運か熟し、六月八日結成大會が開かれ、尙幾多の問題をはらみつゝもこゝに教員の全國的統一戰線ができた。

◇組織　組合員數は約五〇萬と云われ、各府縣の狀況は次のとおりである。

本部　東京都千代田區神田一ツ橋　教育會館內

都道府縣名	組合員數	備考
北海道地區		
北海道	一八、五〇〇	
東北地區		
青森	六、四四〇	單一
山形	八、七五〇	同右
宮城	八、五三	單一
關東地區		
秋田	八、〇〇〇	連合體
岩手	七、三六	單一
福島	三、二六二	單一
東京	八、一二五	連合體
群馬	九、七五〇	同右
茨城	二、五五三	單一
千葉	九、二三五	同右
東海地區		
靜岡	一三、〇〇〇	單一
岐阜	八、四四三	連合體
北信地區		
長野	一四、六一四	單一
富山	六、〇一四	
福井	五、〇四四	單一
近畿地區		
滋賀	五、三一四	單一
大阪	一八、六四〇	單一
和歌山	六、〇二〇	同右
中國地區		
岡山	九、五〇〇	單一
山口	九、九七〇	單一
島根	六、五〇〇	單一
四國地區		
愛媛	九、五三	連合體
德島	六、二〇〇	單一
九州地區		
福岡	一八、〇〇〇	連合體
長崎	七、八〇〇	連合體
神奈川	九、五〇〇	連合體
木	八、五〇〇	單一
玉	一三、〇〇〇	同右
梨	五、〇〇〇	同右
知	一一、八〇〇	連合體
重	八、七三一	同右
潟	一四、七五〇	單一
川	五、五六二	連合體
都	一〇、〇〇〇	連合體
瓦	四、八二五	單一
庫	一六、〇〇〇	同右
島	一四、〇〇〇	連合體
取	四、七〇〇	連合體
川	六、〇〇〇	單一
知	六、一〇〇	同右
分	八、〇〇〇	單一
賀	六、〇〇〇	連合體

熊本　八、〇〇〇　連合體　宮崎　六、〇〇〇　單一
鹿兒島　一〇、〇〇〇　連合體　總計　四五〇、〇〇〇

なお組合には學校種別に次の專門部がおかれている。

1、幼稚園　2、小學校　3、中學校
4、青年學校　5、中等學校　6、大學高專
7、特殊學校　8、私立學校

◇役員　委員長　荒木正三郎（大阪）
副委員長　岩崎久三（群馬）鶴岡信三（東京）横路節雄（北海道）
書記長　小笠原二三男（岩手）

◇綱領

一、われらは重大なる職責を完うするため、經濟的、社會的、政治的地位を確立する。
一、われらは教育の民主化と研究の自由の獲得に邁進する。
一、われらは平和と自由とを愛する民主國家の建設のために團結する。

第一　教育復興に關する件
1、新學制完全實施（教育費大幅國庫負擔、教育行政の民主化學校教育の民主化）
2、特殊教育の義務制
3、學術研究態勢の民主化
4、研究費大幅引上げ
5、戰災震災學校の復興
6、教育關係法案對策
7、教育刷新委員會の民主化
8、教職員適格審査委員會の民主化
9、教育會の民主的改組
10、教科書の完全なる廉價配給と編纂の民主化
11、私學に對する國庫補助の大幅引上げ
12、教職員資質の向上と教育精神の振作

第二　待遇改善に關する件
1、最低賃金制の確立
2、青年婦人の差別待遇撤廢
3、結核教員の療養保障
4、共濟組合對策
5、教員住宅の設置
6、物價の安定
7、無給職員の待遇について

第三　團體協約に關する件
1、團體協約の繼續
2、地方に於ける團體協約の締結

第四　組合運營に關する件
1、戰線の統一、全勞連、世界勞連への參加
2、團結權罷業權の確立
3、組合員の教育および啓蒙活動
4、組合の調査機關確立
5、組合機關紙の發行

第五　青少年に關する件

1、育英制度の擴充
2、乳幼兒の爲の施設擴充哺育强化
3、不良兒教化
4、戰災者引揚者子弟の救濟
5、公費に依る兒童生徒給食の一般化
6、青少年の健康管理
7、學童生徒學生の衣料品學用品等の確保と適正配給

◇機關紙　週間教育新聞（約十五萬部）
尙同紙は附錄として「こどもの聲」を生徒用に月二回四萬部發行している。

◇全官公廳に加入
全勞連に加入

39、日本自治團體勞働組合總連合（略稱自治勞連）
(Federation of All Japan Self Government Organization Workers Union: JSWU)

◇結成　自治勞連は昭和廿二年十一月九日「全國公共團體職員勞働組合連合會」と「日本都市勞働組合同盟」の合同によつて發足したが、これによつて全國の自治團體勞働者の統一戰線が結成された。

◇組織　本部　東京都千代田區丸の內東京都廳內　都道府縣連合會

縣連名	組合員數	縣連名	組合員數	縣連名	組合員數
北海道	一三、五〇〇	青森	一、三八三	秋田	二、三二七
岩手	一、八八二	山形	一、七六〇	宮城	一、五五八
福島	二、六六九	茨城	二、七四六	栃木	一、四四三
群馬	二、八一九	埼玉	一、八六八	千葉	一、四二九
東京	三、六六六	神奈川	九、四一九	山梨	二、〇二五
石川	一、三一八	長野	一、七九〇	富山	一、七三三
福井	九三六	新潟	二、九五七	靜岡	四、六二九
愛知	三、五〇九	岐阜	二、四三八	三重	六、四〇三
大阪	一五、五三五	京都	七、五五一	兵庫	七、三八七
滋賀	二、二九五	和歌山	一、五一三	奈良	六、三五〇
岡山	三、〇〇七	廣島	七、四五〇	山口	二、四一六
鳥取	四五七	島根	一、六八二	香川	二、六〇八
徳島	一、七〇七	愛媛	二、〇九八	高知	二、六〇〇
福岡	二、九五〇	佐賀	一、九八六	長崎	一、九二〇
大分	一、二四三	宮崎	一、七七五	熊本	一、七九四
鹿兒島	二一九〇			總計	一七二、六四九

◇行動綱領
一、われらは强固なる團結により勞働條件の向上その他共同目的の達成を期す
一、われらは自治行政の徹底的民主化を期す
一、われらは勤勞大衆と協力して民主日本の建設を期す

◇役員　中央執行委員長　菱　信吉（北海道）
副中央執行委員長　岡田　茂（大阪）

同　四宮誠一（名古屋）三田朝丸（東京）
岡田安義（東京）木葉武英（秋田）

◇機關紙　自治勞連

◇全官公廳に加入
全勞連に加入

40、全國官廳職員勞働組合協議會（略稱全官勞）

◇結成　昭和廿一年九月廿六日

◇組織　本部　東京都千代田區有樂町三ノ一帝農ビル內

會員名	組合員（廿二年十月末現在）
全農林職員勞働組合	四、〇〇〇
全國商工職員組合聯合會	三、〇〇〇
文部省職員組合	一、四〇二
電波物理研究所勞働組合	二四七
大藏省職員組合	一、六〇〇
全國專賣局職員組合	二、〇〇〇
全國稅關職員組合聯合會	一、四一四
厚生省職員組合	一、三〇〇
全日本國立療養所職員組合	三、〇〇〇
全國立病院職員組合	三、〇〇〇
全司法部職員組合	五、〇〇〇
外務省職員組合	一、三九六
全海事官廳從業員組合聯合會	八、〇〇〇
全國氣象職員組合	五、〇〇〇
運輸省運輸建設本部管內勞働組合聯合會	四、一三〇
內務省全國土木從業員組合	六、〇〇〇
戰災復興院職員組合	一、〇〇〇
會計檢査院職員組合	六〇三
總理廳統計局職員組合	一、三五四
物價廳職員勞働組合	三五〇
總計	九一、七九七

◇役員　委員長　佐藤安政（氣象）
副委員長　高橋眞照（文部）押川俊夫（商工）
事務局長　今井一美（農林）

◇事務局所在地　東京都千代田區有樂町三の一　帝農ビル內
電話丸の內二一、八四七

◇綱領

一、われらは固い團結の力によつて働く者の生活を守りぬこう。

一、われらは官廳を徹底的に民主化して、これを國民のものにしよう。

一、われらは凡ゆる働く者の戰線統一につとめ日本の再建と、世界平和のために闘おう。

◇全官勞は前記の如く、官公廳組合の連合體であり、全農林全商工が推進力となつている。

◇全官公廳に加入

全勞連に加入

41、大藏三現廳勞働組合協議會（略稱大藏三現）

◇結成

◇組織　本部　東京都北區西ケ原一、一一五　全印刷局勞働組合內

參加組合（廿二年十一月末）	組合員
全印刷局勞働組合	九、一〇〇
全專賣局勞働組合	一五、〇〇〇
造幣局勞働組合連合	二、五〇〇

◇役員　議長　望月　進（全印刷）

42、全日本造船勞働組合（略稱全船）

(All Japan Shipbuilding Workers Union : S. W. U)

◇設立　廿一年九月一日

◇組織　本部　東京都中央區月島通一二ノ六

地方協議會（廿三年三月末）

名稱	組合員數	名稱	組合員數
北海道	三、五七二	東北	二、七四七
關東	一七、二八三	北陸	一、七七四
近畿	一〇、一三三	中國	一五、七三九
四國	八九六	九州	一三、〇〇〇
		計	約八〇、〇〇〇

◇役員　委員長　安江　義藏
副委員長　荻原　佐平
書記長　江原　正

支部・分會

一、〇〇〇以上の經營には支部がおかれ、一、〇〇〇名以下の經營には分會がおかれる。分會は地域毎に集つて支部をつくる

◇行動綱領

一、團體交渉權の確保
二、從業員の經營參加
三、生活費を基準とせる最低賃金制の確立
四、勞働權と休養權の確保、七時間勞働制の確立
五、失業保險制度の確立
六、賠償による不當解雇絶對反對
七、勞働者の一方的犠牲による企業合理化反對
八、文化教育施設の勞働者えの解放
九、國內勞働戰線の統一强化、世界勞働組合連盟への參加

特記すべき爭議としては、廿二年九月の川南爭議がある。

◇なお全船は產別、總同盟にも加盟していないが、全勞連の中にあつて、全勞連强化を通じての勞働戰線統一を提唱して有力な組合である。

43、日本私鐵勞働組合總連合（略稱私鐵總連）

(Japan Federation of Private Railroad Trade Unions: P. R. U:)

◇結成　昭和廿二年一月十日

◇組織　本部　東京都港區芝高輪南町一七
（廿三年左記に移轉）
東京都目黒區上目黒六ノ一三三九　電澁谷八七三

地方連合會

名稱	組合數	組合員數	名稱	組合數	組合員數
北海道	一五	二、一一七	關東	一九	三一、一四七
東北	九	一五、一〇一	北陸	五	四、三一七
中部	一〇	一四、〇五一	關西	一三	三九、三三五
四國	四	二、九四〇	中國	二	二、九一〇
九州	八	一四、〇四二	總計		一三六、〇七〇

◇役員　中央執行委員長　藤田太郎（關西）
副委員長　小酒井義男、角田光正、後藤昌雄
書記長　津脇喜代男

◇綱領

一、われらは强固なる自主的組織を確立し、以て勞働者の生活安定と向上を期す。

一、われらは交通勞働者の使命に省み、技能をみがき識見を深め以て創造的人格の完成を期す。

一、われらは封建的支配を一掃して、新日本を建設し、勞働者の國際的提携に參加して平和世界の建設を期す。

結成後直ちに一齊に最低賃金制ならびに退職金規程確立のための共同闘爭を行つた。

全勞連ならびに全交連に參加している。

44、全日本海員組合

◇結成　昭和廿年十月五日

◇組織　本部　神戸市生田區海岸通三の二六

支部所在地　神戸、大阪、舞鶴、名古屋、東京、横濱、塩釜、函館、室蘭、八戸、新潟、伏木、尾道、境、高松、九州、下關、門司、大牟田、長崎、高知

出張所所在地　淡路、清水、船川、酒田、青森、玉野、因島、一幡、佐世保、德島、鹿兒島、松山、湊町、博多、唐津、呼子、大分

組合員の資格として

第五條　本組合は日本船員を以て組織する。日本船員とは日本の船舶にのりくむ船員と、豫備員及び外國船にのりくむ日本人船員を云う（以下略）

と明文されているが、この組合員を組織上次の如く分けている。

第六條　組合員は組織上その職域に應じて左の如く部屬をわける

一、汽船部　汽船々員
二、木船部　機帆船々員
三、漁船部　漁船々員

四、港灣部　地區的小汽船、港內船、渡船等の船員及びその他の組合員

組合員總計　一〇一、七五六名

◇廿二年末における役員

組合長　陰山　壽

副組合長　中地熊造　である。

◇設立以來特記すべき爭議としては、廿一年九月のいわゆる「海員ゼネスト」がある。

◇全勞連加盟

45、全國ガス勞働組合協議會

◇結成　廿一年七月二日

◇組織　（廿三年三月現在）

組合數　四七、組合員數　一〇、六〇〇名

組合員數約五、〇〇〇を擁する東京ガス產業勞働組合が主體である。

廿二年七月現在で全ガス勞働者の約七〇％を組織していた。

◇役員　議長　北林太吉（關東信越）

◇綱領

一、我等は全國瓦斯從業員の大同團結を計り以て社會的、政治的經濟的地位の確立を期す

一、我等は健全なる自主的組織を確立し以て勞働條件の維持改善を期す

一、我等は組合員の自覺による技能の練磨、品性の陶冶、識見の開發に努め以て人格の向上と完成を期す

一、我等は文化施設竝に休養權の確立を期す

一、我等は生活費を基準とする最低賃金制の確立を期す

一、我等は勞働の社會的意義を顯揚し產業民主化の徹底を圖り以て新日本を建設し進んで國際勞働運動に貢獻せんことを期す

◇全國化學產業勞働組合協議會に加盟

全勞連に加盟

46、全日本土建一般勞働組合（略稱全土建）

◇結成　昭和廿二年六月卅日

◇組織　（廿三年三月）　一三組合　六四、八〇〇人

◇役員　委員長　內山正人（長野）　西本猪之助（鹿兒島）

副委員長　山田清文（北海道）

加藤忠由（東京）

書記長　青戶　純（東京）

◇大會宣言

我々土建一般自由勞働者は昔からの制度や習慣によつてしばられ働いても働いても苦しい生活を續けなければならなかつた、しかるにこのみじめな境遇の中からわれわれは立派な宮殿や廣々とした飛行場あるいは明るい街や美しい住宅あるいは大きな工場やダムをつくつて來たのだ、そして今荒廢した祖國を目の前に見てい

る我々は今こそ一人のこらず團結してその力でわれわれをしばりつけているあらゆる制度や習慣をうち破り我々の生活を守り技術や教養を向上して土建産業を明るく發展させ、力强く新日本の建設に乘り出さねばならない。

こゝにわれわれは全日本土建一般勞働組合を結成する。

この組合にすべての土建一般自由勞働者の全國的な力を結集して我々が安心して働ける世の中を作り出し、新日本建設の推進力となることを誓い、こゝに宣言する。

一九四七年六月三十日　全日本土建一般勞働組合結成大會

◇大會スローガン

一、土建一般自由勞働者の全國的な完全な統一

二、失業賃銀災害病氣に對する完全保障

三、勞務者用必需物資の確保

四、土建産業の明朗化による新日本の建設

◇全勞連に加盟

47、全國銀行從業員組合連合會（略稱全銀連）

◇結成　昭和廿二年四月十日

◇組織　本部　東京都中央區日本橋本石町二ノ八

（結成當時）	五三組合	九九、八二三人
（廿三年三月末）	五九組合	一〇四、八〇九人

◇役員　委員長　村本　周三

◇全勞連に加入

48、日本勞働組合會議（略稱日勞會議）

◇結成　昭和廿一年十月廿五日

◇組織　本部　東京都港區芝三田東京螺子內

（廿三年三月末）五〇〇人以上の加盟組合

組合	組合員數
東京地方勞働組合會議	二、七〇〇
英工舍秩父工場	五五〇
東京螺子從業員組合	九四〇
大阪地方勞働組合會議	九五
關西輕金屬工業勞組協議會	四一、〇〇〇
日本アルミ工業從業員組合	三、八〇九
大阪アルミ堺工場	一、六六一
橋本チェン從業員組合	九六三
大阪運搬勞働組合	六四八
大阪製鎖從業員組合	九、五〇〇
戸根無線從業員組合	九一七
大阪小運搬勞働組合	八〇七
その他　北海道、鹿兒島、神奈川、三重、千葉、埼玉、群馬、岐阜、兵庫に夫々準備會あり	四、一六六

◇役員　委員長　谷口　清

副委員長　花塚正吾、小田林七

◇設立宣言

從來總同盟と産別會議との對立の圏外にあつた吾々は今日こゝに

相會して日本勞働組合會議を結成する。

吾々は第二次世界大戰後の勞働組合運動が未だ曾つてなかつた新任務を擔當しなければならぬことを大膽に認識するものである。封建主義、軍國主義、ファシズムの掃蕩、世界平和の防衛、戰爭によつて破壞された產業經濟の民主主義的再建等は從來勞働者階級の生活條件の維持改善をその主たる任務と規定された勞働組合にとつては眞に劃期的な新任務の追加と言はなければならぬ。とは言へ吾々は勞働階級の生活條件の維持改善の任務をおろそかにするものでは勿論ない。それどころか勞働者階級が從來の奴隸的生活狀態から脫却するための戰ひはそれ自身封建主義、軍國主義、ファシズムに對する戰ひであり、世界平和保證のための戰ひであり、特に日本民主主義的再建のための基本的な戰ひである。吾々は雇傭條件の改善から完全な社會保險制の獲得等勞働者階級の生活條件の維持改善のための一切の鬪爭を精力的に遂行するだらう。

しかしながら勞働組合運動が以上の諸任務を成功的に遂行するためには組合戰線の統一こそ當面の緊要事である。吾々は友誼を厚くし諸組合と共同して總同盟、產別會議の對立解消に努力し以て戰線統一運動を强力に推進せんとするものである。

わが日本勞働組合會議の誕生は日本における勞働組合運動の新段階の告示である。吾々は組合民主主義の確立、組合の自主性に立つて各民主主義諸政黨並に農民團體との合理的な連絡協力等新しい組合運營の方法と形態とによつて吾等が擔當する困難な諸任務を誠實勇敢に遂行するであらう。今日の結成大會に參加出來なかつたいはゆる「中立組合」の今後の參加を期待しつゝ結成大會に際して右宣言す。

一九四六年十月二十五日

日本勞働組合會議結成大會

◇設立宣言にもみられるように產別、總同盟に結集されていない中立組合の大同團結、それを通じての戰線統一をねらつたものである。

49、全國土建勞働組合同盟

◇結成　廿二年六月廿七日

◇組織　本部　東京都千代田區神田花房町二

（廿三年三月末）一八組合　一七七、一五六名

◇役員　執行委員長　高島新吾

副執行委員長　篠原一、玉井幸八郎、大原萬次郎、田邊善作、三好德太郎

書記長　富所富平

◇綱領

一、われらは健全鞏固なる組織と團結の力に依り勞働條件の維持改善を計り以て經濟的、社會的地位の向上を期す

一、われらは技術の錬磨、品性の陶冶、識見の啓發につとめ以て人格の向上を期す

一、われらは勞働の社會的意義を宣明し封建的土建界の徹底的民主化をはかり以て新日本の興隆に寄與せんことを期す

◇中立、總同盟の全國土建一般勞働組合同盟準備會、全勞連

加入の全日本土建一般勞働組合と鼎立の形である。

50、化學勞働組合全國協議會（化全協）

◇結成　昭和廿二年八月一日

「化學勞働組合全國協議會設立趣意書」

産業の復興と勞働戦線の統一はわれら全勞働者の心からの念願である。現在の日本の危機は一勞働組合や一企業の内部では絶對に克服することは出來ない。併しわが化學關係勞働組合は企業經營の多角性と業種の多様性のために今日までわれらの念願する大同團結即ち大産別の一環としての全化學單一組合の組織を實現することができなかつた。われらはこれらの枠を打破らなければならぬ時に當面した。こゝに化學勞働組合の全國的統一を目標とし、産業復興の促進、勞働條件の改善、勞働者の社會的地位の向上など普通目的達成のため化學勞働組合全國協議會を結成しようとするものである。（以下略）

右設立趣意書にみられるように廿二年半頃より金屬、交通關係にも起つてきた大産別による戦線統一えの組織である。

◇組織（廿三年三月末）

參加組合	組合數	組合員數
全日本化學産業勞働組合	一〇〇	九五、〇〇〇
全國硫安工業勞働組合連盟	三一	三七、〇〇〇
全國ガス勞働組合協議會	四七	一〇、六〇〇
全國セメント勞働組合協議會	六四	一六、〇〇〇
全關東藥業勞働組合協議會	三七	六、一〇〇
關東地方油脂勞働組合協議會	一九	一八、〇〇〇
全國ソーダ工業勞働組合協議會	二五	一五、〇〇〇
全國染料工業勞働組合協議會	一五	一七、〇〇〇
石灰窯業勞働組合連合會	一九	一三、六〇〇
全關西藥業勞働組合協議會		

51、全日本交通運輸勞働組合協議會（全交運）（C. T. U）

◇結成　昭和廿二年七月九日

◇組織　本部　東京都千代田區丸ノ内一ノ一日本交通公社内

〔規約第二條〕　會は全國的組織をもつ交通運輸關係勞働組合で構成する。

參加組合名（廿二年末）		
國鐵勞働組合	六〇組合	四一、〇〇〇
全日通勞働組合	一〇支部	三、六〇〇
日本私鐵勞働組合總連合		
全國貨物自動車勞働組合連合會		
全國旅客自動車勞働組合連合會		
交通公社勞働組合		
日本都市交通勞働組合連合會		

◇役員　議長　加藤閑男（國鐵）

副議長　藤田藤太郎（私鐵總連）

〃　岡本丑太郎（都市交通）

〃　大野健三（日通）

事務局長　廣田寛治（交通公社）

◇設立趣意書

全日本交通運輸勞働組合協議會

趣意書

勞働戰線統一が叫ばれること久しいが、最近の國際的國内的な種々な事情の變化は益々この事の重要さを加えている。今や資本の攻勢に對抗して團結權、團體交渉權、罷業權等新憲法が保障する勞働者の基本的權利を防衛し、勞働條件を改善して、生活の安定を基礎に、祖國の民主再建を實現するためには組合勞働者が内には組合の民主的運營と相互の教育訓練によつて質的向上をはかり、外には産業別單一組合を基礎とする名實共に備る勞働戰線の統一を實現することが絶對に必要である。

我々は陸上交通運輸産業にたずさわる下記連名の勞働組合が、前述の確信の上に立つて、こゝに組合員八十餘萬に達する全日本交通運輸勞働組合協議會（略稱「全交運」）を結成することに完全なる意見の一致をみた。

この意義深い發足にあたつて、お互いに各組合が獨自の傳統と性格をもつていることを十分に理解し、あくまで勞働階級の信義と連帶に基いて、各々その自主性を尊重しつつ、内には各小産別の單一化を促進すると共に、大産別への統合をめざして具體的な相互支援、共同行動を行い一歩々々著實に目的貫徹に力を協せて邁進せんことを期するものである。

一九四七年七月九日

連名（略）

◇廿二年半頃より具體化してきた大産別えの有力な一つの動きとみられる。

52、大金屬共同闘爭委員會

◇設立まで、勞働組合組織の大産別整理の方向は實踐的要求として廿二年に入つて特に活潑化したが、金屬産業に於ては廿二年秋、賃上、突破資金要求、馘首反對の闘爭が各經營に起り、これらの闘爭を結合するため各企業連合體（東芝、池貝等）が結集して金屬共同闘爭委員會を結成した。十一月の産別大會も大産別整理の方向を明確に決議し、産別傘下の電工、機器、造船、車輛は中立系の金屬産業勞組に戰線統一をよびかけた。

十二月十日、十一日、大金屬勞働者大會が東京に開かれたが、この大會の決定にもとづき十二月十三日には東芝柳町で大金屬共同闘爭委員會が開催されたのである。

◇參加組合

全日本機器勞働組合
全日本鐵鋼産業勞働組合
全國金屬鑛山勞働組合連合會
全日本自動車産業勞働組合
東芝連合會
池貝連合會
全日本電氣工業勞働組合
全國車輛産業勞働組合
全日本電線工業勞働組合
全日本造船勞働組合
日本無線連合會
日立總連合會

日本製鐵連合會　沖電氣連合會
日産重工連合會　三井精機連合會
日本電氣連合會

◇役員　幹事　東芝　松島　龍尾　日産　望月　初男
自動車　神谷　幸半　電工　渡邊三知夫
鋼管　岡　孝　全船　高野　正二

第三章　勞働組合運動

第一節　組織運動

敗戰後における驚異的な勞働組合運動の進出は、不斷に發展する組織運動と相卽していたことはいうまでもない。勞働組合の增量の過程は同時に組織自體の質的な高度化と相まつていた。このことは、各段階における組織方針と、運動によるそれの具體化を檢討することによつて明らかとなるであろう。

しかし組織運動の窮極の目標が、いずれにしろ勞働戰線の統一にあることは、別項の「戰線統一運動」と多少重複することをまぬがれない。たゞしこゝでは戰線統一の問題も、勞働組合の主體的な組織運動の觀點から檢討することにつとめ「戰線統一運動」との重複を避けることに留意した。

便宜的に敗戰後二二年末までの期間を、(1)敗戰→廿一年二月、(2)廿一年二月→同年九月、(3)廿一年九月→廿二年末の三期に分けて考察してみよう。（戰線統一に就てはその項參照のこと）

第一期　敗戰→二一年二月
（空白→單位勞組の設立→舊指導者の組織化への動き→地區的協議會・同一資本內聯合・地方的協議會の發生→產別整理の萠芽）

敗戰後八・九の二ケ月は組合の自主的動きは殆んど認められず、僅かに九月上旬、舊日本勞働組合總同盟等の幹部の間に戰後の勞働組合の再建に於て協議が行われ、全國各地に準備會の設置がはじめられた程度であるが、十月に入つて戰前最大の組合だつた全日本海員組合が再發足し、月末には社內民主化のスローガンをかゝげた讀賣新聞從業員組合の設立闘爭が起り勞働戰線は活況を呈してきた。かくて年末までには東京ガス勞働組合、東京交通勞働組合、全日本教員組合などの大組合も含めて、七〇七單位勞働組合、三七萬八千四百八十一人の組織をみたのである。組織の高度化に就ては、讀賣爭議を契機として十月卅一日、全日本新聞通信從業員組合

聯合會準備會が結成されたのは産別整理えの萠芽として注目に値するが、十二月五日の神奈川縣工場代表者會議、一月六日の東京城南地區勞働組合協議會は共同闘爭のための地方的横斷結合機關として大きな意義をもつている。同一資本内の結合についても下丸子工場を中心とする三菱重工業や東芝などにその氣運が醸成されつゝあつた。

廿一年一月廿日には關東地方勞働組合協議會の結成が行われ、當時漸く盛になつてきた經營者の積極的御用組合設立に明確に反對を表明し、闘爭の經驗を通じて産別整理、戰線統一の必要を強力に押出した。

即ち協議會は戰線統一に關して、思想・信仰・政黨支持自由の上にたつて勞働組合の團結に努力すること。全勞働者階級の統一戰線強化のために全國協議會の發展を目標にすることを確認するとともに、執行委員の選出方法を構成各組合の代表者制とすることによつて職業的勞働ボスの排除を實質的に行つたのである。

一方、舊總同盟幹部を中心とする組織活動もこの間に具體化し、全國勞働組合總同盟の結成が一月十七日に行われた。總同盟は組織方針としては、(1)産別單一勞組とその全國的同盟體を目標にかゝげ、たゞ實踐はあくまで我國勞働戰線の現狀に即應すべきであるとして、(2)府縣聯合體、(3)地域的協議會、(4)同一資本勞働者會議の組織化を活發化すべきことを決定したのである。

かくて第一期の終には無系統的、自然發生的な各單位組合に地區的、地方的、同一資本内の結合が浸透してきたと云えよう。

第二期　廿一年二月→同年九月

(産別整理の進行→地方的協議會設立の全國えの波及→總同盟の産別整理→産別會議の成立→總同盟全國大會)

三二組合、二萬三百卅五人を支部に組織した日本新聞放送勞働組合の結成は二月九日に行われたが、翌二月十日には全國炭鑛勞働組合代表者會議が開かれ全國單一化を行うことが決議され、こゝに全國的單一産別えの歩みだしが現實化してきた。こゝに全國の各地方に波及した地方勞働組合協議會の結成、各産業における萠芽的産別整理を一本にまとめあげようと日本新聞通信勞働組合は結成後間もなく全日本産業別勞働組合會議の提唱を行つた。この招請に應じて二月廿七日準備會が結成され次の九團體が參加した。

日本新聞通信勞働組合　日本炭礦勞働組合聯合會
全日本印刷勞働組合連合會準備會　關東金屬産業勞働組合協議會
全日本映畫從業員組合同盟　全日本教員組合
日本通運關東地區從業員組合　城北化學産業勞働組合協議會
全國遞信從業員組合

更に四月、五月とたかまつた闘爭のなかで、各産業の全國

的産別整理は次々と行われた。

三月十五日　國有鐵道勞働組合總聯合會結成大會
四月四日　全日本鐵鋼産業勞働組合結成
四月七日　全日本印刷出版勞働組合結成大會
四月七日　日本電氣産業勞働組合協議會結成
四月十四日　造船勞働組合關東地方協議會
四月二〇日　日本通運勞働組合結成大會
四月二二日　全日本炭礦勞働組合結成大會
五月二八日　全日本進駐軍要員勞働組合準備會
五月三一日　全國遞信從業員組合結成大會
六月二日　日本教育勞働組合結成
六月廿五日　全日本産業別勞働組合會議結成準備大會
七月十七日　全日本港灣勞働組合結成大會
八月十六日　全日本化學産業勞働組合結成大會

勞働組合總同盟においても五月廿七、八日擴大中央委員會が行われ、一月十七日の結成大會の組織方針が再確認され、その中、産別整理の具體化として

五月廿八日　總同盟金屬産業單一勞働組合準備會
五月廿八日　總同盟繊維産業勞働組合同盟結成準備會
五月廿八日　總同盟化學産業單一勞働組合結成準備會

が時を同じくして開かれた。産別會議、總同盟のこれら組織運動の一應の歸結は八月に相次いで開かれた大會えの報告で總括されている。

全日本産業別勞働組合會議加盟組合一覽表
（結成大會で確認された數）

加盟組合名	組合員數	組合の性質
日本新聞通信放送勞働組合	二九、一八四	全國的産別單一組合
全日本炭礦勞働組合	九六、〇〇〇	右に同じ
全日本通運勞働組合	一三〇、〇〇〇	右に同じ
日本教育勞働組合	二一七、〇〇〇	右に同じ
日本映畫演劇勞働組合	一三、〇〇〇	右に同じ
全日本印刷出版勞働組合	一五、〇〇〇	右に同じ
全遞信從業員組合	四〇〇、〇〇〇	右に同じ
日本電氣産業勞働組合協議會	九五、〇〇〇	全國的産別聯合體
國鐵東京地方勞働組合	一八、〇〇〇	地方別産別單一組合
全日本機器勞働組合準備會	一五六、五八三	全國的産別單一組合準備會
全日本醫療從業員組合協議會	一八、〇〇〇	全國的産別聯合體
全國水産食糧勞働組合準備會	三、五〇〇	全國的産別單一組合
全國生命保險從業員組合聯合會	一〇、〇〇〇	全國的産別聯合體
全國化學勞働組合準備會	一三〇、〇〇〇	全國的産別單一組合準備會
關東電氣工業勞働組合	六〇、〇〇〇	地方的産別單一組合
全日本鐵鋼産業勞働組合	八五、〇〇〇	全國的産別單一組合
國際電氣通信株式會社從業員組合聯合會	三、五〇〇	單獨組合
全日本進駐軍要員勞働組合準備會	一〇、〇〇〇	全國的産別單一組合準備會
全關西造船勞働組合協議會	四五、〇〇〇	地方的産別單一組合
	二〇九	

日通自動車工業株式會社勞働組合	四〇〇	單獨組合	
全日本港灣勞働組合同盟	三〇、〇〇〇	全國的產別單一組合	
合計二一組合		全國的產別單一	一〇
		同準備會	三
		全國的產別聯合體	三
		地方的產別單一	三
		單獨組合	二

日本勞働組合總同盟組織現勢

（二一年八月一日現在）

	組合數	組合員數（人）	代表者
北海道聯合會	一〇五	一〇〇、五一三	鈴木源重
宮城聯合會	二六	九、九二七	佐々木更三
秋田準備會	一八	五、八八二	宮腰庄太郎
山形準備會	一七	一、〇五二	藤卷多一
福島聯合會	六七	三、八八一	大井川幸雄
茨城準備會	五	一、五三〇	細井正雄
栃木準備會	一	三、七一二	雨谷義俊
群馬聯合會	三八	三、九四一	湧井寅松
埼玉聯合會	二八	一八、一〇五	井堀繁雄
千葉聯合會	一〇	二、一二四	横山富治
東京聯合會	一〇八	三七、九七二	重盛壽治
神奈川聯合會	四三	三三、六二〇	三木治朗
新潟聯合會	一一	一〇、一〇〇	長谷川寛
富山纖維勞組聯合會	一五	八、六六〇	黑澤啓旬
石川準備會	一九	五、三二五	北村政一
福井聯合會	一三	二、九八六	荒木誠
長野準備會	一二	三、三二三	百瀨文雄
岐阜聯合會	二七	一六、八五九	大岩清美
靜岡聯合會	二〇	一一、〇七二	北村一郎
愛知聯合會	五七	二一、五〇三	長瀨繁太郎
三重準備會	五	二、一二〇	近藤信一
滋賀聯合會	一八	一〇、一三九	矢尾喜三郎
京都聯合會	四五	二一、六〇五	辻井民之助
大阪聯合會	一六五	八八、八四七	金正米吉
兵庫聯合會	一四〇	六〇、一三一	永江一夫
岡山聯合會	二七	八、二四三	中原健次
廣島聯合會	三五	九、一二五	金光平
山口準備會	七	五、七三三	
愛媛聯合會	一九	一八、一二〇	加藤長治
高知聯合會	八一	一〇、七五〇	氏原一郎
九州地方聯合會	一〇三	七七、一四六	伊藤卯四郎
長崎聯合會	四二	二四、一〇四	森登守
熊本準備會	三	一、一三〇	佐々木信市
大分準備會	七	二、七八〇	德光漸次
計　聯合會	二三	一四四、六六〇、四六〇	
準備會	一〇		
日本交通運輸勞働同盟	九五	一四八、三二〇	重盛壽治
全國煙草勞働組合	二九	一三、八五二	白石傳四郎
全國纖維產業勞働組合同盟	一三八	一一七、九七二	松岡駒吉

全國礦山勞働組合同盟	三二	二七、二九五	今村等
計	四六三	四〇一、四三九	
總計	一、九〇九	一、〇六一、八九九	
	一、六九九	八五五、三九九	産業別と縣聯合會との報告不充分なるものありて上記のとおり訂正す

總同盟の第一回全國大會で決定した

組織方針

1、さきにわれわれは當面の組織目標を（一）地方聯合會の確立（二）地域別協議會の活潑化、（三）同一資本會社工場勞組の協議會組織において闘つてきた。そしてわれわれは一應この目標に到達しえたと思う。從つて今後に於ては頭初より組織方針の根幹として定められた産別單一組織の確立と建全强固なる全國總同盟體の完成に努力が結集されなければならない。而してわれわれは産別組織の確立にあたつては大産別主義をとり總同盟體の完成に當つては民主的中央集權主義を採る。けだし大産別主義はわが國現下の産業事情よりみて當然のことであり、民主的中央集權組織は勞働階級の主體的立場を確立する所以であると信ずるが故である。

2、然るにまだ地方的聯合體に立こもつて全國的同盟への參加をちゆうちよしたり、同一資本系統の聯合會や職種別全國的組織をもつて滿足している多くの組合のあることは甚だ遺憾である。更に産別組織を主張しながら、われわれの組織を中央集權的であるが故に反對かの如く宣傳し、別個な全國的組織をデッチ上げんとするアナルコ・サンヂカリズム的傾向のあることを重要視しなければならない　併し彼らの特徴はその組織内に多くの御用組合的要素を抱擁しつゝ極左的發言をしているところにある。かくの如きは資本家階級の分裂政策と日本共産黨の左翼的指導に誤られた不健全なる運動と云うべくわれらの絶對に反對する所である。

3、大産別單一組織はその内部に於て幾つかの産業部門又は協議會を設けて活動する必要がある。このことは一面大産別主義の缺點を補うために必要であり、産別單一組織をより强化するであろう。

更に産別單一組織が結成された曉に於ても從來の如く、地域協議會、同一資本系統の連絡機關及び地方聯合會の活動は活潑に行われなければならないことは云うまでもない。われわれの組織は縱に横に强力に結ばれてこそ組織的威力を發揮しうるのであり、そのことがまた總同盟體の强力なる所以でもある。

4、次にわれわれは青年部並に婦人部活動について一言する必要を認めるものである。青年組合員は組合内における清新なる要素であり推進力たる階層である。婦人組合員もまたその大部分は年齢的には青年部員と一致する。この意味で青年部ならびに婦人部活動の重要性がある。ことに現在の青年勞働者にとつて軍國主義的教育よりの解放、民主々義教育の徹底及び封建的諸制約の撤廢と云う問題があり、婦人勞働者にとつては封建的思想教育、慣習の打破、婦人なるが故の差別待遇の廢止、婦人勞働者に對する特別保護の徹底等の問題があるのである。かような見地からその活動の自主性が充分にみとめられねばならない。しかしこの場合と雖も青年部並に婦人部という部門はあくまで組合の執行機關の一部であつて、活動の自主性は組織からの逸脱であつてはならないのである。

5、要するにわれわれは基本方針の實現に向つて確信をもち、現實に即した具體的な方針を樹立して强力なる運動を展開し實踐を通じてわれらの運動方針の正しいことを勞働大衆に知らしめることによつて、未だ總同盟加盟を逡巡している組合の量獲得に努め日本共産黨の戰線攪亂と露骨なる黨勢擴張の策謀を完封して不健全なる傾向を克服し、わが國勞働戰線の統一に邁進しなければならない。

こゝで時期は多少前後するが日本勞働組合會議の結成にふれておきたい。産別、總同盟の二大組織に吸收された組織勞働者は二百萬をこえたが、尙その何れにも加入していない中立組合も多く、中央勞働委員の選擧を控えて、これら中立組合の大同團結を旗印として設立されたのが日本勞働組合會議である。同會議が發表した組織方針は次の通りである。

組織形態の問題

産業別による組合の整理は、組織形態のなかで最も重要な問題の一つであつて、職別組合の發達していないわが國では、一産業一組合の原則は原則として殆んど何人にも異論がない。併し乍ら具體的には一産業の範圍をどの線で定めるかと云う問題、更に産業の境界線をどこに求めるにしても必然に生ずる重り合いをいかに處理すべきかと云うような、多くの問題が殘されている　産業別組合主義をたゞ單なる標語として唱えることに滿足するのでない限り産業別組合主義を困難にする具體的な問題を愼重に檢討し着實にかつ忍耐づよくその實現を追求しなければならぬ。わが全日本勞働組合統一協議會はすみやかに加盟團體の産業別整理に着手するものであるが一産業一組合主義の目標は勞働組合戰線の統一の實現によつてはじめて到達され得ると云う事情を考慮し、いやしくも産業別組合主義の主張そのものによつてかえつて組合運動の分裂對立の溝を深めるような行動をとるものではない。またわが全日本勞働組合統一協議會は産業別組合主義の原則を保持しつゝも、なおかつ地域的連絡と協力の必要性を否定するものではない。したがつて加盟團體の地域協議會を必要と考えるが、地域的協議會に參加せる産業別組合支部の行動が産業別組合本部の方針に合致しなければならぬことは云うまでもない。

一産業一組合主義が勞働組合のもつとも有效な組織形態であるにもせよ、組合運動の主要勢力が對立抗爭する陣營に分れているわが國の現狀では、この原則の完全な實現は急速にはのぞまれない。しかも組合運動に課せられている任務の遂行は、戰線の統一を一日もゆるがせにすることのできない急務たらしめている。

現在のすべての勞働組合が産業別に整理され、これらの産業別組合がさらに鞏固な一つの組織に結合されることは、戰線統一の理想的な形態であるにもせよ、そしてかような組織形態の完成はわが國勞働組合運動の努力の目標であるにもせよ、當面の必要に應ずるためには、むしろ組合運動が對立的な勢力に分裂している現實を一應認識し、この現實の上に立つて實現可能な協力の方式を見出すことが必要である。かような見地から、わが國全日本勞働組合統一協議會は戰線統一を實現する具體的な方策としては組合諸勢力の現在の關係のもとにおいて、各地域にその地域内のすべての組合の連絡及び協力のための聯合委員會を設けると共に、これに照應した全國的な中央機關の設定を促進しようとするもの

である。

日本勞働組合會議組織狀況（二一年十月）

大阪地方勞働組合會議	八〇組合	七〇、〇〇〇人
北海道北見地方勞働組合聯合會	一八組合	二、〇〇〇人
鹿兒島地方勞働組合聯合會	六七組合	四〇、〇〇〇人
東京螺子勞働組合		一、〇〇〇人
英工舍從業員組合	八組合	一、三〇〇人
その他（東京、神奈川、新潟、岐阜、三重、千葉、埼玉に加盟組合あり）	—	—
合計	一〇八組合	二五、〇〇〇人

第三期（廿一年十月→廿二年末）

（產別の十月攻勢→總同盟の越冬攻勢→全官公廳を中心とする二一ゼネスト→全勞連の出發→自己批判・運動方針の轉換→大產別整理の萠芽　業體別整理の進行）

第二期で勞働組合の組織は量質共にいちぢるしく伸張したが、更に九月における海員、國鐵爭議、產別の十月攻勢、總同盟の越冬攻勢、全官公を中心にした二月一日ゼネストという戰後勞働運動の最高潮期を通じて、一段と組織の整備がおこなわれた。

すなわち各組合は四月のおわりから五月にかけていずれも擴大執行委員會、中央委員會、臨時大會、年次大會を開いて自己批判を行つたが、そこで指摘された問題のうち特に組織に關するものは

（一）組織の弱體に對する自己批判。組織が規約上聯合體になつているもの（電產・國鐵）、規約上は單一でありながらも實體がまだ連合體の域にあつたもの（機器）等が闘爭中にその脆弱さを露出した點。

（二）組合の民主化の不充分さの自己批判。單一組織は當然中央集權がなされるが、それは民主化された基盤が必要である。この點スト偏重の自己批判と結んで組合活動が多面化されるべきことが叫ばれた。（總同盟は從來の方針の正しさは確認したが、文化活動、教育活動に就ては自己批判すべき點ありとした）

（一）と（二）は結びついて組合の內容充實に大きな役割を果したが

五月七日には電產の單一結成大會

六月二日には國鐵の單一組織としての發足が行われ、これら組織の充實は廿二年秋から活潑化する地域闘爭の組織的基盤をなすのである。

廿一年秋より廿二年初頭の烈しい闘爭を通じて戰線統一の必要が痛感されたことは當然であるが、二・一闘爭のために組織された全國勞働組合共同闘爭委員會（全闘）（ゼネスト禁止と共に解散）を母胎とする統一要求が二月三日の全國勞働組合會議準備會となつてあらわれた。

次にその組織上の性格を示す規約を拔萃しよう。

二、本會の目的は共通問題に對する共同行動と勞働組合戰線の統一促進にある。

三、本會は參加組合の自主性を尊重する連絡協議機關である。

七、本會の運營に就いては

1、決議は滿場一致を原則とし、拒否權をみとめる。

2、滿場一致をみない場合は贊成者のみで本會の了解をえて共同行動をとることができる。

3、自主權を犯すが如き命令系統をつくらない。

4、決定事項の具體化は各參加組合の機關を通じて行う。但し參加組合の自主性を犯すことなき事態及び參加組合の同意を得たものは適宜な處置ができる。

5、友愛、信義に反する一切の行爲をしない。

(a) 決定事項を誠實に遂行する。

(b) 集團的威力による一方的意志の强行をはかるが如き行爲をせぬ

(c) 友誼的團體及びその所屬員に對し、誹謗侮辱の行爲をせぬこと　之を犯した場合はその組合に於て責任を明かにすること。

(d) 指彈すべき行爲があつたら、各々の組織に於て調査處理すること。

(e) 團體道德に就て所屬組合員を教育すること。

この戰線統一方式と對比して組織强化と密接に結びついて提出された方向が、産別會議にみられる大産別整理、と主に總同盟で具體化された業態別組織である。一見相反するこれら二つの方向は戰線統一・組織强化への共通の問題をもつている。

廿二年五月廿九、卅日の總同盟第四回中央委員會で組織部長渡邊年之助氏は總同盟内の業態別整理に言及して

一、今まで大産別整理を方針として鬪爭してきたが鬪爭の經驗から資本家が業態別に組織されているために勞働者としてもこれに對抗し鬪爭するためにこの組織をおしすゝめる必要のあること。

一、とくに經濟復興運動を積極的にとりあげてゆくために緊要であること。

一、自主的に業態別勞組の結成が行われつゝあるが、この結成によつて産別會議の組合も中立の組合もこの中に入り、新しい戰線統一の可能性があること。

を推進理由として說明している。

以上の業態別整理の方針は次のように具體化されている。すなわち全國金屬産業勞働總同盟では結成大會で電機、鐵鋼造船の部門協議會をもつことが決定され、それにもとずいて電機關係の關東地方協議會が二月十七日に結成された。又全國纖維産業勞働總同盟は紡績、羊毛(含中立)、化學纖維(含中立)の三部門において業態別組織の整理をおわり、各部それぞれ産業復興會議を結成している。

この動きは産別會議内部でも起り、機器を中心に大金屬合

同が叫ばれているさなか、四月十日全日本自動車勞働組合準備會が結成され、同會は大金屬合同は原則的に支持するが、現在の段階に於ては最も强力な單一組織は、自動車勞組のように生産復興闘爭を具體的におしすゝめてゆくことの出來るものでなければならないとし、その點從來の全日本機器は自己批判の必要ありとした。

一方産別會議は廿二年三月、十二、三日の擴大執行委員會で戰線統一の基盤を大産別整理に求めることが提案されたが産別傘下の全日本機器勞組においても三月十日の執行委員會で大産別整理の方向が決議され、同勞組金子健太氏の名によつて、四月の産別會議機關紙「勞働戰線」をつうじて大産別整理の提案が行われた。

この提案は闘爭の必要よりくる大産別整理の必要を具體的に示している。

産別整理への提案

全日本機器勞組　金子健太

（前文略）

大産別提案の理由

勞働戰線統一のための無條件合同とは單に産別會議總同盟その他の中間組合等が一つになるというのではなく、あくまでも産別整理を前提とし、その基礎の上に行はれる無條件合同でなければならない、このような方針に基く無條件合同でなければ、勞働戰線の統一は實際になし得ないのである。そしてこの産業別整理によつて組織されるものは、民主的中央集權組織として强力な執行部をもつ大産業別勞働組合でなければならない。

われわれの組織する勞働組合は闘爭のための組織である。從つて如何なる組織が敵との闘いに强力に闘爭力を發揮できるかまたわれわれの利益を守れるかということが勞働組合の組織形態を決定する。

日本においてはアメリカのように一工場に十萬人も勞働者がいるといふような大規模な産業はない。從つて一つの産業の中に車りよう、機器、電工、鐵鋼勞、造船等に細分された組合が組織されている現在では、各々の組合員數は全國的組織をもつ組合であるにもかゝわらず、二萬を超えるものはない。全國的單一産別組合として組織されながら二、三萬の組合員しか組織していないものもある現在未組織、又は獨立の從業員等が單一に組織又は結集されたとしても國鐵以外には五十萬を超える組合は殆んど存在しないだらう。然も同一産業の勞働者が小規模の組合に細分されていることは闘爭力を弱めるばかりでなく資本家階級の策動によるストライキ破りの危險が多いのである。例えば國鐵や日本通運勞組等のストライキ破りにトラック業者が動員されるが如きである。これらスト破りについては勞働者の共同闘爭によつて問題は解決されると言ふ意見もある。これは一應正しい意見である。然し階級意識ある勞働者であつても自分の組合に對する組合意識というものは資本家階級の闘爭に對しても表面化し、他の組合よりも自分の所屬する組合を中心としての闘爭に重點をおくようになり易い。われわれはあの東芝連合會のストの場合にこれを如實に經驗した。われわれは東芝ストに對して全日本機器の組合員を共

同闘爭に立たせるべく努力したにもかゝわらず、東芝ストが電工の闘爭であるということ、全日本機器とは別の組合であるといふことのために强力な共同闘爭に立たせ得なかつた、若しこれが同一組合に組織されていたなら我々は少くとも神奈川地方において はより强力な闘爭を組織出來たであらう。

現在國鐵、日通、全遞、國際通信等は全國的單一産業組合の型をもつて、あるひは將來單一産別組合として結成されやうとしている。然しこれらはたまたまその企業形態が全國的規模で經營されているが故に、その從業員によつて組織されてゐる組合も全國的組織をもつているが、これは明らかに、企業に從事する勞働者の從業員組合であつて、眞に單一産業別勞働組合とは言ひ得ないのである。もつとも國家經營によつて五十萬の勞働者を使用する國鐵三十萬人を使用する全遞等は、その闘爭が直接國家權力に打つかるといふ特殊事情は充分考慮されなければならないがこれらは組織上では國家經營による全國的規模に組織された從業員組合である。

その他新聞通信、印刷出版等本質的には何ら異らぬ作業に從事する勞働者が小さな組合に細分されていることは力の分散であつて闘爭力を弱めるものである。若しこれら分散された組織が一大産業別勞働組合として結集された場合勞働者は恐るべき强大な闘爭力を發揮出來るだらう。それ故資本家階級はおくれた勞働者の組合利己心を利用して職業別勞働組合——自動車、時計、自轉車勞働組合の結成運動に見られる樣な——の組織をせん動し、われわれの組織を分裂させようとしているのだ。われわれはこの資本家階級の分裂政策と闘い、大産別單一勞働組合を結成し、勞働者の生活向上と利益を擁護し、民主々義日本建設のために闘はなければならない。

大産別の形態は

われわれは以上の如き理由によつて將來組織されるべき産業別單一勞働組合は次のやうに整理されるべきであると考える。

金屬産業　機器、電工、鐵鋼、車りよう、造船、電線等一切の金屬を含む。

化學　ゴム、製藥、窯業、合成樹脂ソーダ、肥料、製えん、ガス等を含む。

鑛山　鐵坑、銅坑、炭坑、石山等一切の鑛山を含む。

交通運輸　國鐵、私鐵、トラックその他の交通運輸業を含む。

海運　船員、港灣、その他一切の船舶運輸を含む。

センイ　紡績、製糸、洋毛、織布メリヤス等を含む。

通信　全遞、國際通信等。

電産　發電、配電、その他の電氣工業を含む。

出版印刷　出版印刷、新聞、雜誌、放送等を含む。

土建　土木建築、木材、製材その他の木工業を含む。

食料　釀造、製粉、食品加工、菓子等の食料品を含む。

教育　一切の教育從業者を含む。

金融　銀行、生保、無じん等を含む。

映畫演劇　一切の映畫演劇の製作上演と興業を含む。

醫療衞生　一切の醫療衞生を含む。

官公職　一切の官公職を含む。

漁業　捕鯨、トロール、カニ工船その他の漁業勞働者を含む。

この外工場をもたぬ商事會社、デパート、商店、ホテル從業員

の勞働組合及現在農民の範疇に入つているが、將來資本主義化された場合の林業勞働組合等が考へられる。

職業別の協議會

なほ大産別單一勞働組合は鬪爭力を結集することは出來るが職種別の鬪爭あるひは團體協約はどうするかといふは問題、大産業別勞働組合の中に金屬なれば電工、鐵鋼等、化學なれば肥料、ソーダ等の別に協議會を組織し共同鬪爭することが出來る。又團體協約については同種事業別の資本家團體又は企業單位に大産業別勞働組合が協約すれば問題は解決される。

以上大産業別勞働組合の整理案は言ふまでもなく一つの大衆討議の課題であつて、こういふワクを造つて置いてこの型の中に總ての組合をはめ込んで行こうとするものではない。如何なる組織の産別組合が最も良いかは鬪爭の過程で決定されなければならない。

如何に組織するか

然らばわれわれはこの勞働組合の産業別整理運動をどう組織するか、その具體的方針を次のように提起する。

一、各地區で工場隣組等の運動を通じて産別、總同盟、中間、組織、未組織を問はず、總ての工場の勞働者を以て各産業毎に、例へば金屬産業勞働組合統一協議會の如きものを共同鬪爭の機關として組織する。産別傘下各組合の工場組織は、この組織活動の中心となつて精力的に活動しなければならない。又この運動を效果的に行ふため、産別加盟の同一産業の組合に所屬してゐる工場組織例へば金屬なれば機器、電工、鐵勞、車りよう等は特に密接な連絡の下にこの運動をしなければならない。

各組合の地方支部では地區と同樣全ての組合の地方支部、地方組合をもつて、地方的に各産業毎に、統一協議會を共同鬪爭の機關として組織するために精力的な活動をしなければならない。この場合關西地方の樣に大地方協議會に組織することも、その地方の事情によつては考慮されるべきであろう。然しこの場合は都道府縣の統一協議會の基礎の上に大地方協議會の組織されることが望ましい。

この地方的統一協議會の基礎の上に中央においても全國的に各産業別の統一協議會を結成するために産別さん下の各單産は精力的な活動をなすべきである。然し各地方協議會の結成が終るまで中央協議會の結成運動を行わぬというのではなく、地方組織を助勢する立場からも、中央において産別、總同盟、中間組合を含む各産業別の統一協議會を結成する樣努力すべきである。

これらの協議會の結成に際してわれわれは必ずしも合同を前提とした協議會ということを強く主張する必要はない。地方的地區的共同鬪爭の機關としての戰線統一となすべきであつて、この共同鬪爭を通じて一般組合員大衆は大産業別勞働組合結成のための無條件合同を理解するようになるのである。（中略）

最後に最も強調したいことは戰線統一の最大の要件は工場内における戰線の統一である。われわれの組合が工場内で分裂していては勞働戰線の統一は實現出來ない。第二組合の發生による工場内組織の分裂は、資本家の分裂政策によることはもち論であるがこの分裂政策を成功せしめる何らかの根據がわれわれの側にあるということを自己批判しなければならない。それは機械的なダラ幹排擊であり、眞に組合が民主的に運營されていず、組合が小數

幹部の獨善的意見によつて指導される場合に多く第二組合の策動を成功せしめるのである。われわれは勞働戰線統一を闘いとる第一段階として、民主的運營によつて工場内における戰線の統一をしなければならない。

この動きをもつとも早く且つ活潑にとりあげたのは金屬産業の勞働者であつた。

總同盟を含む全金屬勞働組合の無條件合同に關して云えば二一年十月の全日本機器結成大會に於て早くも滿場一致で決議してをり、二月闘爭後は全鐵勞、全電工も全國大會で決議を行い、日勞會議も支持を表明した。三月十四日、日立龜有で日勞、全船、電工、全鐵勞、電線、機器（總同盟缺席）が出席して金屬勞働組合統一懇談會が開かれ、全勞連にもちこんで總同盟えも働きかけることを決定した。三月末愛知縣では總同盟系を含む統一協議會が成立をみた。大金屬合同は年内に實現には至らなかつたが、着々實現えの道を歩みつゝある。

交通關係勞組の大産別合同えの動きは、五月十三日日通、國鐵、私鐵、都市交通等の各代表が集つて、全日本運輸交通勞働組合協議會を結成したのにはじまる。十六日には交通公社、旅客自動車が加わつて名稱を全日本交通運輸勞働組合協議會（全交運）と改め、目的として勞働戰線の統一と大産別組織のために相互連絡することをかゝげた。組織的にはまだ單位組合の自主性を認め、拘束力をもたぬ連絡協議機關とすることが決定された。

化學戰線の統一は八月一日化學勞働組合全國協議會（化全協）の結成でふみ出されたが、總同盟加盟の全國化學勞働組合は消極的協力以上に出なかつた。この協議會の戰線統一のための重要さをみとめ、育成發展するために、九州化學勞働組合連合會と全日本化學勞働組合は十一月十四日合同を行つて全日本化學産業勞働組合（約十一萬）を結成した。十に及ぶ業種別連合會、協議會も硫安勞働組合連合會を中心として組織化の方向を辿り、全化協の線を通じての統一にのり出している。

以上みた如く、大産別整理の方向も、業態別整理の方向も勞働組合組織の量と質の發展のために具體的闘爭から滲み出た産物であるといえよう。

全勞連の組織强化、特に拒否權の存在の適否に就ても秋頃より中立組合（全船・私鐵總連等）が活潑に强化を提案するが、これも年内には具體的効果としてあらわれていない。

參考までに廿二年末大會における産別、總同盟の組織方針をかゝげよう。

二二年十月の總同盟第二回全國大會で決定された組織方針

本同盟の組織方針は第一回大會で決定した産別單一組織の確立とこれが全國的同盟體の完成を基本とし、地方連合會を重視すると

とはゆうまでもない。すなわち大産業別組織の民主的中央集權としての總同盟體の實現こそは、勞働階級の主體的勢力を確立する所以と信ずるからである。さらに産業再建途上における諸種の變化に對應するためには、大産別組織の中において、重要業種別協議會の組織を促進することの必要を痛感する。

一方、地方連合會の活潑なる活動をはかるためには、地方産別の組織を積極的に行うことが重要であり、これと全國産別の單位組合との協力がより緊密かつ强力におこなわれなければならぬ。さらにこれらの組織外にある、小工場における勞働者組織のためには地方連合會こそ常にその中心となつて努力すべきである。なほ末端における活動の活潑化をはかるために、地區協議會の强化が行われなければならない。このような組織運動をすゝめるときにつぎのごとき不健全なる事實を見ることは甚だ遺憾である。すなわち、全國的同盟への參加を阻止するため、ことさらに中立を標榜したり、地方的會議體にたてこもらんとする勞働組合の存在である。これらの中には勞働組合を特定のイデオロギーによつて支配せんとするもの、或いは御用組合にとゞめんとするものなど誤れる意圖によつてなされつつあるものが多く、われらは斷乎としてこれらの傾向を排除せんとするものである。

近時勞働組合の青年部、婦人部の組織については、その經驗により種々研究と改善が行われ來つた。とくに青年部は二・一ゼネストを中心とした幾多の爭議においていわゆる「青年行動隊」として行つた活動にたいし嚴重なる批判が下され、青年部活動の重要性を示すと同時に一面青年部組織についての新たな認識が必要となつたのである。すなわち青年部が自主性と特殊性を理由に組合内に一區劃をつくることなく組合活動の全般に參加すべきことはゆうまでもないがとくにその純眞性と果敢な行動性さらにその犧牲的精神とにより組合の先頭的役割を果すことこそ主要な任務とゆうべきである。今後青少年勞働問題は益々重要性を加えるのであるがこれにたいしては常に深い關心をもち、急速にこれをとりあげその對策と解決に萬全を期すべきである。また婦人部は婦人としての權利を不當に壓迫していた過去の慣習を打破し、多くの桎梏から解放するとともに勞働婦人としての地位の向上をはからねばならない。このため當面婦人組合員の教育につとめより積極的に組合活動に參加せしめるべきである。

二二年十一月の第二回定期大會でできまつた産別の運動方針

中組織と戰線統一への指針

（一）「日本はどう動いているか」のなかで金融獨占資本を先頭とする資本家階級が階級としてまとまつて行動して、すべての働く大衆に犧牲をしいる「焦土戰術」で日本經濟をすつかりこわすようなやり方をしていることがはつきりわかつた。われわれはこれに對して、民族獨立のために生産復興鬪爭をやると云うことを大會でとりあげ、これについては組織を强く大きくしてゆき、戰線統一をすゝめることが一番必要であるという結論がでた

（二）我が産別會議は昨年八月につくられてから、うちつゞいた鬪爭のたかまりの時期に、わが國の勞働運動の先頭に立つて鬪つてきた。敗戰してからつぎつぎに高まつていつた鬪爭を勞働組合のすばらしい發展の程度に應じて、産業別に整理された勞働組合のどこからもさしずを受けない自主的な集りとして、最も民主的

なそして進んだ組合であることを、闘つて要求をかくとくすることによつて示しながら組合の運營に成功してきているのである。だから情勢におうじ闘爭の發展におうじて産業別勞働組合の原則に立ちながら、組合の組織を一そう強くしてゆかなければ、今日まで闘いとつた成果をまもることができないばかりでなく、こんどの資本の攻勢にそなえることはできない。

（三）　七月の臨時大會で共同の目的も實現するために共同で闘い産業別整理の原則にたつてすべての勞働組合の無條件合同をすゝめることが決議された。この戰線統一のやり方はどしどしすゝめられ、北海道、岩手、長野の諸地方では産別、總同盟、獨立という區別をのりこえて地方勞組會議が力強くつくりあげられ、化學では全日化と九化連（九州化學勞働組合連合會）が合同して産別に加わり、炭礦では炭協（炭礦勞働組合全國協議會）を單一組合につくりあげて炭礦勞働者の闘う力を增し、こゝでは全勞連の線で戰線統一をやることが實際にやられたのである。このことは今度の戰線統一にとつて大きな教訓であると共に、われわれの戰線統一のやり方の正しさを證明するものである。これらのことは大衆が闘うための統一を强く要求し、これを具體的に進めていることを物語るものであつて、いま組織勞働者のなかで一番數の多い獨立組合では戰線統一が必要なことが充分わかつてをり、總同盟の大衆もまた闘うことよりほかに自分たちの生活をまもりぬく道がないということを知りはじめている。このことはまた戰線統一の時機が熟してきていることを示しているのである。だから臨時大會できめたやり方をもつと具體的におし進めることこそが、さしあたつて一番必要なことになつてきた。今こそ戰線を一つにしなければ勞働者階級は焦土戰術の犠牲にされるぬきさしのならないせとぎわなのである。このときに右翼社會民主々義者、分裂主義者などがわざと勞働者をばらばらにしておいてたがいにかみあわせるためにつくり出したまちがつた考えである「固定した産別會議」をわれわれまでが考えることは統一のじやまになるのである。産別會議はすべての勞働者が大きくかたまつてゆくことができる幅の廣い組織であり、産業別單一組合の集りとしてすべての勞働者がつくりあげてゆくものである。いまわれわれは産業別に整理された勞働組合の集りである産別にはいつているとともに、獨立組合や總同盟の大衆といつしよに二・一闘爭の成果として生れた全勞連と云う組織をもつている。しかもこゝには全部の組織勞働者が集つているのでわれわれはこれを土臺に今こそ一歩前進しなければならない。

（四）　われわれは七月大會できめた「全勞連の機能を生かす」と云うことを充分にやつてきたとは云えなかつた。獨立組合は大部分の組合がやろうとすることでもたゞ一つの組合が贊成しないだけで全體が何で出來ないと云う（引用者註、全勞連規約七參照のこと）いまゞ全勞連のやり方に不滿で、全勞連を强くすると云うことを求めている。すべての勞働者が戰線の統一を求めている現在われわれは先にたつてこの戰線統一をおしすゝめねばならぬ。われわれは今までの無條件合同のやり方をすゝめてゆくために全力をつくして闘わねばならない。それは機械的に産別をこわしていまのまゝの全勞連の中へ産別がとけこんでしまうことでもなければ、産別が全勞連をのつとることでもない。産別が推進力となつて獨立組合や總同盟の大衆と共に全勞連を全勞會議にまで發展さ

せることである。だから全勞連を大きく強くすると云うことは、たゞ形態ばかりをいじるので終るのではなくて、この大會できめたすべての闘爭について力強く闘つて、その結果一層力強く闘えるような執行部をもつた全勞會議の形にまで高めていつて、ほんとうに戰線を一つにするようにしなければならない。

（五） この場合どこまでも、それぞれ産業別に整理された勞働組合を民主的に運營して、大きく強い單一組合をつくりあげることが必要である。大産別合同と云うことはますますよく闘える新しい組合を作りあげることである。戰線統一をすゝめるためには、中央から地方、分會までの全部の勞働組合の組織がこの方向に強くすゝむことが必要である。幹部の全部が統一のために努力しなければならないが、幹部同志の話しあいだけで成功するものではなくて、それぞれの地域で共同闘爭を力強く押し進めて下から作りあげることが一番必要である。だから金屬單産、金屬の企業連合體がこの秋の闘爭のなかから産別、獨立、總同盟を含んだ金屬共同組織をもつたことは戰線統一への一歩前進である。このようにしてあらゆる單産でも中央執行部から分會まで戰線統一のための委員會を實際の闘爭をやりながらつくつてゆき、統一を具體的に進めるようにしなければならぬ。こうして全國にわたる力強い單産組織がつくられ、戰線統一が進められる場合いま「産別のわく」と云われている小さな「から」はいつでも打ち破る決心をわれわれは充分もつている。又、われわれとしてはまだ勞働組合に組織されていない全國の勞働者が勞働組合をつくるようになるために、大企業の勞働組合や單産が働きかけて十分に協力し、産業別に整理できない場合には、實情にあうように合同勞働組合をつくつてでも全勞働者を力強い一つのかたまりにしてゆくことが必要であり、これと他の大産業別組合とのつながりを全勞會議でつくつてゆかなければならない。地方の組織でも以上のやり方と同じような態度ですゝむことが必要である。あらゆる地方の組織はどこからも指圖をうけない自主的な勞働組合組織であるが、産別組合全體とのつながりを考えて組織を強くするように育てあげてゆかなければならない。

（六） このことが勞働戰線を統一させるやり方で、資本家たちのまとまつた攻撃に對して勞働者階級の方も階級としてまとまつて全人民の大きな團結の先頭にたつて今やらなければならぬ生産復興闘爭を闘いぬき、日本を復興させるにはこれよりほかに方法がないのである。

以上のことをまとめると次のようになる。

1、各單産を大きく強くし、獨立、總同盟の各組合の大衆とともに、大産別に無條件で合同するために、せい一杯努力する。

2、各大産業別勞働組合を全勞連にまとめて全勞會議にまで發展させ、その下にすべての勞働者をあつめる。こうして世界勞連に參加できるようにしてゆく。

3、それにはまず地域闘爭などの共同闘爭を力強く押進め、總同盟やその他の獨立組合によびかける。

4、戰線統一のために「産別會議のわく」と云われている小さな「から」はいつでもうちやぶることを明かに示す。

（産別會議執行委員會編輯「産別會議はどう闘うか」より引用）

第二節　勞働戰線統一運動

今次の世界大戰を通じて勞働戰線は世界的規模で發展を遂げた。フアシズムに對する世界の民主々義勢力の闘いは、その偉大な成果の一つとして、從來分裂抗爭の歴史をくりかえし來たつたプロフィンテルン系とアムステルダム系の勞働組合を合同せしめ、世界勞働組合連盟を生み出した。第二次大戰中を通じて分裂から統一へという發展の流は世界の勞働戰線の基本的な傾向であつたが、ひるがえつて我が日本の勞働戰線は如何なる發展を示しているであろうか。

我が國の勞働運動は世界の過去の例に漏れず戰線内部において對立抗爭に終始し、終に太平洋戰爭突入直前組合の解散によつて運動は中斷したのであつたが、終戰後の勞働組合運動はまさに飛躍的な發展を遂げ、勞働大衆の戰線統一を求める氣運も亦次第にたかまりつゝある。しかしながらわが國の勞働戰線は、依然として產別會議、總同盟、日勞會議三者てい立の狀態にあり、統一はおろか尖鋭な對立すら固定化しているのである。むろん終戰後より昭和二十二年末まで幾度か統一の氣運に惠まれ、その度に僅ながらも發展を示したことは否定出來ない。

しかしすべての統一へのこゝろみはいずれも終局的には失敗に歸した。過去に於ける分裂の遺產は未だに繼承されているのである。

結果に於ては此の様な狀態にある終戰後の統一運動は、分裂の遺產をなげうつものこそは勞働大衆であることを明確に敎えている。我々はかゝる勞働大衆を基盤にした下からの共同闘爭の發展を充分に注目することが必要であろう。

次に終戰後の統一運動を便宜的に五期にわけて説明しよう。すなわち第一期は終戰後より、昭和二一年のメーデーを契機として線戰統一世話人會が結成され統一氣運が頂點に達した時まで、第二期は吉田内閣の保守反動的な勞働政策に對する反抗運動より、八月の總同盟、產別會議の創立大會に於ける統一問題に關する白熱的論議を中心とする時期、第三期は國鐵、海員の馘首反對のゼネストに始まる所謂十月攻勢とそれ以後の時期、第四期は二・一闘爭とその際ゼネストの爲に結成された全國勞働組合共同闘爭委員會を母胎にして全國勞働組合會議準備會の發足となり、全國勞働組合連絡協議會結成にいたる迄の時期、第五期は、全勞連結成以後二十二年五月二十九、三十の兩日にわたつて開かれた總同盟第四回中央委員會に於て決定された「戰線統一要綱」が、他の勞働組合にもちこまれて眞劍な檢討の行われた時期である。

一、終戰直後より二つの組織原則にのつとつた組合運動が別個に推進されて來た。すなわちその一は日本共產黨第四回大會に於て決定された「過去における組合運動の極端な分裂

の主因が、日本帝國主義と反動的改良主義の分裂政策にある」とし、「勞働者階級の陣營の分裂、或いは分裂を導く如き一切の勢力と政策は斷乎として、且つ系統的に闘い、その階級的利益のための勞働者階級全體の統一、特に勞働組合運動の統一的再建のために奮闘する」という原則によつて指導された關東地方勞働組合協議會であり、その二は、總同盟第一回大會で決定された「勞働戰線の即時統一の不可能な原因は、日本共産黨の非友誼的態度と、産別會議派の中に巣喰う一部極左分子の無責任なる分裂主義」にあり、「御用組合組織の陰謀とさらにこれに便乘する左翼小兒病患者の分裂政策を粉碎する」という原則にのつとつている總同盟とである。

勞協と總同盟の對立を緩和し、統一を促進するため、種々のこゝろみが行われ、殊に東交、都從、東急等の十組合は二一年三月二日、勞働組合戰線統一促進會を結成して兩者の統一をはかろうとしたが失敗に終つた。このような統一の氣運は、その後幣原反動内閣打倒人民大會(四月七日)、メーデー食糧メーデー(五月十九日)等一連の運動を通じて頂點に達した。勞働者の利益を目的として團結の威力を示すためのこれらの諸運動の共同の準備活動殊に世話人會の活動に於て、總同盟、産別會議準備會、關東勞協の間にしばしば懇談を重ねた結果、次第に統合論が擡頭するにいたつた。かくして更に戰線統一促進世話人會をつくつて、勞働戰線の統一と社共兩黨を中心とする民主々義戰線の結成のために活動したのであるが、組織論をめぐり意見が對立すると同時に、食糧メーデーを機會に發せられたマツクアーサー元帥の「無規律な暴民デモに對する警告」によつて情勢が變化し、戰線統一の氣運もやがて消え失せてしまつたのである。

二、勞協、總同盟の對立は依然として續いていたが、二十一年二月九日に最初の産業別單一組合として全日本新聞通信勞働組合が結成されたのを契機に、全日本鐵鋼・全日本印刷出版等の産業別單一組合が續々と結成された。これらの産別組織は勞協が母胎となつて居り、事實上勞協系の組合が指導したものであつた。このような産別組織は、その後全日本新聞通信勞働組合の主唱によつて産業別勞働組合會議準備會に結集した。

折しも進歩・自由兩黨の結合した安定勢力の上に立つた吉田内閣はその成立早々「社會秩序保持に關する聲明」(六月十三日)を發表した。その内容となつているのは次の三點である。(一)社會秩序を脅かす惧れのある大衆運動の取締り、(二)生産管理は正當な爭議行爲と認めず、(三)資本家の生産サボに對しては生産命令又は第三者への委託經營の措置をとる。この聲明によつて資本家陣營は一齊に態勢をとゝのえ、勞働者に對する反擊に轉じてきたのである。續いて吉田内閣は勞働關係調整法案、及び軍需補償打切りに伴う再建整備に

闘する諸法案を發表した、前者は官公吏の罷業禁止と公益事業の爭議に三十日の豫告を義務ずけたものであり、罷業彈壓法の色彩をもつたものであつた。後者は擬制資本の打切りと企業再建のための大量馘首を豫知せしめ、國鐵に於てはすでに大量整理案すら發表されていた。かゝる積極的な資本の攻勢に對して勞働組合は共同戰線をちやくちやくと整備し、七月十五日には産別、總同盟、官公職協議會の三者合同によつて勞調法反對のデモを組織するにいたつた。つづいて全日本鐵鋼勞組では八月五日を期して戰後初の二十四時間ゼネストを決行し、又日本機器勞組、日本印刷出版勞組は國鐵と同時に一日ストを決定した。かくの如き共同闘爭のもりあがりは八月二日の勞農大會となつて結實した。此の勞農大會は産別總同盟をはじめ日本農民組合も參加し、政府並びに資本家の攻勢に對して反對の示威を行つたのである。この一連の共同闘爭は一時對立狀態にあつた産別會議と總同盟の間にふたゝび統一への氣運を呼び起し、八月にひらかれた産別、總同盟の大會に於ても統一問題が白熱的に議論された。

産別會議の結成大會に於ては戰線統一の問題について一部には無條件合同論が主張されたが、大勢に於ては「現段階では首切り反對、勞調法反對、世界勞連への參加等の共通點で共同闘爭を展開し、徐々に合同の方向にもつて行く」ことが決定され、中央集權（産別）か、共同闘爭の協議機關（總同盟）かという組織論の違いも共同闘爭を通じてのみ克服されることが强調された。一方總同盟は反共を固守し、今後の目標として「健全なる勞働組合主義に則り、全國的産別組織と府縣連合會の確立を圖り、主體的力の結集に邁進する」ことがあげられ、戰線の即時合同は時期尚早であるとしている。かくして勞調法反對の運動を通じて、前進したかにみえた勞働戰線も何等の結實をみずに終つた。しかしながら産別會議の戰線統一の闘爭方針である共同闘爭を通じて統一への方向はその後も推進されつゝあつた。

三、八月に入つて政府の整理案の具體的な發表があつたのに對して國鐵・海員の勞組は、馘首反對の要求を揭げて闘爭に入つた。これを前哨戰として、失業の不安と生活の脅威にさらされた産別會議の各單一勞組は最高闘爭委員會を組織し十月攻勢を强力に推進することゝなり、先ず新聞通信勞組を先頭に爭議の幕は切つておとされた。この産別會議の闘爭に對し、産別會議からしばしば闘爭協力方の申し入れを受けた總同盟は經濟主義の立場から、最初は傍觀的な、時には排擊的な態度をすら示した。すなわち國鐵ゼネストに對しては八月三十日、又産別會議の十月攻勢に對しては十月十二日夫々聲明書を發してゼネスト反對の態度を明らかにした。（註）

註　總同盟原總主事談（讀賣、二一、十、十二）　ストライキは必ずしも勞働者が希んでいるものではない。勞働者の全要求を貫徹

する最後の手段としてのみ行うものだ。利益の公平な分配とか經營協議會が完全に實施していないのに政治ストを行うのは自壞作用であり、自殺行爲だ。總同盟はこのような產別の政治ストには斷乎反對する。彼等は今後も十月攻勢、二月攻勢としつこく波狀攻擊を行うであろうが、今回の新聞ゼネストの失敗と同樣、輿論の支持を失い失敗するであろう。（後略）

しかしながら鬪爭の發展とこれによる勞働者陣營の全面的昂揚は次第に總同盟傘下の組合に波及していつた。すなわち總同盟傘下で最も戰鬪的な全國金屬勞働組合は總同盟の他の單一勞組に率先し、十月二十二日越冬攻勢の指令を發し、續いて大阪交通勞組が關西でゼネストを敢行した。全國金屬をしていちはやく越冬攻勢に赴かしめたのは產別會議の鬪爭が賃上げ團體協約の面で相當な成果をあげたことが大きな原因であろう。總同盟本部は之に關し「產別會議の組織した澎湃たるストライキの波により激成された勞働不安と地方政治的迫害の暴威が身近くせまつてきた結果である」と說明している。

十一月四日終に總同盟も中央委員會を開き、統一鬪爭目標を明示し全國的に「越冬攻勢」を指令した。總同盟の越冬攻勢がその鬪爭手段に於いて產別のストライキ偏重に對し極力これを避けんとする相異はあるが、それは從來の傍觀的態度を一擲したものといえよう。この總同盟の動きは更に電產、教員組合の爭議により强化された。電產爭議はその鬪爭の組織力、粘着力、その要求の科學的基礎に於いて史上特筆に値するものであつたが、これに對する政府の政策は極めて反動的（低賃銀政策、彈壓政策及び中央勞働委員の調停案に反對の態度）であつたことは痛く勞働者側を激昂せしめた。總同盟系では先ず全國金屬勞組が十一月八日內閣打倒を決議、ついで全國化學勞組がその結成大會で同一の擧にでた。それは終に總同盟全體を動かし、十一月十一日總同盟では中央常任委員會は次の如き聲明書を發し吉田內閣退陣を決議するに至つた。

聲　明

電產爭議調停に關する中央勞働委員會の裁定に關し、政府は反對聲明を發したが、政府自ら任命せる委員會に對し不信任を表明することは、正に政府政策の破綻である、產業復興の能力を缺き、產業不安を解決できない吉田內閣は退陣し、勤勞大衆の民意を反映せる新政權の出現を待望する。

かゝる總同盟の態度は最初の產別の十月攻勢の鬪爭目標と一致したものであり、これは現實的に共同鬪爭の機運を著るしく釀成したことは否定出來ないことであり、それは發展して十二月十七日の兩者の「吉田內閣打倒國民大會」へと結實したことは衆知の通りである。

かゝる兩者の動きの裡に戰線の統一の問題が再燃したこと

は當然であつて、先に（十月二十五日）結成をみた日勞會議の目標もこゝにあつた。然し統一問題が急角度に展開をみるに至つたのは電産爭議の末期に於いてであつて、勞働者の要求が政府の政策と衝突するに至つたときであつた。今その具體的なものをみるに、先に十月二十五日産別傘下の全日本機器勞組はその結成大會で總同盟、産別の無條件合同を決議し双方にその申入をなしたが、更に産別會議も十一月十一日總同盟に無條件合同の申入れをなすに至つた。それに對し總同盟の回答は「闘爭激變主義を持ち込む共産黨のフラクション活動を排除すべし」として申入れに應じなかつた。ついで十一月十五日全日本新聞通信勞組は産別會議の要請により産別總同盟及び日勞會議に對し、即時無條件合同の申入れを行つた。これに對し總同盟は原總主事から「今すぐには無理だが二大組合の懇談會を開き統一の機運をつくりたい」旨の返答があつた。そこで十一月二十日三者の懇談會が新聞勞組の司會で開催された。會の空氣は各組合の歴史的條件とその基礎とする政黨との關係より極めて複雜困難にして、その妥結は容易ならぬことを知らしめた。次に三者の態度及び日勞會議の呈示せる條件は次の如し。

◇總同盟――終戰後、組合運動は總同盟一本ではいけないとして産別會議ができた、そのいきさつを無視して、いま急に無條件で合同しようというのは、産別側の反省なしにはむずかしい。共同闘爭をしている、

◇産別――現場では總同盟と産別が隨所にあり、そのためなら産勞働者の利益のため無條件合同に賛成でやまになるならいつ退別組織を解體させてもいゝし現幹部がじ陣してもいゝ。

◇日勞――合同のさまたげとなる要素を究明するため、まず暫定的な合同連絡會を作つてはどうか。

日勞會議の條件

一、産別は三ケ月前の創立大會で合同案を否決した、その決議との關聯を明かにすること。

二、全國機器および新聞放送が總同盟並に組合會議に無條件合同を要求してゐるがそれよりもまづ産別の中央部に提出すべきである。

三、産別の中央機關を差し措いて闘爭委員等が無條件合同を他團體に提議するのは妥當ではない。

四、第一に産別は大會を開き前の合同反對の決議を取消し全組合員納得の上で提議すべきである。産別が常に一部少數者によつて專斷的にことをなすが如きは交渉を受ける團體にその誠實性を納得せしめない。

五、無條件合同を提議するものは謙虚でなければならない。少くとも相手方がどのやうな條件を出しても自分の方は一切の條件を付せず合議する用意を要す。その用意なく無條件合同のマヌーバー（策動）は對立を激化するのみである。

六、眞に合同を達成せんと欲するならばむしろその成立し得る具體的條件を考究提案すべきである。

かくして産別會議から提起された無條件合同は、總同盟幹部の時期尚早論によつて排撃され、結實をみることなく終つたのである。

四、二・一闘爭は最初國鐵、全遞、全官公、勞協等の五團體で結成された全官公廳共同闘爭委員會から出發したが、その後、全財、大藏三現廳等七組合の參加をみて文字通り全官業勞働者二六〇萬の大衆の闘爭力を結集したのであつた。此の共同闘爭は全組織勞働者によつて强力に支持され、産別、總同盟、日勞會議、中立等あらゆる組織勞働者は全國勞働組合共同闘爭委員會（全闘）を結成して吉田内閣にせまつた。かくの如き大規模な共同闘爭は、日本の勞働運動史上類例のなかつたものであり、全勞働者に團結の威力を教えたものであつた。此の共同闘爭を通じて戰線統一の氣運は急速にたかまつたのである。二・一ストの禁止によつて全闘も解散したが、此の共同闘爭を通じてたかまつた勞働者の統一への意慾は、全闘の解體に甘ずることができず、新に戰線統一機關を設けることに滿場一致決議し、二月三日、全國勞働組合會議準備會が結成された。此の全勞準備會には總同盟をのぞく全闘參加のすべての勞働組合が參加した。總同盟の不參加の理由は次の通りであつた。

「全闘は二・一ゼネストの責任を負うべきで、全闘と同じメンバーで全勞會議をつくることには不賛成だ。戰線統一の問題は、昨年末にできた全國勞働組合懇談會（全勞懇）から出直すべきである」

かくして總同盟不參加のまゝ發足した全勞準備會の主要な仕事は、總同盟の引き入れ工作、世界勞運歡迎準備會、選擧對策の三つであつた。

總同盟が全勞懇に於てならば各團體との一致點が見出せるとの見地に立つていたため、全勞準備會は勞懇を召集して總同盟の眞意をきくことになつた。その結果二月二十四日に再び勞懇を開催し、組織に對する日勞案、總同盟案、産別案をそれ〳〵説明した。

日勞案

1、連絡協議機關とする。

2、構成は全國的連合體、全國的産別組合（企業別連合體は參加させない）

3、自主性尊重、決議は全會一致、拒否權承認

全會一致をみない場合は賛成團體で機關と別個に共同行動をとりうる。

自主性を亂す如き命令系統をもたぬこと

決定の具體化は參加團體の機關を通じて行う。

4、地方組織

地方地區に中央に準ずる機關ができることを希望する、但し地方事情により伸縮性を與える。

地方組織から中央へ代表を送つて機關をつくらない。

5、專門部は設けない、必要に應じて委員會を設ける。
6、事業（當面やらねばならぬもの）組合統一、產別整理を研究促進させる委員會、勞働關係法規委員會、爭議應援委員會
7、委員會は機關の一部である。
8、非民主的フラクション活動を愼む。
責任の所在の不明な提議指令をしないこと、集團的威力により一方的强制をやらぬこと、友ぎ團體所屬の個人に對して個人的ヒボウをなさぬこと、批判糾彈は所屬の機關を通じて行うこと不法ヒボウに對しては審査委員會を設けて事實無根の場合はヒボウ者を階級カク亂者として糾彈する。
ヒボウ侮べツは個々の組合員がやるので仕方がないという態度を改めて組合員にその樣な行爲をやらぬよう敎育する。
9、幹事會、大會を持つ、書記局をおき二、三名の專任者をおく

總同盟案

1、名稱　全國勞組連絡委員會
2、自主性　實勢尊重
3、共通問題に對する共同行動
4、地方組織は自主的たること
5、全勞を解體する（全勞自身で態度をきめてほしいと訂正）
6、事業は委員會で必要と認めたものを行う
7、大會はもつ必要がない、各團體で趣旨を徹していさせればよい
8、他は日勞案に贊成

產別案

1、根本的態度の相違をみとめた上で日常の問題解決に手をつないで共同行動をとる
2、勞働組合の自主性をみとめた協議體、行動の一致を求める
3、全國的結合
地方末端までつくる、但し自主的な組織であること
4、ヒボウ、侮べツ
民主的運營に力點をおき細い規定はやめる
5、全國的會合が必要である
6、勞働者は一つであるということを具體的にふみだす會議であること

その後產別會議は如何なる讓步をしても總同盟を引き入れた組織をもつべきだとの見解に達し、終に全勞準備會を解體して、總同盟、日勞會議の提案を全面的に受けいれ三月十日全國勞働組合連絡協議會が正式に發足することになつた。

全勞連は總同盟の提案によつて、參加組合の自主性を尊重し、參加團體の拒否權をも認めている。從つて全勞連は極めてルーズな連合體であり、眞の意味での戰線統一からはほど遠いとは言いながら、從來難航をきわめた戰線の統一にとも角も第一歩を踏み出せたことは、大きな收穫であつた。全勞連の活動はその組織の弱體性から種々の制約を受けたが、片山內閣の業種別平均賃銀の策定について、勞働者側の意向をとりまとめるために大きな役割を果した。ともあれ今後の統一運動が勞働者の旣設陣地である全勞連强化の方向で促進されることは充分豫想される。

五、從來產別會議から總同盟に對して屢々戰線統一の申し

入れが行われたが、總同盟幹部の一貫した反共方針と時期尚早論によつてその都度が解してきた。二・一闘爭後勞働運動に轉換を示し、特に四月選擧以後そのような轉換が産別會議の自己批判として明確化された。五月二十九、三十の兩日にわたつて開かれた總同盟第四回中央委員會は、産別會議の自己批判を檢討したのち（一）全勞連を中心とする統一は不可能である。（二）戰線統一は産別會議、日勞に加盟していない無所屬中立組合に働きかけ、（三）全勞連とは別個に全國協議會をもつという基本方針のもとに、次のような戰線統一の基本的要綱を發表した。

戰線統一の要綱

一、今日の經濟的危機が民族危機の段階に移りつゝあることにかんがみて、全勞働組合はその組織力を發揮して經濟危機突破の實現に努むべきこと。

二、勞働階級を犠牲とする經濟復興政策と闘い、企業經營並びに産業統制機構の民主化を圖ると共に、勞働法制の確立を通じて勞働生活條件の向上を期すること。

三、勞働者大衆の間に今日の危局の性質と正しい闘爭方法について宣傳し、出來る限りストライキを避けて交渉戰を重視すべきこと。

四、企業整備を强行しようとする資本の攻勢を防禦して、經濟復興の途を打開するために勞働組合の民主的運營、幹部公選、青年幹部の登用、並びに國民の指導階級たるの矜持と意識との涵養に努むべきこと。

五、政黨と勞働組合とは各々獨立の人格であり、勞働組合は政黨的中立の原則に立つものであるが、日本社會黨が無血革命推進の中心勢力であり、且つ政治權力に登場した今日、日本社會黨と勞働組合とは、極めて緊密なる協力關係に立つべきものなること。

以上の提案は、あらゆる勞働組合にもちこまれ大衆討議されたが、種々な點で不明な點もあり、具體的な反響はあらわれなかつた。

しかしながら從來とかく戰線統一に受身な態度を持しきたつた總同盟が獨自の統一要綱を發表したことは特に注目にあたいするのである。

以上終戰後の統一運動を概觀したが、上からの戰線統一の企圖が、常に失敗しているのに反して、下からの共同闘爭を通じた戰線統一は、徐々ながらも着實に歩を進めつゝあることを見ることができる。將來に於ても下からの統一運動は更に前進することは疑いないが、しかしながら、組織化した資本の攻勢は、勞働戰線の分裂と、御用組合の育成を、その主要な勞働對策としてもち、それらの對策は一層おしすゝめられようとしている。業種別平均賃金策定の際はつきりあらわれているように、政府及び資本家は、今後あらゆる問題について如上の對策をもつて勞働戰線にくさびをうちこむであろ

ろ。從つて勞働戰線の統一の前途も多くの困難性にはゞまれているのである。

第三節　産業復興運動

戰時中再生産過程を無視した軍需生産への生産力の集中は日本資本主義の體制的矛盾を一層深化させた。敗戰後かくの如き矛盾は、領土の縮少、生産設備、生活資料の破壞、賠償設備の撤去等の條件の加重により、まさに大破綻の樣相を呈するにいたつた。又戰時中生産力の極度の破壞にもかゝわらず、戰爭遂行のための臨時軍事費や軍需金融を中心に尨大に蓄積された擬制資本は戰後急速に顯在化し、インフレーションの根本的な原因となつた。このような狀態に對處して政府は二十一年二月に新圓發行、手持現金の制限、會社における原材料の封鎖拂制、その他の金融措置を實施したが、いずれも拔本的解決とはならず、殊に軍需補償の打切りは時期を失して妥協的な解決におわつた。むしろかゝる政策によつて銀行資本の支配力は增加し、財閥解體によつて一應その存立の基礎をうばわれた金融獨占資本の再編の過程が踏み出されたのである。しかしながら生産は擴大の方向に向うどころか、縮少の一途を辿り、昂進するインフレーションは生計費を高めて勞働者を窮乏のふちに追いやることになつた。再建の意慾にもえる勞働者は如何なる方策をとろうとしてそのやうな問題につきあたつたか？

このような狀態におかれた勞働者の最低生活を確保するための賃金値上げの經濟的要求はそれ自體、はたらけるだけの賃金を保障しろという意味に於て生産的な意味をもつていたことはいうまでもないが、勞働者の生産意慾を更におしすゝめるために「生産管理」という特異な爭議手段が用いられるようになつた。このような爭議手段の採用は、當時の資本家の生産サボに對抗する意味をもつものでもあつた。同時にこの「生産管理」は、生産の再開という社會の現實的要請にもこたえ、最初は成功裡に闘われる場合が多かつた。又「生産管理」の成功的事例は勞働者に對して多大な敎育的效果すら與えることができたのである。すなわち勞働者は「生産管理」を通じて、みずからが生産を組織する能力をもつていることを明確に自覺する效果をもたらした。しかし「生産管理」の闘爭は、資金資材不足の事態に直面し、生産管理の完遂を困難にしたばかりでなく、あまつさえ吉田内閣の「生産管理」否認の聲明によつてこの闘爭は全く下火になつたのである。

以上のべたような過程を辿つてすゝめられた産業復興運動はその後の發展において二つの主流にわかれている。

この二つの主流を明確にしたのは昭和二十一年八月に相前後してひらかれた産別と總同盟の大會である。すなわちこの二つの大會で、それぞれの立場から産業復興運動の方針が決

定され、爾後二つの方針にそつて運動が推進されてきたのである。

先ず總同盟では五月廿七日、廿八日の擴大中央委員會において産業復興運動の具體的活動指標、組織活動指針として次のことを決定した。

目標

刻下の生産危機を克服し日本産業再建の具體的實績をあげるため(1)勞働組合の企業參加を促進し勞働階級の創意と協力とを通じて「産業の民主化」と全産業的國家的「計畫經濟」への具體的前進を圖ること、(2)そのためには勞働協約に基く經營協議會を基礎とする中央機關を創設すること

具體的活動目標

(1) 勞働運動の普及徹底、勞組の企業參加の促進
(2) 生産增强運動、企業經營の合理化、民主化の方向
(3) 一切の死藏資材の活用、資材の偏在是正
(4) 基本原料資源の開發並に輸入捉進
(5) 工場實情、特に生産能力、設備材料、勞働力等の自主的調査
(6) 生産アナーキーの打破、計畫生産に基く重點生産、資材の重點配給の强行再編成
(7) 資材及設備の地方ブロック間の交流
(8) 接收工場企業並に休廢止工場の轉換と失業對策
(9) 計畫經濟に基く日本産業機構の根本的再組織
(10) 勞働者、技術者及職員の技術教育運動
(11) 勞働階級の生産意欲の昂揚運動
(12) 商工省統制會、諸官廳、その他營團の民主化運動
(13) 食糧の重點配給、その他待遇の改善
(14) 一切の封建的制度と勢力の打破
(15) 中央地方の「産業復興會議」の確立

組織活動指針

1、組織單位を經營協議會とする。卽ち勞働協約による經營者と勞組代表の機關を單位とする。
2、總同盟地方組合主催で召集された機關が作られる、必要ならば産別委員を作る。地域は實情に應じてやること。
3、地方産業的又は府縣別規模のものは總同盟の地方聯合會が主催して工場企業者團體、關係官廳、並に學識者を召集する。
4、中央と地方、小地區と工場、これらの各段階の組織は同時的にドシ〳〵と提唱され始められることが必要である。
5、これらの運動は勞組のイニシアチブをとつて進めなければいけない、少數幹部だけの運動としてでなく、常に大衆行動によつて裏附けて行くことが大切である。
6、この運動は先づ地方的な勞働者大會の形で强く廣汎な勞働者の處で宣傳され、社會的反響を呼ぶやうに計畫されると同時に祖國再建を志す凡る社會層の大衆、並に企業家、學識者をこちらの陣容に引きつけることが大切である。
7、この運動は日本再建のため寸刻を爭ふ。それ故に各組合は卽刻機關に移して具體的な一歩前進をはかられたい。
8、資料の配布、地方的成果や中央機關の活動などを宣傳し交換すること。
9、日本農民組合の提唱する「肥料及び農機具增産適配運動」は

本運動と全く一致するものである。それ故この運動を全巾的に支持し、この運動を我々の全産業的運動と結びつけるやう活動すること。

10、航空機關係接收工場の對策及び現下の變態的な失業者大群を完全に就業させるために特別な對策委員會を設けることが必要

この決定は八月の總同盟全國大會で正式に確認され、かくて總同盟は獨自の運動を展開することになつた。この運動の具體化にあたつては勞働者のみの運動とせず、勞働者を中樞として廣く關係者の協力が必要であるとの見地から十月二十六日總同盟主催で經濟同友會、技術連盟、商工農林省、官公職組、各勞組等の參集を求め、打合せ會を開催、名稱を「經濟復興會議」と決定し、各界より準備委員を選任して運動の具體化への第一歩を踏み出した。爾來總同盟のこの呼びかけに對して最も積極的な反響を示したのはかねて産業界における進歩的中堅企業家の集りと目されていた經濟同友會であつた。そこで十一月四日兩者の會談において、基本條件として勞資はあくまで對等の立場で協力する、互に經營權と勞働權とを確認すること、産別會議に對しては本運動の全體性にかんがみて絶えず連携を保つことを申し合せ、その後日本勞働組合會議の參加を見、爾來三者の間に協議を進めてきたが、十二月六日總同盟、日勞會議及同友會の主催で「經濟復興會議第一回準備委員會」を東京の東洋經濟ビルに開催、結成聲明書、基本方針及暫定規約等を決議してその構想を明らかにした。

經濟復興會議の基本的性格としては、各經營協議會に重點を置く點が指摘される。すなわち運動の基本方針の中には「經營者ならびに勞働者の民主的協力の觀點から、勞資問題をめぐる紛議については、極力經營協議會その他民主的機關の活用による相互の忍耐づよき交渉によるべく努力する」ことがうたわれているが、このことは總同盟の闘爭方式である「直接的ストライキの方法を極力回避して、場面の重點を經營協議會にうつし、法制にうつし、政治闘爭にうつす」という方針と全く符合しているのである。

産別會議は經濟復興會議參加のよびかけに對し次の點を強く主張した。

一、經營協議會に勞働條件の決定權を與へることは勞働者の團體交渉權、罷業權を事實上無視することになり、スト封じのための勞資休戰の機關となるから、經營協議會に最後の決定權を與へるべきでない。

二、勞働者は獨自の産業復興原案を樹立し、各經營に復興委員會を組織し、それを産業別に中央に積みあげて全體的統一として産業復興會議を持つべきで、經營協議會と同性質の經濟復興會議では産業報國會式のものにすりかえられ、高能率、高賃金のスローガンも事實上勞働强化を意味するようになる。

三、勞働者の復興運動の一場面として資本家との協議を要するが

その際にも勞働者は獨自の原案をもつて資本家の原案と對照し條理をつくして研究しあつて、意見の一致したところは協同してその實現をはかる。經營協議會或は同友會の唱へる經濟復興會議の如き組織は産業復興協議會といふべき討議の舞臺とし決定機關とはしない。

四、中小商工業者は獨占資本と官僚統制によつて壓迫されながらも産業復興の意慾がみられるから充分援助せねばならぬ。又全産業の復興にとつて農業の復興に特に重視しなければならない。農民の當面の要求を取あげ農民と手を結ぶことが大切である。同友會案にはこの點がかけている。

その後産別會議と同友會との間に數次の交渉がつゞけられたが、結局次の覺書をとりかわして産別會議は參加することとなり、これによつて當初の基本方針は變更されることになつた。

了解事項覺書

一、この運動は全國民大衆の生活安定と向上を達成するために組織された勞働者、經營者を中心として中小商工業者、農民など廣汎な生産從業者によつて展開される經濟再建の自主的國民運動たること。

二、この運動は産報的勞資休戰運動にあらざること。

三、經濟復興の両では經營權と勞働權とを確認して勞資相互の立場を理解し、對等の立場で自主的に協力すること。

四、勞働組合の罷業權を確認すると共に勞資の意見對立についてはできるだけ議をつくして協議による協定の實現をはかり急速なる經濟復興を推進すること。

産別會議は更に左の如き聲明書を發表してその立場を明かにした。

一、産業復興の實效は會議などによるだけではなく、ストライキその他の大衆運動を背景として期待できる。

二、勞働者の主體性と獨創性が運動の基礎でなければならない。そのため産別、總同盟、日勞會議等の枠を越えて下から積上げた勞働者獨自の運動と組織の實現に努力する。

三、産業復興は經濟運動に止まらず、政治運動へ展開が豫想されるが、われわれは積極的にこれを推進する。

かくして昭和二十二年一月十八日産別會議、日産協を正式に加えて擴大創立準備會を開催、二月六日創立大會を擧行するはこびとなつた。こゝに種々の底流を含みつゝも、ともかく經濟復興會議は經濟危機突破のための國民運動として發足することになつた。

經濟復興會議を中心にした運動の流とは別に、産別系の勞働組合を母胎にした産業復興運動が、早くも二十一年の七月二十九日の「産業復興石炭會議」の結成となつてあらわれていた。すなわち敗戰後の經濟危機は基礎産業たる石炭産業に集中的に表現され、昭和二十一年度の出炭目標二三、〇〇〇トンのうち四—六月の實績は九六%に過ぎなかつた。その結果として鐵道、船舶、鐵鋼、硫安、瓦斯、肥料をはじめとして、全般にわたる産業循環は全く麻痺狀態に陥つたのである。

かくの如き狀況において産別會議傘下の全日本炭礦勞働組合（全炭）他八つの勞働組合を中心に廣く民主的技術者、科學者、及び中小商工業者、生産に熱意をもつ産業資本家を結集して、下からの産業再建方式の原則のもとに、二一年七月二九日に「産業復興石炭會議」の結成準備大會が開催された。本會議の目的とするところは「現下日本經濟再建のための根幹をなす石炭の生産・配給・輸送に關し全勤勞者の積極的意慾にもとづいた建設的施策の立案ならびに實行（同會議規約第二條）」することにある。次いで八月廿日全日本産業別勞働組合會議結成大會第二日目に、全炭の津々浪書記長から次の如き産業復興の具體的方針が提案され可決された。

産業復興の具體的方針

一、先づ目的と組織を勤勞人民及中小商工業者の生活安定を目標として賠償の許す範圍まで全産業を綜合的に引上げるやうな産業復興年次計畫を立案する。

二、産業復興計畫を立案するために勞働者と科學者と科學技術者とを以て構成する産業復興會議をつくる。

三、産業復興は勞資同比率の産業復興委員會によつて行ふ。

四、具體的方針　生産材部門と消費材部門との均衡ある産業再建計畫であること。

五、勞働の生産性を高めるため高度の機械化、生産工程の合理化及び安全裝置の全面的採用。

六、勞働時間の短縮、交替制の採用、その他勞働條件の改善。

七、厚生施設、文化施設、娯樂施設を生産施設の一部として建設すること。

八、低賃銀勞働力による輸出工業の排撃と、高度の科學技術に基く工業の建設。

九、原料産地に接近して工業を綜合的計畫的に建設する。

十、現地資源の徹底的活用による産業の積極的建設。

十一、失業勞働力、潜在的過剰勞働力の徹底的計畫的且つ生産的活用。

十二、農業、土木、特に干拓、利水、治水、灌漑、開墾の積極化

十三、土木事業の機械化とその勞働組織の近代化。

十四、土地所有の民主化に基き貧農並に中農による農業の集團經營化と農業機械化及多角經營化。

十五、民主工業としての新工業の建設。

十六、住宅建築の大量化規格化及び集團化住宅の建設とそれに伴ふ資材、副資材工業の綜合的確立と資源地への建設。

十七、交通系統の整理と再建、鐵道路線の新配分。

十八、交通輸送技術の近代化。

かくて十月闘爭のさなか十月七日に「産業復興會議」が結成されたが、本會議は先の「石炭會議」の發展的結實であり參加者は産別系の全炭、電産、化學、日通、新聞等の單一組合のみならず、中立系の國鐵、海員、總同盟系の關東繊維勞組協議會も參加し、廣汎な産業民主戰線として結集することになつた。

かくして上述した如く「經濟復興會議」と「産業復興會議」

とが併立した形で産業復興運動を展開したのであるが、兩者の構想と方式には基本的な差異のあることを注意しなければならない。すなわち「經濟復興會議」が、勞働權と經營權との間に明確な一線を劃しつゝ、勞資の協議機關である經營協議會を最大限に利用して勞資の協力體制をとゝのえて經濟復興を推進してゆこうとするのに對して、「産業復興會議」は勞働者、農民を主軸として中小商工業者、知識階級、戰災者引揚者を加えて勞働者的な復興方式を計畫し、その實行を政府及び資本家に要求する共同闘爭機關であると同時に産業民主戰線の結成という意味をもつのである。

「産業復興會議」の基本的な理念はその後二・一闘爭の際に「人民の手による復興」というスローガンとなつて明確におし出された。このスローガンが宣傳的な或いは啓蒙的な役割をもつた事は事實であるが、勞働組合の各職場の末端にまで浸透せず、各職場がみずからの復興案をかゝげて闘爭する段階にはいたらなかつた。むしろ「ゼネストこそは生産復興の武器である」という見解が強く、産業復興闘爭放棄の傾向すらあらわれたのである。

しかし二・一闘爭以後「企業再建整備法」の施行を契機に企業整備が具體的實施の段階に入り、それにともなつて首切勞働强化、工場閉鎖等の一連の政策がおしすゝめられてきた。かくの如き資本家的復興方式の進出に對してはもはや從來の單なる生活權確保の賃上闘爭をもつて對抗することは不可能であり、更に勞働者の立場からする産業復興の對策を具體的に下から組織的な力でおし出して闘はねばならない事態にたちいたつたのである。かゝる事態にあつて各産業で地域的に各職場から具體的な産業復興闘爭が全面的に展開された。殊に電機工業、機器、鐵鋼、炭礦、化學、造船等に於いて活潑であつた。これ等の産業に於ては、いずれも經營内における端初的な要求から出發し、この要求を貫徹すべく、障害を一歩一歩つき破つてついには廣汎な闘爭にまでおしひろげた場合が少くなかつた。こうした端初的な要求は、勞働者個人個人の要求と結合し、この大衆的な要求の綜合が産業復興闘爭にあつみとはゞとを與えたことは否定出來ない。しかし一般にこの産業復興闘爭は多くの點で困難性をもつものである。それは次の諸點にあると思われる。

一、産業復興闘爭が資本主義の體制的な危機を基盤として居り、克服すべき矛盾は非常に根深いものがある。

二、産業復興闘爭に要すべき物資の絶對量は不足している上に、設備、資金、資材は全部資本家の所有するところであり、その配給は官僚統制の支配下にある。

三、産業復興闘爭が多面的な性格をもち、複雜な形態をとらざるを得ないので、大衆自身の日常的な闘爭として充分にこなされないで組合幹部の單なる企畫主義に終る場合が

ある。

四、組合の企畫、對案は勞働者的立場からの高い科學性を要請されているに拘らず、組合の主體的條件がそれに應ずることが出來ない。

次に我々はこのような産業復興闘爭の具體的事例をあげよう。

下からもりあがつた産業復興の職場闘爭が最後には全工場の闘爭にまで發展し、生産加給金、危機突破資金等の要求を貫徹した闘爭の實例として我々は東芝堀川町をあげることができる。

東芝堀川町に於いて職場闘爭をはじめにとりあげたのはメッキ課であつた。このメッキ課では有毒ガスをとりあつかつて居り、先ずガス手當を要求して七月闘爭を開始したのであつた。それにつゞいてガラス課が、七月遲配手當、働けるだけの部品をよこせという要求を出し、又伸線課でも、五、六月未拂報酬金の即時清算支給、賃金の三回分割拂反對、作業用手袋と石けんをよこせ、の要求を課長に提出し、これに次いで工場長にもつてゆき、その交渉に當つては職場大會をひらいて壓力を加えた結果、半日で要求を貫徹した。これを契機として他の職場も共同闘爭に立ちあがり、それ〴〵要求をかくとくしたのである。これらの職場闘爭は次第にもりあがり、組織化されて八月十七日には堀川町分會大會に發展し、

（一）生産加給金一人約九千圓
（二）別途補給金の清算
（三）危機突破資金本人千二百圓、妻千圓、家族一人七百圓
（四）新潟關尾分會の第二組合は解散せよ
（五）生産に必要な部品資材を買え

という要求を提出し、八月末に全要求を貫徹したのである。

此の場合、中央闘爭委員會と職場闘爭委員會とは一體になつて活動し、職場の闘爭は中央の闘爭と組織的に結合し、強力な效果を發揮することになつた。

以上の様な産業復興闘爭の方式は、産別會議第二回大會の運動方針で次の様にまとめられている。

「生産復興闘爭の内容は、一部の人たちが生産復興の會議を開いて議論をすることではなく、働く人民全體がそれぞれの立場で安心して働けるように働く力を保つことと、資金や資材をかくとくしたり、工場や職場の設備を改良することである。だからみんなが毎日不便に思つていることや、こうしてもらいたいと思つていることを一つにまとめて、びくびくしないで相手に要求し、勇敢に行動することであつて、決して資本家のために働く時間をのばされたり、むりな仕事をさせられたりすることではない。

さらにこのことは近所の工場の勞働者や役所の勞働者ともよく相談して、同じような問題はいつしよになつて大きな相手に當らなければならない。又自分の住んでいる所を中心として毎日の生活の中で不公平なことや、まちがつていることなどを市民や農民と一緒になつて町村長、市長、知事などに要求し、相手がこれを

實行するまでは何回でも勇敢に闘わなくてはならない。

（イ）もつとも大切な生産力である働く力を保つための闘争は突破資金のかくとく闘争や平均賃金のかくとく闘争をへて最低賃金制を確立する闘争に發展するし、發展させなくてはならない。

（ロ）最低賃金制は十八歳の一人の輕い仕事をする勞働者が一日二、四〇〇カロリーの熱量と八五グラムの蛋白質をとれるだけの食物を手に入れるに必要な金額が最低生活の標準として毎日の生活にどうしても必用な費用のうちで六割以内になるようにしなければならない。

（ハ）最低賃金制を確立するには業種別平均賃金の一、八〇〇圓ベースをうちやぶらなければならない。業種別平均賃金をうちやぶるためには、このうらづけとなつている一石一、七五〇圓の新しい米價を打ち破らなければならない。農民がヤミをしないですむ適當な米價が確立されてこそ、はじめて勞働者のはたらけるだけの最低賃金制が確立されるのである。こうした意味あいから勞働者は新物價體系を打ち破るために農民といつしよになつて闘わなければならない。

（ニ）ヤミとインフレがはげしくなつて地域地域での物價の差がはなはだしくなつている今の狀態では「適正な物價で完全に配給される」ことがほんとうに行われるまでは、夫々の地域で二四〇〇カロリーの熱量と八五グラムのたんぱく質をとるためにはヤミと配給でいくらかゝるかと云う金額がもととなる最低賃金をとりあえずとらなければならない。

（ホ）「勤勞所得稅」や「齒ブラシ、齒みがきをはじめとして、毎日の生活にどうしても必要ないろいろなものにかゝつている間接稅」などの一切の惡稅やでたらめな稅金のとり方に對する反對闘争にたゝねばならない。

（ヘ）最近六・三制が實施されたが、これによつて、われわれは闘いを通じて働く者を苦めることにだけ役立つて來た教育をわれわれに役立つ教育にすることができるのである。

（ト）資材や資金や電力のかくとく闘争や、工場や職場での「鉛筆よこせ」「石けんよこせ」「作業衣よこせ」などの闘争からはじまつて「部屋をなおせ」「部分品よこせ」「機械をよこせ」などの闘争をへて、段々と同じような問題で苦んでいる同じ地域の工場や役所の勞働者や、さらに進んではその地域の市民や農民ともよく相談して、今の惡い規則や習慣をうちこわして、銀行などの金融機關や電力、石炭などの重要産業を國管（又は國有）にして人民管理にするまでの闘争に發展させなければならない。電氣の設備をなおせれば、資本家のために働く時間をのばされたりむりに働かされたりせずに、電力を增産できるのである。このことから電産では電氣事業の國有人民管理に向う要求をみとめさせ、その實行をせまつている。

（チ）ことにこの電力の問題は、金融獨占資本が自分だけがもうけるために他の工場をつぶす道具に使つたり、普通の家庭にもずい分ひどいめいわくをかけていることなので、こうした工場主や同じように困つている附近の市民や農民と一緒になつて闘うことが大切である。……そのうえに今ある電力を少しでも多くするために、賠償設備を持つてゆくのを待つてもらつたり、ゆるめてもらつたりしなければならない。又、家庭で使うまきや炭が配給されないために電熱器を使うことが今の電力が足り

ない大きな原因の一つでもあるので、みんなで一緒になつて家庭用のまきや炭をかくとくしなければならない。つまりつきつめてゆけば今の惡い配給の規則や、取締りの規則を止めさせ、こう云う大事なものは人民が管理しなければならぬと云ふ闘爭になるのである。

（リ）　このように勞働者が工場や、職場でとりあげた闘爭は次々にひろがつて、しまいには家庭の臺所で問題となつていることとはつきりむすびついているのである。これはわれわれを工場で苦しめているものも家庭で苦しめているものも、みんな同じ金融獨占資本やそれにむすびついている政府で相手は一つなのだと云うことをはつきり敎えているものである。

例えば主に都會ではひどい遲配や缺配で苦しめられているがこれは農民がわざと都會の人たちを苦しめようとして米を出さないからではなく、今の米價では農民はヤミをやらなければくらしていけないし、また米を出させる規則にも惡いところがあるからである。さらにまた配給の規則や、やり方にも隨分惡いところがあるので、せつかく出した米までがどこかでヤミにながれてしまうのである……

（ヌ）　このように最低賃金制を確立する闘爭と資金や資材をかくとくする闘爭とたがいにからみあつて實際に日本の生産を復興させる闘爭となるのである。さらに資金や資材や電力や定員をよこせと云う闘爭は、企業整備に反對する闘爭と官業の行政整理にともなう首切りに反對する闘爭とからみあつてくる。

（ル）　資本家たちは戰爭中に「勝つため」などといつて銀行からおしつけられた借金をむりやりかえすために工場にある品物を高く評價している。これでは勞働者をぎせいにして金融獨占資本の利益のために企業整備がやられてしまう。だから品物の評價は、物をつくつても銀行にむりじいに金をとられてしまうようなことをさせないために、ねだんを低くみつもつて法律どおり借金を打切らせ、ふくみを殘すようにさせる。それと共に會社の經理を一人一人の勞働者にもよく分るようにさせ、資本家がいま煙幕をはりながら、じわじわと勞働者の首を眞綿でしめつけるようにして企業整備をやることに斷乎として反對してゆかねばならない。

（ヲ）　最後に一番大事なことは、こうしたいろいろな闘爭は、勞働者の一番もとになる權利である團結權と罷業權がまもられてこそはじめて勝つことができると云うのである。

一方、さきに設立した經濟復興會議は廿二年十月廿四、五日の第三回中央委員會を開いたが、同會は「復興會議發足以來半ケ年にして各府縣に地方別復興會議、主要産業に業種別の復興會議が相次いで結成され、また企業に於ては生産復興が進展して來たが、經濟的危機の深化は改善されず、政府の經濟緊急政策は必ずしも効を奏していないので、經濟復興會議としてこの際有効適切なる綜合施策をたて、生産增强のために自主的な生産復興運動を起す」（同會議機關紙「經濟復興」十九號より）契機になろうとした。

同日の中央委員會では提案された危機突破國民經濟會議の開催と、生産復興運動が可決された。危機突破國民經濟會議

の構想は次のとおりである。

國民經濟會議運營方針（二二・一一・一四）

發行所　經濟復興會議

一、要　旨

本運營細目は中央委員會決定「危機突破國民經濟會議要領」に則つて定める。

二、開催準備

（1）國民經濟會議準備會（世話人會）

1、準備會に於ては審議項目、審議方針等を協議する。

2、審議項目に即して各專門分科會を設ける。

3、安本其他關係官廳より施策の現狀を聽取する。

4、各分科會の中間報告を聽取し綜合調整する。

5、準備會の事務を擔當するため世話人會幹事を置く。

（2）專門分科會

（イ）各專門分科會は、各層エキスパートから之を委囑し、國民經濟會議に提出すべき原案を取まとめる。

（ロ）分科會は必要に應じ、關係各官廳から資料の提供、說明などをうけて參考とする。

（ハ）原案は專門委員の有する案のみでなく、廣く國民各界から公募する。

（ニ）各分科會には委員長（一名）、副委員長（一、二名）、幹事、書記をおく。

（3）分科會審議方針

（イ）當面の危機突破對策を重點とし、併せて長期計畫についても考慮を拂う。長期計畫について引續き研究を要するものは引續き經濟復興會議常設委員會に引繼ぐ。

（ロ）其他の分科會については淸新、放膽なる技術的プランを探求し、具體的實施策について政治的、社會的考慮を加える。

（ハ）綜合的委員會並に世話人會幹事に於て、各分科會の綜合調整を行う。

（ニ）關係各團體、各方面に復興對策の提出を書面並に新聞等を通じて求める。

三、國民經濟會議

（1）會議構成員は準備會（世話人會）が國民各界から推薦するが、參加希望者は世話人會において審議の上參加することが出來る。（約三〇〇名の豫定）

（2）會議は十二月始より準備出來次第開始し、逐次分科會より提出の問題を取上げ審議を進める。

四、事後措置

會議において採擇に決した案は、國會並に政府に之の採用方を國民經濟會議の名において要請する。

生產復興運動實施要綱

生產復興　實施要綱は次のとおりである。

一、主　旨

現下深刻化し行く生産の危機に對して、本運動を通じて勞働條件、生産條件の改善整備並に經營の民主化を圖りつゝ生産隘路を打開し、社會的生産性の增大を推進し以て日本經濟復興への道程とする。

一、運動主體

本運動は經濟復興會議が主體となつて推進本部を設け、その實行は經營現場において勞働組合と經營者が民主的な方法によつて協議協力して具體化する。

一、運動展開の範圍

運動展開の範圍は石炭、鐵鋼、電力、肥料、指定生活必需物資産業、輸出産業、交通運輸並にその關連産業を中心とする。

一、實施方法

1、各經營復興組織において現在の生産實績、資材の入手狀況及その見透等を基礎として增産實施計畫を樹立する。

2、この際、增産實施計畫に當つては、實質賃金の充實、勞働基準法に則る最低勞働條件の確立、封建的諸條件の拂拭、經營の徹底的民主化、遊休資材の活用、製品歩留りの向上、品質向上、工程管理の作業方法の改善等工場管理の綜合的技術的改善を中心として生産能率の向上をはかるよう特に留意する。

3、右の實施計畫に基き本部は業種地方の特殊性を考慮して共通隘路打開の具體策を樹立する。

4、この自主的計畫遂行に對して、本部は資材資金技術等の援助を與えるため、積極的に便宜をはかるよう政府に要請する特に共通隘路打開に對しては强力な措置を講ずるようにする

5、中央本部と各關係官廳と緊密に連絡し運動達成の圓滑化をはかる、尙地方本部も右に準じて措置をとる。

一、運動の期間

十一月一日より六ヵ月間とする。

一、報　奬

本運動において基礎條件を充實し優秀なる成績を擧げたものに對しては成績を檢討の上運動本部に之を生産復興功勞者として表彰し、且つ政府に對し表彰方を推薦する。

【附記】　本運動の實施細目に關しては別に之を定める。

これらの運動は直ちに實施に入つたが、廿二年中にはみるべき成果なく、國民經濟會議の開催も廿三年にもちこされた。

第四節　企業整備對策運動

終戰以來所謂「軍需補償のうちきり」がやかましく論議された。この問題について一部の金融資本を代辯する人々の强い反對があつたにもかゝわらず、昂進するインフレーションは生産の基礎を崩壞せしめることになつたため、ついに「戰時補償特別課稅法」が公布されて「軍需補償」は原則的にうちきられることになつた。もつともこれによつて「軍需補償うちきり」の問題は徹底的に解決されたわけではないが、此の時に於て海員、國鐵の首きりが行われようとしたことは周知の事實である。勞働組合の企業整備に對する鬪爭はこの時

の海員、國鐵の馘首反對鬪爭から始められたと言つてもよい。しかし此處で特にとりあげるのは「軍需補償のうちきり」によつてこうむつた金融資本の損失を緩和するために公布された「金融機關經理應急措置法」「會社經理應急措置法」「企業再建整備法」（昭和二十一年十月施行）等の一連の法律と、「過度の經濟力集中排除法」（昭和二二年十二月施行）とに對する勞働組合の對策運動である。

以上の諸法令は、體制的危機に瀕した日本資本主義の再建を目的としたものであり、具體的には擬制資本の溫存・金融資本と無關係な企業の切捨、大量馘首と低賃金等がその中心的な內容となつている。すなわち、擬制資本の溫存は、評價換による損失補償、新勘定の債務承繼、新株式の轉換等の手段によつておこなわれ、金融資本と無關係な企業の切捨は、所謂產業別集中生產方式の過程を通じて行われる。このような擬制資本の溫存は必然的に賃銀の壓迫し、又集中生產方式による企業合理化は過剩人員の整理＝大量馘首を結果するのである。

我々は以上の如き內容をもつた企業整備に對する勞働組合の運動を、企業再建整備法に對する鬪爭と過度の經濟力集中排除法に對する鬪爭にわけて說明しよう。

一、企業再建整備法に對する鬪爭

戰前の日本資本主義の產業構成は低位にあつたが、戰時中一應第一部門の强化確立を通じて產業構成は高度化した。それによつて機械器具・金屬・化學等の諸工業が占める割合は比較的增大し、生產力擴充の基礎がきずかれた。しかるに戰後は見返物資等の爲の纖維工業を中心とする第二部門に重點をおく生產復興へ轉換を示し、利潤率の少い第一部門、特に金屬產業部門に企業整備が集中してきたのである。したがつて此の問題をいち早くとりあげたのは金屬部門の勞働組合であつた。全日本機器勞働組合の、企業整備に對する鬪爭方針は次の通りである。（全日本機器勞働組合運動方針より）

企業整備・賠償撤去に對する鬪爭

（一）敗戰後の日本がぼう大な軍需國の生產から平和產業に轉換するためには、多大の犧牲を必要とする。然しこれをたれが負擔するか、勞働者か？　大資本家か？　こゝに問題があるのである。終戰後混迷狀態から立直つた資本家階級は、着々とその矛先を勞働階級に向けつゝある。官僚と結託した獨占的金融資本家は、資本家的企業整備法の實施によつて、全面的にこの敗戰の負擔を勞働階級に負わせようとしている。日本銀行發表の七月十五日現在までに提出濟の特別損失概算によれば、

提出數	一、五一三社
このうち特損のないもの	七六二社
評價換を行はないもの	三〇二社
評價換を行つたもの	四六〇社
特損のあるもの	七五一社

このうち拂込資本金九割以内　三六八社
公稱資本九割以内　二〇社
債權を切り捨てるもの　三六三社

このようにして擬制資本は少しの痛手もうけずに溫存されて、彼らは勞働者に全ての負擔を負わせようとしているのだ。資本九割を切捨てた後も、債權は〇―七割ということは實にギマンに滿ちたものである。

更に獨占禁止法や經濟力集中排除法のために、眞向から金融資本の獨裁を振りかざせなくなつた彼らは、企業整備によつて大量首切と低賃金とによつて搾取率を高めるために官僚と結託することから、更に一歩を進めて、片山首班の連立內閣を前面に押立てて、この社會黨內閣の美名の下に反勞働者的企業整備を强行しようとしている。しかもこれは單に法の適用を受ける企業だけではなしに、日本の產業にこの樣な枠をはめることによつて、全勞働者を奴隷的狀態に置かんとするものであることを銘記すべきである。

かくの如く勞働者の犧牲で行はれる資本家的企業整備に對してわれわれは全てを擧げて闘はなければならない。われわれは完全雇用と生活必需品の完全配給を前提とした、勞働者の生產復興の立場から、斷固として闘はなければならない。

然らば如何に闘うか？　この闘爭は企業內での闘爭と、企業外での闘爭に一應區別することが出來る。

（二）企業內の闘爭ではまず第一に、會社に對して整備案の公開を要求し、これを檢討しなければならない。そして次の點については斷固として反對し訂正せしめると共に、常に賃上げ闘爭と結びつけて同時に要求せられねばならない。

（1）首切り反對、完全雇傭
（2）最低賃金を支拂えぬ企業整備計畫反對
（3）移動設備の不當な分離と賣却反對
（4）從業員に必要なる厚生設備の賣却反對
（5）住宅及移轉に必要な物資の裏付のない配置轉換反對
（6）不當な又は企畫性のない配置轉換反對
（7）現在保有している原材料の評價益を出すための低資金、勞働强化反對
（8）不當利益の取得反對
（9）業種別平均式賃金制による賃金ストップ給與反對
（10）退職金制度を有利ならしめる
（11）一切の經營の公開
（12）新發足會社の舊勘定借入金と、金融機關よりの舊勘定借入金のたな上げ

（三）企業外の闘爭としては、まず非民主的反動的な舊議會で作られた經濟再建整備關係法規の全面的改正の要求と、完全雇用と生活必需物資の完全配給を目指す、社會主義的綜合計畫經濟を立てるための必要な時間的餘裕を得るために、整備計畫提出期限を延期させなければならない。そのためには次のような活動がある。

（1）勞働組合の全面的な發言と、承諾の法的規定の確立
（2）特損補償の順位を變更する債權、資本金、積立金、評價益
（3）認可の民主化として

（イ）中央・地方・都道府縣に經濟再建整備委員會を設け、その中に現場勞働者を基盤とする代表者を二分の一以上入

れ、この委員會に認可の決定權を與える。

（ロ）勞働者の生活を保證出來ないような整備計畫に對しては認可せず、修正を命ずる。

（4）新勘定債務承け繼ぎの全面的打切り

（5）但し大企業の下請工場に對する債務は新舊勘定を問はず優先的に返濟する

（6）更に勞働者の生活を保證するための立法上の要求として

（イ）總ての利益金處分に對し、賃金支拂を優先させるための法の制定

（ロ）賃金支拂保證法と最低賃金法の確立

（ハ）國家と資本家の全額負擔による社會保險の制定

（ニ）生活を保證する退職金法と、失業保險法の制定

（ホ）但し大企業の下請工場に對する債務は、新舊勘定を問はず優先的に返濟する。

（四）以上われわれは資本家的企業整備に對する具體的鬪爭として、企業內、企業外の鬪爭を區別して規定した。然しこれは機械的に區別し併列的に考えられてはならない。これらは企業の內外での鬪爭として、こういう方法があるということを示したのであつて、これらの鬪爭は相互に關係して鬪はれなければならない。特に重要なことは、企業整備に對する鬪爭は、法の規定するところに從つて鬪うのではなく、勞働者の立場から、この反動的な法をのりこえて鬪うことである。そのため各企業で會社の整備案を公開させ、これに組合が檢討を加え、勞働者に不利益なところは修正させるように鬪うことであり、同時に首切り反對、解雇手當の制定（少なく共賃收の一ヶ年分以上）生活を保證出來る賃金獲得のために鬪うことである。

然もこの鬪爭は單に一企業、一工場の鬪爭として鬪うのみでは不充分である。われわれは今や全國各地で鬪はれている勞働者の生活確保のための賃上鬪爭と結合して、この資本家的企業整備と鬪はなければならない。

このように金屬勞働組合によつて積極的にとりあげられた企業整備に對する鬪爭も、組合幹部の理解と指導力の不足、又勞働者の法律、經理數字に對する無關心等に起因して、運動は必ずしも大衆化しなかつたが、とも角、二二年一二月十二日に法律を改正せしめ、經濟再建委員會に勞働者代表を送りこみ、勞組を利害關係人として認めさせて、整備計畫に對する法的發言權を獲得したのである。

かくして獲得した法的發言權を利用して、勞働組合は積極的に、意見書或いは異議申立をやると同時に、勞働組合獨自の生產計畫を樹立して生產復興のイニシヤティーブをとつた組合もあつたのである。

二、過度の經濟力集中排除法に對する鬪爭

集中排除法はあらゆる部門に於ける獨占的傾向、財閥コンツェルン的形態を解體して適正規模にした創意を充分生かし得る企業形態にきりはなすことを目的として出されたものであつた。これに對して勞働組合側は、集中排除法による企業の細分割が經濟の發展法則を無視したものであり、生產力の

發展は不可能となる。從つて民主的國家をつくるためには、集中した線濟力を細分化し、生産力を破壞することではなくて、むしろ生産力を增大せしめるために、これを阻害している一部少數の獨占資本家の私的所有を廢止することであるとの觀點から鬪爭を開始した。又、分割を口實として赤字工場をきりすて採算のとれる工場のみを殘すことによつて企業整備を行う絶好の機會を提供するものであるとし、前にのべた企業再建整備法に對する鬪爭との關連に於て、積極的にとりあげることになつた。

かゝる間に於て二月八日、鑛工業部門に於ける集中排除の第一次指定が行われた。かくして鑛工業部門の指定企業の五五勞働組合の代表者が、金屬共同鬪爭委員會集中排除法對策會議に參集して、次の樣な鬪爭方針を決定した。

（一）**基本的鬪爭方針**

（イ）企業の分割によつては日本經濟の民主化は達成されるものではないことを主張し同法に反對する。

獨占企業の民主化は重要産業の國營人民管理を中軸とする社會化によつて達成されるものであり、日本經濟の民主化には資材資金、電力の民主的配分が必要である。

（ロ）同法が日本經濟の生産力に惡影響を與えることある事實に基きこれに反對する。

現實にすでに人的物的に多くの混亂を惹起し極度の危機に追込まれつゝある日本の諸産業に更に一層の困難を加重し、生産に著しい惡影響を與えつゝあり、日本の平和産業の恢復を阻害し經濟再建をおくらせている。

（ハ）同法が日本經濟の自重を危くする俱れある事實に基きこれに反對する。

企業の細分化は惡條件のもとにある企業の多くを倒壞せしめ現在隨所に起りつゝある企業の倒壞、失業、低賃金は恐るべき勢を以て擴大し、ポツダム宣言が許容している日本の經濟的自立を危くする。つまり外資導入のみに依存しようとする實辨的復興方式ではなく、民族資本の蓄積によつて日本經濟の復興をおこない、しかも其後民主的方法で外資を導入すべきである。

（ニ）同法が日本經濟の具體的再建プランに基く納得し得る建設的意圖をもたぬが故に反對する。

政府は豫備報告提出前に政府の長期計畫を公開し、民主的檢討に委ね、これを基礎として日本經濟の平和的再編成をおこなうべきである。資本家階級が同法に名をかりて一方的に勞働者を犠牲にし、資本の利潤を確保する再建方式は容認できない。

（二）**具體的鬪爭方針**

（イ）企業内鬪爭

（a）宣傳活動を活潑に行い、大衆を啓蒙し、大衆運動を展開する。

（b）企業整備法、集中排除法の統一性に注意をひけなければならぬ。

（c）豫備報告、再編成計畫書等を會社に事前に提出させ至急我々の方針を織込んでゆく。

（d）陳述書、出頭屆、資格證明書の作成の準備を直ちに行う

こと。

(c) 會社の派閥抗爭にまきこまれ黑字工場と赤字工場との利害對立より勞組までその階級的連帶心をすてゝ爭うことは勞働戰線を分裂、弱化せしめる事を特に注意すること。

(ロ) 企業外鬪爭

(a) 持株會社整理委員會の民主化

集排指定企業の日本經濟に占める壓倒的な比重より、此の問題の決定權を握る持株會社整理委員會の構成運營は非民主的であり、その常務委員は勞資双方の外廣く農民、中小商工業者、一般市民より大衆的に選出すべきこと、又その運營を民主的公開的にすること。

(b) 同法關係手續の民主化

豫備報告並びに再編成計畫書類の提出期間を現行規定の二倍に延期すると共に、豫備報告、再編成計畫に對する勞組の發言權、聽聞會の勞組の發言の自由の確保、手續當事者としての勞組に制限をつけないことを明文化せしめること。

第五節　炭礦國管運動

第二次大戰後アメリカ、カナダを除く世界の主要諸國が殆どすべての企業に對して國家統制を加え、戰爭中に比較して戰後の方がこの統制は强化されている。

現在、イギリス、フランス、東歐の諸國において重要産業が國有國營の段階にまですゝんでいる。日本においても重要産業國有國營の問題は社會黨、共産黨の公約スローガンであるとともに勞働者階級にとつても、戰爭によつて荒された産業を復興するための一つのスローガンであつた。しかしこのようなスローガンは幣原内閣から吉田内閣へと政權の異動にともなう總選擧の場合に、とくにかつぎだされ、その後選擧が終ると同時に置きわすれられたかたちであつたが、二一年九月四日の第十四回定例對日理事會に於て「炭礦の所有權および補償金による助成の如き石炭生産上の重要な要件に對して適用すべき政策を考案すること」とし、さらに「現在の炭礦業への補償金支拂は賣却價格より多くなつているのが普通で事實上政府資金によつて賄はれているも同然である。また戰前戰後を通じて經營は大半政府が所謂國策會社たる日本石炭會社を通じて決定するところであつた。もしも公共事業として炭礦業が國有化されるべきであるとしたならば炭礦の大所有者たる財閥の解體が行はれ、日本の全般的金融再編が實施されているこの機を逃さず近き將來に於て實施さるべきである」と、具體的な提案がおこなわれたのを契機に石炭補償金制度の再檢討と關連して炭礦の國有化が問題となつた。この對日理事會に出されたマ元帥の炭礦國有化の書簡は四回にわたる理事會開催の過程において、米、英、支、ソの代表はいずれも國有化に贊成した。これらの動きに對して國會に於て、星島商相は「增炭第一主義、現在としては國營にするか

せぬかという段階にまで達していない」膳安本長官も「國營の即行は危險である」又石橋藏相も「連合國側はまだ石炭國有問題を決めたわけでない」という答辯によつて國營に對しては消極的な反對をしたが、しかしこれを機として炭礦業の再檢討が行はれることになつた。即ち第一に出炭量の恢復、第二補給金制度の變更、第三産業民主化の見地より從來通り舊財閥の掌中においてよいかという三點から炭礦企業に對する批判がなされたが、炭礦資本家は「增産のため經營形態を變更する必要はない」たゞ石炭增産の隘路となつている食糧資金、資材の問題が解決すれば增産出來るという聲明書を發表したのにとゞまつた。以上の如く各方面からだされた主張は單なる國有化否定の抽象的議論であり具體策は何等見るべきものがなかつた。これに對して勞働者は如何なる見解をもつていたか。當時の勞働者は終戰以來の石炭不足になやみ、如何に勞働者的復興のたちばから石炭を增産しこれを各産業の復興にあてるかということについての對策をたてるために炭礦勞働者を中心とする産業復興石炭會議を起していたのである。この産業復興石炭會議はマ元帥書簡に基く炭礦國有化について、現政權下における國有に贊成することは、勞資對等の立場での民主的石炭監理機關としての「石炭産業復興本部」が設置されるまでは絶對に反對であるとして「石炭國有に關する意見書」を發表している。この勞働者の意見に對して社會黨も當時は、現在の政治的諸情勢の下において有償國有化をすることは、單に資本家救濟になるから炭礦國有化は社會主義政權の下でやるべきであるとして大體一致していたのである。マ元帥書簡を中心として論議された國有化の問題は以上述べた通りであるが、こゝに國管法の出發點があつたのである。

昭和二二年四月の總選擧で社會黨が第一黨となり、社會黨首班の片山内閣が成立したが公約された重要産業の國營化は内閣成立前の四黨首會談に於て經濟緊急對策の一環としての「民主化された國家管理」となつて社會化から一歩後退する結果となつた。しかし水谷商相は議會に於て炭礦國管法案等を上程する旨を發表した。このため安本、商工省は炭礦の國家管理法の立案を企圖したのである。しかし安本、商工省で、立案した炭礦國家管理の三法案は、全日本炭礦勞働組合の第三回年次大會において常磐代表より緊急動議としてとりあげられ、それが炭礦勞働者にとつて極めて重要な意義をもつものであるにかゝわらず惡法と解される點が多いから、商工大臣に立案の場合炭礦勞働者の意志を充分に反映すべきであると提案された。大會においてはこの提案が承認され、こゝに國管法に對する勞働者の鬪爭が始まつたのである。

全炭代表が片山首相及び水谷商相と會見した際首相は、安本の國管法案について内閣として知らぬと言明し、水谷商工

大臣は「社會黨として炭礦問題は第一に鑛區の整備、新坑の開發が國家管理の基本的なものであり、大體の案は商工省を中心として立案し安本とも打合せてある。又本案の成文化前に勞働者代表の意見を充分採り入れることに努力し其の面に參畫することも確約する」又「六月三日付讀賣紙上に掲載の國家管理法案なるものは、現政府の案でなく石橋財政當時のものを新聞社が發表したものであろう。從つて政府としては關知しないものである」と全炭代表に言明したが、六月九日第二回全炭代表との會談では、商工省試案なるものを炭礦勞働者に提示した。これに對し全日本炭礦勞働組合では左のような聲明書を發表した。

「我々は勤勞者の黨である社會黨が主班となつて成立した此の實現を喜ぶと共に社會黨が公約した事項に對して大いに期待するものである。而して六月九日水谷商工大臣の會見においても、我々には切迫せる生活問題、産業の荒廢の現狀から國家管理問題を中心として政府の炭礦對策の具體的な内容提示を要求したのである。しかるに政府は宣傳以上の何物も持ち合はせず、全然努力の跡がないことを知つた。即ち提示されたものは商工省のみの一試案であつて、政府としてのものではなく、然も、その試案によれば意圖する國管は將來社會化の方向を持たず單に目前の三千萬トン達成のみを企圖するものであり、更に官僚の獨善的支配は益々强化され、一方的官僚統制により現在以上の劣惡な狀態に置かれる危險を多分に含んでいるものであつた、然も炭礦業に於ける權限の大半は政府の掌握する所となる、此のことは以上述べた樣に國管の將來に確固たる目標がなくその機構に進歩的な改革の明確なものがない以上、勞働者にその勞働條件、生活向上確保のための鬪爭を政府に向けざるを得なくさせるものであつて、極めて危險にして劣惡なる試案と斷ぜざるを得ない、依つて我々は此處に國管に關する基本的態度を表明し、政府に對してその實現を要望するとともに、社會黨が公約を大膽に實現し勤勞者階級の政黨たるの實を汚さざることを切望するものである。」

しかし政府の方針が「增産のための條件が具體的に充足し得る手段が包括した多角的管理制度をとり」「從來の私企業の經營形體が根本的に變革することを避け」てたゞ三千萬トン出炭ということを企圖したものであつたゝめ、全日本炭礦勞働組合は左に掲げる炭礦業民主化要綱（案）を發表したのである。

炭礦事業民主化要綱（案）

一九四七・六・一〇　全日本炭礦勞働組合

前文

我々は五月に政府及び炭礦業者團（礦業連盟）に對して最低賃金制を中心とせる賃金體系の要求をなし平均賃金を容認せしめ現在

スライデングに關し檢討中で有る。從つて賃金體系については現在尙其の確立に向つて居るものである。

然しながら我々の努力が賃金體系の合理的確立に置かれて居るとは云へ、經營の民主化も各地方本部、支部に於て企業內容にともなひ生產增强を目標に經營者に此を要求し意見を述べ其の實現をせしめつゝ有る。此處に我々が提示するものは現在迄に於ける經營者側との折衝より見て炭礦業の私的獨占から來る弊害が實に生產增强を阻むものなるを見きわめたもので、經營民主化は何等現在以上に進行しないと考へるものである。從つて炭礦事業の社會化は安定した民主政權下に於てこそ期し得るものであるが、社會黨主班內閣は此の問題も勇敢に取り上げ斷行し樣としてゐる。從つて我々はこれを强力に支持しその實現を期待し注目するものである。だがこれは必然的に金融部門其の他重要基礎產業の民主化社會化に重大關連を有するものである。我々は炭礦事業のみの社會化を企圖するものではない。他の重要產業社會化の一環としてその實現を期し且つ努力するものである。

本案はそれ自體甚だ未熟なるものであるが敢へてこれを發表し廣く人民大衆の批判を仰ぎその支持によつて民主的炭礦產業を實現せしめようとするものである。特に炭礦業の民主化　社會化は炭礦勞働者にとつてきはめて重大なる關連と影響を與へるものなる爲に眞に現場勞働者全般に本要綱の大衆的批判檢討によつて成文化すべきものとして考慮されて居るものである。

一、本案の基本理念

我々は現政權に於ける社會黨が早急に其の公約事項を實行する樣炭礦勞働者大衆をもつて鞭韃し安定せる民主政權の樹立を捉進せしめると共に、炭礦事業を國有國營に移すことを炭礦事業民主化の最終目標としている。然し現在の如く金融資本の支配が强力に作用し政權の民主化も充分なされず、獨善的官僚の民主化もゼンシン的狀態に於て炭礦產業を國有國營に移すことは社會黨の公約實踐が急速に實施がない限り官僚及金融資本の支配體勢を溫存强化するものに外ならない。いたずらに人民大衆の負擔は危機の中で深刻化すると考へる。

從つて我々は資本と經營を分離すると共に官僚統制を排除し人民大衆の監視監督に依る經營を以て當面の社會化の目標とすべきであるとする。我々は此の樣な民主化を足場として炭礦業の社會化に進むものである。

二、構想の概要

炭礦事業民主化のために事業の社會化を實現せしめると共に經營の徹底的合理化、增產の達成、礦區の併合、新坑開發設備の機械化を期したる方策を採る。此爲一連の官僚統制諸法令を廢止し新たに炭礦事業社會化法（假稱）を制定する。

（イ）現在炭礦は私的獨占會社がプール計算制を取り炭價の値上げを策し官僚統制と結合して此れの實現を期して來た。其の他新坑開發金融、資材の各部面に對し官僚統制が强力に介入して居る。依つて官僚と資本家（業者）の結合を排除し且炭礦事業の綜合的運營、增產の達成、礦區併合、新坑開發機械化捉進を實現するために地方的特殊性を檢討し民主的に企業體の統合を計る。

（ロ）資本と經營を分離し株式組織を改革し株主を議決權のない出資者とする。

（八）資本に於ける利潤追及を否定するため制限配當を實施する。

（二）新坑開發並びに設備の復興機械化、厚生、文化の向上の爲に積極的に此を實施するために國家資本の導入を計り且つ民間資本の導入をも考慮する。

（ホ）企業の官僚統制を排除し之を社會（民主）管理に移すため民主管理の機關として石炭運營委員會を設け炭礦産業の運營をなさしむる。更に石炭運營委員會は監査委員會をシモン機關として持ち炭礦の考査をさせる。政府は之の石炭運營委員會の拘束を受ける。

（ヘ）經濟自主性確立の爲企業經營の最高指導機關を社會化法によつて獨立させ自己計算制をとる。

（ト）石炭運營委員會は中央、地方地區經營に置き其構成は公選による經營技能者若干名、勞働者若干名をもつて構成する。

（チ）生産計畫性の增大と技術交流を行い勞働條件の改善、勞働力の培養、定着、生産を增大させる。

炭礦國家管理の民主的要綱試案

全日本炭礦勞働組合

一、國民生活の安定と向上を圖るため炭礦業を急速に復興し炭礦業に於ける財閥解體を徹底的に捉進し全國民の福祉に資するよう國家が必要とする企業を民主的に管理するものである。

二、當面の段階としては三千萬屯出炭の隘路を排除し眞に生産現場が出炭可能な樣に整備合理化し、恒久的には國有國營にしなければならない。

三、官僚獨善を排除したる民主的機構運營をもつて國家管理を行ひ綜合的計畫性をもつて關連産業との連帶を確保する。

四、國家管理の目的

（1）民主的なる礦區の統合と其の活用

（2）增産のための綜合的近代化と機械化、新坑開發捉進

（3）財閥解體の徹底化と經營の民主的運營

（4）技術の交流と近代化（向上）、統計調査による計畫と現實との結合

（5）運搬、通氣、排水、選炭、厚生、設備の合理的活用

（6）勞働條件の改善と向上、勞働力の質と量の確保、完全雇傭の實現

（7）飯場制度（組）の徹底的一掃と炭礦經營による一元性

（8）經營の勞働者參加による民主的運營

五、國家管理の企業對象範圍

（1）炭鑛事業全般

（2）炭鑛事業と直接關連する輸送（海、陸小運送）、荷役、坑木業、工作工場、各種燃料加工業、發電事業

六、國家管理の經營對象範圍

（1）三井鑛山、北海道炭鑛汽船、太平洋炭鑛、三菱鑛業、雄別炭鑛、住友井華鑛業、古河鑛業、常盤炭礦、日本炭礦

（2）其の他必要と認めたるもの

（3）開發炭鑛は全部（新坑開發着手中のもの）

七、國家管理運營の左の機關を設ける

（1）石炭運營委員會

（2）監査委員會

（3）石炭開發生産資材公團

(4) 配炭公團

八、石炭運營委員會は石炭國家管理の民主的機關とし復興、開發事業計畫、生産計畫の一切、配給輸送計畫の大綱、監査委員會公團の主要人事の事項の決定と遂行、監視監督を行う

國家管理運營のための機關

一、石炭運營委員會
二、石炭監査委員會
三、石炭生産資材公團
四、配炭公團

一、石炭運營委員會は炭鑛國家管理の民主的運營機關とし復興開發事業計畫、生産計畫の大綱、配給輸送計畫の大綱、石炭監査委員會、公團主要人事事項の決定と遂行、監視監督を行ふものとする。

(1) 石炭運營委員會の構成は

經營技能者代表　若干
炭鑛勞働者代表　若干
公團代表　若干
炭鑛技術者代表　若干
關連産業代表　若干

各選出母體より公選によつて選出するものとする。

(2) 石炭運營委員會は中央、地方、地區の段階に應じて委員會を設ける。各段階の委員會は上位の委員會の決定に從ふものとする。

(3) 石炭運營委員會の構成は地方以下にあつては機動性を發揮する意味において變更することが出來る。但し中央石炭運營委員會の同意を得るものとする。

(4) 地方委員會は北海道一、九州一、東部一、西部一として設置する。

(5) 地區委員會は地方委員會の認定に於て適當に設置する。

(6) 中央委員會は二ヶ月に一回、地方委員會は毎月一回、地區委員會は月二回開催する。但し委員の五分の一以上が必要ありと認めたる時は臨時に開催することが出來る。

(7) 各委員は別々の選出母體の公選によりその任期を一ヶ年とし任期滿了前といへども選出母體の決議により交替せしめることが出來る。

(8) 石炭運營委員會の所管は商工大臣とし同時に中央委員會の委員長とする。

二、石炭監査委員會は炭鑛國家管理遂行の成果を考査する。考査の結果は石炭運營委員會に並びに國民に公開報告する義務する。

(1) 委員の數及委員は石炭運營委員會に於て決定する。

(2) 監査委員會は中央地方のみに設ける。

三、石炭生産、資材公團は新坑開發事業及炭鑛資材全般の事業を中央石炭運營委員會の決定を得ての遂行にあたる。

四、配炭公團は石炭配給、輸送、荷役の業務にあたり石炭運營委員會の決定にしたがふ。

五、石炭廳、地方商工局、石炭關係部局は解消し石炭運營委員會の統制に從ひ、簡素化され委員會の日常業務遂行の事務局とする。

六、國家管理を適用されたる炭鑛、事業所には右事業所運營委員

會を設ける。其の構成は勞働者、技術者、事務者、經營技能者若干名とする。事業所運營委員は民主的公選により、其の認定は地方石炭運營委員會にて行ふ。

事業運營委員會は經濟再建と炭鑛業民主化にとつて最も重要なるために別に之の方法を決める。

七、國家管理に移管された企業の損失は國家が之を補償するものとす。其の方法は石炭債券を發行し交附す。

石炭債券は國際的利廻りに適應せる利子を附する。

石炭債券は讓渡することを禁止する。

八、企業所有者に對しては國家は使用料を支拂ふ。

但し使用料は充分な收益を上げる迄停止し此の認定は石炭運營委員會にてなす。

九、石炭國家管理事業の合計は特別會計、自己計算制を原則とする。

十、會計監査は石炭運營委員會が行ふ。

十一、炭礦國家管理化を防止又は妨害したる時は嚴重に處罰する

以上の我々炭鑛勞働者の要綱試案を充分に採り上げ政府は急速に炭鑛社會化のために民主的方法をもつて正規の立案機關を設置して此の立案を完成し實施に移すことが必要である。我々炭鑛勞働者として炭鑛の公共性を明確にして一日も早く產業の復興を軌道に乘せたいと念願してゐる。

（試案）　國家管理にともなふ事業所機構

全日本炭礦勞働組合中央本部

（一）　現在の各事業所運營委員會を設立し民主的運營を圖る。

（二）　事業所運營委員會は經營一切に關する業務を擔當する（決定遂行）

（三）　事業所運營委員會は經營技能者若干名、勞働者若干名、技術事務者若干名によつて構成する。

（四）　事業運營委員會は業務處理のため部、課、係の事務機關を設立する。

事業所運營委員會確立の方法

各事業所單位に現在の經營協議會を二ヶ月の期間を置いて解體し國家管理にともなふ經營運營の委員會を編成する。從つて此二ヶ月の期間中に勞働組合、職員組合の統一的方法によつて國家管理に關する內容を勞働者、技術、事務者に宣傳啓蒙を行ひ委員候補をあげて大衆的に選擧を行ふ。

經營技能者、技術事務者の委員候補は勞働組合の好意的同意のもとに此れを各分野に於て選擧を行ふ。

事業所運營委員は直接生產其他全般の遂行監督指導の任に當るのであるから鑛業所全般の納得をもつて決定することにつとめねばならぬ。

國家管理適用迄は從來の經營各機關が責任遂行するものとする。運營委員會が確立した時は委員の互選によつて委員長を決定し上部機關に對する生產責任者とする。

現在の各財閥系會社本社機構は整理委員會を民主的に設立し整理を捉進する。整理委員會は中央石炭運營委員會の監視監督を受ける。整理にともなふ人員は石炭運營委員會の事務機關に再配置する。

勞働組合、職員組合

國家管理によつて勞組、職組は何等拘束されるものでなく、自

主的な協力の役割を果すと同時に國家管理全般に關して勞働者側として大膽なる意見を述べるものであつて組合規約と行動綱領によつて活動する。

國家管理によつて勞働者、技術者、事務者が運營委員會に入るのであるが組合活動が此に沒入しなければならない。

以上の如く炭礦勞働者の先端をきつて國管闘爭に立起つた全日本炭礦勞働組合は、その組織人員に於て全炭礦勞働者の三分の一を占めるにすぎないため、これを全炭礦勞働者の闘爭として、當時四十萬の炭礦勞働者によつて組織されていた炭礦勞働組合全國協議會（以下炭全協と略す）に國管闘爭をもちこみ全炭が中心となつて闘爭を展開した。この國管民主化闘爭の困難性は、炭礦勞働者が一應炭全協に結集していたとはいえ、それとは獨立した形で、當時、全日本炭礦勞働組合、日本鑛山勞働組合、炭礦勞働組合總連合、或は炭礦勞働組合統一協議會其他中立組合、單獨組合が存在していたことそれぞれの組合がその組織の結成過程に於て、事情を異にして結成されたと云うこと、又結成後組合活動の在り方の相異或いは組織構成の相違並びに組合の民主々義的發展の濃淡等復雜な諸事情が絡み合つている處にあつた。この點が炭礦勞働者が國管闘爭に於て自己の利益を守るために決定的に闘うことの出來なかつた大きな原因である。そのため國管民主化闘爭が組織的に各地方の現場にいる炭礦勞働者にはつきり、國管法の意義を徹底化する啓蒙宣傳がゆきわたらず中央に於ては右の如き要請文を出したのみで、一般の組合員の議會内に對する壓力は不充分であつた。

炭礦國家管理に關する要請

今回成立した片山内閣は資本主義政治勢力との連立ではあるが社會黨の主張する重要産業の國家管理政策等を通じ拔本的革新政策に對して勤勞國民大衆の期待は強いものがある。それは吾々の生活を根底から荒し廻つているインフレを防止し國民生活を向上せしめる爲經濟の惡循環を截ち切り、停頓している平和産業生産機關の再建設を軌道に乘せて貰ふことにある。吾々はこの基本的政策推進の第一歩が炭鑛の國家管理、所謂强力な石炭增産對策であると理解し石炭の公共的國家性より見て眞に止むを得ないものとしてこれを支持し協力せんとするものである。

然し昨今發表されつゝある政府案を見るに勿論その具體的全貌は知るよしもないが現在生産推進の中心勢力たる炭礦勞働者と勞働組合の存在を輕視し資本との妥協より一歩も出ないと云つても差支へない。

吾が炭鑛勞働組合全國協議會はこの歴史的國策轉換に對處する爲炭鑛國管對策委員會を設置し眞劍に具體的施策の研究を開始したのであるがその結果次の諸點に對し政府の明確な所信を伺ふことに決定した。

一、片山内閣の國家管理政策は明確に民有國營の性格をもつものなりや否や（昨今印象せしめられる政府の意圖は全く夏ボケ的性格と云うべく現在の民營のまゝ强權發動的な程度にしか理解

されず得ない、これは國家管理政策の自殺ではないか）

二、經營の社會化民主化に關する點

（1）第一項に關連して經營の社會化民主化に就ても甚だ不明確で吾々勞働者を迷はしめるものがある。

（2）日本の炭鑛は依然として原始的勞働力が生産の基本である、勞働者の結集的勢力たる勞働組合を核心とした經營形態の確立がなければ强力な增産對策の推進は不可能である。

（3）資本と經營を明確に分離し現在の株式組織を改革し株主を議決權のない出資者とする。

（4）資本に於ける利潤追求を强度に制限するため制限配當制を實施する。

（5）資本（國家）技術、勞務並に優秀な計畫性と國家性を持つ官僚との綜合力による簡素な經營政策を採るべきである。

三、炭鑛勞働者の身分保障に關する點

今次の國家管理政策の發表と共に炭鑛勞働者の關心は吾々の身分保障がどうなるかに集中されてゐる、依然として所有主資本に隷屬するのか國家の官公吏的待遇に切替へられるのかがこれである。

大體要約して次の點を保障すべきである。

A、國家的待遇改善による社會的地位の向上

B、賃金他諸給與の國家保障

C、傷害、災害に對する國家保證

四、官僚的監察制度には絶對反對する。

A　政府の意圖する監察制度は軍閥戰時體制の復活をホウフツせしめる。炭鑛勞働者に對する最大の侮辱である。今日まで炭鑛勞働者は賃金闘爭の眞只中に於ても增産運動を展開して來た。

然るに一度經營の內部に立入る時資材資金の使途、利益金の處分等全く不明の狀態にある。經營民主化捉進の爲に此の際からした不明瞭な經營者のやり方を勞組代表を加へた民主的制度により十分監察する必要を認める。

B　議會勢力を中心として結成されている增産協力會も責任生産制を主張しているが民主的經營體確立を否定するものであり切羽のドン底からわき上る增産意慾の昂揚を如何に助長すべきかに問題はある。斷じて上からの責任强要や監察制には反對する。

五、石炭一元行政の確立强化に關して

官僚行政の最大缺陷は縄張根性にある。重要政策も行政の分轄權限とその爭奪によつて阻害されて來た。

安本、厚生、大藏、商工等に分裂している石炭行政を可及的に一元化し現石炭廳の內部的な刷新强化によつて一元行政を斷行すべきである。

昭和二十二年六月十二日

炭礦勞働組合全國協議會

議長　松本武雄

炭鑛國營對策委員會

委員長　高原淺市（日鑛）

委員　島崎隆（北海道）

〃　武田昇（福島）

〃　川又秀夫（茨城）

委員　關川主水（東京）
〃　若月三男（山口）
〃　小倉三次（福岡）
〃　井上數男（佐賀）
〃　大山保（長崎）
〃　松本圭介（全炭）
〃　宮本一（炭連）
内閣總理大臣　片山哲殿

議會内に於ては特に民主黨案と社會黨案の論爭という形で審議されたのであるが、基本的には炭礦勞働者の意向を全く無視して行われたということがいえよう。すなわちこの國管法が決定するまでの過程に於て當初から二つの原則的諒解が成立しそれに基いて管理の對象、管理の方式、管理機構が構想されていたのである。その原則的諒解は第一に今次國管案は國有國營を前提とするものではなく當面の增產達成のためにする臨時的暫定的措置たるにとゞめるということであつた。すなわち水谷商相は七月四日の院内で記者の質問に對して「國管の狙ひはイデオロギーからでなく增產第一主義としてスタハノフ運動に據つたものだ。四黨政策協定では國有國營に迄はもつてゆかないが國管は斷行するとの協約が成立した」と主張している。第二に「國管實施は炭礦業にかぎり、他の產業には及ぼさぬ」としたことである。この二つの原則的なものは國管法が議會で決定されるまで國管法の底流をなした。この原則的なものが六月二八日經濟閣僚懇談會に「炭礦國家管理要綱」として提出された。しかしこの案にはあまりにも社會黨色濃厚であるため民主黨閣僚の反對があり問題の焦點である管理の對象範圍は政治的折衝となり管理方式も細部については決らなかつたが骨子は

（一）石炭企業の本社機構と生活現場とを分離し本社から生產現場をつないでゐた私的資本の指揮系統を斷ち、生產現場を直接國家が握るようにする。

（二）國家管理機構の全系統にわたつて炭礦勞務者が管理に參加出來るようにする。

という二つの點で劃期的な意味をもつたのであるが、民主黨閣僚の反對により片山内閣にとつて國管は早產のうきめを見る形勢となり政治的に重大化した結果、與黨三派連絡會では七月七日の定例會議で炭礦國管問題につき意見を交換し各黨間で協調し得る線でそれ〳〵成案を得、その結果さらに連絡會、各黨政調會の合同會議を開いて與黨三派の立場から國營案を決定することにしたのである。

三派の連絡協議會は八月六日以降何回も會合がもたれたが「當初國家管理問題が政策協定の枠内で行うかどうか、社會黨案はイデオロギーにとらわれていないかどうかが問題となり結局經濟再建のために炭礦管理を斷行するという一致點の

下につぎの事項を覺書の形式でまとめたのである。

（一）管理の範圍については、原則として全炭礦に及ぼすこととし、その實施に當つては民主的に運營される機關の議を經て商工大臣が指定すること。

（二）管理の方式については、官僚支配に墮することなく、經營者、勞働者を一體とせる民間の自主的組織と活動を主眼とし、政府はあくまでこれを助長する建前において關與すること。

（三）管理制度の中樞機關として中央に中央管理委員會、地方管理委員會を置き、またこれと別個に監察委員會を設けること。

にしたのであるが一番問題となる企業全體か現場か、又現場機構の經營協議會の性格が決議か諮問か明確にならずこの點が最後まで論議された。何故ならば現在の統制機構に於て炭礦勞働者が發言權と議決權を得ることは社會化への一歩前進であり、それを炭礦資本家は恐れたからこそこの國管法の鬪爭が激烈化したのである。八月十日の三黨首會談では管理の範圍は全炭礦として、管理の方式で民主黨案では全企業とし社會黨案では主に現場であつたが、民主黨案の全企業となつた。炭礦勞働組合はこの點について極力反對した。何故ならば本社機構と現場とをきりはなすことによつて、本社をよわめることになるのであり、現場の生産協議會を決議機關にすることにより炭礦資本家の力關係を極力ふせぐことが出來るとして運動を展開したのであつたが社會黨は民主黨に妥協する結果となつた。次に生産協議會であるが民主黨案は協議機關社會黨案は議決機關を主張し一應社會黨の要求が通り三黨首會談では議決機關になつたが、民主黨議員はこれに反對をとなえたため水谷商相は民主黨當初の諮問機關に訂正したので炭礦勞働組合全國協議會は「生産協議會はあくまでも決議執行機關としての法的性格を與へること」を內容とする決議を水谷商相に手交したが、水谷商相は「正式の法文化までにまだ三黨間の政治折衝を續けることになつているので出來るだけ勞組側の意向を織込んでゆく、また生産協議會の機能、性格については法文中に決議機關とか執行機關とするなどといわずに單に『生産協議會の議を經て』という表現を用い運營に當つて、實質的に十分な權限を發揮出來るという方向に持つてゆく考へである」として生産協議會についての性格をあいまいに法文上で決定したのである。

臨時石炭鑛業管理法案は以上の如き對立抗爭によつて社會黨は民主黨に妥協しつゝ法案を九月二十五日國會に提出したのである。法案は國會に提出された後に衆議院鑛工業委員會の審議に委ねられたが、本會議に於ける九月三十日の自由討議は民主黨、自由黨にあつては勞働者が事業計畫に參加することは經營權の侵害であるとし、勞働時間の延長による增産運動をすべきことを强調し、社會黨からは提出法案の强化をはかる旨の論旨が展開された。又共産黨は資本家勢力による

管理法案の骨抜き化に反對したのである。

以上のような本會議に於ける各黨の法案に對する批判、論戰をはじめとして、衆議院の最終の鑛工業委員會にあつては修正案は十一對十五、政府原案は九對十七で否決されたのであり、參議院の鑛工業委員會に於ても十三對十五で否決されたのである。衆議院の鑛工業委員會は十一月二十五日に至るまでの二ケ月間、參議院の鑛工業委員會はそれ以後十二月八日までの期間審議したのであるが、それよりまえ十月十三日より三日間、衆議院に於て炭礦經營者、勞働者、關聯產業ならびに金融部門の經營者および勞働者、學識經驗者が集り公聽會が開かれた結果贊否兩論にわかれたが衆參の本會議に於て衆議院は二三三對一五五で修正案および修正案を除く政府原案が逆轉可決され、參議院では一三二對七九で原案可決となり臨時石炭鑛業管理法案は成立したのである。

第六節　示威運動

1、板橋元造兵廠摘發事件
2、野坂參三歡迎國民大會
3、幣原反動內閣打倒人民大會
4、復活第一回メーデー
5、食糧メーデー（飯米獲得人民大會）
6、勞働關係調整法反對運動
7、惡稅反對首切り反對勞農大會
8、生活權確保吉田內閣打倒國民大會
9、全官公廳スト宣言大會
10、吉田內閣打倒危機突破國民大會
11、世界勞連代表歡迎國民大會
12、復活第二回メーデー
13、社會黨激勵國民大會
14、最低生活權確保人民大會

1、板橋元造兵廠摘發事件

昭和廿一年一月廿二日朝、板橋區板橋町御代臺六丁目八五二番地、元第一陸軍造兵廠前に大豆、木炭、燒米、タイヤ、靴ゴム踵、皮革等手に入りがたい物資がつみあげられて、人だかりをつくつた。これらの物が隱退藏物資であつて安く配給されると云う話もつたわり、附近の主婦たちは期待の眼をかゞやかせた。

終戰の混雜にまぎれて、多くの貴重な物資や生活必需品が闇から闇へと葬られたと云う報道は早くからつたわつていたが、この板橋造兵廠の場合は、元同廠の工員であり、現在は附近で生活擁護同盟を組織している佐藤氏らが、廠內に〃隱退藏物資あり〃と區民を集めて報告したことに端を發する。區民有志は同廠殘務整理部々長、小林元陸軍少將、庶務課長

上野元陸軍大佐に面會して、同物資のことを追求した。殘務整理部では同物資は既に區役所に引渡しずみであると説明したが、公式文書がなく、區民有志は所有者不明であり、隱退藏物資と推斷されるとしてこれら物資を各町會代表による人民管理委員會の管理下においた。これに對して警視廳西村保安部長は廿二日次のような意見をのべた。

「第一に終戰當時のこの物資の責任者の態度が問題である。ポツダム宣言で軍の物資は全部連合軍に引渡されねばならないのに、それを故意に申告しなかつたとすれば國際信義の上からも殘念なことで警視廳としてはこの責任者をしらべる。かゝる物資の隱匿や由告もれを徹底的に調査してマ司令部に報告し、區或は食糧營團を通じて都民に配給してもよいとの許可がない限りは民衆の指導者を窃盗罪として嚴重に取調べをすゝめる。」

廿三日朝、同所で區民大會が開かれ、「物資の配給」「食糧の人民管理」等の要求を決定した。

紛爭は警視廳が該物資の政府保管を決定し、廿五日あけがたトラック廿臺餘りで全物資を收容し、生活擁護同盟の吉田佐藤兩氏を交渉の際の恐喝嫌疑で留置したことから擴大した。附近の市民約一五〇名は生活擁護同盟の岩田英一氏らを先頭に「俺たちの品物をとりかえせ」「おれたちの吉田、佐藤をかえせ」のプラカードをもつて、警視廳を訪れ、總監との交渉が決裂すると共に〝坐りこみ戰術〟をとつたが佐藤、吉田兩氏は同日檢事局送りになつた爲、坐り込み態勢を解き廿六日更に數百名のデモが町民大會から首相官舍に押寄せ、

一、内閣總辭職

一、板橋事件責任者の明確化及び吉田生活擁護同盟委員長の即時釋放

一、警視總監罷免

の即時實行を迫つた。

問題はかくて

a、管理物資の問題

b、責任者たいほの問題

となり、特に黨員の檢擧をみた共産黨は廿八日德田書記長の名を以て聲明を發表し、食糧問題解決の能力を失つた政府の自己權力保持の手段であるとのべた。

この事件は隱退藏物資摘發がサボられていると云う世評に拍車をかけたが、廿一年八月廿二日公判で大要次の如き論告をうけた。

「公正なとりしらべの結果、この事件は正に恐喝罪を構成する疑いが濃厚であり、これに依て事件摘發をしらべてきたのであるが被告側隱匿物資と主張している所の對象である大豆その他の食料物資の所有關係は財團法人共榮會のものであり、各種の證據ならびに各般の事情から人民管理の理由とするところも稀薄になつた譯である。廿一日夜被告が中心になつて小林軍次氏に對し物資の

譲渡を約束させた行爲はたしかに暴行、脅迫を伴つたことは明白であると共に大衆運動にも限界があり、以上の行爲はその限界を逸脱したものである。又、別個の立場からこの事件を處理する方法として考慮される方法には警察その他の適當な機關を通じ、法の規定する範圍に依ておだやかに處置するのが社會常識であると考えるが當事件は全然秩序ある行動ではなかつたと斷ぜられる。以上に依り事件の恐喝罪事實は歴然たるものである。」

判決は十月五日下された。

◇懲役八ヶ月（執行猶予二年）共産黨員岩田英一（求刑一年六ヶ月）◇懲役四ヶ月（執行猶予二年）同佐藤十一（求刑一年）◇懲役四ヶ月（執行猶予二年）米川實（求刑一年）

なお公訴罪名は判決理由により暴力行爲處罰に該當するものと改められた。隱退藏物資問題はこの事件を契機に地方、中央をとわず盛に起り議會でもとりあげられるに至つた。

2、野坂參三歡迎國民大會

一九四六年一月廿六日

亡命十六年の生活を終えて共産黨の國際的指導者「野坂參三氏」が歸國したのは廿一年一月十二日であつた。戰爭中の支配勢力にとつて代るべき强力な人民戰線の樹立が要望されていた際だけに、氏の歸國を契機として戰線統一を達成すべしとする氣運があふれた。

一月廿六日の野坂參三歡迎國民大會はこの氣持をのぜて開催された。會ては隣組、國防婦人會、警防團、在郷軍人の國民厥起大會が重い空氣の中に開催された日比谷公園大廣場に數萬の大衆が集つた。大會委員長に山川均、司會者に荒畑寒村兩氏がきまり、放送局オーケストラの伴奏で「インターナショナル」を青年共産同盟合唱隊が高唱して大會は始つた。開會の辭で麻生重一氏は「國土を荒廢せしめ、人民を窮乏におとし入れた東條と終始軍國主義と闘い民主々義を建設しようとする野坂とどちらが愛國者だ」と叫び、次で山川均、荒畑寒村、大會副司會者島上善五郎、黒木重德、社會黨水谷長三郎、歡迎詩朗讀薄田研二、婦人代表神近市子、朝鮮人團體代表金薫、復員兵士代表遠山景久、全日本映畫從業員組合藤田進、その他細川嘉六、室伏高信の各氏が交々民主戰線達成の重大さと、氏の歸京の重大なる意義を强調した。尾崎行雄氏のメッセーヂ代讀についで、數萬の拍手の中に野坂氏は壇上にたち、無能なる現内閣は退陣すべきであり、人民政府を樹立せねばならぬがそのためには民主勢力の結集が大事である、民主々義確立のための奮闘は愛國的行爲であり、それ故に民主戰線は新たな愛國戰線であると力づよくのべた。（共産黨の項參照）次いで起つた社會黨片山委員長も、民主戰線結成には參加の用意ありと斷乎のべれば萬雷の拍手が送られた。重盛壽治、加藤勘十、德田球一各氏の演説の後、荒畑寒村氏の閉會の辭で大會は終つたが、約一萬餘の大衆は赤旗を

先頭にデモに移り、黒木重德氏ら代表は首相不在のため、石黒法制長官に一、食糧危機におとし入れた責任者幣原内閣の總辭職、一、板橋事件の被檢擧者即時釋放、責任者藤沼警視總監の退官等の要求を手交した。

3、幣原反動内閣打倒人民大會

敗戰後第一回の總選擧を三日後に控えた四月七日「幣原反動内閣打倒人民大會」が日比谷公園廣場で開かれた。約七萬の勞働者、農民、市民、學生等で會場は埋つたが、司會者に荒畑寒村、副司會者に伊藤憲一、島上善五郎の各氏が推せんされ、荒畑氏より幣原内閣打倒の理由として、一、現在の戰禍を招いている財閥、官僚と結託していること。一、インフレ、食糧難等の解決に對する誠意も能力もないこと。一、戰災者、引揚者に對する誠意も能力もないこと。一、民意によらぬ上からの憲法草案を以て内閣の延命を畫策しつゝあることを強調すれば、病氣で缺席の山川均氏は「民主革命でとうの昔に倒れている筈の官僚政府が國民の餓死をよそにして今なお倒れずにいることは日本における民主々義の力が弱いと云うべきだ、……では民主々義の力をつよめるにはどうしたら好いか、それは勞働者も、農民も、學者も、商人も、男も女も民主々義を愛する人々がひとりのこらず大同團結することしかない」とのメッセージをよせ、自由黨個人代表の石橋湛山氏、關東食糧民主協議會、鈴木東民氏、文化團體代表鈴木安藏氏、勞組代表山花秀雄氏、婦人團體代表羽仁説子氏、在日朝鮮人聯盟南氏についで農民代表柳正一氏は

「(一)强權發動絶對反對、(一)自主供出とその人民管理、(一)隱匿米の摘發、(一)衣料、農具、肥料の配給確保、(一)割當の公開、(一)小作料大巾引下げと金納化、(一)增産の障害除去」

を訴え、國鐵青年部石塚富太郎氏、關東勞働組合協議會春日正一氏についで野坂參三氏は

「幣原内閣がいまたゞちに消えてなくならねばならぬことは國民的要求だ、幣原内閣は人民大衆の壓力によりやがて間もなく姿を消すだらう、しかしわれ〳〵はこれだけで滿足してはならぬ、幣原内閣のあとにつゞくあらゆる反動勢力をぶち破ることに努力しなければならぬ、そのためにはいかなる方法が必要か、いま勞働組合などでも鬪爭のためしきりに會議をもよほしてゐるが、これだけではだめで勞働者の唯一最大の武器たるゼネストをやるだけの用意がなくてはならぬ、しかしわれ〳〵はこの有力な武器を輕々しく使つてはならぬ、われ〳〵が今しなければならぬ仕事はいつでもこのゼネストをおこなひうるやうわれ〳〵の强固な全勞働階級の組織をつくることである。

これがためにはまづ第一に大衆的組合をつくること、第二にこれらの組合を産業別に全國的單一組織を結成し、さらにこれら産別組合の全國的中央機關をつくつて何時でも全國的ゼネストが出來るやうに態勢をとゝのへねばならぬ、第三に組合のなかからダラ幹をおひ出し御用組合でない眞の戰鬪的な組合としなくてはな

らぬ」

とのべ、社會黨の鈴木茂三郎氏は

「幣原内閣は寸刻の存續を許さない、彼らは財閥を中心とする舊勢力を代表する官僚政府である、彼等のインフレ政策は人民をますます苦しめ、財閥資本家を救うものである、かれらは財産税により公債を消却して銀行および資本家を救おうとしてゐる、選擧後の反動的政黨聯合には社會黨は絶對に參加せず人民の内閣、人民政府の樹立されるまであくまで闘うものである」

共産黨の徳田球一氏は、勞働者のもつとも妥當な闘爭手段である生産管理さえも彈壓した現内閣を攻擊し、その退陣を主張した後、社會黨も勞働者、農民の黨であるならともに共同闘爭を進めねばならぬ。これに對する社會黨の態度をこの人民大會において表明してもらいたいと結んだ。大會で採擇した決議は次の通りである。

決議　今や全日本に澎湃としてまき起る一切の民主主義勢力の結集に狼狽した幣原内閣は憲法改正に、勞働者かく首に、供米に對する强權發動に、資本家救濟のインフレ政策强行に、いよ〳〵その官僚的財閥的反動攻勢を積極化し人民大衆は飢餓と破滅の最後の段階にまで押込まれるに至つた、今にして全國一切の民主主義勢力が大同團結し、その反動幣原内閣を打倒せざればわが民主革命は再び歪曲せられ日本民族の亡國的危機は必至である、かゝる反動的幣原内閣は一日もその存續を許さず斷乎として打倒を決議す

一九四六年四月七日

首相官邸へのデモは數臺のトラックを伴つて行われた。アカハタ、プラカードの列がつゞいた。首相官邸は武裝警官によつてまもられていたが、首相に會わせろとの人波は官邸の門をゆすぶり、遂に内から門が開かれた。官邸の庭にしばしアカハタがなびいたが、突如警官隊から實砲が空に向けて發射された。組打、亂闘で混亂は大きくなるかと思われたが「あくまでも靜粛に行動して、要求をとおそう」と云う代表の說得に人波は門外に出た。首相は不在だつたので代表は木内内閣官房副書記長と面會したが、要領をえず、翌八日の首相との會見が約束され、午後六時すぎ大會は散會となつた。

八日の首相と會見の結果に就て代表團は次の如く聲明した

「シデハラ反動内閣打倒人民大會選出のわれわれ代表は四月八日午後五時首相官邸にシデハラ首相と會見、供米にかんする强權發動反對ならびに自主的供出、勞働者のクビきり反對、勞働者の生産管理ならびに經營參加、朝鮮人、臺灣省民に對する警察的干渉排擊などにかんする諸決議ならびにシデハラ反動内閣の即時退陣要求にかんする決議を呈示し、これに對する首相の誠意ある回答を要求した。しかるにシデハラ首相は人民の要求に對してなんら耳をかすことを欲せず……終始沈默を以て要求を拒絶することを表明した。……しかもシデハラ首相は平和にして、民主々義的な代表者たちの態度にかゝわらず、武裝せる制服、私服の官憲を配置し、會見の席上においてもピストルを帶した護衛者がシデハラ首相のすぐ背後にたつて代表者たちをかんししていた。代表者た

ちがこれを發見、指摘したのに對して首相はまつさおになり一言も發することなしに逃げ去つた。……われわれはこの專制的にして腐敗墮落し、しかも弱體にして終始おびえあがつている最惡の政府を怨恨と勇氣と忍耐とをもつて、併しながら訓練のある民主々義的行動によつて、これを徹底的に一掃することに奮起しようではないか。

一九四六・四・九　シデハラ反動内閣打倒人民大會代表團

4、復活第一回メーデー

（第十七回メーデー）

昭和二十一年の復活第一回のメーデーは次のような狀勢下にひらかれた。すなわち第一回總選擧後の政局も依然として混迷をつゞけ、自由、進歩、社會の三黨首會談、政策協定は順調にすゝまず、その間國民の生活は益々窮乏化しつゝあつた。四月七日の幣原内閣打倒人民大會もそのあらわれの一つであつた。復活第一回メーデーの準備は以上のような狀勢下における國民の窮乏化とそれにともなう運動の昂揚を結集すべくすゝめられたのである。

一方「メーデーを休日に！」の闘爭もひろく展開された。全國官業勞働組合のこの申し出は政府から「公務に差支えない限り非公式參加は差支えない」とのあいまいな回答を受けを提供した。更に廿六日には内務省警保局がメーデー不干渉の方針を聲明した。

五月一日豫想の三〇萬をはるかにこえる五〇萬の大衆が宮城前廣場につめかけた。「働けるだけ喰はせろ」「馘首反對」等のプラカードがかゝげられる中に午前十時、東京交通同盟の重盛壽治氏は開會の辭を行つた。ついで交通同盟の島上善五郎、全遞信從組土橋一吉、總同盟山花秀雄、國鐵青山源助關東勞働組合協議會伊藤憲一、婦人代表矢島文子、產別會議準備會聽濤克己、農民代表中村高一、朝鮮人聯盟金基澤、社會黨加藤勘十、共產黨德田球一等の諸氏がそれぞれ代表演說をおこなつた。このメーデーで採擇された決議、大會スローガン及び宣言は次の通りである。

決　議

一、保守反動政權反對、社會黨を首班とする民主人民政府を即時樹立せよ
一、戰爭犯罪人を根こそぎ追放しろ
一、食糧の人民管理、働けるだけ食わせろ
一、隱匿物資の摘發、大邸宅を開放せよ
一、强權發動絕對反對、自主的供出の促進
一、生產管理彈壓絕對反對
一、罷業權、團體交渉權の確立
一、勞働關係調整法絕對反對
一、生產即時再開、失業者に食を與へよ

日本勞働年鑑

一、クビキリ絶對反對、工場閉鎖反對
一、失業手當法、失業保險法の制定
一、七時間勞働、週休制の確立
一、働く母性を保護せよ
一、同一勞働、同一賃銀
一、生活費を基準とする最低賃銀制の確立
一、勤勞所得稅を即時撤廢せよ
一、戰災者、引揚者に仕事と住宅を與へろ
一、産業別單一勞働組合の結成、勞働戰線統一
一、民主人民戰線即時結成
一、世界勞働組合聯盟への參加
一、在留朝鮮人、臺灣省民に對する政治、社會、經濟、文化的行動の自由
一、人民の手による人民の憲法
一、民主的平和日本の建設

一九四六年五月一日

宣言

第十七回東京地方メーデー

わが日本の勞働階級は十一年ぶりでメーデーに參加した。今日のメーデーこそ日本に初めての大きさと、初めての自由とに輝く歷史的メーデーである。だが同時に現在のわれわれは歷史上はじめての苦しみをも味わつてゐる、住むに家なく、着るに衣服なく、貧うに米はない。しかも戰爭をたくらみ、戰爭で儲けた憎むべき資本家、地主、官僚どもは、われわれの苦しみを平然と眺めて何の手も打とうとしない。政府は明かに勤勞者の要求を邪魔しようとしているのだ。現に生産管理に反對して、勞働者を苦しめ、强權を發動して正直な農民を苦しめてゐる。

われわれは政府をとりかえなくてはならない。働く者の民主人民政府を打ちたてなくてはならない。これはまた萬國勞働者の最も期待するところなのだ。なぜならそれだけが戰爭の慘禍を防ぎうる保障となるからだ。そのためにまづわれわれは勞働戰線を强固に統一しよう。

そして世界の勞働階級と手を握つて、その固い團結のもとに再び世界に戰爭の種をまく專制主義、封建主義、ファッシズムを叩きつぶすのだ。

かくしてのみわれわれ勤勞大衆は飢餓と窮乏から解放され、世界は平和と榮光に充たされるであろう。歷史的メーデーに際し、われわれ全日本の勞働者は高らかに宣言する。このやうな正しい世界の完成の日まで、ゆるぎなき團結と鐵の意志をもつて鬪爭を押し進めることを。

一九四六年五月一日

第十七回東京地方メーデー

メーデー歌の大合唱の後、デモンストレーションにうつゝたが、四隊に別れた六列の歌聲は全都にみなぎつた。尙このメーデーは我國メーデー史上初めての無檢束メーデーであつた。

地方に於て、メーデーが祝われた主な所を拾うと、北海道地方、札幌、夕張、東北地方　秋田、横手、仙臺、酒田、山形、米澤、青森、黑澤尻、盛岡、常盤炭坑、關東地方　木更

津、銚子、千葉、八王子、浦和、横須賀、川崎、藤澤、宇都宮、足利、古賀、前橋、中部地方　甲府、長野、上田、諏訪靜岡、岐阜、岡崎、名古屋、富山、近畿地方　大阪、神戸、京都、四日市、、宇治山田、津、奈良、和歌山、中國地方岡山、廣島、三原、島根、四國地方　高松、高知、松山、宇和島、九州地方　福岡、鹿兒島、延岡、宮崎、飯塚、佐賀等があげられる。

5、食糧メーデー

（飯米獲得人民大會）

戰後の食糧事情は農業生産力の低下によつて惡化していたが、特に二〇年度は惡天候に見舞われ、産米は明治卅八年以來の大減收となつたので、その狀態はますます深刻をきわめた。かくて二一年には遲配缺配が一般化してきたのである。時の政府幣原内閣は、聯合軍總司令部に食糧輸入を懇請すると共に、十一月十七日報償物資、米價値上と取締强化を兩翼とする緊急對策をたてたが、依然として供出は進捗しなかつた。二月十七日、政府は更に食糧緊急臨時措置令を緊急勅令により公布し即日施行したが强權發動の警告を含むこの勅令と、三月三日の石當り三〇三圓の米價再値上げも效果うすく、各野黨の反對と、農民組合の强烈なる反駁にあつた。食糧事情の惡化を現政府の官僚的性格と密接に表裏するとみなした民主團體はこの間國民自身の手による克服策にのりだし早くも二十年十一月十日には勞働組合と農民組合の懇談會がもたれ、巷に流布される都市と農民の對立は實在せず、むしろ勞農相提携して今日の食料危機を招來した舊勢力の破摧が先決であるとの結論にたつしたが、廿一年二月十一日には麹町舊中農會館講堂で、從來二つに別れていた食糧危機突破の大衆團體（關東地方食糧危機突破民主協議會、食糧難協同打開關東地方協議會）の合同をみ、關東食糧民主協議會として新發足をみた。二月の終りには隱退藏物資摘發でもめた板橋をくちびに、漁民と市民との直結による安い魚の配給を組織する東京市民食糧管理委員會が廿七區に組織された。これは先に結成をみた關東食糧民主協議會と荷主機關である中央水産、日本冷藏、日本水産、林兼の協力で實現をみたのであつたが、東京都廳は三月に入つて魚介類の配給は三月十六日よりすべて東京水産物統制會社、東京魚介統制配給組合を通ずることとしたため、憤激した市民食糧委員會、勞組代表など六百數十名は三月十三日都廳にデモを行い「中間搾取機關である統制機關の解體」などを要求した。農村でも强權發動反對の鬪爭が全國各地で起りつゝあつたが、四月末には遲配は東京の平均六・九日、神奈川四・四日、五月末には北海道五〇・四日、東京一四・四日、青森一三・一日、神奈川一〇・三日、大阪二・七日の數字の示すように一路惡化を辿り、特

に大消費都市である東京では、大衆のデモが發生し四月廿日から五月九日までに食糧營團が都に報告したもののみでも、大きなデモが十九件にのぼり、江戸川、世田谷、大森、板橋品川、中野、杉並では夫々「米よこせ大會」が開かれた。

これらの大衆の憤激を一つに結集したのが五月十九日の飯米獲得人民大會であつた。三〇萬の大衆の參加のもとに東京交通同盟の島上善五郎氏が司會し、産別會議準備會の聽濤克己氏が議長に推されたが、關東食糧民主協議會の鈴木東民氏の後には、赤ちやんを背に世田谷區民の永野アヤメさん、四谷第六國民學校の橋本實君が壇上にたち、日々の苦しみを具體的にのべれば滿場は靜まりかえつて聞き入り、全遞信從組の土橋一吉、總同盟熊井虎藏、朝鮮人聯盟朴齊昌、國鐵總連合伊井彌四郎、社會黨加藤勘十、共産黨德田球一の各氏が夫夫熱辯をふるつた。その間關東食糧民主協議會の伊藤憲一氏の提出した次の決議を採擇した。

民主人民戰線即時結成決議

民主戰線の即時結成こそは民族の破滅を救ふ唯一の道であり、われわれ勤勞大衆すべてが切實に要求するところである。われわれのいふ民主戰線とは勞働組合、農民組合など勤勞大衆の民主主義組織を基盤としその上に立つ社、共の共同戰線を指し、その主體をなすものはあくまでわれわれ勤勞大衆自身でなければならぬ。情勢は寸刻の猶豫をも許さぬ。本日こゝに參集せる全勤勞大衆はその總意をもつて直ちに民主戰線結成準備會を組織することを要望し、强力なる戰線結成のために活潑なる運動を展開せんことを期す

大會は次いで次のスローガンと上奏文を決定した。

決　議

一、缺配米の即時配給
二、應急米の即時復活
三、學童への給食復活
四、妊産婦へ榮養の增配
五、乳幼兒へ即時牛乳の配給
六、强權發動反對農民自主供出
七、隱匿食糧の人民による摘發と管理
八、米軍より政府に引渡された食糧の人民管理
九、地主保有米を即時はき出させよ
十、肥料、農具の增産と耕作農民への公正な分配
十一、肥料、農具、農村必需品製造工場における經營の勞働者による管理と經營協議會の確立
十二、宮廷、貴族、特權階級、大資本家の臺所の即時公開
十三、一切の食糧を人民管理に
十四、保守反動政府絶對反對
十五、民主人民戰線の即時結成
十六、社會黨、共産黨を中心とし、勞働組合、農民組合、民主文化團體を基礎とする民主政府の樹立

上奏文

わが日本の元首にして統治權の總攬者たる天皇陛下の前に謹んで申しあげます。私達勤勞人民の大部分は、今日では三度の飯を滿足に食べてはおりません。空腹のため仕事を休む勤勞者の數は日毎に增加し、いまや日本の全ての生産は破滅の危機に瀕しております。しかも現在の政府はこの現狀に對し適切な手段をとることなく權力をもつ役人、富を握る資本家や地主たちは、食糧や物資を買い溜めて自分達だけの生活を守つているのであります。このような資本家、地主の利益代表者たる政府ならびに一切の日本の政治組織に對し、私達人民はすこしも信頼しておりません。日本の人民は食糧を私達自身の手で管理し、日本を再建するためにも私達人民の手で日本の政治を行おうと決心しております。この意見は日本の勤勞人民大衆全ての一致した意見であつて、その實現のために私達は如何なる壓迫に抗しても、たゝかう決心をもつております。別紙の決議に現れた人民の總意をお汲みとりの上最高權力者たる陛下において適切な御處置をおねがい致します

昭和廿一年五月十九日

飯米獲得人民大會

十二時すぎ「憲法より飯だ！」などのプラカードをかゝげたデモ行進がはじまつたが、聽濤氏以下十二名の實行委員は官内省へ、鈴木氏以下十三名の實行委員は首相官邸へ、春日正一氏以下五名の實行委員は警視廳と檢事局へ夫々上奏文、決議文をもつて出かけた。

6、勞働關係調整法反對運動

「勞働組合法と相俟つて、勞働關係の公正な調整を圖り、勞働爭議を豫防し、又は解決して、産業の平和を維持し、もつて經濟の興隆に寄與することを目的」（勞調法第一條）とした勞働關係調整法は、事實上は組合法で認めた罷業權をうばうものだとして勞働組合は全國的に反對闘爭を展開した。勞働組合總同盟は五月廿七、八日の擴大中央委員會、八月の第一回全國大會の二回にわたつて反對聲明を決議し、産別會議もその結成大會で反對を表明した。

八月十日には戰後初の廿四時間ストが、産別傘下の全日本鐵鋼産業勞働組合によつて〃勞調法反對〃の決議にもとづいてなされ、國鐵勞働組合總連合、全日本機器勞働組合、全日本印刷出版勞働組合も廿四時間ストをも辭せずと決議した。これらのあまたの個別的闘爭の他に、七月十五日宮城前廣場で〃對議會闘爭東京地方勞働者大會〃が開かれて〃勞調法反對〃の動きを集中的に示した。

大會は午前十時半、交通同盟の島上善五郎を議長に推行し國鐵總連合、交通同盟、産別會議、總同盟、東京都從業員組合、農林省職員組合、全國財務勞働組合等の參加者約一萬人が（一）勞働關係調整法制定絶對反對、（二）生産管理彈壓絶對反對、（三）勞働保護法の制定促進、（四）甲種勤勞所得稅の撤廢、（五）生活費を基準とする最低賃金制の確立、（六）官吏制度の即時撤廢等の提案を滿場一致で可決し、折柄本會議開

催中の國會に對してデモ行進が起され、決議文は植原國務相河合厚相、樋貝議長に手交された。

植原國務相は勞調法の撤回は不可能であり、生産管理はみとめられないと返答し、大會代表は政府が法律を制定すれば自然發生的にゼネストが起きようと警告して、會見は物別れとなつた。

7、惡稅反對、首切り反對勞農大會

一九四六年八月廿四日・宮城前廣場

勞働關係調整法は各勞働組合、社會黨、共産黨の反對にも拘らず八月十七日、衆議院本會議を通過したが、國鐵、海員に對する大量行政整理の意向傳達とも相まつて勞働組合は馘首反對のスローガンを愈々前面にかかげるにいたつた。一方、低賃金におゝいかぶさる勤勞所得稅は俸給生活者の恨みのまとであつたが、農村、漁村への闇取引を見込んでの重稅も悲歎の種をまき、こゝにこれら勞農市民が結集して、惡稅反對、首切り反對勞農大會が開催された。大會はメーデー、食糧メーデーにつぐ大示威運動と報ぜられ、大會參加者は約十萬、交通、通信、炭礦、電氣、化學等の各産業の勞働組合が總同盟系、産別系共に參加し、更に群馬、千葉、栃木から約一千名の農民がむしろ旗をおしたてて參加した。

關東食糧民主協會の松本健二氏司會者となり、議長には日本農民組合の黑田壽男氏がえらばれた。大會提唱團體の産別會議からは聽濤克己氏、總同盟からは山花秀男氏、日農からは大西俊男氏が夫々大會開催の理由を說明し、國鐵總連合の片岡、東京交通同盟の飯塚、日農の齋藤の三氏が贊成演說を行い、一、勤勞所得稅の撤廢、一、供出を阻止する農漁民への重稅反對、一、首切り絶對反對、一、勞調法反對、一、引揚者に仕事と食を與えろ、一、物價を基準とする最低賃金制の確立、一、土地取上絶對反對、耕作權の確立、一、産業再建は勤勞者の手で、一、民主政權の樹立、一、吉田反動內閣打倒など二十九項目の大會スローガンと、大要次のような宣言を決議した。

宣言　我ら勞働者農民勤勞市民は强固なる團結により反動攻勢を粉碎して勤勞所得稅、農漁民の重稅を撤廢し、馘首、賃下、工場閉鎖などの經濟的强壓を擊退して政治的自由を確保し、勤勞者自らの手による産業の再建、民主政權の樹立に邁進することを誓う

午後一時半頃からデモ行進に移り、國鐵を先頭に日比谷公園横→裁判所→議事堂を一めぐりして宮城前で解散した。

8、生活權確保吉田內閣打倒國民大會

一九四六年十二月十七日・東京他各地

この大會は全國勞働組合懇談會、日本農民組合、社會黨組合委員會提唱の下に、宮城前廣場で行われた。參會者は主催

者側の發表によれば五十萬名にのぼつたが、日農の野溝勝氏開會挨拶を行い、議長に社會黨加藤勘十、副議長に國鐵鈴木清一、全遞土橋一吉の各氏がおされ、總同盟の原虎一、産別の中原淳吉、社會黨水谷長三郎、共産黨德田球一、國民黨の早川の諸氏の代表演說が行われ、夫々惡性インフレの根源吉田内閣の打倒を叫んだ。

内閣に對する決議と各野黨に對する決議は次のとおりである。

内閣に對する決議

吉田内閣は組閣以來すでに八ケ月、その間インフレ財政を强行しもつて國民生活を破壞し産業再建の路をはばみ、三月危機の爆發を予見せしむるに至つた。いまにして國民勤勞大衆絶對支持の新政權を樹立するにあらざれば、ついに日本民族は、重大危局に際會したるを確認する、よつて本國民大會は、八千萬國民同胞の名において吉田亡國内閣の即時退陣を要求するものである。

各野黨に對する決議

本國民大會は現下重大危局に當り、在野各黨が吉田亡國内閣を即時打倒し、新民主政權を樹立し、もつて國民勤勞大衆の念願してやまざる新政策實現のために一致協力、シシ奮迅せられんことを要請するものである。

9、全官公廳スト宣言大會

一九四七年一月十一日・宮城前廣場

前年十二月の倒閣大會にも拘らず吉田内閣は社會黨をだきこむ連立工作によつて延命をはかり、前年暮よりの全官公廳の共同要求も何ら具體的解決へ向わなかつたため、ここに全官公廳スト宣言大會は開かれることになつた。全國教員組合協議會の岩間氏議長の下に約五萬の組合員、友誼團體が集つたが、政局を反映して社會黨の加藤勘十氏の演說には特に勤勞者の立場に立つべき旨の聲援が送られた。

10、吉田内閣打倒危機突破國民大會

一九四七年一月廿八日・宮城前廣場

この大會は二・一ゼネストを目前にした緊迫した情勢下に昭和二二年一月二八日午前十一時から東京はじめ各地でいつせいにひらかれた。東京ではまず司會者龜田東伍氏（産別）のあいさつののち、議長に加藤勘十氏（社會黨組合委員會）副議長に土橋一吉（全官公）島上善五郎（總同盟）花塚正吉（日勞）の三氏を推した。

加藤議長は「いまやわれわれの前には民族の危機が迫つている。吉田反動内閣はわれわれが昨年十二月十七日に全勤勞大衆の名において、即時退陣を要求したのにもかゝわらず、その勢力保持のためにきゆうきゆうとし、その後なにもしていない。この危機の突破は決して反動内閣にはできるものでなく、眞の民主政府の樹立によつてなしとげられる。われわ

れは吉田内閣打倒に勇進せねばならぬ」と叫び、ついで土橋副議長が登壇、全官公廳の固い團結をつたえ、「最低賃金制の確立」「吉田亡國内閣打倒」「社會黨中心の民主政府樹立」などのスローガン三十を決定、全官公廳共表の演説ののち別項の大會決議、同宣言を可決、全官公廳共闘委員會の名で聲明が行われた。この間「三派連立内閣反對」「世界勞組連盟への代表派遣懇請」の緊急動議が出てこれを採擇、「實行委員會」に一任することにし、さらに米窪、野坂兩代議士の激勵演説が行われた。

かくてメーデー歌とともに午後一時大會を終り、宮城前―首相官邸―宮城前、宮城前―日本橋―上野公園の二つのコースに分れデモ行進に移り、同三時すぎ解散した。なおこの日大會各代表は首相官邸、警視廳にいたり、首相と警視總監に決議文を手交した。

決　議

吉田内閣は勤勞大衆を窮乏のどん底につき落し、わが國の全産業の機能をマヒ狀態に陥れた。本大會は勤勞大衆の生活を安定せしめ、現下の經濟危機を打開するため吉田反動内閣の即時退陣を要求する。

宣　言（要旨）

無謀なる侵略戰爭がまねいた生産の破壞を復興し民族經濟を再建するの基礎はわれわれ勤勞階級の働く力にあることを深く信ずる。しかるに吉田内閣はあくまで支配的金融資本家擁護のために、われ〳〵の一方的犠牲によつて生産を復興せんとし、自ら三月キキを呼號し、インフレをあおり、石炭キキをはじめとする全産業のキキを深め、全勤勞者階級を窮乏のドン底に追い詰めつゝある。全官公廳勞組を中心とする二・一ゼネストこそはまさにこのキキを突破せんとする組織勞働者の吉田内閣反動政策に對する一大攻勢である。吉田亡國内閣打倒の日まで、この大闘爭のホコをおさめるものでないことを宣言する。

11、世界勞連代表歡迎國民大會

一九四七年四月四日・宮城前廣場

急速な發展をみた日本の勞働運動の大きな期待は世界の勞働運動との提携（實質的にはあるにせよ、組織的な）であった。一九四五年二月ロンドンに第一回世界勞働組合會議が、次いで同年九月廿五日―十月八日パリで第二回會議が招集された結果、五十六ケ國、六千六百萬の廣汎な國際的勞働者組織「世界勞働組合連合」(World Federation of Trade Union. W. F. T. U)が結成されたが、國際勞働者組織との提携を望む我國の動きも「世界勞連の旗の下に」と云うスローガンが主要な組合にかゝげられていることによつて示されている。

その世界勞連の代表が一九四七年三月日本を訪れた。一行の團長、世界勞連書記長ルイ・サイヤン氏は三月廿一日空輸羽田に到着、三月廿四日午後三時から勞連代表と日本勞働者

の正式會見が行われた。當日の參加者は、
世界勞連側　ルイ・サイヤン（勞連書記長）ウイラード・タウンセンド（米）エル・タルソフ（ソ）アーネスト・ベル（英）ワルトベルグ（勞連事務長）
日本側　渡邊（歡迎委員會書記長、全電工）聽濤（產別）原（總同盟）三田村（日勞）田村（全遞）鈴木（國鐵）安江（造船）稻垣（全敎協）佐藤（全官公）北田（都勞連）

席上サイヤン氏は
「われわれの目的は日本の勞働運動に協力するためである。勞働者の組織、働いている現場、赤裸々なその生活狀態、日本の經濟狀態などを具體的にしらべたい。日本の勞働者はかつても苦しんできたが、今もなお苦しんでいる、これを助けるのがわれわれの役目である。そのためには組合の力を發展させることと組合の統一を行うことが絶對的な條件になる」とのべ、特に戰線統一を强調した。

一行はその後東京、京都、大阪、廣島、福岡、大牟田の各地を訪れた。

（全勞連世界勞連加入促進委員會書記局は廿二年十月、世界勞働情報第一輯に、世界勞連代表の日本視察に關する豫備報告全文と、ソ連代表タラソフ氏の視察記をかゝげている）

四月四日の歡迎大會は二〇萬の勞働者が集つた。「萬國の勞働者團結せよ」（Proleto j De ciuj Landoj Unigu Vin）と日本語とエスペラント二樣にかゝれた壇上に北田一郎（都勞連）が司會を行つた。大會議長には產別の聽濤議長が推され、總同盟の松岡會長は代表として歡迎の辭をのべた。その時再び立つた聽濤議長は「世界勞連代表が今日こゝに出席することが出來なくなつた」旨を辯明、大會は拍手を以て了解の意を表した。

代表演說、來賓祝辭の後、民主革命に邁進する旨の決議文を採擇してデモに移つた。

12、復活第二回メーデー
（第十八回・昭和二二年）

敗戰後二度目の〝働くものの祝典〟第十八回メーデーは東京始め六大都市や全國各地に盛大に繰りひろげられた。東京における參加人員は約五十萬名といわれ、二一年のメーデーよりも多くの人々が參集した。まず八時五十分から土方與志氏總指揮の「メーデー祭」によつて始められ、自立劇團バンドによるメーデー歌のコーラス、石井漠舞踊團の新勞働歌舞踊、日農の「八木節」、日映演の野外バレー等の多彩なもよおしを終えてのち、「インターナショナル」の合唱と共に、午前十時大會開會宣言が行われた。この日の司會者は土橋一吉氏（全遞）、副司會者は北川義行（總同盟）、加藤閲男（國鐵）、

角田光政（私鐵）の三氏であつた。ついで代表演說にうつり聽濤克己（產別）花塚正吉（日勞會議）鈴木市藏（國鐵）參議員議員岩間正男（全敎協）の諸氏がこも〳〵起つて勞働戰線の統一を强調し、婦人代表渡邊のぶ氏が女性解放を絕叫して代表演說を終つた。つゞいて河野平次氏（都勞連）が宣言を、安江義藏氏（造船）が決議文を朗讀して滿場一致可決をみ、世界勞連へのメッセージを採擇して最後に友誼團體のあいさつに移つた。各代表の演說要旨左の通り。

西尾末廣氏（社會黨代表）　メーデーはわれわれの一里塚だ、過去一年間を省みて、その正しきはさらに押し進め、過つた部分は勇敢に是正しなければならない。次の一里塚までわれわれは階級的利益を追究すると同時に日本再建の主體たる二重の責任を確信し、破壞よりも建設へ進む。

德田球一（共產黨代表）　われわれは社會黨を中心とし、自由黨を政權から追い、働くものの政治力を增大しなければならぬ。

その他岡田宗司氏（日農代表）、朝鮮人連盟、文連、生活協組代表のあいさつがあつて、新勞働歌の高唱のうちに大會を終つた。

午後一時から城東、城北、城西、城南の四地區每にデモ行進を行い、四時半までにはそれぞれ解散した。一方大會實行委員は首相官邸へ、大會決議を携えて會見を申し入れた。

大會スローガン、宣言、決議及び世界勞連へのメッセージは次の通りである。

スローガン

◇生活を保證する最低賃金制の確立
◇生產復興は働くものの手で
◇勞働戰線の即時統一、世界勞連への參加促進
◇ヤミとインフレの政權反對、民主政府の樹立
の四項を中心スローガンとし、このほか
◇首切絕對反對、資本家全額負擔による失業保險法の制定◇封建的雇用制度反對、勞働基準法の徹底◇遲配缺配の即時解消、配給物資の增量◇六・三制の完全實施と敎育の民主化◇働くものへの惡稅反對、大ヤミ利得の徵收◇賠償による勞働者の犧牲絕對反對
◇耕作權の確立◇海外同胞の引揚捉進、戰災者、引揚者に衣職住を與えよ

宣言（要旨）

われわれは昨年大規模なメーデーを決行し、解放された日本勞働者の民主主義に對する熱意を中外に表明した。そして民主政府樹立のために前進することを誓つた。しかしこの目標は未だ達成されず、深まりゆく經濟危機とインフレの中に、われわれの苦闘は續いている。目標に向つて前進するには勞働戰線を統一し、農民市民と提携して、働くものの力を一つに結集させなければならない。

第十八回メーデにあたつて、われわれ全日本の勞働階級は高らかに宣言する。

決　議

◇生産費を償う米價の設定◇配給機構の民主化、生活協同組合に配給權と荷受權を與えよ◇プラーグ大會への代表派遣、世界勞連及び各國勞組代表來訪要請◇少年勞働反對、働く青年、婦人に自由と文化を與えよ、ほか廿二項

世界勞連へメッセージ

世界勞連加入各國勞組御中　世界勞連代表の日本來訪はわが國勞組運動に大なる刺激を與えた。われらは勞働戰線を急速にかつ强力に統一しもつて貴組合の友情に答えることを誓う。ここに代表派遣に對し厚く感謝すると共に、更に貴組合の代表を日本勞組運動視察に派遣されんことを懇請する。世界の勞働者團結萬歳

13、社會黨激勵國民大會

一九四七年七月六日・宮城前廣場

五月末に社會黨首班内閣が成立して以來、多くの勤勞大衆は期待をもつてみまもつていたが、六月に發表された經濟緊急對策、それの一環たる暫定業種別平均賃金は社會黨が公約を忘れ保守陣營の屈伏を表したものとして總同盟を除く組織勞働者より非難を浴びた。

「社會黨激勵國民大會」は、社會黨に社會主義政黨本來の姿にかえつてもらおうと云う氣もちをのせて開かれた。全勞連主催の下に約二萬の産別、總同盟、日勞、日農等の勞農組織及び各種文化團體、市民等集り、總同盟の高野實氏が司會を行つた。議長に選任された全遞の土橋一吉氏は

「勤勞階級の支持によつて内閣の主班となつた社會黨はその公約した政策を强行せねばならぬ。……政府は最近新物價體系を發表したが、勞働者の反對を押切つて公定價を今までの三倍にひきあげ、しかも業種別平均賃金は一八〇〇圓にばめこもうとしているが、われわれ勞働者は物價の引上げによる家計の破たんに對しては賃金値上げ運動を起して生活を守ると同時に生産と經濟の復興に努力したい。この正しい要求をじやまする惡德企業家、大ヤミ師、不當な新圓階級の打倒を現政府、社會黨が斷行しなければ片山内閣は重大なる政治的危機に直面するであろう。もしも片山内閣を勤勞者が無條件白紙委任狀で支持していると思うなら大きな間違いである。石炭、鐵鋼、肥料その他の重要産業を國營にし、金融機關を國營として生産の復興に努め、首きりなど勞働者の犠牲によらない企業整備も社會主義政策の一かんである。

社會黨は保守政黨となれ合つてその性格を失い抱き合い心中をしてはならぬ。

そのためには四黨政策協定を破棄する決斷を促すものである」

とへきとうに强調したが、この土橋氏の論旨は次いで演壇にたつた産別の龜田東伍、總同盟の重盛壽治、全官勞の佐藤安政、日本農民組合の成瀨等各氏の激勵にも一貫していた。あいさつに立つた西尾國務相は、「いろいろと激勵や非難もうけるが社會黨單獨内閣ではないことを考えてもらいたい、勤勞者諸君の要望は漸次具體化していきたい」と答えた。

大會はついで次の如き決議文を採擇し、壇上の西尾國務相に手交した。

決　議

社會黨を主軸とする片山内閣は民主革命途上に於ける民主的内閣の端初的性格をもつが故に我々勤勞階級は社會黨が閣議、議會内外の大衆的壓力を振つて公約せる中心的經濟政策を即時實行されんことを要望する。

1、電源開發を大規模に起せ！
2、銀行石炭肥料の國家管理！
3、勞働者の犠牲による企業整備絶對反對！
4、生活必需物資の完全配給とこれに基ずく生活給の確立！
5、惡税の改正、ヤミ利得の追求！
6、官僚機構の徹底的民主化！
7、社會黨の公約を實現せよ！
8、インフレで國民生活を破カイした自由黨を糾彈せよ！
9、土地改革の徹底と利潤ある農産物價の確立！

右決議す

一九四七年七月六日　　社會黨激勵國民大會

デモは二隊にわかれて行われたが、この日大阪、横濱など各地でも同様趣旨の大會が行われた。

14、最低生活權確保人民大會

一九四七年十二月十八日・宮城前廣場

一年前の十二月十七日五〇萬に近い人民が「生活權確保吉田内閣打倒人民大會」に參加して〝ヤミとインフレの撲滅〟を叫んだが、年かわり、吉田内閣は潰え、勤勞者の政黨と云われる社會黨に政權は移つたが、勞働者の生活權確保は達成されなかつた。すでに七月、社會黨激勵人民大會が行われて社會黨の公約實行を迫つたが、社會黨は保守黨との連立政權にある苦衷をのべて、實際にはインフレの進行もたかまるばかりであつた。こゝに次の大會スローガンの下に「最低生活權確保人民大會」が開かれるに至つた。

大會スローガン

1、企業整備、行政整理による首切り絶對反對
2、人たるに値する最低賃金制の即時確立
3、適正價格による生活必需物資の完全配給
4、生産費をつぐのう農産物價格の制定
5、重要産業、金融機關の國營人民管理
6、全額國庫負擔による六・三制完全實施
7、國家公務員給與法案反對
8、民主人民戰線の即時結成
9、働くものの手による働くもののための生産復興
10、增産を阻む骨拔き炭鑛國管法案反對
11、天下り電力割當て反對民主的配分機構の確立
12、勞働戰線統一は電力よこせ闘爭から
13、勞働者農民の惡税、大衆課税絶對反對
14、水害對策の即時完全實施

15、産業動力を守るため薪炭を完配せよ
16、民族的差別による不法彈壓絶對反對
17、列車削減運賃値上げ絶對反對
18、ポツダム宣言の嚴正實施

尙、總同盟はこの大會が、片山内閣に反對するものであれば、片山内閣に全面的に協力するとの基本方針にはずれると難色を示し、參加を拒否したが、當日は總同盟傘下の關東金屬、東交などの組合員を含めて約廿萬の大衆が參加した。

大會責任者産別の龜田東伍、司會者全船の安江義藏兩氏の挨拶の後、菅道（産別）小林一（國鐵）土橋一吉（全遞）金民化（朝連）松山隆茂（全自動車）佐藤安政（全官勞）松本愼一（文連）の各氏を議長團にえらび、全遞土橋氏は議長團を代表して

「この大會は、獨占金融資本、封建的官僚反動政黨ブロックが自己の利益のために首切り、低賃金、彈壓を加えて、祖國の焦土化をも顧みようとしないのに對して、勞働者、農民、市民など働くものの生産復興、祖國再建鬪爭の開始であり、三黨連立して妥協的な片山内閣を徹底的に批判して、社會主義政策の斷行を要求するものである」

とのべ、議事に入り、電力對策（說明者電産・栗原）賃金（全遞・村山）ヤミぼくめつ（日通・濱名）企業整備（電工・川島）行政整理（自治勞・岡田）重要産業社會化（炭協・水上）教育復興（日教組・荒木）惡稅大衆課稅（全財・品川）農業復興（日農・大森）生産復興（産別・喜田）民族的差別反對（朝連・李）の各對策を可決し、さらに緊急動議としてだされた山ねこ聲明とり消し（全遞）板橋事件の岩田英一氏無罪要請（勞農救援會）大量首切り反對（全國農業會從組）水害對策（日教組）民主團體機關紙に紙よこせ要求（機關紙協會）の緊急動議を採擇し、共産黨の德田球一氏が來賓として祝辭をのべた。尙この間全電工の渡邊氏から、世界勞連參加についての報告があつた。

大會が採擇した決議文の要旨は次のとおり。

「社會黨主班内閣が成立するや、われわれ勤勞大衆は社會黨の公約實現を期待したのであるが、内閣成立後の諸施策はことごとくわれわれのせつなる期待に反し、公約の片りんさえうかがうことが出來ない狀態である。かくして政府のあらゆる辨明にも拘らず經濟危機は日々增大深刻化しつゝある。事態は明かに反動的、資本家的方式によつては絶對に經濟復興の出來ぬことを實證したものである。かゝる政府に對してはわれわれはもはや何らの期待をも持ちえないとの感を深くするものである。われわれはかゝる情勢を忠實につかみ、いまや眞に祖國の再建をなしうるものはわれわれ勤勞大衆なることを痛感する。」

「町から、村から、工場から」の大合唱の後に大會參加者はデモに移り、議事堂、首相官邸、虎の門、田村町を經て午後三時半すぎ增上寺前で解散した。大會實行委員は、首相官

邸、商工省、最高裁判所等に赴いて決議文を手交した。

第七節　婦人運動

婦人運動は組合運動の一環として、それぞれの組織でとりあげていることはいうまでもないが、我が國における婦人の社會的地位の特殊性から、それらの運動も自然共通性をもつている點が特に指摘される。それ故各組織の婦人對策をそれぞれ述べることは避け、婦人運動の性格を特徴的に示している次の二團體を紹介するにとゞめる。

一、新日本婦人同盟

我國參政權獲得の草分として有名な市川房江氏を中心として、昭和二十年十一月三日、新日本婦人同盟は誕生した。同盟は會長市川房江氏を始め舊婦選獲得同盟關係者を中心としたものであり、又その不偏不黨の原則は、かつて婦選獲得同盟が宣言した、「絶對中立を保持す」と全く軌を一にしたものである。したがつて、本同盟は婦選獲得同盟の後繼者といわれている。同盟は當時の民主化運動昂揚の波に乘つて活潑な動きを見せていたが、二十二年三月會長市川房江氏は公職不適格の指定をうけて會長を辭したので、後任として藤田たき氏が選ばれた。

新日本婦人同盟綱領

私共は婦人參政權を獲得し、之を有效に行使する事によつて次の諸項の實現を期するものである。

一、政治と臺所を直結せしめ、國民生活の安定を圖ると共に家庭生活の合理化、協同化を促進する事

一、封建的な諸拘束並に全權的な支配から婦人を解放し、その能力の伸張を圖ると共に婦人の經濟的、社會的法律的地位を高める事

一、婦人の政治意識をたかめ、男子と相協力して、眞に民主的平和的な新日本を建設する事

一、國際正義を尊重し、世界の恒久平和の確立と人類文化の發展に寄與する事

尙私共は右の實現にあたり、一黨一派に偏せず、隨時各政黨及各種團體と提携協力しようとするものである。

主な事業は

一、婦人に不利な法律制度の改廢運動

一、與へられた婦人參政權をより有效に行使するための政治教育運動

一、婦人に關係深き生活、教育、勤勞等に關する政策の樹立と之が實現の爲の運動

新日本婦人同盟は婦人にとつて住みよい、民主主義日本、平和愛好國日本をつくる爲の婦人有權者の集りで、本部を東京に全國各地に亘り三十五の支部がある。

支部は會員三十名以上の規定で釧路、函館、札幌、小樽、網走(以上北海道)、秋田、鷹の巣、大曲、大館、花岡(以上

秋田縣)、仙臺(宮城縣)、郡山、福島、富久山(以上福島縣)、土浦(茨城縣)、杉並、世田谷、青梅(東京都)、横濱(神奈川縣)、主基(千葉縣)、御殿場、小山、飯田(以上靜岡縣)、名古屋、知多(以上愛知縣)、彦根(滋賀縣)、松本(長野縣)、京都、米子(鳥取縣)、松江(島根縣)、別府、大分(大分縣)の各地におかれ、會費は月額十圓で所屬會員數は約三千名である。機關紙として月刊『婦人有權者』を出している。

二、婦人民主クラブ

昭和廿一年三月マ司令部民間情報教育部のウィード女史の推奬により、社會黨、共産黨並に自由主義陣營の少數の婦人達によつて同十六日婦人民主クラブが生れた。最初は宮本百合子、山室民子、佐田稻子、羽仁說子、松岡洋子、赤松常子加藤シヅ枝、山本杉の八氏の合議制によつて運營されていたが十一月には委員組織に變り、松岡洋子氏を委員長に、次の規約をかゝげて再出發の形をとつた。それと同時に全國的な組織をもち始めた。

クラブ規約

第一章　總　則

第一條　この會は婦人民主クラブとゆう

第二條　クラブは事務所を東京都港區新橋七ノ一二におく

第三條　クラブは婦人に向けられたる封建的な思想制度及び習慣に對しその解放の爲に互いに助け合い職域、地域　家庭に新しい自主的な生活を築くことを目的とする

第二章　事　業

第四條　クラブは第三條の目的を果すため次の事業を行う

一、新聞、雜誌、書籍の發行

二、講演會、研究會、講習會、座談會をひらく

三、その他必要な事業と活動をする

第三章　入會と脫會

第五條　クラブは右の趣旨に賛成し、目的實現に協力しようとする人で組織される

第六條　クラブに入りたい人は規定の申込書に會費一ケ月以上を添えてクラブ事務所に申込む

第七條　三ケ月以上會費を拂わないときは脫會したものとみる

第八條　會員がクラブの趣旨にもとる言行をした場合は、中央委員會で十分に調査審議の上、總會を開きその出席者三分の二以上の同意で除名することが出來る

第四章　機關と役員

第九條　クラブに次の機關をおく

一、全國總會　二、中央委員會

三、常任委員會　四、事務局

五、會計檢査委員會

一、全國總會

(イ)　全國總會は毎年少くとも一回定期にひらく、全國會員十分の一以上がのぞむとき、又は中央委員會が必要と認めたときは臨時總會を開くことができる

(ロ)　總會は次の事項をおこなう

一、事業方針の決定、豫算、決算の審議決定
一、中央委員の選任
一、その他必要な事項

活動狀況

活動狀況として、機關紙、週刊婦人民主新聞を發行している。この編纂出版はすべてクラブに勤務する數人の婦人の手でなされている。發刊部數は現在七萬である。その他書籍の出版（かもめの船出、女性の歴史）を出している。又杉並區松ノ木町に共同作業所を設け家庭内職の補導とあつせんに務めゐ外、クラブ事務所に法律相談部を設けて一般婦人の身の上相談、法律相談に應じている。その擔當は法學士川上千惠子氏である。なほ時事問題講座を月一回開いて專門家の講義をきゝ質問討議を行い、クラブ員は勿論の事一般婦人をも交えて政治的、科學的、文化的の啓蒙をなしている。その他民主的諸團體と提携してコンミュニティ・チェストや、水害、震災等の救援運動に携つている。全國十一支部に於ても中央本部にならつて、講演會、講習會、見學、バザー等を行う外に月一回の例會を開いている。

あらゆる部門に於ける女性解放の爲に、その生活を合理化するに必要な社會施設の設置（例えば、保育所、診療所、浴場、共同炊事場）や改善のための準備を行つているほか、映畫、出版物の改良や、生活協同組合の問題や教育の民主化等に努めている。現在全國クラブ員數四千を有し委員長には松岡洋子氏が留任し、顧問に赤松常子、加藤シヅ江、關鑑子、宮本百合子、羽仁説子、山室民子、山本杉、山本安英の諸氏がなつている。常任委員は櫛田フキ、眞見三江、厚木タカ、鹽谷アイ、河田淑子、角圭子、笠置八千代、田中好子、小關チヱ、湯淺芳子、小松愛子、丹野節子の諸氏である。